

同盟旬報

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十四年一月十日發行

第 二 卷 第 三 十 六 號 · 一 月 十 日 發 行 (No. 55)

【昭和三十三年十二月下旬號】

主 要 記 事

第七十四回帝國議會開會……
政府、對支國交調整方針宣明……
支那事變第七回論功行賞……
晋西掃蕩戰開始さる……
汪精衛國民黨を離脱す……
米國、對日新通牒手交……
伊、佛伊協定廢棄を通告……
米獨關係大戰以來の危機……

社 團 法 人 同 盟 通 信 社 發 行

昭和十三年
十二月下旬
重要日誌

十二月二十一日(水)

- ▽北支に日支合辦實物取引所設立認可
- ▽汪精衛重慶脫出河内着(二十日)
- ▽米大使に蔣積極援助要請
- ▲滿國明年度豫算案等御前會議で決定
- ▲ビルマ政廳、英の對蔣武器輸送否定
- ▲佛印政府武器製造管理部新設
- ▲英北歐諸國海軍條約調印
- ▲英議會濠洲防備問答
- ▲イーデン前外相歸國
- ▲佛伊協定廢業を伊通告
- ▲ユーゴ内閣總辭職、新内閣成立
- 同二十二日(木)
- ▲近衛首相新支那國交調整方針聲明
- ▲政府東亞新秩序建設方針發表
- ▽天津防衛司令部交通部限令公布
- ▲米外交委員長反日獨聲明を發す
- ▲佛内閣信任さる
- ▲佛歲入案下院通過

▲獨ソ通商協定延長

- ▲イツクス米内相演說に獨抗議
- ▲リマ宣言採擇
- 同二十三(金)
- ▲統後後援事業団体等に御下賜金
- ▲第一回興亞院首腦會議
- ▲農林計畫委員會設置
- ▽南支軍澳門當局と文驛
- ▽天津電話接收問題解決
- ▽天津租界悉く聯銀券承認
- ▲滿ソ旅券査證問題暫定解決
- ▲滿國銀行法公布
- ▲加、エチオピア併合承認
- ▲佛總豫算案下院通過
- ▲獨逸で日本演藝展覽會
- ▲フランコ軍總攻撃開始
- 同二十四日(土)
- ▲第七十四回帝國議會召集
- ▲藤原銀次郎氏工業大學設立發表
- ▽中國安清同盟成立

▽國府發言人汪の外遊を發表

- ▲白下院防空豫算通過
- ▲佛重要國務會議
- 同二十五日(日)
- ▲大正天皇祭
- ▽武昌治維會成立
- ▽國社黨、中國共產黨を痛撃
- ▲北支滿洲國間航空郵便開始
- ▲滿國國境建設會議開催
- 同二十六日(月)
- ▲第七回支那事變論功行賞發表さる
- ▲第七十四帝國議會開院式
- ▲外相英米大使と會談
- ▲滿國開拓總局新設
- ▲佛政府地中海對策協議
- ▲ソ波通商協定成立
- 同二十七日(火)
- ▲富山縣下雪崩禍に御下賜金
- ▲黒部峽谷雪崩で死者八十四名
- ▽大上海瓦斯會社、武漢留日同學會成立
- ▲米民間飛行士養成計畫發表
- ▲汎米會議閉會

▲中米無電波長協定成る

- 同二十八日(水)
- ▽蔣介石、近衛聲明の反駁聲明發表
- ▲滿國北鐵讓渡問題でソ聯に通告
- ▲ソ聯の勞働振肅令
- 同二十九日(木)
- ▽陳公博香港到着
- ▲佛デブチに驅逐艦派遣
- 同三十日(金)
- ▽中華道義會生る
- ▽上海工部局總長更迭
- ▽汪精衛香港より重大聲明を發す
- ▽汪及び其一黨香港に集る
- ▲獨潜水艦對英均等保有通告
- 同三十一日(土)
- ▲米對日新通牒手交
- ▲米我が回答に複答提出
- ▲大審院刑事第五部廢止
- ▽彭學沛逮捕、何應欽辭職、顧孟餘汪派を去る
- ▲波チエ國境事件發生

同盟旬報 第二卷第卅六號 十二月下旬號 主要目次

●印は「表紙掲出」記事

宮 廷

- 皇后陛下、孤獨者孤兒へ御下賜金 四
- 統後援事業團體等に御下賜金 四
- 社會事業協會に御内附金 四
- 大正天皇祭 四
- 李健公殿下第一女公子御命名 四
- 武勳の諸將軍に御陪金 四
- 皇太后陛下同仁會に醫藥資下賜 五
- 三内親王傑葉山御用邸へ 五
- 野戰糧食を召させ給ふ 五
- 富山縣下雪崩禍に御下賜金 五

支那事變

- 東久瀨宮殿下軍狀御奏上 四
- 鹽澤提督歸京、軍狀奏上 四
- 牛島滿少將歸京 四
- 四手井侍從武官歸京 四
- 近藤英次郎少將歸京 四
- 小林信男少將歸還 四
- 杉山最高指揮官外國武官招待 四
- 杉山最高指揮官外人記者團招待 四
- 澳門當局と交遊 四
- 彼我損害一覽表(十一月末迄) 四
- 海軍作戦の成果(聖戰第二年) 五
- 陸軍への獻金獻品合計(十二月迄) 五
- 戰死將校氏名 六
- 第七回論功行賞 六
- 近衛聲明の反響 七
- 首相新支那國交調整方針聲明 七
- 蔣介石反駁聲明發表 七
- 米、治外法權撤廢提議重視 八

【空軍】

- 海空軍 五
- 雁柳州、桂林爆撃 五
- 陸空軍 五
- 西安、晋西、重慶、貴陽等爆撃 五

【占領區域情勢】

- 北支情勢 五
- 同浦支線開通 五
- 北支より日本宛小包郵便引下 五
- 日支合辦貨物取引所設立認可 五
- 中華道義會發會式舉行 五
- 天津情勢 六
- 天津防衛司令部交通制限令公布 六
- 天津電話接取問題解決 六
- 天津に邦人中學校設立 六
- 王竹林氏暗殺さる 六

【中支情勢】

- 中支情勢 六
- 中國安清同盟成立大會 六
- 南京市で地租暴發稅徵收 六
- 武昌治維會成立 六
- 武漢留日同學會成立 六
- 武漢地方郵便開始 六
- 漢口人口既に五十萬 六
- 上海情勢 七
- 上海々關收入増加 七
- 大上海瓦斯會社創立 七
- 上海工部局長更迭 七
- 上海日報勝刊大隕新報に合流 七
- 上海日本商工會事務所法人に 七

【國民政府】

- 國民政府 七
- 國民黨漸次共產黨化する 七
- 李漢魂の後任は鄧復光 七

支那公使波外相と會談

- 支那公使波外相と會談 六
- 孔祥熙、米支借款を語る 六
- 蔣政權下に小銃發注説 六
- 米國會社からトラック購入 六
- 蔣抗戰放送 六
- 國際アマ宣傳本部重慶へ移轉 六
- 輸出税免稅辦法 六
- 華僑資金吸收の獎勵辦法 六
- 輸出爲替法を緩和し 六
- 國社黨、共產黨を痛撃 六
- 蔣更に抗戰強化を力説 六
- 【勝利か敗北かあるのみ】(陳誠談) 六

【西南情勢】

- 西南情勢 六
- 四川開發に一千萬元公債 六
- トラック不足で昆明に滞貨の山 六
- 滇緬鐵路工式舉行か 六
- 昆明中心の航空路増強 六
- 蘭州から綏甸へ自動車連絡 六
- 西康省開省準備成る 六
- 佛印の對蔣輪送活況 六
- ビルマ雲南間武器ルート進歩 六

【抗日戰備】

- 抗日戰備 六
- 張學良前線出動説 六
- 各戰區長官入れ替へ 六
- 南支新編軍團司令に張發奎 六
- 抗戰各軍を整理改編 六
- 汪精衛重慶脱出河内消 六
- 周佛海も汪と同行か 六
- 國府發言人汪の外遊を、表 六
- 反共派、改組派退却せん 六
- 汪の出國事情 六
- 蔣介石大狼狽 六
- 汪精衛行動諸説紛々 六
- 汪匿名で河内の某華人宅に 六
- 要人三名更に重慶を去る 六
- 陳公博香港到着 六

陳公博外字記者に語る

- 陳公博外字記者に語る 六
- 彭學沛逮捕、何應欽免職 六
- 汪香港より重大聲明を發す 六
- 顧孟餘、汪派を去る 六
- 汪聲明の重大影響 六
- 國民政府愛色深し 六
- 南洋華僑に衝動 六
- 汪及其一黨香港に集る 六
- 支那紙論評 六
- 汪聲明と列國動向 六
- 米 國 六
- 桑港反日妨礙運動解決 六
- 米大使に蔣積極援助要請 六
- 事變公債買却問題となる 六
- ジョンソン米大使昆明發 六
- 米外交委員長反日獨聲明 六
- 米國內に米蔣借款反對の聲 六
- 米國にも日米親善論 六
- 米を動かす支那の策動 六
- 英 國 六
- 英下院日支問題題答 六
- 麻藥問題で英議員毒すく 六
- 英下院阿片問題題酬全文 六
- 英の對蔣武器輸送否定 六
- 英領廣九線も運轉再開 六
- 香港、澳門間電話開通 六
- 佛 國 六
- 佛印經由抗戰資材輸送活潑 六
- 佛印政府武器製造管理都新設 六
- 外紙論調 六
- 中國新政權 六
- 十一月中の全支貿易激減 六
- 第三次聯合委員會延期 六
- 【北京臨時政府】 六
- 天津租界悉く聯銀券承認 六

天津爲替低落……………
 聯銀券の徹底普及に乘出す……………
 【南京維新政府】……………
 維新政府直轄軍二萬を編成……………
 五月以來知事新任卅九名……………
 黃河巡察官維新政府へ遊離……………

第七十四回帝國議會

●召集・開院式……………
 兩院各派勢力……………
 第七十四議會召集……………
 開院式仰出さる……………
 開院式行幸仰出さる……………
 政府委員任命……………
 開院式……………
 【貴族院】……………
 貴族院成立……………
 各派交渉會……………
 部長理事……………
 無所屬世話人交替……………
 豫算分科部屬變更……………
 奉答文起草協議……………
 本會議……………
 勸語奉答文……………
 感謝決議文……………
 豫算委員……………
 【衆議院】……………
 衆議院成立……………
 部長理事……………
 各派交渉會……………
 本會議……………
 勸語奉答文……………
 感謝、敬用兩決議文……………
 豫算委員……………
 常任委員長理事……………
 【各派動向】……………
 民政黨……………

政治・外交

議員總會……………
 院內總務分擔……………
 常任委員……………
 政友會……………
 議員總會……………
 院內役員事務分擔……………
 報告書記草委員……………
 常任委員……………
 社會大衆黨……………
 代議士會……………
 國民同盟……………
 議員總會……………
 東方會……………
 代議士會……………
 全體會議……………
 第一議員俱樂部陣容……………
 樞密院……………
 定例本會議……………
 【政 治】……………
 ●東亞新秩序建設方針宣明……………
 內閣再組織氣運動……………
 總動員審議會……………
 六勸令案要綱可決……………
 議會制度審議會總會……………
 大選區區制可決……………
 選舉制度改正答申案可決……………
 第一回興亞院首腦會議……………
 地方長官異動評……………
 關 議……………
 定例閣議……………
 首相內相會談……………
 內閣參議……………
 定例參議會……………
 閣僚參議懇談……………
 首相黨出身閣僚參議懇談……………

閣員參内……………
 往 來……………
 法令公布……………
 ▲内 務……………
 映畫法案要綱……………
 東京市會……………
 地方議會大部分閉幕……………
 ▲文 部……………
 教育審議會特別委員會……………
 官立實業專門學校生徒募集要項……………
 文部次官更迭事情……………
 大隈地方罹災町村に國庫負擔金
 繰上増加交付……………
 兒童就學獎勵金災害地四縣に増
 加交付……………
 兒童遊學獎勵制當額決定……………
 傷損私人に全官公私立學校開放……………
 ▲農 林……………
 農林計畫委員會設置……………
 鶴馬研究委員會初總會……………
 馬取引改善協議會第一回總會……………
 農山漁村調査……………
 水産六團體決議……………
 産業助成金……………
 産業獎勵金……………
 産業補助金……………
 ▲商 工……………
 工業試驗所等擴充……………
 ▲選 信……………
 日支滿電報制度刷新……………
 電話專業組合第一回認可……………
 ▲拓 務……………
 萩原次官滿洲視察……………
 森岡長官歸任……………
 ▲厚 生……………
 醫藥制度小委員會……………
 【外 交】……………

消 息……………
 一般事項……………
 日蘇漁業問題……………
 外相英米大使と會談……………
 米、我が回答に復答提出……………
 【國 防】……………
 陸軍……………
 陸軍首腦部協議……………
 陸軍次官軍務局長兼任……………
 陸軍士官學校卒業式……………
 海 軍……………
 掃海艇方十一號進水式……………
 長谷川中將歸任……………
 【貴族兩院】……………
 貴族院……………
 研究會助選團會合……………
 建部氏同成會入り……………
 【政 黨】……………
 民政黨……………
 選舉制度態度決定……………
 政友會……………
 東亞安定政策採擷……………
 西方氏復黨……………
 【人 事】……………
 官廳辭令、叙位叙勳……………
 【財政・經濟】……………
 【一 般】……………
 改訂生産力擴充計畫案成る……………
 生産力擴充計畫要綱案承認……………
 商工省轉業對策を計畫化……………
 【財 政】……………
 明年度一般會計豫算要綱……………
 主稅局研究中の増稅案大綱……………
 政府貸付金處理委員會……………
 【金融・保險】……………
 興銀は四倍増加に變更……………

七厘一本で平穩越年……………
 詳、臺灣銀行券も膨脹顯著……………
 本年の計畫資本總額……………
 十三年中拂込金七十二億圓……………
 十三年中の東京手形交換高……………
 十三年中の預金部活動狀況……………
 △公社債……………
 國債標準發行價格……………
 英貨公債買入鎖却……………
 十二月中の公社債發行額……………
 公社債發行額六十億圓突破……………
 十三年中の公債消化比率……………
 出雲電氣社債五百萬圓發行……………
 △保 險……………
 風水害保險免許さる……………
 利益擔保火災保險特約認可……………
 九社に信用、硝子、盜難保險事
 業免許……………
 十月中外國卅三生保業額……………
 【産 業】……………
 洋灰設備製鉄轉換協定に統制命令……………
 ▲農 漁 業……………
 【物價・賃銀】……………
 紡毛式混紡綿糸に最高標準價格……………
 販賣價格取締規則指定品目追加……………
 糞肥の公定價格制定……………
 滿磷酸公定價格を承認……………
 アルミニウム販賣價格引下……………
 【配給統制】……………
 農機具用鐵鋼の配給統制要綱……………
 日本米穀會社案に反對決議……………
 磷酸肥料配給株式會社創立……………
 【賃 易】……………
 本年度出超四千八百餘萬圓……………
 特殊リンク一月十五日から實施……………
 スフのリンク制愈々實施……………
 輸出向人絹生産削減……………

輸出水産物罐詰製造業に許可制 七
【會社】 十二年末現在會社統計調 六
航空機製造事業許可會社決定 七
大同、日本發送電へ包括的出資承認 六
△人事異動 六

【市場】 低落の一途を辿つた本年の株界 六
【社會・文化】 訪獨伊新聞使節團歸朝 六
藤原氏工業大學設立 六
【檢察・裁判】 實子殺しの徳田上告棄却 六
大審院刑事第五部廢止 六
少年保護相談所十ヶ所新設 六
養子縁組に對する新判例 六
警視廳管下犯罪激減 六
【事故・遭難】 黒部峡谷雪崩で死者八十四名 六
【雜】 東京市の人口動態(七月—九月) 六
少年の工場就職希望率 六
年賀郵便著減 六
計 六

【スポーツ】 滿洲國 明年年度豫算案等御前會議で決定 六
飛行場無電設備を國家管理に 六
北支滿洲國間航空郵便開始 六
國境建設會議開催 六
滿洲靈廟竣工式 六
大王家馬燈塔完成 六
國都建設計畫法改正 六
安東、新義州兩港の取締統一 六
通化省の匪首投降 六

人事異動 六
【外 交】 滿洲國遣歐使節團歸朝 六
滿ソ旅券査證問題暫定解決 六
北城瀾渡問題でソ聯に通告 六
【財政・經濟】 特殊會社制度再検討 六
地方税法及法人營業稅改正 六
十二月上旬對外貿易 六
滿洲國の本年度貿易 六
銀行法公布 六
毛皮、皮革統制法公布 六
滿鐵明年度事業費豫算 六
滿洲鑛業開發會社十倍増資 六
滿鐵、オイルシール第二次計畫 六
昭和製鋼鐵廠處理開始 六
昭和製鋼鐵増産計畫 六

世界情勢

國際政局展望 六
國際軍械競争 六
英北歐諸國海軍條約調印 六
英議會の豫洲防備問答 六
大規模な英國防空計畫 六
英を脅威する獨の航空母艦 六
獨潜水艦對英均等保有通告 六
米大西洋艦隊當設 六
米民間飛行士養成計畫發表 六
新年の敬書で大軍擴張發表 六
卅九年度米海軍大演習 六
白下院防空豫算通過 六

英國・英帝國 六
英首相の演説と英紙 六
英内閣明春改造か 六
イーデン前外相歸國 六
イーデン氏外務省に報告 六
英領相パリ訪問 六

加、エチオピア併合承認 六
英記録飛行機の構想 六
經濟 六
フランス 六
佛ソ、佛波關係の現状 六
佛内閣信任さる 六
議入案危く下院を通過 六
總豫算案下院通過 六
重要國務會議 六
社會黨團硬方針維持 六
社會黨大會終る 六
佛勞動同盟衰頹の兆 六
佛大使獨次官と會見 六

【佛伊關係】 佛伊協定廢棄を伊通告 六
英首相伊に警告か 六
佛伊協定廢棄の對策協議 六
佛は沈黙時期 六
佛の對伊回答決定 六
佛廢棄を英獨にも通告 六
佛の對伊回答手交 六
伊作家代表追放さる 六
チユニス總督訪佛 六
佛政府地中海對策協議 六
ダラディエ首相の歴訪日程 六
英首相パリ立寄りか 六
アフリカに於ける伊の工作 六
佛チブチに驅逐艦派遣 六
伊はチユニスに干渉の權利あり 六

ドイツ 六
獨逸で日本演藝展覽會 六
イタリヤ 六
伊洪會談内容 六
ソ聯邦 六
ソ聯の労働振興令 六
肅清行過ぎ是正工作 六
内務人民委員部次長任命 六

獨ソ通商協定延長 六
ソ波通商協定成立 六
ソ伊兩國總領事館閉鎖 六
深海測深建造 六
ソ聯のチカロフ記念事業 六
ソ聯に新稱號 六
歐洲諸國 六
チエコ共產黨解散 六
チエコ全政黨解散 六
ポーランド反波放送に抗議 六
波チエ國境事件發生 六
獨伊外相後隨訪問か 六
バルカン諸國の大使交換 六
駐佛羅新大使 六
ルーマニア新外相 六
ルーマニアに列軍衝突慘事 六
勃首相近くトルコ訪問 六
ユーゴ内閣辭職 六
ユーゴ新内閣成立 六
希臘王御辭職 六
第二インター指導者逝く 六
【スペイン】 佛政權の輸出品差押令 六
フランコ政權英に抗議 六
フランコ軍總攻撃開始 六
フランコ軍清々進撃 六
スペイン戰況漸く活潑 六
ジブラルタル沖の海戰 六
米スペイン市民救済 六
フランコ政府内相急逝 六

獨紙イツクス長官を痛撃 六
獨墨貿易協定に干渉示唆 六
米議員の米獨關係論 六
米商務長官後任決定 六
無電會社従業員同情罷業 六
經濟 六

【汎米會議】 共同防衛案遂に骨抜き 六
リマ宣言成る 六
リマ宣言内容 六
米國の意圖失敗 六
汎米會議決裂の危機 六
非戰鬥員空爆禁止決議 六
重要議題を握り潰し 六
米代表の態度にア國硬化 六
汎米會議の險惡な雲行き 六
リマ宣言遂に採擇 六
リマ宣言案要旨 六
次回會議地決定 六
汎米共同運帶宣言成立か 六
汎米運帶宣言遂に採擇米 六
代表の演説 六
ハル長官の努力無駄ならず 六
汎米會議閉會 六
軍國主義の脅威を強調 六
ル大統領汎米會議を諷刺 六
獨紙汎米會議を嘲笑 六
佛紙汎米會議を禮讚 六
汎米會議は木の失敗(獨外務省 見解) 六

中南米諸國 六
中米無電波長協成る 六
リオに日本製Xマス玩具 六
ブラジルで近く獨身稅設定 六
チリ新内閣觸れ 六
國際聯盟 六
第三百回聯盟理事會 六

獨紙イツクス長官を痛撃 六
獨墨貿易協定に干渉示唆 六
米議員の米獨關係論 六
米商務長官後任決定 六
無電會社従業員同情罷業 六
經濟 六

獨紙イツクス長官を痛撃 六
獨墨貿易協定に干渉示唆 六
米議員の米獨關係論 六
米商務長官後任決定 六
無電會社従業員同情罷業 六
經濟 六

【汎米會議】 共同防衛案遂に骨抜き 六
リマ宣言成る 六
リマ宣言内容 六
米國の意圖失敗 六
汎米會議決裂の危機 六
非戰鬥員空爆禁止決議 六
重要議題を握り潰し 六
米代表の態度にア國硬化 六
汎米會議の險惡な雲行き 六
リマ宣言遂に採擇 六
リマ宣言案要旨 六
次回會議地決定 六
汎米共同運帶宣言成立か 六
汎米運帶宣言遂に採擇米 六
代表の演説 六
ハル長官の努力無駄ならず 六
汎米會議閉會 六
軍國主義の脅威を強調 六
ル大統領汎米會議を諷刺 六
獨紙汎米會議を嘲笑 六
佛紙汎米會議を禮讚 六
汎米會議は木の失敗(獨外務省 見解) 六

中南米諸國 六
中米無電波長協成る 六
リオに日本製Xマス玩具 六
ブラジルで近く獨身稅設定 六
チリ新内閣觸れ 六
國際聯盟 六
第三百回聯盟理事會 六

獨紙イツクス長官を痛撃 六
獨墨貿易協定に干渉示唆 六
米議員の米獨關係論 六
米商務長官後任決定 六
無電會社従業員同情罷業 六
經濟 六



皇后陛下、孤獨者孤兒へ御下賜金

【二三】 御仁慈深く涉らせ給ふ皇后陛下には歳末御恒例に依り赤十字病院、濟生會、慈惠會、福田會育兒院の四私設團體に救助收容されてゐる孤獨者、孤兒の身の上を思召され廿一日金一封下賜遊ばされた

統後援事業團體等に御下賜金

【二三】 畏き邊りでは廿三日皇太子殿下第五回の御護辰の佳き日、難事業たる結核療養所を始め一般社會事業並に戦時下統後援事業に活躍する十二社會事業團體に對し事業御獎勵御補助の思召を以て金一封宛總額金十五萬圓餘を下賜せられた

社會事業協會に御内帑金

【二三】 天皇陛下には畏くも社會事業御獎勵に深き大御心をそゝがせ給ひ廿三日財團法人中央社會事業協會に對し同會事業基金として御内帑金十萬圓下賜の御沙汰があつた

大正天皇祭

【二三】 大正天皇祭は廿五日午前十時宮中皇靈殿に於いて厳かに行はせられた、秩父宮殿下を始め各皇族方御參列近衛首相以下文武閣官等御參列、多摩陵には勅使として小出學典を參向奉幣せしめられた

李健公殿下第一公女子御命名

【二三】 去る十九日御日出度く御誕生あらせられた李健公殿下第一公女子の御名は廿五日「沃子」(ハルコ)と御命名あら

支那支事

旬間大観

山西省西部に蠢動する共産匪の大討伐戦は本句歇然開始され、黒龍關、船窩鎮、午城、大寧等の敵據地は次々に陥落し要衝吉縣も遂に我軍の掌中に歸した。晋西定まらば全山西の清滯が完全に成就するわけである。

廿六日本事變關係將士の第七回論功行賞が發表された。

新支那との國交調整に關する帝國の根本方針につき廿二日近衛首相より發表された。列國の反響は我等の豫想通り、中で米國は我が政府に新通牒を手交した。

この不動確固たる聲明が國際的に我國に磐石の勢威を加へた時、蔣政權に於ては柱石汪精衛が國民黨を離脱して香港に來り重大聲明を發した。國府部内の狼狽は素より南洋華僑また驚愕し列國も等しく彼の行動に注視を向けてゐる。汪の眞意は知らず、知るは國民黨崩壞の兆である。

東久通宮殿下軍狀御奏上

【二三】 大國の御征旅に三軍を御統率あそばされて八ヶ月、武漢攻略に不滅の御武勳を樹てさせられた東久通中將宮殿下には此の度軍事參議官に御榮轉、廿一日午後二時廿五分東京驛御着鳴れて御歸還遊ばされた、殿下には直ちに御參内、天皇陛下に拜謁武漢御攻略の軍狀に關し、御武勳を奏上せられた、陛下には殊の他に御滿悦あらせられ、畏くも御嘉賞の優渥なる勅語を賜ひ御慰勞遊ばされた、御前を退かせられた殿下には更に皇后大夫を通じて皇后陛下に御歸還の御挨拶を言上の後宮中を退下せられたが畏き邊りでは中將宮殿下に對し勞を福らばせられて御紋附銀花瓶一對並金一封を下賜せられた

鹽澤提督歸京、軍狀奏上

【二三】 世界戦史に輝やくバイアス海敵前上陸を擧導掩護し、又廣東を攻略、南支作戦に赫々の武勳を樹てこの度軍令部出仕に榮轉した前南支方面海軍最高指揮官鹽澤幸一中將は廿一日午前九時十分東京驛濱利車にて鳴れて歸京、直ちに參内、天皇陛下に光榮の軍狀奏上をなした

小林信男少將歸還

【二三】 中支戦線から歸還、陸軍野戦砲兵學校監事に轉任した小林信男少將は廿一日午前十時神戸入港の天津航路長江丸で歸來同午後零時廿五分三宮發着で東上した

杉山最高指揮官外國武官招待

【二三】 杉山最高指揮官は廿六日午後三時アメリカ、マリン、ゼーマンストン大佐以下在京英、米、佛六海軍武官及び大使館護衛隊長九名を軍司令官官邸に招待茶會を催した

賜せられ、また皇后陛下は廣幡大夫を通じて御慰勞の御言葉を賜はり提督一行は光榮に恐懼感激して宮中を退下した

牛島滿少將歸京

【二三】 事變勃發當初から北支の各地に轉戰轉じて杭州海敵前上陸に赫々の武勳を樹て漢口攻略戦には一番果敢行、支那大陸に勇名を轟かした牛島滿少將はこの度豫科士官學校幹事に轉じ廿二日午前七時十分東京驛濱利車で一年半振りで歸還入京した

四手井侍從武官歸京

【二三】 畏き邊りより御差遣の侍從武官四手井綱正大佐は二月月に亘つて中南支方面の第一線部隊に聖旨並に命令を傳達の上所在の病院で戰傷病患者を見舞ひ重大任務を達成、廿八日午前七時十分東京驛濱利車で歸京した

近藤英次少將歸京

【二三】 揚子江溯航艦隊指揮官として細く漢口攻略を成し遂げ更に掃蕩戦を續けてゐた近藤英次少將は廿九日午前八時東京驛濱利車で歸京した

小林信男少將歸還

【二三】 中支戦線から歸還、陸軍野戦砲兵學校監事に轉任した小林信男少將は廿一日午前十時神戸入港の天津航路長江丸で歸來同午後零時廿五分三宮發着で東上した

杉山最高指揮官外國武官招待

【二三】 杉山最高指揮官は廿六日午後三時アメリカ、マリン、ゼーマンストン大佐以下在京英、米、佛六海軍武官及び大使館護衛隊長九名を軍司令官官邸に招待茶會を催した

杉山最高指揮官外人記者團招待 北京【二三】 杉山最高指揮官は廿八日午後四時半軍司令官官邸に在京外人記者團を招待しセプションを催した、集る者英、米、佛、獨、伊以下各國新聞通信記者卅餘名

澳門當局と交關

▲久門少佐澳門總督訪問 澳門【二三】 廿二日澳門に來着した南支派遣軍の久門少佐は廿三日午後一時官邸にデ・ス・ザ・バルボサ總督を公式に訪問、軍を代表して今次事變發生以來澳門政府當局が終始嚴正中立を守り續けられたことに對し感謝の意を表明すると共に我が軍がポルトガル領の近接地域で作戦行動を起したことは已むを得ざる理由によるものであると之の爲め各方面に亘り不便を與へたことに關し深甚なる挨拶をなし同總督より答禮を受けて同十五分官邸を辭去した、續いて久門少佐は澳門駐屯軍司令官ペレ

彼我損害一覽表(十一月末迄)

【二三】 大本營陸軍部では廿六日事變發生以來本年十一月末に至る十七ヶ月間における彼我損害の總計及び鹵獲品の調査結果を發表したが、右によれば敵の遺棄死體のみで上海戦の八萬一千、南京戦の八萬三千、徐州戦の十二萬三千、北支方面掃蕩戦の九萬九千、武漢戦の十九萬五千等をはじめとして總計實に八十二萬

せられた旨宮内省から發表された

武勳の諸將軍に御陰食

【三三】天皇陛下には廿六日正午東久邇中將宮殿下を始め前線から歸還した重務局長町尻量基少將、航空總監部總務部長鈴木進道少將、前參謀長青木重誠大佐等に御慰勞の思召に依り聲明殿に於いて御陰食を仰付られた

皇太后陛下同仁會に醫藥資下賜

【三三】皇太后陛下には今次事變に際し財團法人同仁會が醫藥防疫班を組織して支那民衆に對し施藥救療に従事して博愛の實をあげその宣撫の効果尠からざるを思召され特に思召を以て醫藥費として御手許より金一封を同會に賜つた

三内親王様葉山御用邸へ

【三三】女子學醫院に御在學の照宮、孝宮、順宮三内親王様には廿六日御擲ひにて葉山御用邸に入らせられた

野戰糧食を召させ給ふ

【三三】畏くも天皇、皇后兩陛下には、あらゆる困苦缺乏にたへて勇奮する第一線將兵の上を思召され、御日常の御生活は御簡素を旨とせられ給ふと承はるが、御微恙も御經過極めて御願調に涉らせ給ふ陛下には廿七日正午皇后陛下と御擲ひにて大輿御食堂に出御、御覽餐に飯盒をとらせ給ひ、糧秣本廠から御取り寄せの野戰糧食を召させられた

富山縣下雲崩禍に御下賜金

【三三】(宮内省發表) 本月廿七日富山縣下黒部山機平附近に於て崩雪の爲發電工事従事者中多數の死傷者を出したる程開召され御救恤として天皇皇后兩陛下より金一封同縣へ下賜せられた

三千三百名に達し、敵に與へた損害總計は數千とも二百萬を越すものと推算されてゐる。この間等々護國の鬼と化した我忠勇なる將士の數は四萬七千三百三十三名である、なほ主なる鹵獲品の數は現在判明した分は左の如くであるが實際はこれより遙かに多數に上る筈である

- △小銃 廿萬八千 △機銃 一萬一千
- △青龍刀 一萬二千 △野、騎、山砲 六百八十
- △迫撃砲 千二百 △戰車 トラック 五百六十
- △客、貨車 二千二百 小銃彈 千三百六十萬
- △ダムダム彈 二萬 △手榴彈 一二三三三萬
- △砲彈 八十一萬七千 △迫撃砲 彈 百七十一萬八千

又十一月末現在における北支戰線は南は杭州附近より岳州、信陽、開封等を経て山西省境に及び安北東北方地區に達して全長約二千九百七十五軒、之を世界大戰における西部戰線約七百九十軒に比すれば約四倍、南支方面は戰線四百廿五軒で日露戰役における奉天附近の戰線二百軒の約二倍に達してゐる、占據地域は察哈爾、綏遠、河北、山東、山西、江蘇安徽の全省及び河南の大部、浙江、江西廣東の一部にわたり全面積百五十一萬五千七百平方軒で占據地域外の支那本土の四十七パーセント、人口は一億七千萬人で占據地以外の支那本土の人口の六十八パーセントに達してゐる

海軍作戰の成果(聖戰第二年)

【三三】(大本營海軍報道部午後五時三十分公表) 聖戰第二年の海軍作戰の經過並に成果の概要左の通り
一 支那船舶の交通遮断並に制海權の確保 我が海上艦艇は昨年引續き北は

勃海より南は南支那海に至る蜿々二千數百哩の支那沿岸に於て寒風凜冽と闊々具に辛酸を嘗めつゝ黙々として封鎖作戰に従事し支那船舶の交通を遮断すると共に我海上交通を保護し在支作戰部隊をして些かも後顧の憂なからしめたり

二 航空部隊による制空權の獲得並に陸戰協力 我が海軍航空部隊は昨年引續き陸上及海上より支那本土に亘る要地の空襲を行ひ蔣政府が昭和七年以來奮々として建設せし空軍並に各種軍事施設を壊滅して全支の制空權を獲得し又水陸各方面に於ける海軍部隊の作戰に協力する一方我陸軍部隊の作戰に協力し敵陸軍に甚大なる損害を與へたり

三 支那沿岸要地の占領 海上封鎖作戰と關聯し之を強化するため支那沿岸の要地を占領せり、即ち年頭一月十日先づ青島港を占領して山東の敵咽喉を押へ、續いて芝罘、威海衛を占領して北支に於ける敵軍需品の出入を封じ、五月初旬には南支有数の貿易港、華僑の港廈門島を攻略、同月下旬には北轉して龍海線の吞吐口運糧港を占領し、北支の主要海港を全く我が手に収めたり、次いで六月には再び南轉、南澳島を攻略して汕頭港口を扼せり、その他中南支諸港沖の要衝に位する諸島嶼を占領し此等は目下海上並に内陸に對する作戰の據點として海軍部隊を以て確保利用しつゝあり

四 揚子江遼江作戰及漢口、廣東攻略作戰 海軍江上部隊は本年六月上旬より武漢攻略に向ふ陸軍部隊に策應して蕪湖上流に向つて遼江作戰を開始し江岸

の敵陣地砲臺、江上の機雷沈船防材による閉塞線等有ゆる障害困難を排除突破し十月廿七日海陸軍協同武漢三鎮を完全占領し更に江上部隊は遼江を横行して十一月十二日岳陽に達せり、目下揚子江に於て江陰より岳陽に至る六〇〇哩餘の江上の機雷掃蕩江岸の殘敵掃蕩に従事しつゝあり、一方海軍南支方面部隊は陸軍と協同して十月十二日バリアス灣に敵前上陸を敢行し僅かに一向にして十月廿一日廣東を攻略し次で海軍部隊の一部は珠江を遼江して廣東に達し同地下流の珠江を制扼せり、かくて敵の南方よりする最重要なる交通線を遮断せり

五 以上作戰に於て我海軍部隊に依り敵艦艇飛行機に與へたる損害及處分せる敵機雷數左表の通り
(イ)支那海軍艦艇に與へたる損害 昭和十三年度に於ける支那海軍艦艇に與へたる損害

艦名	噸數	總噸數	被損	被害地
永績	八〇	擱座	揚子江	
中山	七〇	擱座	揚子江	
楚泰	七〇	大破	閩江	
楚泰	七〇	沈沒	揚子江	
楚泰	七〇	沈沒	揚子江	
威寧	四八	同	同	
江貞	五〇	同	同	
民生	五〇	同	同	
少砲艦				
義勝	五〇	沈沒	揚子江	
勇勝	五〇	同	同	
公勝	五〇	同	同	
威勝	五〇	同	同	
仁勝	五〇	同	同	
廣勝	五〇	同	同	
濟勝	五〇	同	同	
撫勝	五〇	同	同	

陸軍への獻金數目合計(十二月迄)
【三三】事變勃發以來本年未だに陸軍省に寄せられた銃後國民の赤誠は國防獻金三千四十八萬四千四百八十九圓七十一錢、恤兵金一千三百七十六萬五千八百八十二圓、學術技術獎勵金三百二十二萬八千四百四十七圓五十三錢、合計四千七百

正當	沈沒	擱江
三〇〇	三〇〇	揚子江
海軍	三〇〇	同
崇壽	三〇〇	同
長壽	三〇〇	同
綏寧	三〇〇	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

敵機撃破數	確實	不確實	累計
十二年	五五	五	五五
十三年	五五	五	五五
計	一一〇	一〇	一二〇

(備考)
我損害 十二年 六三 十三年 五〇 計 一一三
(イ)敵機雷處分數
揚子江方面 二、三二二個(内浮流機雷三三六個)
バリアス灣及珠江方面 四一七個

飛行機損害)
(ロ)敵飛行機に與へたる損害(附、我飛行機損害)
敵機撃破數
確實 不確實 累計
十二年 五五 五 五五
十三年 五五 五 五五
計 一一〇 一〇 一二〇

廿七萬三千五百七十七圓七十六錢、又慰問袋二百六十二萬三千八百七十個、銀紙八百七十四萬二千九百九十四匁、銅錢六百一萬一千八百八十四匁、其他恤兵品二十五十一萬二千六百六十六匁の巨額に達して居る

戰死將校氏名

- ▲原隊發表
▲松尾部隊 少尉 内田 幸一(京城府)
▲見部隊(戰傷死)
大尉 岩下不二夫(長野縣) 中尉 渡邊善吉(福井縣) 中尉 大橋甲三(岐阜縣) 中尉 小澤實(滋賀縣)

第七回論功行賞

第七回論功行賞發表

【三六】支那事變第七回論功行賞(海軍は第六回)は上奏御裁可を経て二十六日午後七時四十分賞勳局並に陸海軍兩省より發表された、今回の行賞は總人員六千三百九十九名、内陸軍六千三百五十五名(金鷄勳章五千八百九十五名、内殊勳甲七十六名)海軍九十四名(金鷄勳章七十五名、内殊勳拔群十三名)で陸軍は昨年七月廿五日より本年九月廿三日に至る北支、南京、上海附近の戰團に於て名譽の戦死を遂げ又海軍は昨年八月廿二日から本年七月八日に至る間に於て揚子江沿岸、連雲港、芝罘、南支沿岸、蘭州、漢口、孝感、南昌、上海附近の戰團に於ける名譽の戦死者並に今回は新に戦病死者も行賞の恩典に浴した

陸軍省發表

今般發表せられたる論功行賞は支那事變に於て名譽の戦死又は戦傷死をなせる者

國の英靈中第六回に次で調査を終了せる五千九百廿九名と今次事變の勤務に従事し致々の武勳を擧て不幸病歿せる將士三百七十六名とである、戦(戦傷)死者の總額は期間的には昨年事變勃發直後より本年九月中旬頃迄、地域的には北支、中支の殆んど各方面に及んで居る、病死者に對する行賞は從來の例によれば一般生存者と同時に發表せられてゐたが今回は特に生存者に先立ち恩典の光榮に浴した次第で誠に長き極みである

殊勳甲(七十六名)

- 功三旭三 步中佐 行本 勇(山口)
功五旭七 步曹長 山根 勇夫(同)
功五旭七 步軍曹 百合綱義春(同)
功六旭八 步上等兵 林 瀧市(同)
功六旭八 步伍長 松原 毅(同)
功六旭八 步上等兵 網本久雄(同)
功六旭八 步大尉 千田 忠(廣島)
功四旭四 步少佐 増岡重次郎(同)
功五旭七 步准尉 井上 亮(同)
功五旭七 步曹長 新谷 秀三(同)
功六旭八 步上等兵 渡邊金稔(吳市)
功六旭七 步伍長 寄田 靜夫(廣島)
功四旭五 步大尉 太刀掛守衛(同)
功四旭四 步少佐 永島 貞正(岡山)
功四旭六 步中尉 永山 義衛(廣島)
功五旭七 步曹長 田邊 敏雄(同)
功五旭七 步曹長 神川 廣一(同)
功六旭八 步上等兵 藤井 武夫(同)
功六旭八 步上等兵 斜森 保(同)
功六旭八 步上等兵 安藤正一(同)
功六旭八 工上等兵 内藤忠次(同)
功六旭八 工伍長 宮内 宗一(茨城)
功四旭五 步少佐 指宿通春(鹿兒島)
功六旭八 步伍長 横山 豊(東京)

- 功四旭五 同 藤田 馨(千葉)
功五旭六 步少尉 太田 政明(青森)
功四旭五 步大尉 杉山義夫(北海道)
功六旭八 步伍長 大瀨 孝美(石川)
功四旭六 步中尉 荒井 大岳(同)
功五同 步少尉 石端 勇吉(同)
功五同 步少佐 村田 彌市(同)
功五旭五 步少尉 川崎 祐久(廣島)
功五旭五 步少尉 西尾 勝治(石川)
功五旭五 步少尉 板倉彌三郎(福島)
功五旭七 步曹長 室川 正男(金澤)
功五旭七 步曹長 大野弘雄(北海道)
功六旭八 步上等兵 了海宗久(石川)
功六旭七 步伍長 河田 寅雄(同)
功六旭七 步伍長 西尾 幸橋(同)
功六旭七 步伍長 池田 正富(同)
功六旭七 步伍長 成瀬 芳吉(岐阜)
功六旭八 步上等兵 保志場有三(石川)
功六旭八 步伍長 永谷繁次郎(同)
功四旭四 步少佐 松井榮喜知(愛知)
功六旭八 步伍長 青山 伊三(滋賀)
功六旭八 步上等兵 下西 武夫(福井)
功四旭七 同 伊藤 金助(岐阜)
功四旭四 同 川地 傳吉(滋賀)
功四旭四 步少佐 神戸 八郎(滋賀)
功四旭四 步少佐 近藤 正信(富山)
功六旭七 步上等兵 土田 捨藏(滋賀)
功六旭八 同 萩野 孫助(福井)
功四旭四 步少佐 藤井伊之助(滋賀)
功五旭六 步少尉 川崎隆二郎(福井)
功五旭六 步准尉 一柳 薫(岐阜)
功五旭七 步軍曹 丸野説太郎(滋賀)
功五旭六 步准尉 田淵 盛一(福井)
功五旭七 步曹長 小城 雄三(同)
功五旭六 步少尉 河合 卯一(同)
功六旭七 步伍長 飯沼 榮一(岐阜)

- 功六旭八 步上等兵 川井 義信(岐阜)
功六旭七 步伍長 外村 嘉平(滋賀)
功六旭七 步伍長 坂本 正一(京都)
功六旭八 步上等兵 白井龍太郎(滋賀)
功六旭八 步上等兵 奥村 榮助(滋賀)
功五旭六 步少尉 藤原 獎(愛知)
功五旭六 步准尉 日南富士太郎(廣島)
功五旭七 步曹長 濱田 茂一(徳島)
功六旭七 步軍曹 近藤 富市(同)
功四旭五 工少佐 松田喜久馬(千葉)
功五旭六 步少尉 小池 淺雄(長野)
功六旭七 步伍長 中川 政等(熊本)
功六旭八 步伍長 川島 八郎(福岡)
功四旭六 步大尉 小澤 英範(新潟)
功五旭六 步少尉 柘植 專一(岐阜)
功五旭七 步曹長 白山喜三郎(鹿兒島)

海軍省發表

長き邊の御裁可を経て本日支那事變海軍關係死者第六回論功行賞が發表せられた、今般は名譽の戦死者以外事變地病死者及事變地にて發病し内地送還後の病死者の一部も加へられた、殊勳者中の抜群者として優賞せられたるものは左の十三名である

- 功三旭四 中佐 得猪 治郎(富山)
功四旭六 大尉 今村 武夫(東京)
功五旭七 航兵曹長 櫻井 好造(茨城)
功五旭七 二空兵曹 阿部 正治(山梨)
功六旭八 三空兵曹 宮川 勝治(長野)
功五旭七 航兵曹長 菊池 重鎮(岩手)
功五旭七 航兵曹長 田中 安一(山口)
功五旭七 航兵曹長 的場 豊(山口)
功五旭七 航兵曹長 山口 政市(宮崎)
功五旭七 一空兵曹 松野 正晴(山梨)
功五旭七 二空兵曹 川田治男(北海道)
功五旭七 二空兵曹 池田 輔夫(熊本)

陸軍(功五級以上)

- 功五旭四 步少佐 藤井徳太郎(山口)
功五旭六 步大尉 郡山良久(鹿兒島)
同 龍春(熊本)
同 留一(山口)
同 寺道 留一(山口)
同 山本 義明(同)
同 白石眞喜男(同)
同 松田 三郎(同)
同 中野 庸彦(同)
同 廣江(同)
同 金子 俊次(同)
同 信(同)
同 川崎 隆一(同)
同 工藤 義勝(同)
同 河田 茂(同)
同 岡田 廣(同)
同 來栖 興作(同)
同 槍崎 俊一(廣島)
同 金子 義雄(山口)
同 増山 俊三(同)
同 古谷 治夫(同)
同 高橋嘉之助(同)
同 杉本 五郎(廣島)
同 三宅與一郎(同)
同 藤井 壽(同)
同 菅野 豊一(同)
同 寅井 滿穂(同)
同 北中 武雄(同)
同 友久 武夫(同)
同 竹内 實(同)
同 井川 寛(同)
同 玉田 眞次(同)
同 高木 重一(同)
同 岡尾 誠之(同)
同 堀江 八郎(吳)

ぎず、便宜上左の四點に分つて見れば、這般の事情は自ら明白となりう。

一 東亞新秩序の建設 東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ奴隸の中國を生産せんとするものに外ならない、赤化防止に

名を藉りて中國の軍隊を抑へ東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡し、經濟的障礙の撤廢に名を藉りて歐米の勢力を排斥し獨り太平洋に覇を唱へんとするものに外ならない。

二 東亞協同體の理論 東亞協同體といふも或は日滿不可分といふも或は日滿支互助關係といふも政治經濟文化の各部門に亘り日本が治者となり滿支を被治者となさんとするものに外ならない。

三 經濟單元の強化 經濟單元或は經濟集團の強化は事實上經濟的併呑の手段に過ぎず北支開發、中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き着々それが實踐に移されつゝあるがこれ要するに中國の關稅金融を操縦し中國の生産と貿易を壟斷するものに過ぎない我等民族の生存を消滅するものに過ぎない。

四 興亞院の成立 この間にあつて興亞院が設立せられたがこれ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり日支事變の最後目的を達成せんがため中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない、更に近衛首相の談話の裏を考へれば表面の字句は秀麗し共同防共といふも目的は本來防共非ず、防ソに非ず、實はこ

れに名義を藉りて中國を亡せんとするものなること明白である、又中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し實際上には日本と合併される事となるのであらう。

▲支那紙論評
△大公報 香港【三三】 大公報は近衛首相の聲明につき廿三日の社説に於て次の如く飽迄我が方の意向を曲解した所論を掲げ民衆の反日意識を煽つてゐる。近衛聲明の内容を見るに日本は斷乎たる態度を以て飽迄其企圖を遂成すべく名を棄て、實を取る方法で支那を屬領化せんとするに明かである、即ち

一 支那をしてお手製の滿洲國を承認せしめ自ら第二の滿洲國たらしめんとする。
二 防共勸誘を要求、防共の口實を基に永久に支那の内政に干渉、外交を指導せんとする。
三 防共に藉口して要地に駐兵、永久に自由獨立の主權を奪はんとする。

四 一切の經濟資源を奪はんとし特に河北内蒙の徹底的支配を要求する。
五 日本人の内地雜居容認を要求、治外法權の撤廢、租界の返還の意圖を表示してゐるが滿洲に於ける實例を見て一切は悉く日本人の掌握するところとなり撤廢返還をせんと否とは全然關係がない、同じ筆法で暫時欺瞞せんとしても誰が信じようか

以上五點から觀るに廿一個條要求

以來一貫した傳統政策に外ならず、領土に非ず賠償に非ずと稱し乍ら實質的にはどれよりも巧妙徹底的なやり口でそれが判らぬ様な支那人は一人も居ない。

△同紙 香港【三三】 廿四日の大公報は左の如き社説を掲げた。侵略戦争は現に進行中であり同時に日本軍は占領地區に於て傀儡政權を組織し支那の主權を根本から消滅せんとする時、支那には唯持久抗戰あるのみ、侵略者の何たるを問はず、いさゝかも變る所はない、近衛聲明は歸する所支那に大滿洲たらんことを要求したもので修辭上極力粉飾してゐるが實質的には從來の一貫した政策を表現してゐるに過ぎぬ、聲明中目新しい點は領事裁判權拋棄の意志を表示したことだが日本は既に滿洲に於ては領事裁判權を必要としない状態にいたつたのではないか、さりながら日本が駐兵を要求するならば國家統治の大權は全く喪失する、日本が事實上支那を掌握した場合、領事、裁判權の如きは問題となる餘地はないわけだ、最近の國際環境は支那にとつて一層有利に展開しつゝある、今後如何なる困難をも押切つて和平と正義の立場に則り抗戰徹底あるのみ、日本が支那を壓迫して防共集團に勸誘せしめ以て他國侵略の工具とせんとしても支那は絶対に承認出来ぬ。最後に日本國民に告げる、我々の決心は反征服、反侵略、國府擁護、蔣介石擁護、抗戰徹底で、之は永久に渝る所なきものである。

△星島日報 香港【三三】 當地漢字紙

星島日報は本日の社説に「近衛首相の聲明と和平の謠言」と題し大要左の如く論じてゐる。

最近又々種々の謠言が頻りに飛んでゐる。近衛聲明は日本側が和を求めざる爲めであるとか、日支間に和平の談判が進行中であるとか、又汪精衛は特別の使命を帯びて獨逸に向はんとしてゐるとか汪は某方面談判と進行に當つてゐるとか(國民政府)参照)様々の謠言が飛んでゐる、かゝる謠言は日本の常套手段で吾人は全くこれを信ずることが出来ない今回の近衛聲明に於て吾人の注意すべきは日本は既にその軍事行動を繼續することに決したことが國民政府を完全に消滅することが前提となつてゐる、この前提に立つて東亞の新秩序建設の和平條件が割出されてゐる、吾々はこれを次の五點に分ち得る。

- 一 中國と滿洲國との外交關係を自動的に成立すること
二 日支防共協定
三 日本軍の中國駐兵
四 内蒙を劃して特別反共區とする
五 日支提携合作に關して日本は中國に對し日本人の中國内地居住及び貿易の自由權を要求してゐる

要するに近衛首相の宣言の唯一の結論は中國を滅亡せんとしてゐるのである。△ノースチャイナ・デリー・ニュース 上海【三三】 近衛首相の聲明に關し本日ノース・チャイナ・デリー・ニュース紙は左の如き論評を掲げてゐる。近衛首相の最近の聲明は各方面の異常なる興味を集めた、然し要するにこれ

は事變始まつて以來現れた最大の矛盾の聲明であると云へる、近衛公は支那の主權を尊重し獨立完全の爲め必要なりとして支那に於ける治外法權撤廢租界の返還等を論ずるの口調の下から支那はその領土内に日本の駐屯を認め滿洲國を承認し防共協定に参加せよと述べてゐるのである、外國軍隊に占領されてゐる國に如何なる主權の獨立があり得るのだらうか、これを完全なる獨立などといふのはそれ自體矛盾なるのみならず、大體外國軍に操られる傀儡政府下の國民には獨立はあり得ないのだ、治外法權の撤廢は固より外國租界に關する近衛公の言の如きは空々しき限りである、斯る優し言葉も決して蔣介石の抗戰決意を鈍らせるほどの効果はないだらう、日本は支那に於て經濟上の獨立を獲得したり、又支那に第三國權限制限を要求したりする意向なしとの主張の裏には「いづれの國が東亞新情勢の意味を理解し、その理解の下に行動せんとするか」といふ言葉が隠されてゐる、その眞意は即ち云ふことをきかぬものには差別待遇をするといふにあるのだ。

米、治外法權撤廢提議重視
ニューヨーク【三三】 廿二日の近衛首相聲明は遑早く米國に傳へられ各方面の注目を惹いてゐるが當地の消息筋に與へた第一印象は

支那治外法權撤廢の提議は支那の門戸閉鎖政策確定の證に外ならずといふにある、即ち列國としてはその承認せぬ支那の新政權からかゝる提議を持ち込まれても受付けべき筋合でなく、

又もし新政権が日本軍の援助をかりて治外法權撤廢を強行すれば結局日本と列國の間に重大紛議を誘發しようとする向きが多い様である

ワシントン【三三】近衛首相の談話はピットマン上院外交委員長の日獨問題聲明と同様目下米國で注意の焦點となつてゐる米獨關係悪化のニュースに押されてその割合に小さく扱はれ、ウエルズ國務長官代理も廿二日の定例會見に於て近衛首相の談話については一切批評を避けた然し治外法權撤廢問題は既に日本が考慮してゐると傳へられてゐた所であり、日本が在支利益を獨占壟斷するためだといふ批評は多くの人から豫て聞いた所で別に驚いてもゐない様子である

英、外國權益問題に最大關心

ロンドン【三三】ロンドン政界では日支關係の根本的調整に關する廿二日の近衛首相の談話を劇的的聲明として重視してゐるが、一般に日本の公正な立場を認識せず殊に支那に於ける第三國の權益に關係ある部分に特別の關心を示して左の如き見解を表明してゐる

蔣介石政權は支那に於ける英國が承認した唯一の政府であるが蔣介石は恐らく日本の示唆する日支防共協定の締結を受諾し得まい日本の支那に於ける目的は今や何人の目にも明かであるから日本が支那に軍隊を駐屯せしめる口實として共產主義の脅威を云々するのは些か可笑しいとは言へ日本の支那征服はまだまだ終局に達してゐない、近衛首相の談話中英國が最も關心を抱いてゐるのは在支外國權益の位置に關する部分であるが、近衛首相が特に日本は

「新しき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限せんが如きことを支那に求めない」と述べたのは、日本は自己を支援する意圖のある國の權益だけを尊重する旨を示唆したものと想はれる、更に支那を侵略し守備軍を駐屯せんとしてゐる日本が支那に對する好意の表示とし、又支那の獨立完成のためと稱して治外法權の撤廢を提唱し外國租界は支那の獨立尊重の趣旨に反すると述べてゐるのは矛盾してゐる、英國は今の所日本が近衛首相の談話中外國權益に關する部分を更に敷衍するのを待つものである、更に英國政府はクレイギー駐日大使の有田外相との會談結果に關する正式報告を待つて居り、その到着後日本政府に對して新しい外交措置を取らばか否かを決定するものと期待されてゐる

ロンドン【三三】廿二日の近衛首相の新東亞建設に關する聲明は日本政府の對支根本政策を簡明に表明したものと朝野の注目を惹いてゐるが、英國外務當局は廿三日「未だ駐日大使から電報がないが新聞報道の通りならば何ら驚くことはない」と言明してゐる、ロンドン・タイムズ紙は國際政局のトツプに聲明全文を掲載したのを始め各紙ともその要旨を掲げてゐるが未だ批評は加へられるに至らない、然し消息筋の觀測を綜合すれば大要次の通りである

一 從來の聲明が東洋式隱微に墮し眞意を捕捉し難いところがあつたが、今回の聲明は極めて明確に支那事變處理に關する具體案を提示してゐる

一 特に第三國の權益につき「新しき東亞を理解し、これに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限せず」と言明してゐるが、その意味が必ずしも明瞭でない様子でロンドン・タイムズ紙もこれは謎的な言ひ廻しで將來日本政府當局の解説が必要であると述べてゐる

一 事變に對する英國政府の方針は大體蔣介石政權に經濟的援助を與へるに傾き一部では借款説も傳へられる位だが今回の聲明で直ちに以上の方針が變る様子もない

▲英紙論評

ロンドン【三三】廿六日のマンチェンター・ガーデアン紙は去る廿二日の近衛首相の聲明に關する社説を掲げ支那に於ける門戶開放問題に關し左の如く論じてゐる

第三國の政府も實業家も近衛首相の聲明の中に何か保障になるような字句を見出すことは出来まい、然し日本政府の三回に亘る聲明が何れも九國條約並びに門戶開放主義の尊重につき言明を避けてゐることは注目を惹き、吾人は再び天然資源の開発につき特權を要求することが果して門戶開放政策に矛盾せぬか否かを問ひ度、口先だけの約束では餘り抽象的で我々を納得させるには足らない

三大原則は從來から豫期されてゐた所で格別驚くに足らず、従つてフランスの態度は從來と不變である旨左の如く報道してゐる

日本の對支政策に關する近衛首相の聲明は別段驚く必要のないものだ、日本の聲明に盛られた内容は支那の經濟再建に際して日本の防共盟邦である獨伊に特殊の地位を容認する意圖を表明したものであることは全く明かである、支那に於ける治外法權問題に對するフランスの態度は從來と變らず更にフランスは英米と同様に九國條約に忠實を守りその一方的變更には絕對反對である、それ故英米佛三國は今後も共同で在支權益を全力を盡して擁護することに努めるであらう

▲佛紙論評

パリ【三三】近衛首相の對支根本政策聲明については官邊の意見表明は未だないが、政界消息通は支那事變勃發以來最も重要な政策闡明で支那及び關係各國に將來永く影響ありとして大要次の如き見解を表明してゐる

一 抗日國民政府打倒を再確認すると共に日本は新政權を守り立て防共協定、滿洲國承認その他の政策實現に邁進しやうがこれは侵略の結果に基く條約、協定その他一切を違法としたスチムソン主義及び聯盟數次の決議に反し従つてフランスは絶対に承認出来ない

駐屯軍や内蒙特殊地位は事實上右言明いふが日本が支那に於て政治、經濟並に軍事上の地歩を確保するに反し西歐諸國は一切の地歩を喪失することゝなり日本のみに有利である

以上フランスは理論上且つ利害關係上聲明の主旨には全的に反對であるが自ら率先して對抗策を樹てる自信なく英米追隨の程度を出ないものと見られる、唯今同聲明の影響の重大性に鑑み英、米、支那はスチムソン主義や聯盟決議を楯に強硬態度を表明するものと期待されフランスもこれに歩調を合せることゝならう

▲佛紙論評

パリ【三三】廿三日パリ各紙の多くは近衛首相の聲明要點を傳へた東京電報を「東亞新秩序の内容」とか「日本モンロー主義」とか題して掲載してゐるが共產黨機關ユマニテ紙以外には論評を加へたものはない、又漁業條約締結交渉につきソヴェト政府の態度が依然不満足な場合東郷大使に對し引揚げ命令を發するだらうとの東京新聞の報道を傳へた新聞も少くない

獨、明確な國策闡明として重視

ベルリン【三三】近衛首相の聲明に對するベルリン政界の印象は日本の東亞防共新體制の樹立をドイツは滿腔より賛同支持するといふにある、近衛首相の聲明内容はDNB通信社を通じて漸く廿二日夕刻政府及び各新聞社に配付されたため政府筋の公式發表は未だないが政界消息筋では今回の聲明を以て事變勃發以來最も明瞭に日本の態度を表明、且防共の線に沿つて明確な國策を闡明したものとし

て極めて重要視してゐる、ドイツの一方
カ外交通は語る

ナチス・ドイツは元來極東の勢力を現
實的に計畫し歐米民主主義の敗北と日
本の覇權確立を信じ今事變に對して來
た、特にヒトラー總統は防共日本の味
方であるから今回聲明の趣旨に必ず賛
成すると信する、最近は英米方面から
極東プロットの歐米排除が傳へられド
イツに對しそれ見よがしの報道が來た
が我がドイツは防共各國の提携を信じ
て疑はなかつた、東亞防共新態勢を歡
迎するドイツは今後支那の開發にも大
いに協力しよう、聲明中には領土的要
求も戰價の要求もなざすとあるが實に
公明正大の態度である、にも拘らず蔣
介石は尙抗戰の意思を捨てぬだらうか
ら戰闘は未だ續くと見られる

△獨紙論評 ベルリン【三三】 近衛首
相の聲明に對し廿三日のベルリン各紙は
一齊に社説を掲げ同聲明が防共を強調し
たことに賛意を表してゐるがその主なる
のは次の通り

△フエルキツシャー・ペオバター紙(ナ
チス黨機關) 日本の戰爭目的が日支經
濟提携及び防共にあることは開戰當初
から漏れない、然るに蔣介石は英、ソ
を待みとし對日協力を回避せんとした
が日本の壓力には敵し得ず奥地へ遁入
し他方内蒙も反共の防壁として獨立の
形勢となつた、この情勢を前にして日
本は今回日支協力の用意あり且つ通商
獨占の意なき旨を聲明すると同時に列
國も特殊權益のあるものは拋棄されね
ばならぬことを公表した、日滿支三國
提携の具體的形態は右聲明に明かたな

いが當分支那の占領を繼續、各自治政
府を合同せしめ防共に通進するだらう

△ベルリナー・ターゲブラット紙 安定
性があり且恒久的な支那の再建設こそ
日本の死活問題である、何故ならば自
國に極く近接した地域で絶えず混亂し
た状態が続いてゐるといふ事實だけで
既に日本の死活的權益に對して重大な
脅威となるからである、それ故に日本
は當然共產黨の脅威に對する防禦策と
して暫定的に駐兵權を要求しなければ
ならぬし、又日本は支那の資源の開發
の爲の助力を求めなければならぬ、何
故ならば支那はその資源の開發による
外強力な日滿兩國の友邦としてその義
務を遂行する途はないからである

伊、全幅的支持

ローマ【三三】 廿二日の新東亞建設に
關する近衛首相聲明に對しイタリア官邊
は未だ批評を公表してゐないが、ローマ
政界有力筋の意向を綜合するにイタリア
は日本の立場を全幅的に支持するに止ま
らず進んで我が國に助力せんとする好意的
態度に一致してゐる、即ち共產主義を追
放して東亞全局の安定を圖り東亞に新秩
序を確立せんとする日本の根本國策に對
してはイタリアは最初から全幅的の賛意
を表して居り、日滿兩國及び新支那三國
間に可及的速かに特殊關係の確立される
のを期待してゐる

瑞西紙、東亞新秩序確議

ジュネーヴ【三三】 スイスの有力紙ジ
ュネーヴ・ド・ジュネーヴは廿三日の
紙上に近衛聲明に關聯して東亞新秩序の
誕生を禮讚し歐列強も宜しくこれを認
識、善處すべきだと次の如く論じてゐる

日本は今やアジア民族大同團結の大業
を成就しつつある、而も其の主たる導
因はソヴェト聯邦の策動であつた、チ
エッコを崩壊させたのもソヴェト聯邦
であり支那内政に干渉して支那を亡ぼ
すのもソヴェト聯邦である、漢口陥落
により日本は支那の大動脈たる揚子江
を掌握し支那側は重慶に立籠り天險を
頼みにしてゐるが、揚子江の水運を壓
へられた四川の運命は孤城落日やがて
は滅亡の外はない、又現在支那が唯一
の頼みとする印度支那經由の武器輸送
路も日本のフランスに對する外交的壓
力加はりフランスとしても印度支那
の安全を考へれば餘り日本を怒らせる
標なことは出來まい、斯て日本の對支
軍事行動は殆ど完壁に近い、今や日本
當面の目標は其の國力を整備充實して
戰時體制を整へるにあるわけだが日本
軍古領地内の石炭、鐵其他の礦産物
及び棉花、羊毛、米等の物資は裕に日
本の原料問題を解決して餘りがあるし
製鐵其他日本工業の偉大なる能力は數
字の證明する所である、東亞の新秩序
が誕生することは疑ひない、多年支那
に於て特權的地位を握擧して來た歐洲
諸國は此の新事態を認識し覺醒すべき
である

米、對日通牒手交

米、對日新通牒手交
ワシントン【三三】 駐日グルー米大使
は廿一日、日本外務省に對し支那に於け
る門戸開放に關する米國政府の新通牒を
提示したが、米國務省は右對日通牒の成
文を廿一日午前十時前後公表する筈であ
る、通牒の骨子は

既存條約の門戸開放原則を無視して打
ち建てられる支那の新秩序を承認し難
し

といふにあり挑戰的態度こそ無いが可な
り強硬な言辭を含んでゐると云はれる、
右に關し消息通は米國が既に主張した點
を繰返して念を押したものと解釋しこれ
により米國は滿洲國成立に際して採つた
と同一の態度を採り武力に依る新事態を
承認方針堅持の決意を明かにしたものと
見てゐる

近年の最重要聲明

ワシントン【三三】
支那門戸開放に關する米國政府の對
日新通牒は廿一日駐日米グルー大使を通
じ日本政府に手交されたが、米國官邊筋
では右通牒を以て近年最も重要な通牒
と見、又事實之が案文作成のため國務省
の極東部、法律部、經濟部その他各部の高
官連十數人が月餘に亘り動員され漸く廿
八日に至りグルー大使宛に發送の運びに
至つたものである、尙國務省筋では廿一
日門戸開放問題に關する米國政府の對日
通牒は今回の通牒が最後のものとならう
と語つた

米の新通牒と英國

ロンドン【三三】
廿一日の米國政府の對日通牒に英國側は
多大の關心を示してゐるが官邊では一切
批評を避けてゐる、然し消息筋は右通牒
中に示された米國政府の方針は英國側の
見解と密接に一致するものと爲し賛意を
表してゐる、尤も米國側としてはクレ
ギー駐日大使が最近有田外相と會見して
英國在支權益問題に就き非公式に協議を
行つてゐるので今のところ日本に對し新
通牒を發することはあるまいといはれて

米の對日通牒全文

ワシントン【三三】 廿一日午前米國務
省から發表された支那に於ける門戸開放
に關する對日通牒の成文次の通り
△米國政府は在支米國權益の件に關する
十月六日附米國政府公文に對する十一
月十八日附日本政府の回答を接受し充
分の検討を加へた、諸事實及び經驗に
鑑み米國政府は依然としてその置に表
明せる見解、即ち支那に於て博愛、教
育及び商業上の事業に従事し居る米國
市民の往來及び活動に對する制限の附
課は從來、又右が今後共運益せられる
に於ては尙更に、日本の利益を特惠的
地位に置けるものであつて右は結果に
於て合法的な米國權益に對し明白に差
別的であるとの見解を再確言せざるを
得ない、更に又支那の一定地域に於け
る爲營管理、強制通貨の發行、關稅收
正、及び獨占の助長等に關しては日本
官憲の計畫及び實行は日本政府或は日
本軍に依て支那に獨立、維持されてゐ
る政權が主権力より生ずるが如き資格
を以て行動し、更に又斯く行動すること
によつて米國を含む列國の確定權益
を無視するか或は更に右を消滅乃至撤
廢されたものと宣言する權利ありと僭
稱するを意味するものである、米國政
府は前記制限及び措置はたゞに不正且
不當なるのみならず、自發的に協定さ
れた日米兩國並に或る場合に於ては他
の諸國をも締約國とする數種の義務的
國際協定の規定に反するものなりとの
確信を表明するものである

前記回答文の終結部分に於て日本政府

は「今や東亞の天地に於て新たなる情勢の展開しつゝある時に當り、事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て其儘現在及び今後の事態を律せんとするは何等當面の問題の解決を窺はず所以に非ざるのみならず、又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを」確信する旨並に「米國其他の列國に於て如上の趣旨を諒解せられ以て企業貿易の諸分野に亘りて東亞再建の大業に参加せられることに對しては日本として何等これに反對する意向なき旨」明された、米國政府は去る十月六日附公文に於て日本政府が支那との關係に於て機會均等の原則を遵守する意志あることを繰返し保障したに鑑み且斯くすべき條約上の義務があるにも鑑み、日本政府に於て之等の義務を遵守し、之等の保障を實行されんことを要求した、日本政府はこれに對する回答に於て日本官憲の手によつて現出乃至養成せられた極東に於ける「新事態」及び「新秩序」を米國其他の政府が諒解することを條件として右機會均等の原則を遵守する意向なる旨確言されたと思惟するものである、極東の事態に關聯する諸條約はその中に種々の問題に關する規定を有してある、これ等の條約締結に當つては締約各國間に「ギョ・アンド・テイク」の交渉經緯あり即ちこれ等諸規定の或種のもの實施を可能ならしめんが爲に其他の諸規定が考案され、且同意され、又或種の件に關して自國の爲に安全なる利益を確保せんが爲に、各締約國は其他の或種の件に關して自制することを承認したもので

ある

△かくして一致を見たる諸規定は自己防衛並に全體の利益を目的とした取極め即ち一方に於ては主權の保全、他方に於ては經濟上の機會均等の相關の原則により綜合的に構成されてあるものと言ひ得る、從來の經驗に徴すれば右原則中前者の毀損は殆んど例外なく後者の無視を伴ふものである、如何なる政府と雖もその管轄權の範圍を逸脱した地域に於て政治的權力を行使し始める時は何時も必然的に右政府の國民は特惠の待遇を要求し、且この要求が右政府によつて與へられるが如き事態の展開を見るものであつて、機會均等は終熄し、摩擦を生じ易き差別待遇が普及するものである、米國市民の支那に於ける無差別待遇は一般的且既に充分確立された權利である、斯る待遇を享受し得るか否かは今後米國政府側に於て東亞に於ける「新情勢」及び「新秩序」に關する日本當局の觀念の正當性を承認するか否かによつて決定するといふ如きことは米國政府としては矛盾も甚しいとの見解をとらなければならぬ、米國政府が機會均等の原則を固執し、且右を擁護せんとする所以のものは右原則に關する諸規定より自然的に發生する商業上の利益獲得の希望のみによつて生ずるものではない、

△これは右原則を遵守するに於ては經濟的、政治的安定を齎らし以て國內的福祉並に國際間の互助的平和關係の兩方面に貢獻し得るとなす堅き信念及び右原則を遵守せざるに於ては國際的摩擦並に非友誼的感情を生じその結果は特に右原則を遵守しなかつた國に對しては勿論のことその他の總べての國に對しても有害でありとする堅き信念並に右原則の遵守は通商路の開發に資しその結果互惠の基礎の上に國家團體、市場、原料及製造品の利用を可能ならしめるものであるとする同様に堅き信念に基づくものである、更に經濟上の機會均等の原則は多年に亘り且幾多の機會に於て日本政府の明確に賛同し來つた所である、右は日本政府がその遵守を各種の國際取極め及び諒解に於て誓約し來つた所であり、又列國側に於てもその遵守すべきことを日本政府が自ら率先して屢々主張し來つた所であり且又日本政府に於てその遵守方の保障を最近屢々繰返聲明し來つた所でもある、米國市民及び米國政府は法律的に且公正に米國の權利にして同時に他國民の權利なる所の多年に亘つて確立せられた機會均等並に公平待遇の權利を勝手に米國より剝奪するが如き政權が如何なる第三國の意によつても其の特別の目的の爲めに樹立せらるゝことは容認し得ないものである

△從來長く本質的に賢明妥當なりと思考せられ來り且廣く採用遵守せられ更に一段の適用された來た機會均等の原則の如き基本的原則は一方の主張によつて否認せらるゝが如きものではない、日本政府の回答文に於ける極東に於ける「現在及び今後の事態」は從來の觀念及び原則の改訂を必要とするとの示唆に關しては米國政府は日本政府に對して米國政府の協定改訂問題に關して堅持する方針を回響せられんことを要望するものである、米國政府は曾つて一九三四年四月廿九日附の對日申入れ中に於いて「條約は法律手續を以て修正乃至終止せしめ得べきも右は唯其の締約國に依つて成文化されたるか、暗に承認せられたるか又は新に合意せられたるものなるか、いづれかの手續を経て爲さるべきもの」となす見解を表明した、右申入れに於て米國政府は更に「米國市民及び米國政府の見解によれば他の主權國の權利、義務並に正當なる利益に關係せる事態に關しては如何なる國家も他の關係諸國の同意なき限り自國の意志のみを以て決定的なるものとなさんとすることは適法に非ず」と申述べた、一九三七年七月十六日附のハル國務長官の公式且公開聲明に於て米國政府は「平和的討論並に合意の手續による國際關係に關する諸問題の調整」を提唱する旨言明した、最近二、三十年間度々の機會に於て日本及び米國を含む諸列國は極東に於ける各種の事態並に各種の問題に關して相互に連絡し又協議する機會を有したが、これらの事項に關しては當該關係諸國は例外なく過去及び現在の諸事實を考慮すると共に事態變更の可能なるべきか又望まじきものなるかにつき常に注意してゐたのであつた、又條約締結に當つて關係諸國は有利なる事態の進展を容易ならしめんとすると同時に問題の一地域又は該地域に利害關係を有するが爲めに該問題に同心を有し又は關心を有することがあるべき各國間の摩擦の發生を消滅又は防止せんことを企圖せる諸規定を立案し且

つ決議して來たのである

△前述の諸事實に鑑み又特に明確なる目的を以て隨時嚴肅に同意された條約の各規定の目的及び性質に關聯して諸協定締結國中の一國が——その出先官憲による行動並に政府當局の公式聲明に依り表示せられたる如く——條約上の誓約並に他の關係諸國の有する然然たる權利を無視してその國自身の選擇せる手段により極東に於ける所謂「新秩序」を專横的に創造するが如き方向に乗出した事實は米國政府の承認し得ざるどころである、從つて極東の事態に發生したる變化が如何なるものであるにせよ、又現存事態が如何なるものであるにせよ、これらの事項は過去に於いて極東に普遍的なりし事態と同様米國政府に利害關係ある關心事である、然して今後極東に於て發生することあるべき諸變化、即ち所謂「新事態」及び「新秩序」の建設に至るが如き諸變化も又同様に米國政府の關心事であり且つこれは將來共一向變化なきものである、米國政府は極東の事態の變化なきものである、米國政府は極東の事態の變化につき充分承知してゐる、米國政府は又右諸變化の多くは日本の行動により招來せられたるものなることを充分承知して居るが、然し米國政府は如何なる一國に對してもそれが自らその主權に關せざる地域に於ける「新秩序」の條件の何たるかを指示し又當該國自身を權力の專有者となし且右に關して自らを運命の決定者なりとなすが如きことの必要性又は正當性を容認し得ないものである

△世界周知の如く極東に於ける國交を調整し極東に於ける又は極東より生ずべき摩擦を回避するの目的を以て締結せられた諸條約は——右諸條約はこれらの目的の爲に各種の制限的規定を包含してゐるが——變化せる事態に鑑み臨時に然かも討議及び協定の手續によつて諸制限を撤廃する上に又再懸の一層の變化に應じ更に諸制限の撤廃を理由づけるが如き事態の發展を招來する上に貢獻し來たのである、即ちかゝる手段並に手續によつて極東に於ける一切の諸國の關稅自主に關して嘗て存在した諸制限は撤廃せられたものである、又かゝる手段並に手續により極東に於ける諸國との關係に於て嘗て西歐諸國が享有せる治外法權は支那を除く一切の極東諸國に於て撤廃せられたものである、支那に於いては一九三一年及びそれ以前の數ヶ年間これらの權利を依然保有してゐた米國を初め諸國は右權利の撤廃を目指して積極的に交渉を開始してゐたのである、一切の思慮あり且公平なる第三者は米國並に條約當事國たる他の列國が最近數十年間に於て極東に於ける列國の所謂「特殊」權益並に特惠待遇を頑強に主張せず、却つてこれら列國はかかる權利並に特惠待遇が確實且つ速かに撤廢し得るが如き制度並に慣行の發展に極力努力し來たることを了解してをり又これらの權利並に特惠待遇が之を保有する列國により協定を以て自發的に漸次撤廢せられつゝあることは第三者の知悉してゐるところである

△米國政府が列國諸政府と共に主張し來つた所は次の一點のみである、即ち新事變は列國が自己擁護を目的とする「特殊」制限の撤廢を理由づける程度に迄充分に發展して居らず、然して撤廢は秩序なる手續により實現されねばならぬとする、米國政府は常に協定を以て變更し得べきものと看做し來つたが同時に又一切の變更は當該協定締結當事國間に於ける交渉並に合意による秩序ある手續によつてのみ合法的に行ひ得る事を主張し來つたのである、日本政府も又幾多の機會に於て同様の見解を持する旨表明して來たのである、米國はその國際關係に於て國際法に淵源する權利、義務並に條約の諸規定に準據する權利、義務を數多く有してゐるが、條約規定に準據する米國の權利義務の内支那に於ける又は支那に關する權利、義務は一部分米支兩國間の諸條約の規定に基き他は米國と支那及び日本を含む他の數ヶ國間に締結せられた條約中の規定に據るものである、これらの諸條約は一締約國のみならず一切の締約國の利益を保全、増進するため誠意を以て締結せられたものである、従つて米國市民及び米國政府は決して他國の先旨意又は政府當局者の專屬的なる行動によつて米國の權利、義務が撤廢せられることを容認し得ない次第である

△然し米國政府は關係國間の自由討議並に新たな取り極めにより又一切の關係國の權利、義務に付適當に考慮を拂ふが如き方法を以て諸懸案を解決せんとする正義及び道理に基く提案に對しては適當且充分の考慮を拂ふ用意を有するものであり今日も尙右用意を有する次第である、日本政府としてかゝる提案をなし得べき機會に尙來も存在し居り又今後も依然として存在するものであらう、若しかゝる提案のなざるに於ては米國政府は各國の同意する如何なる時期及び場所に於いても日支兩國を含む關係各國代表共に右提案を協議するの用意を有し將來も又有するであらう、然して米國政府は米國の有する一切の權利を現状の儘留保すると共にこれらの權利に對する如何なる妨害も容認し得ないものである

北支 戰 況

翼中掃蕩戰々々
北京【三三三】(北支軍午後四時發表)
我が〇〇部隊は十二月上旬より涇陽を同し冀中地區に對する討伐を開始し、中島宇野、今田、千田の諸隊を以て京山線南側地區より重富、河原、吉澤の諸隊を以て京漢線に沿ふ地區より行動を起し一舉

に白洋淀及び其の東方濕地帯以北の全地に於て多數の敵に多大の打撃を與へ、容城、新城、雄縣、霸縣、新鎮等の各縣城を悉く略すに成功を収め占據地域の治安著しく恢復するに至れり、本作戰に於ける戰果左の如し
▲破圍回數 五〇 ▲敵の損害△遺棄死體 二四二七△八個獲品 小銃 二五二、小銃機關銃彈藥 二五〇〇〇、チェッコ機銃 五、馬八〇、その他多數 ▲我が損害 戰死 七、戰傷 一五

連雲港附近の敵敵攻撃
上海【三三三】(艦隊報道部午後四時發表)
去る廿六日、廿七日の兩日に亘り北支方面に於て海軍航空隊の一部は江蘇省中正街滄雲の東北及び埕子口附近に襲撃を敢行、敵敵殘兵の據點部落を粉砕兵舎を大破し之に多大の損害を與へたり、尙機を見て進撃を開始せる海軍陸戰隊は連雲港方面に於て宿城附近の敵敵殘兵二百を攻撃し之を潰走せしめたり

晋西掃蕩戰

精靈暗夜の共匪掃蕩戰
臨汾【三三三】同蒲線南段東側靈石、霍縣東北山岳地帯に掃蕩せる共匪軍は最近逐次同蒲線を越へ西方に移動を開始しつゝあり、廿日午後十一時卅分頃靈石北方約二キロ兩渡嶺を巡察中の我が靈石警備隊の一部は同地附近のただらぬ様子に直ちに現地に急行、折から汾河を渡渉、西方に移動中の敵部隊を発見、側背より之に猛射を浴せ救援の當野鐵道警備隊と協力し掃蕩隊を没する暗夜の汾河河畔に攻撃を展開したが我が奇襲に狼狽せる敵は全く混亂し命からん、汾河を渡渉西方に潰走した、尙獲品から推測すれば敵は靈石を中心に蠢動する第八路軍第百十五師の一部の如く靈石、兩渡嶺中間地區は共匪軍が東西を連絡する唯一の交通路で常に暗夜を利用して連絡をとりつゝあつたものと見られる、尙獲品は手榴彈九箱、防毒面五十餘個、小銃及び小銃彈多數

王曲村の遊撃隊攻撃
臨汾【三三三】廿一日午前七時汾河西側地區警備中の我が工藤部隊は王曲村(臨汾西方八キロ)に侵入せる第六十軍の遊撃隊約百名に對し白雪を踏んで東方及び南方より奇襲しこれを撃滅した、少數の敵は同地北方大開村方面に向け遁走したが我が軍はこれを殲滅すべく引續き追撃中である

敵の襲撃部隊撃滅
太原【三三三】黄河北岸地區風陵渡附近にある我軍は臨海線を遮断して洛陽、西安を繋ぐ敵の輸送路を断つと共に黄河渡河進攻撃勢を整へて對岸灌關を睥睨、その意氣天に冲するものあり、之に狼狽せる敵は最近西安方面より續々軍隊を灌關附近に移動して黄河沿岸地區の防備を固めると共に虎視眈眈として風陵渡附近の擊還を企圖してゐるが廿一日夜敵は相當の規模を以つて一齊に黄河を渡河し襲撃し來つたが何れも我が軍の反撃に一堪りもなく潰走した、即ち同夜八時五十分頃夜陰に乗じて黄河を渡河せる敵第七十七師の一部は風陵渡北方陽賢村にある我が高橋部隊を襲撃し來つたが、交戦二時間の後撃退された、又輕機を有する敵が同夜九時頃西安村(風陵渡西方)の我が警備隊を大襲撃し來つたが交戦一時間にして

潰滅した、次で同五時半には迫撃砲を有する敵が北方より方面村警備隊を襲撃し來つたが直ちに撃破され、又同時刻重關南方の敵十五サンチ加農砲部隊も風陵渡警備隊を砲撃したが我が方の反撃に際し間に沈黙した

晋西掃蕩戰開始

臨汾【三二五】山西省西部に蠢動する敵殘匪掃蕩を指す晋西掃蕩戰は寒風劈く山野に展開されその一翼を承る三村、十河、池田、成田の各部隊は廿三日夜早くも行動を開始し汾河北岸の孫曲村(臨汾北方八キロ)に進出、先づ三村部隊によつて戰鬪の火蓋は切られた、即ち廿四日拂曉同部隊は積雪暗夜の高原に行動を起して一氣に西進、白雪を蹴つて敵六十一軍の土門村附近の古鎮(孫曲村西方四キロ)北側及び西南側高地よりその南方毛洪村(孫曲村西南方五キロ)に亘る約五キロの陣地に肉薄、猛撃を開始した暗夜に轟く成田、池田兩部隊の掩護砲撃は敵陣地の頭上に間断なく炸裂し果敢な三村部隊の決死の突撃は抵抗線を完全に粉砕、午前八時五十分古鎮及び毛洪村を完全に占領し續ぎ敵を退撃前進、又孫曲村より北進した十河部隊も廿四日午後四時陳家庄(孫曲村北方五キロ)及び大間村の敵陣地を攻撃之を占領した

汾河南方からも猛進

臨汾【三二五】我が三村、十河兩部隊の北側進撃に相呼應して廿五日午前零時汾河以南の要衝襄陵(臨汾西南方二キロ)を出發西南方に進撃を開始したが清水部隊は所在の敵を撃破しつゝ同日午前零時卅分襄陵西方五キロ、王家庄西方山地に進出、同街道の前面にある嶺山山脈の咽喉を扼する略裡村(王家庄西北二村に對して攻撃中であるが一方米川部隊も暗夜を衝いて襄陵を出發更にその南側を迂回し擊つ同九時五十分王家庄西方山地に到達清水部隊と協力王家庄東西の線に迫り南側より枕頭村(襄陵西方十二村)に重砲を加へつゝあり、尙ほ枕頭村は敵第六十一軍司令部の所在地で土門村陣地と並稱される天險の要害である

臨汾西北方に激戰展開

臨汾【三二五】我が三村、十河兩部隊の最初の攻撃目標たる土門村陣地は臨汾北方約十六村の地點にありその背面は峨々たる山脈が連り敵第六十一軍七十二師の師團司令部の所在地と目され同地は臨汾蒲縣街道上唯一の天險を誇る聖衝で我が進撃を此の一線に喰止めんものと敵はその要害を利用して數段に亘る堅固なトイチカを構築してゐるので土門村陣地攻撃戰は今次作戦の最初の大攻防戰が展開されるものと豫想されてゐる

晋西掃蕩戰進捗

北京【三二六】廿五日拂曉を期して攻撃を開始した晋西掃蕩戰は疊の五台作戦晋北(離石方面)晋南兩作戦等に續いて行はれた大掃蕩戰であるが、今次の作戦地域は北支殘敵中最も糾紛を極める閻錫山麾下の山西遊撃隊の根據地である、而も重疊たる山岳地帯で加ふるに寒風積雪を冒しての戰鬪であるため將兵の困苦は言語に絶するものがあるが、全山西中の最後に殘された地域として我が軍の士氣は極めて旺盛で攻撃一日にして早くも敵の前進根據地を突破、寒風肌を刺す銀嶺に向ひ猛進を續けてゐる、即ち

△東部戰線 三村、工藤、十川の各部隊

は廿五日朝來襄陵西北土門村陣地を攻撃、工藤部隊は同日正午これを奪取し午後六時土門村西北六村に進出、高木部隊主力は襄陵北方六キロの略裡村附近の陣地を突破し更に西方四キロの高地を奪取一方襄陵西北七村の山麓から敵の右側背に向ひ進撃した三村、米川兩部隊は山嶺飛行部隊の協力のもとに枕頭村前進陣地を突破廿六日午後敵第六十一軍長陳長文が死守する枕頭村に殺到しつゝあり

△南部戰線

南方河津方面から攻撃を開始した山根、山崎、金、中山各部隊は廿五日午前東北十村北方平、樊村鎮兩陣地を突破、正午その先鋒は東北午岸から西礮口の線に進出、猛進を敢行してゐる

汾河右岸山麓の敵掃蕩

臨汾【三二六】閻錫山の迷夢を覺醒すべく矛を執つて山西省西部山岳地帯に歩武堂々の軍を進めた我が軍は南北相呼應して廿五日拂曉、一齊に攻勢に轉じ同日正午頃早くも汾河右岸地區に沿ふ山麓一帯より完全に敵を掃蕩驅逐した、北方に於ては敵第六十九師の土門村陣地に對する我が三村部隊の正面攻撃と之に呼應する十川部隊の敏速なる同陣地北側を迂回する敵退路遮斷の作戦は別的美事に成功し同日午前十一時敵は雪崩れを打つて洪走、午後四時頃敗退を退つて臥口村北側に進出、之により續く中部の略裡村陣地

兩部隊はこれ亦米川部隊の迂回作戦により同陣地西側に對する重砲と山嶺飛行部隊の奇襲的猛進に同日正午頃完全に之を占領、引續き前進中であるが臨汾北側に於ける南北の山麓地帯は完全に我が軍によつて確保された、一方北進中の川崎中山、金、山根の諸部隊も既設陣地によつて猛烈なる抵抗を試みる敵第七十二師の大部隊を撃破しつゝ同日午前十時頃枕頭鎮東西の線に進出、汾河の勢を以つて天險による安岈嶺(范村鎮北方四村)陣地を一氣に屠り響を並べて北方目指して快速猛進中である、之により我が作戦地區内に於ける汾河西側に沿ふくの字型一山麓地帯より完全に之を驅逐し更に全員相呼應して峨々たる山岳地帯の敵を追撃猛進を開始した

△黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る

臨汾【三二六】廿五日午前九時三十分山西省河津北方樊村鎮東方坊樞鎮陣地を確保せる山根部隊は同日夕刻礮鎮に進出中山、金各部隊の北進を援護、西部隊は西礮口(樊村鎮北方六キロ)附近の敵を席捲しつゝ夕刻頃西礮口北方約七キロ西坡嶺及びその西北に進出土村を占領、續く山崎部隊もその時刻西礮口西方四キロの高地を占領、敵主力は北方に、他の一部は南方に潰走しつゝあり、我が山崎、中山各部隊は廿六日早朝敵を急追黄河左岸の要衝船窩鎮(河津西北方卅キロ)に迫りつゝあり

黑龍關占領

臨汾【三二六】峻險な照路を穿して猛進中のわが三村、十川兩部隊は廿五日午後五時それを蛇岬里及び惡野嶺西方二キロの高地を確保午後六時一齊に黑龍關西

南高地に據り抵抗を試みる約六百の敵部隊に對し猛攻を開始しこれを撃破、同高地附近を掃蕩引續き黑龍關を占領した

臨汾【三二六】

枕頭村方面に向つた我が清水、米川兩部隊は所在の堅固なるトイチカ陣地に據る敵を撃破しつゝ一部は廿六日午前十一時敵第六十一軍長陳長文が死守する枕頭村西方四キロの地點に進出したが軍長陳長文を逮捕すべく一齊に枕頭村に向つて殺到しつゝある

萬門口、船窩鎮占領

臨汾【三二六】昨廿六日夕刻暮色迫る白銀の黄河々畔目掛けて陝西軍を壓迫之に殲滅的打撃を與へて船窩鎮及び萬門口の二大渡河點を奪取せる中山、金、山崎各部隊の捕獲殲滅戰は今次汾西作戦中の白眉ともいふべき大激戰であつた、即ち第一次汾西掃蕩戰に於て我軍に粉碎された陝西第七七路軍は執拗にも又々山西省内に潛入、山西陝西兩省の最大渡河點たる萬門口及び船窩鎮防備に萬全を期して我が占據地點たる河津縣城を目標に東方及び東南方にかけて數ヶ月間着々防衛陣地を構築中であつたが我軍は該陣地攻撃に際して之を正面より攻撃するの愚を避け河津平野を幕地に北上紫金山山麓地區の掃蕩を敢行直ちに矛を轉じて西方黄河に向つて猛進敵の虚を衝いて之を東北方より攻撃したもので我が奇襲的側面攻撃に敵は全く文字通り混亂に陥り我軍の猛攻に潰滅したものである、此の戰鬪に於ける敵遺棄死體は約五百、之により彼等は山西省内に對する唯一の後方補給連絡線を完全に粉砕され赤色軍たる第二十七路軍はその希望を放棄山西より退却するの

止むなきに至つたものである

臨汾【三二七】 廿六日夕刻河津北方西側山口西方四キロの紫金山中の最高地たる千三百廿四高地を占領、引續き西方に向け黄河方面に敵を壓迫中の我が山崎部隊は昨廿六日午後七時頃敵軍の後方連絡線たる黄河左岸萬門口の渡河點を占領した中山、金兩部隊も西方の敵敵中を猛進中であつたが廿六日午後四時四十分これ又黄河左岸の要衝船窩嶺を占領した

晋西大殲滅戰の完成近し

北京【三二六】 廿五日拂曉を期して開始した山西西部大掃蕩戰の戦局は攻撃三日に達せざる廿七日夜までに著しく進展し敵の根據地たる汾河、黄河兩河に挟まれた山岳地帯は我が北上、西進兩部隊及び廿七日早朝北方汾陽、中陽を進發した南下部隊によつて東南北の三方面から完全に包圍され各部隊は險峻を穿して猛進し着々其の包圍圈を縮少しあり山西に蠢動する最後の敵も刻々殲滅の運命に近づきつゝある、即ち

- 一 襄陵附近を進發の三村、十川、清水米川の各部隊は前面土門村陣地を突破して其の先鋒は二十七日夜附近要衝に重壓を加へつゝ大寧街道を西進しつゝある
- 一 河津附近を進發した山根、山崎、中山、金各部隊は激戰の結果廿七日夜迄に敵の重要退路たる萬門口、船窩嶺兩渡河點を奪取
- 一 谷口、澁谷、金森、松井の各南下部隊は廿七日中の孝義東方十キロの東鋪嶺、樺底嶺を占領南下しつゝあり、之により敵は西北方、北方、西南方の三方面より壓迫され退却を續けてゐるが

大寧街道を急進進撃する我が西進部隊は南方より潰走する敵退路を奪ふことになり我が巧妙なる捕捉殲滅戰は早くも其の完成に近づきつゝある

晋西の匪團に北方から猛襲

太原【三二七】 西部山西に蟠踞する閻錫山軍を斷乎脅撃す可く北上西進の各部隊に呼應して廿七日早朝汾陽、中陽に連る地點を進發した谷口、澁谷、金森、松井各部隊は前面の敵百十五師六百八十四、六百八十五の兩團に重壓を加へつゝ南進を續けてゐるが、松井部隊の一部は同日午前九時半孝義西方十キロ東鋪嶺に據れる南關部隊死隊五百を粉碎、續いて樺底嶺にて北關部隊死隊八百餘を擊攘雪崩を打つて潰走する敵を追つて猛進を續けてゐる

午城占領、黄河へ猛進

臨汾【三二八】 險峻隘路を克服而も勝勢を刺す山西西部山岳地帯を猛進する我が南北各部隊は着々として戰果を擴大し豫期の目的を達成しつゝ黄河河畔を目標し益々意氣軒昂なるものがある、廿七日夕刻中部要衝蒲縣に殺到してこれを占領した、我が三村、十川、米川の各部隊は引續き敵敵を追撃しつゝ大寧を目指して進撃中であつたが廿八日午後六時頃臨縣大寧、蒲縣中間の三叉點午城を占領、大寧に重壓を加へてゐるが又南方河津平野及び紫金山附近を掃蕩中であつた山崎、中山、金、山根の各部隊も引續き廿九日拂曉を期し西坡嶺附近を更に〇〇方面へ猛進を開始した、作戰開始後僅か三日間にして我が軍は既に豫期以上の戰果を収め正月は黄河河畔でと將兵の意氣益々旺盛である

黑龍關より瀋陽に突入

臨汾【三二六】 臨汾西北方の要衝黑龍關を奪取し山間の隘路を猛進しつゝ敵を急追中の我が三村、十川兩部隊は廿七日夜大寧街道中間の要衝蒲縣に突入した

大寧占領

臨汾【三二九】 酷寒の晋西山岳を踏破しつゝ西進中の我が三村、十川、米川の各部隊は廿九日午前十時五十分昕水河畔の要衝大寧に突入これを占領した

臨汾東方浮山の敵殲滅

臨汾【三三〇】 臨汾東方山麓地區の中樞たる浮山附近に蟠踞する劉毅の率ある第八十三師の一部は臨汾東方の土民を煽動して執拗なる暗闘を續けその一部は去る廿九日深更小類にも臨汾東南開新宮我が守備線に迫り來つたが此の事あるを豫明してゐた我が警備隊の爲め退却され東方指して潰走した、之に引續き本廿九日午前我が山嶺、國枝等の航空部隊は相協力してその巢窟を粉碎すべく浮山に猛烈な空襲を敢行約卅分に亘り同縣城内の中央に墜ゆる砲撃及び城内軍事建築物を猛烈に反覆擲撃浮山陣地に甚大なる損害を與へて歸還の途次敗走中の敵部隊に果敢なる地上掃射を浴せかけ之を全く潰亂せしめて無事歸還した

吉縣占領

臨汾【三三一】 今次晋西掃蕩戰の戦局は北側よりする脅威的快進により黑龍關蒲縣、大寧の確保と南側河津平野に展開された大殲滅戰によつて略その第一段階を完了したが引續き廿九日午前十時五分大寧占領の工藤部隊の一部は昕水河畔の險谷に沿ひ大寧及び赤都西安を結ぶ赤

色工作ルートを黄河左岸の〇〇〇に遮斷すべく猛進中、一方河津平野より北方に向け猛進中の北川部隊は廿九日夕刻敗敵を擊破しつゝ嶺上(西坡嶺西方十二キロ)に突入、引續き卅日早朝より同城より進撃を開始し柳寧に重壓を加へつゝ北進中である、この南北兩戰線の快速進展により晋西共產軍の山西遊撃ルートは完全に遮斷され敵根據地吉縣の陥落は既に時日の問題となつた

臨汾【三三二】 我が飛行部隊の報告によれば我が西進部隊は殆んど全部大寧の線に達した、一方河津平野を掃蕩し卅日早朝嶺上を進發した北進部隊は西方郷寧に重壓を加へつゝ狼馬嶺(郷寧西方七キロ)を経て一路北進、卅日午後二時三墩嶺南方五キロの地點を通過敵最後の據點〇縣へ猛進中である

臨汾【三三三】 我が山西西部蕭清北進部隊は卅一日午前十一時廿分山西軍の根據地たる臨汾西方八十キロの吉縣へ突入之を占領した

中支戰況

中支の歸順匪團激増
南京【三三三】 中支江南北兩方面に於ける敵遊撃隊は劉建緒の率ある正規軍五ヶ師共産新四軍及び蕪湖上通附近の百四十四、百四十五師等を江南の主なるものと

し徐州戦に逃げ遅れた敗殘兵と大刀會、江槍會匪と合體したる匪團並に武漢攻略戦に敗殘された尖山、英山方面に蠢動する敗殘兵を江北の主なものとするが、中支警備の我が諸部隊は此一ヶ月間に約廿回に亘り是等遊撃隊を討伐し各方面とも

多大の戰果を挙げたが、肅清工作の進捗につれ歸順匪團が漸増今日迄に約一萬に達して中支は日に増し明朗化してゐる、尙最近一ヶ月間に於ける討伐戰果左の通り
△敵遺棄死體 九三〇△敵獲重機輕機 一〇△小銃 二三〇
經漢湖、馬廠溝掃蕩
徐州【三三三】 我が出發部隊は廿三日來級漢湖附近に蟠踞する約五百の敵匪團の攻撃を開始し廿四日も攻撃續行中であるが同戰團に於て田中准尉は壯烈な肉體戰を演じて遂に名譽の戦死をとげた、尙山田部隊は廿日午前九時半馬廠溝を中心として蠢動する孫伯文麾下六百の敵匪を猛擊遺棄死體廿を出して潰走せしめた

江南江北方面匪團一掃
南京【三三三】 江蘇、安徽の江南江北方面を警備する我が大熊、高品、池田、小川、松尾等の各部隊は過去三ヶ月に亘り所在の敵遊撃隊匪團に對し約二百回の討伐を實施し、總計二千三百の敵兵を擊滅し今日に於ては警備地内には敵の正規兵及び匪團の潜在を見ず唯僅かに二、三の潜行的土匪を殘存するのみとなり同方面の治安は日一日と明朗を加へてゐる

白茆口附近の匪團掃蕩
上海【三三三】 我が蘇州附近警備隊は去る廿四、五兩日に亘り常熟東北白茆口附近に蟠踞せる熊東匪隊を討伐したが、この戰團に於て敵は死體二百五十四を遺棄し捕虜六十二を出して潰走した、更に敵獲品は小銃百一挺、彈藥二萬餘、重機二挺、チエツコ機銃廿四挺、自動小銃三に達した

盧山西麓の敗敵掃蕩

九江【三三】 盧山の西麓一帯に蟻踞する敗殘は糧食の缺乏と寒氣に堪え兼ねて最近蠢動を始めたので我が松井部隊は廿七日拂曉から掃蕩を開始し猛撃を加へて

空中戦・空爆

☆海空軍

▲廿四日(桂林爆撃) 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 數日來天候恢復の機を待望しつゝある海軍航空隊は廿四日南支方面に於て桂林市街を空襲、市中に散在する重要軍事施設を爆撃、これを大損害を與へ三、四ヶ所より盛んに誘爆を起さしめたり、既に數次に亘る我が攻撃に市街軍事據點は概ね潰滅するに至れり、市中陣地よりの高角砲機銃の防禦銃砲火は極めて熾烈なりしも我方損害なく全機無事歸還せり、又同日他の一部隊は青龍江方面の偵察攻撃に任じつゝありしが赤墻埠下流及び新品附近に於て大型軍用船一隻を大破、其他倉庫一、軍用舟艇二を大破せり

☆陸空軍

▲廿四日(西安爆撃) 北京【三五】我が陸の荒鷲中村、兒森兩機隊及び鈴木戰團隊が廿四日相協力して長驅再び西安を襲ひ果敢な爆撃を行つた、即ち同日午後二時西安上空に達した中村部隊○○機は西安飛行場及び格納庫並に附近軍事施設を、又兒森部隊の○○機は西安の省公署其他重要建築物を夫々徹底的に爆撃、前回の爆撃以來一時我が空襲杜絶により安堵して西北建設を進めつゝあつた敵に大脅威を與へ全機無事○○基地に歸還した

▲廿五日(晉西爆撃) ○○【三五】山西省南方臨汾西方の襄陵西北部山岳に向ひ敵第六十九師の遊撃戰の奇襲を排撃しつゝ前進中の米川、清水兩部隊に協力の山瀕飛行部隊は廿五日午後補村を略中心とする南北の敵陣地に爆撃を敢行、間斷なく投下する巨彈は陽光に映ゆる積雪の敵陣地を美事に粉砕大混亂に陥らしめた後息をもつかず方向を轉換同陣地北方四キロ前廊家庄の敵陣地を奇襲し折から米川部隊の猛攻に抗しかねて山地に潰走する敵部隊に對し猛烈なる地上掃射を行ひ完全に之を撃滅した

▲廿六日(重慶初空襲) 漢口【三五】(中支軍報道部午後五時十五分發表) 陸軍航空部隊は現在に於ける敵政戰略の重中樞にして再建空軍の重要根據地たる重慶を空襲し以て之を覆滅するに決し十二月廿六日武漢地方折柄の天候回復を利用して壹々數十機を連ねて之が進攻をなせり即ち午前十時半田中、服部、今川、北村古林各部隊長は各々の先導機に搭乘し部下を從へ勇躍征途に上り途中中天候を克服し敵防空火器を肩しつゝ午後二時一路重慶市上空に達し大小多數の機を投下して敵に多大の損害を與へ同五時全機無事○○基地に歸還せり、此の間柴田機は途中から發動機不調なりしにも拘らず片發動機を以て條々七百里を翔破その重要任務を達成したるは一に搭乘者技術の優秀と器材の優良とを物語るに足る

▲廿七日(晉西爆撃) 臨汾【三三】閻錫山軍警戰に適切なる協力を爲しつゝある我が國枝飛行部隊は廿七日大寧(山西西南部)を空襲し敵軍事施設及び地上に密集せる大部隊に爆撃を敢行、大打撃を加へ、又一方○○機編隊は翼石西方文字原附近に集結中の共產軍百十五師約二千に巨彈の雨を降らせ之を潰亂せしめた、尙ほ礮石を中心に執拗なる蠢動を續けつゝある之等共產軍百十五師は最近南方より移動中であつたもので我が國枝部隊により粉碎せられたものである

占領區域情勢

☆北支情勢

同蒲支線開通 北京【三五】蒙疆と山西とを完全に連絡する同蒲線寧武・朔縣間約四十浬の建設工事は去る十一月初めより我○○部隊の手により着工中の處この程完成、廿五日盛大な全通式を舉行した

北支より日本宛小包郵便料引下 北京【三三】河北、山東、山西各地から日本に宛てゝ小包郵便は往來爲替相場の高額上高額料金を適用するの餘儀なき状態にあつたが、爲替相場の安定と更に將來特に日支親善の實を擧ぐる必要あるに鑑み今回これを改正して日本發中華民國宛の小包料金と同額料金とを明年一月一日よりこれを實施する

日支合辦貨物取引所設立認可 北京【三五】北支における取引所設置問題に關し東株、大株及び三品取引所の各代表者は麗に北京、天津方面に出張して關係方面と折衝、去る七日北支當局に對し東亞公益助成會社の設立認可を申請中であつたが去る廿一日附で喜多特務部長より東株杉野喜輔、東米早川芳太郎、大株柴山繁雄、三品加藤末雄氏の四理專長宛に正式認可があつた、而して東亞公益助成會社は資本金一千萬圓、第一回拂込二百

▲廿七日(柳州飛行場爆撃) 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 昨廿七日南支方面に於て海軍航空隊は廣西省の敵軍據點柳州を攻撃し多大の戦果を収めたり、即ち野中大尉及び新郷大尉の指揮する○○機は悪天候を同じ突如同地飛行場上空に現れ數ヶ所の高角砲陣地より猛烈なる反撃側の大型建築物數棟及び滑走路を爆撃したるほか將に離陸せんとする敵大型飛行機一機を大破撃せしめた

▲廿五日(晉西爆撃) ○○【三五】山西省南方臨汾西方の襄陵西北部山岳に向ひ敵第六十九師の遊撃戰の奇襲を排撃しつゝ前進中の米川、清水兩部隊に協力の山瀕飛行部隊は廿五日午後補村を略中心とする南北の敵陣地に爆撃を敢行、間斷なく投下する巨彈は陽光に映ゆる積雪の敵陣地を美事に粉砕大混亂に陥らしめた後息をもつかず方向を轉換同陣地北方四キロ前廊家庄の敵陣地を奇襲し折から米川部隊の猛攻に抗しかねて山地に潰走する敵部隊に對し猛烈なる地上掃射を行ひ完全に之を撃滅した

▲廿六日(重慶初空襲) 漢口【三五】(中支軍報道部午後五時十五分發表) 陸軍航空部隊は現在に於ける敵政戰略の重中樞にして再建空軍の重要根據地たる重慶を空襲し以て之を覆滅するに決し十二月廿六日武漢地方折柄の天候回復を利用して壹々數十機を連ねて之が進攻をなせり即ち午前十時半田中、服部、今川、北村古林各部隊長は各々の先導機に搭乘し部下を從へ勇躍征途に上り途中中天候を克服し敵防空火器を肩しつゝ午後二時一路重慶市上空に達し大小多數の機を投下して敵に多大の損害を與へ同五時全機無事○○基地に歸還せり、此の間柴田機は途中から發動機不調なりしにも拘らず片發動機を以て條々七百里を翔破その重要任務を達成したるは一に搭乘者技術の優秀と器材の優良とを物語るに足る

▲廿七日(晉西爆撃) 臨汾【三三】閻錫山軍警戰に適切なる協力を爲しつゝある我が國枝飛行部隊は廿七日大寧(山西西南部)を空襲し敵軍事施設及び地上に密集せる大部隊に爆撃を敢行、大打撃を加へ、又一方○○機編隊は翼石西方文字原附近に集結中の共產軍百十五師約二千に巨彈の雨を降らせ之を潰亂せしめた、尙ほ礮石を中心に執拗なる蠢動を續けつゝある之等共產軍百十五師は最近南方より移動中であつたもので我が國枝部隊により粉碎せられたものである

同蒲支線開通 北京【三五】蒙疆と山西とを完全に連絡する同蒲線寧武・朔縣間約四十浬の建設工事は去る十一月初めより我○○部隊の手により着工中の處この程完成、廿五日盛大な全通式を舉行した

北支より日本宛小包郵便料引下 北京【三三】河北、山東、山西各地から日本に宛てゝ小包郵便は往來爲替相場の高額上高額料金を適用するの餘儀なき状態にあつたが、爲替相場の安定と更に將來特に日支親善の實を擧ぐる必要あるに鑑み今回これを改正して日本發中華民國宛の小包料金と同額料金とを明年一月一日よりこれを實施する

日支合辦貨物取引所設立認可 北京【三五】北支における取引所設置問題に關し東株、大株及び三品取引所の各代表者は麗に北京、天津方面に出張して關係方面と折衝、去る七日北支當局に對し東亞公益助成會社の設立認可を申請中であつたが去る廿一日附で喜多特務部長より東株杉野喜輔、東米早川芳太郎、大株柴山繁雄、三品加藤末雄氏の四理專長宛に正式認可があつた、而して東亞公益助成會社は資本金一千萬圓、第一回拂込二百

五十萬圓とし支那有力實業家五名を加へた日華合辦の中國法人で本社を北京に設置する他更に北京、天津、唐山の三ヶ所に各子會社を設立することとなつた、尙上、物件は先づ高粱、黑豆、小麥粉及び玉蜀黍の實物決算取引を行ひ(株式、棉花は追つて上揚)附帶業務として金融及び倉庫業を兼營することとし業務開始は來年六月の豫定である

中華道義會發會式舉行

北京【三〇】國共の跳梁によつて衰滅に瀕しつゝある中國古有の道義精神の將來を憂ひ北支の義人、俠士が團結して士道を振興し道義國家を建設すべく卅日午後二時から北京驛馬市大街、米市胡同で中華道義會の發會式を行つた、集まつた約百五十人は全部河北省で有名な親分連魏哥氏を總務幹事に、總務、道義、調查、救濟、發費、傳道の六部を設けて大々的な民衆運動を起すことになつたがその比類なき團結力と生命を顧みぬ俠氣による運動の將來は非常に期待されてゐる

天津情勢

天津防衛司令部交通制限令公布

天津【三三】イギリス、フランス租界内に蠢動する抗日共産分子一掃に乘出した日本軍は更にその徹底を期するため廿二日新公路正面並にイギリス、フランス租界西南正面にも鉄條網を構築、租界外との交通を完全に遮斷、所期の目的貫徹に邁進することとなつた、而して外國租界側ではこれ等措置に關して食糧品の租界搬入トラック、人力車まで嚴重な制限を加へてゐることは人道に由々しき問題であると教團いてゐるものもあるといは

れるが、日本軍としては何等これらに對し搬入を制限するものではなく差支へなき者はどしどし通してゐる状態である、尙大日本軍天津防衛司令部では廿二日正午司令官の名に於て左の如き日華兩文よりなる交通制限の布告を日本租界及び華人街に貼布して之が徹底を期することとなつた

一 大日本軍は天津に於ける抗日共産分子の活動その他の事態に鑑み左の如く交通を制限す

一 イギリス、フランス租界に通ずる左記道路以外は何人も雖も通行す可からず

萬國橋、旭街、中街(六時—廿四時)芙蓉街、山口街、イギリス競馬場通り、泰安通り(六時—廿時)

右時間以外には第三國の軍人、軍隊、外交官及びその同行者、旅券を所持する第三國人並に日本軍の發行せる時間外交通許可證を所持する者のみ通行を許可す

一 電車、自動車その他總ての車輛は日本租界若しくは特別第一區又は特別第三區内に停車し日本軍の検査を受く可し

右に違反したる者は日本軍司令官の定むる所に基き處斷す

昭和十三年十二月廿二日
大日本軍天津防衛司令部

▲英米兵盛んに我兵に暴行 天津【三三】英佛兩租界に根據を置く抗日共産分子に對する日本軍の取締に對し最近頻々として英米兵の日本兵に對する暴行不法行為あり我が軍に於ては之等暴行兵三名を拘留し嚴重取調を進めて居る、一方

我が當局は我軍に對する不法侮辱行為に對し嚴重抗議を爲し廿九日も折衝を行つたが物分れとなつた、我が方は要求が貫徹されぬ限り抑留兵は何時迄も抑留する方針である

天津電話接收問題解決

天津【三三】英佛租界の電話接收問題は日支當局並に英佛兩國租界との間に屢々折衝が進められたにも拘らず意見の一致を見ず一年有半の間不通状態にあつたが最近イタリア領事スチヴンソンの斡旋によつて去る廿一日支那側及び英佛側との間に妥協點を見出したので、廿三日午後五時半、滬天津市長はスチヴンソンの伊領事立會の下に英租界工部局及び佛總領事と會見覺書を交換し茲に懸案の電話接收問題も解決するに至つた、覺書の要旨は支那側が支配權を握つて第三者に管理せしめず、滬天津市長自ら局長を兼任し英佛伊各國代表を以て組織されてある委員會に参加し一切の處理に當る等である

一 電報、自動車その他總ての車輛は日本租界若しくは特別第一區又は特別第三區内に停車し日本軍の検査を受く可し

天津に邦人中學校設立 天津【三七】天津在留四萬邦人が渴望してゐる中學校設立問題に就いては豫めて當地總領事館より北京大使館に上申ねて當地總領事館より北京大使館に上申中の所居留邦人激増に伴ふ小學校卒業兒童の増加と男子中等學校としては商業學校一校しか存在しない現状に鑑み在北京我が當局でも中學校設立の必要を認め此の程天津總領事館に對して内認可の指令を與へた、尙ほ新設中學校は明年四月

王竹林氏暗殺さる

天津【三三】天津特別市商會々長、日華經濟聯盟支那會會長たる王竹林氏(〇)は廿八日午後九時半佛租界料亭豐澤園に於ける河北官錢局の招宴よりの歸途自動車に乘らんとした際突如拳銃を持つた兇漢に狙撃されて即死した、佛工部局では直に犯人捜査に着手したが未だ逮捕に至らない、王竹林氏は夙勁強毅以來生命を賭して日本側に協力すると同時に最近はお驅を提げて日支經濟提携に奔走し且つ支那人間に多大の信望を集めて居たので今回の兇徒に接した事は各方面から非常に惜しまれてゐる

▲田代總領事佛當局に抗議 天津【三三】王竹林氏の非業の最後に對し我が田代總領事は廿九日午前十時佛總領事を訪問次の如き抗議を提出、佛當局の無責任な態度を難詰した

一 速かなる犯人の逮捕

一 今回の事件が佛租界内に於て行はれたことは當局としても感信に關すること故徹底的に抗日共産分子を取締ること

一 今後の抗日共産分子取締の具體的便法を講ずること

之に對し佛總領事は王氏の死に對し深甚なる遺憾の意を表すと共に可及的に犯人逮捕に盡力する事と抗日共産分子の積極的取締を講ずる旨を答へた

☆ 中支情勢

中國安清同盟成立大會 南京【三三】中國安清同盟成立大會は廿四日正午から南京復興路會公祠で開會

委員長常玉清以上各省縣代表四十一名維新政府内政部長陳壯氏はじめ在南京政府要人全員其他千數百名參集して嚴肅盛大に舉行された、安清同盟は明朝時代に創立された古い歴史を持ち禮智仁義信の五字を教義とし反共親日團圓を標榜して維新政府指導の下に民衆の創意により結成されたものである

南京市で地租暨妓稅徵收

南京【三三】南京市では城内各方面の復興既に顯著なものあるに鑑み新たに地租及妓稅を徵收する事に決定、來春一月から實施される、地租は一畝につき六角より三分迄三級、妓稅は月額四元、三元、二元と同じく三級に分れてゐる

武昌治安維持會成立

武昌【三五】武漢治安維持會の一部として政治文化の中心地武昌の再建に當るべき武昌治安維持會、會長楊繼緒氏、副會長程明超氏の成立式は廿五日前午十一時より舊湖北省政府跡の昭和堂に於て日支要人一千餘名參列の下に盛大に舉行された

武漢留日同學會成立

漢口【三七】支那の中堅インテリを以て組織する武漢留日同學會に廿七日正午から漢口の元市立第一女子中學校講堂で盛大な成立大會を舉行した、同學會では即日日語專修學校の開設を發表明春一月から開校する

武漢地方郵便開始

上海【三五】武漢三鎮の治安は極めて良好となり住民は軍警備の下に休んじて生活し避難者も漸次復歸しつゝあるのが我が軍では武漢地方と南京、上海其の

他北支、南支及び諸外國との間の一服郵便物を支那郵政管理局に於て取扱はしむることとなつた、當分輸送力等の關係から通常郵便物中書狀と葉書とに限つて取扱ひ最初の郵便は大體一月四日漢口から發送されることとなつた、新聞雜誌等も追つて取扱ふ管であるか、小包郵便物の取扱開始迄には相當の時日を要するものと見られる

漢口人口既に五十萬

漢口【三〇】武漢新政權は明春中に成立し新支那建設の大理想達成に乗出す運びとなつたことは湖北、河南、江西三省數百萬民衆の絶大な共鳴と支持を得られもその日を鶴首待望してゐるが一方武漢三鎮の治安情況も之と併行して日増しに良好となり最近に於ける支那側復興振りの急速なることは驚くべきものがある即ち武漢陥落後僅か二月余にして漢口の難民復歸者は我軍入城當時の三倍に達し人口五十萬を數へるに至つて居り特に二區、三區及び新設の二日華區、中國區(中華民國人の住む區域)などに於ては各種商店が續々開店した外市場も三ヶ所に開設を見てゐるが更に武昌、漢陽に於ても遊難民の復歸するもの陸續として後を斷たず治安維持會を中心として各自宅に歸つて商業を營み若しくは進んで自降圍を組織、治安維持に協力するなど眞劍なる復興振りを見せてゐる、従つて三鎮住民の安居樂業に必要な治安基礎を確立すべき武漢治安維持會の使命は二ヶ月餘にして既に半ば達成せられたわけは今後は一路武漢新政府の成立を待つのみとなり武漢三鎮は新しき年を迎へんとし

上海情勢

上海海關收入增加

上海【三三】廣東漢口陷落後に於ける十一月中の全支海關收入は二千二百卅萬元で十月中の二千五百卅萬元に比し三百萬元の減少を示した、其内譯は(單位萬元)

輸入税 一、五〇〇(十月一、六〇〇)

輸出税 一一〇(十月一三〇)

轉向税 三七〇(十月五三〇)

與其他は噸稅其他の雜稅である、上海々關のみに就て見ると十一月は九百九十九萬元で全國の四割四分を示し、十月の九百七十萬元、三割八分に比較し額及率共に増加し、天津海關の稅收も全國の二割二分より二割七分に増加してゐる、尙全支海關收入を占領地と非占領地に分つて見ると十月中、占領地は六割八分、非占領地は三割二分の割合であつたのが十一月には占領地八割四分、非占領地一割六分の割合となり非占領地海關の内相當な金額を示してゐるものは僅かに福州、汕頭其他西南の數港を餘すのみとなつた

大上海瓦斯會社創立

上海【三三】上海新都市地域に於けるガス事業建設に就いては支那振興會社の子會社として成立せしむべく準備を進めて來たが愈々大上海ガス株式會社が廿七日午後二時より上海に於て創立總會を擧げることとなつた、從來上海のガス事業としては英商上海ガス會社があるのみであつて今回創立される日支合辦の新會社が上海租界外の地に新たなガス事業を建設することは他の振興會社子會社が舊事業の復興を主たる目的とするのと異り著

しく注目される、新會社の要旨左の如し

- 一名稱 大上海ガス株式會社
- 一事業 ガス供給及び附帶事業
- 一資本 日支合辦三百萬圓、内支那側五十萬圓、日本側二百五十萬圓、支那側資本は二十萬圓は上海恒産會社の現物出資、卅萬圓は民間現金出資、又日本側資本はいづれも現金出資で内百五十萬圓は中支振興會社、百萬圓は東京瓦斯その他内地主要瓦斯會社の出資とする、第一回現金拂込は額面の四分の一
- 一役員 社長、副社長は當分置かず常務取締役は元廣島瓦斯電軌取締役豐島愛明、取締役は上海恒産常務陳紹鶴、東京瓦斯化學工業常務石倉己吉兩氏、又監査役に裴鳴玉氏が内定してゐる尙は大上海瓦斯會社は中支振興會社の子會社としては八番目のものである

大上海瓦斯會社創立總會

上海【三三】大上海瓦斯株式會社創立總會は廿七日午後一時から上海アスターハウス廣間に於て開かれ原田軍務部長の挨拶、王實業部長の祝辭あり既報の如く役員の選任が行はれ茲に正式成立を見た

上海工部局局長更迭

上海【三三】上海共同租界工部局總務局長米人スターリング・フエツセンデ

ン氏な邊で辭意を表明してゐたが来る昭和十四年六月卅日を以て辭職するに決定した旨廿九日公表され、代つて同年七月一日からはゴッドフリー・フイリツプス氏が後任總長に就任する

上海南京間長距離電話開通

南京【三三】華中電氣通信會社では南京市内の復興に備へ市内電話線の擴充整

備と共に南京上海間の市外長距離電話線の復舊工事を進めてゐたが、此程工事も完了したので愈々來春一月一日から上海南京間及び上海蘇州間の電話業務取扱を開始する

上海日報廢刊、大陸新報に合流

上海【三三】上海二大邦字紙の一たる上海日報は過去卅七年に亘り上海日本居留民の言論機關としての職責を果し來つたが卅日付を以て廢刊、國策に適應する報道機關として一月一日から誕生する大陸新報に合流することとなつた

上海日本商會議所公法人に

上海【三三】上海日本商會議所は支那事變に伴ふ我が大陸發展に則應すべく去る八月中旬以來機軸の根本的改革及擴大強化を計畫中だつたが卅一日付總領事館令を以て上海商會議所規則が公布され、愈々組織を公法人に改め上海に於て商工業を營み一定の資格條件を具備するものは強制的に會員たらしめる事となり以て我が中支經濟進出の有方なる樞杆としての機能を果すこととなつた

國民政府

國民黨漸次共產黨化す

香港【三三】重慶に於て開催された中國共產黨、國家社會黨、國家主義青年黨救國聯合會等の民族革命聯盟結成に關する會議は陳誠、董理翔らの斡旋により廿一日段落を告げたが確率するに汪精衛、陳果夫らの反共運動にも拘らず抗戰の

段階に對處すべく大勢は國共合作を基幹とする抗日各黨各派の大同團結に向つて推し進められつゝある、尤も國共關係に

一大調期をなす共同綱領の制定は國民黨として合法手續を必要とするのでその最後の決定は五中全会に俟たなければならぬが敗戦に次ぐ敗戦で軍事的、政治的經濟的に重大危機に直面せる國民黨は今や抗戰を繼續せんとする以上抗日諸黨派就中四十萬の兵力を擁する中國共產黨のより緊密な新たな基礎の上に諸政策を建て直す外なき情勢にある、抗戰主流特に陳誠等の少壯派幹部の黨派問題に對する見解は長期抗戰を繼續し戰國意識をより昂揚せしめんが爲めには指導理論を確定し統一戰線を擴大強化する事によつて新進氣鋭分子を大量的に吸收し政治的新陳代謝作用を旺盛ならしめなければならぬと言ふにあり共產黨則は之に賛意を發表し既に部分的には國共合作は武漢陥落前に比して著しく強化され周來が第三黨系の黃琪翔に代つて政治部副部長の地位を占めるや尨大な組織を有する同部へは共產黨の有力分子多數參加し宣傳は固より軍訓、民訓等の各部門に至るまで共產黨の組織を盛に持ち込み又蔣介石を校長とする遊擊學校は副校長葉劍英以下教官は殆んど全部ノ聯顧問と共產軍將校で占めて居り又機械化部隊運用の技術學校又同様であり中共の國民黨に對する影響は軍事部門より漸次政治黨務に及びつゝある

李漢魂の後任は鄧龍光

香港【三三】支那側の報道に依れば新たに廣東省主席に任命された李漢魂は目下部隊を率へて韶關に向け歸還の途にあり明年一月一日省主席就任典禮を行ふ管また李漢魂の後任軍長は未定だが百五十六師長の鄧龍光が當分兼任するに決定してゐると

支那公使波外相と會談

ワルシャワ【三三】 新任駐波支那公使王景岐は廿一日午前ポーランド外務省にベツク外相を訪問、時局問題につき會談を遂げた、駐波英國大使ケンナード氏も同日ベツク外相と會談した

孔祥熙、米支借款を語る

ニューヨーク【三三】 蔣政權は二百五十萬弗の米支借款成立に狂喜してゐる模様だが、廿一日ニューヨークに達したA.P.重慶電によれば行政院長兼財政部長孔祥熙は同借款の使途につき左の如く語つた

米國からの二千五百萬弗借款は西部諸地方の全般的産業並に交通の發展のため慎重に使用されよう、先づ第一には石油、自動車、農業機械、農産物並に米國から普及購入してゐる工業製品を輸入することゝならう

尙同電報は英國からクレヂットを獲得すれば雲南、廣西、ビルマ間の鐵道建設に充てられることにならうと述べてゐる

蔣政權米に小銃發注説
パリ【三三】 廿一日のパリ・ミヂ紙は最近蔣介石が米國の密輸出を通じて多數の舊式小銃を買入れようとしたが契約成立間際になつて小銃の型が支那軍に合はないことを發見し慌て、注文を取止めたとのニューヨーク特派員の報道を掲げてゐる、報道要旨左の通り

蔣介石は最近コステル・ムジカといふ男を首魁とする米國の密輸團に對して「リー・エンフィールド」式の小銃十萬挺の注文を發しようとした、ムジカは米國政府が「リー・エンフィールド」式小銃が舊式過ぎるので使用しないで貯

藏してゐるのを目を附けその一部を安く押下させて蔣介石に高く賣りつけ巨利を博する計畫であつた、しかし蔣介石は契約成立の間際になつて「リー・エンフィールド」式は支那軍が普通使用してゐる小銃と餘り型が違ひ過ぎることを發見して發註を止めにしてアつた、これに關して米國陸軍長官ウツドリング氏は米國內には「リー・エンフィールド」式小銃二百萬挺が貯藏されてゐるが、最近その内少しでも賣却された話は聞かぬと語つた

米國會社からトラック購入
ニューヨーク【三三】 米國が輸出入銀行を通じて支那側に與へた二千五百萬ドル借款の使途如何については注目されてゐるが、廿二日支那系ユニヴァーサル貿易會社は果然同借款に基きユニヴァーサー・モーターズ、クライスラー兩自動車會社の間に各トラック五百輛購入の契約を行つた、ユニヴァーサル會社側では右トラックは支那奥地で物々運送の爲に使用する全く商業用のものであると稱してゐる

蔣抗戰放棄
廣東【三三】 敗軍の蔣介石は去る廿日某所よりラヂオを通じて「戰はこれからだ」と強がり放送をなし民衆に呼びかけたが、その要旨は左の單くである

南京陥落を第一期、徐州陥落を第二期、廣東陥落を第三期と稱するものがあるが、これは大なる誤りであつて、今日までを第一期、今後を第二期と稱へなければならぬ、我々は南京、徐州、漢口、廣東の四大都市を失つたが、抗

日の決意は毫も鈍るものではない、我々は萬全を盡して最後の勝利に邁進し

なければならぬ、併し數十萬の兵、夥しい物資、中國の重要地點、莫大な土地を損捨てたことは明らかである第二期の抗戰は第一期初期の陣容で戦ふやうに燃費とはしてゐない、兵士の増加及び軍費の調達、軍需品の生産及び輸入は緊急問題である、民衆よ、青年に限らず少年も壯年も軍に來りて訓練を受け中國の犠牲となり在郷の民は自ら往地を確保せよ、有らん限りの金を出して軍費に當てよ、金無きものは力を出して中國の諷りとなり、戰に利用し得る物資の提出を惜しむ勿れ、斯くして一體となり第二期の長期抗戰に備へん、若しこの趣旨に合せざる行爲をなすものは赦前に處す

國際デマ宣傳本部重慶へ移轉
香港【三三】 確報に依れば英國マルコニー無線會社の手で重慶に建設中の卅キロ短波無線局は最近愈々完成したが十二月上旬中央宣傳部國際宣傳處は長沙から重慶に移轉昨日業務を開始した、右國際宣傳處は従來長沙にあつて各國語を用ひ盛んに支那一流のデマ宣傳をなし世界の輿論歪曲に専念してゐたものが湖南の戰局不利により豫ねて重慶移轉を計畫中長沙の大火で焼出され急遽重慶へ移轉したものである

輸出稅免稅辦法
上海【三三】 支那側報道に據れば輸出増進に躍起の努力を續けてゐる國民政府財政部では輸出稅免稅辦法を制定、明年一月一日より實施することゝなつた

華僑資金吸收の獎勵辦法
香港【三三】 第四期抗戰と西南經濟建

設に蔣政權はその資金集めに必死の努力を續けてゐるが、最近華僑方面の資金をして主産業に投資せしめんが爲め大要次の如き華僑投資獎勵辦法を定めた

非常時期に於いて海外より鑛工商及び國防關係諸經濟事業に投資せんとするものは次の如き特典を附與せん、即ち凡そ經濟事業にしてその資本金の六割以上が華僑の出資なるときは國府經濟部は經營上、技術上の指導援助を與へ税金を減免し運輸の便を圖り運賃を低減し公用土地の使用を許し或は補助金を支給する

輸出爲替法を緩和
上海【三三】 國民政府は近來法幣對外價値の八片萬低下に伴ひ輸出増進を妨げられつゝある現状に鑑み、明年一月一日より輸出爲替法の一部緩和を實施することゝなつた、即ち國府は去る四月廿五日の輸出爲替法により桐油以下廿四種の主要輸出品に對して去る四月廿五日の輸出爲替法により輸出管理を實行これ等商品の輸出に際しては中國、交通兩銀行と既定の辦法によつて中央銀行の公定爲替相場を以つて輸出爲替を取組むの證明書を海關に提出して許可を受けることとし外貨取得の増加を圖つてゐるが法幣の實際相場と公定相場との開きは頗る大きく却つて輸出増進を妨げる結果となる傾きを示すに至つた、よつて國府は明年一月一日より従來輸出管理を受ける可き廿四種商品の内卵及同製品、麥露帽、頭髮、棉花、葉煙草、獸皮、木材、落花生、胡麻竹、巴豆杏の十一種のみは輸出爲替法による政府銀行との間に輸出爲替を取組む必要なく自由に輸出し得るやう爲さんと

するものである、その外國政府當局は輸出稅の減免をも新たに考慮して居るものゝ如くその商品は未だ決定を見ないが何れにせよ外貨獲得と公定爲替相場堅持の方針に基き輸出爲替法の一部緩和を行つた事はその貿易或は爲替政策の困難を物語るものであり極めて重大なる變更として注目される

國社黨、共產黨を痛撃
上海【三三】 重慶來電によれば交通部長張公權の兄にして國家社會黨の首領たる張君勵は廿五日の國府機關紙中央日報紙に中國共產黨毛澤東に宛てた公開狀を發し共產黨及び軍の現状を痛烈に攻撃し汪精衛醜態後の重慶政界に又々センセイションを起してゐる、右公開狀の内容左の如し

毛澤東の六中全会に於ける報告書を讀むに抗戰情勢の判斷宜しく長期抗戰作戰計畫強硬なるものあり戰事の勝敗を以て民族の存亡となし獨り一黨一派の利害に非るを知る今後の國策は國內の結合を堅くし作戦持久を圖る外策なしこの時に當り共產黨を率ふる毛先生に次のことを希望する

一 近代國家の特徵として軍事權の統一は最も重要である、歐米各國の軍隊を見ても一國內に兩種の軍隊を有したことはない、軍隊の命令は必ず一途に出づべきものである、毛先生はその一文の中で國共兩黨は各軍隊を有し云々と言つてゐるが吾人は軍隊は國家に屬するもので軍隊は特殊の主義によつて動かし得るものではない、故に當然八路軍の訓練、任命指揮權は完全に蔣介石の手中に託さ

ねばならぬ

一 各國の政黨にして特別に國內の一地方を占據して特殊の政策を行つてゐる場合は被壓迫民族が獨立を獲得した場合によるもので現在の中國に於けるが如きは變則も甚だしい、

中國共產黨は西北に在つて自己の官制を樹て自己の財政を定め自己の學校を設置してゐる、共產黨は宜しく斯る制隊的態度を放棄すべきである

次に毛先生に望みたいのは共產黨の理論である、共產黨の特徴はその階級性にある、階級闘争を以て政權を奪取せんとすることに在り、これマルクスの稱へたところでレーニンが之を實行した所である、中國共產黨はその階級闘争の最中に於て滿洲事變に遭遇し階級闘争が中國にとり不適當なるを悟り、轉じて民族闘争を唱へるに至つた、

而して民族闘争は人民全體を以て主體となし階級はこれを問題にしないで、三民主義はもとより民族を以て出發點として居る、共產黨は六中全會に於て三民主義を以て民族闘争の目標とすべしと決議したが毛先生の言を見れば三民主義を歪曲して居り結局マルクス主義に徹底してゐる、マルクス主義を以てしては共產黨の稱へる國共合作方式中の民族聯盟は如何にして實現し得るか甚だ疑問である、吾人は眞の團結をなすために國家至上主義に終始し一黨一派の利益を放棄すべきである、即ち吾人は毛先生に對し共產黨は抗日長期合作の爲にはその信譽するマルクス主義を放棄せんことを希望してやまない、

飛更に抗戰強化を力説

香港【三三】 當地漢字紙星島日報重慶來電に依れば過般の重慶會議に於て蔣介石は各將領に對し持久抗戰に關する決意を表明すると共に新階に處すべき抗戰の型訣五ヶ條を指示したが、特に

- 一 政治は軍事より重し
一 遊撃戰は陣地戰より重し

の二點を強調、民衆動員の徹底及び宣傳工作強化の必要を力説した

勝利が敗北があるのみ(陳誠談)

上海【三三】 重慶來電によれば十二月廿二日の近衛首相談話は支那側各方面に亘つて相當甚大なる反響を喚起しつゝ、あるが去る廿六日總理紀念週に際して蔣介石が長文の談話を行つたに續いて大本營政治部長陳誠は廿八日重慶より放送演説を行ひ抗戰を力説して左の如く述べてゐる

近衛首相の談話は唯單に九ヶ國條約を纏る歐米各國の豪所を見んとするに他ならず日本の目的は東洋に覇權を獲得することにあり、國民政府の抗戰能力を減退せしめるために内訌の種子を蒔かんとするものに他ならぬ、蘇聯の事件勃發の當初蔣介石は支那は弱國ではあるが一度日支間に戰が勃發せば最後までこれに抗しなければならぬと述べた、それ故現在の段階に於ては問題正に勝利が敗北にあるのではなく、世界を欺かんとする近衛首相の談話は要するに支那民族に對する侮辱であり、何人と雖もこれに欺かれるものはないであらう

西南情勢

四川開發に一千萬元公債

香港【三三】 重慶來電によれば四川省政府は四年度に於ける經濟開發事業資金として一千萬元の公債を發行することにあり之が發行許可方を國民政府に申請したと

トラック不足で昆明に滞貨の山

河内【三三】 旅行者の談によれば昆明市内は奧地向け輸送機關の缺如による滞貨が氾濫し、十二月上旬來蔣政府は此等滞貨收容の爲め劇場等を使用する等非常手段を講じてゐること、郵便物の停滞だけでも現在四千噸に達し此等滞貨は益々増加の傾向にあるといはれる、右は當初八千噸のトラックを佛印經由廣西廣東、雲南の三方面に分け輸入する國府の計畫が先月下旬佛印當局より突如發せられた外國製自動車輸入制限令により月百臺しか輸入出來ず、爲めに奧地輸送計畫に一大支障を來した結果でこの爲め昆明驛はトラック不足で貨車の荷下しは一列車に約三日を要するので鐵道の輸送量は激減し佛印商人に大打撃を與へてゐる爲め佛印内では當局の措置に對し罵々たる非難が行はれてゐる

滇緬線開工式舉行か

香港【三三】 昆明來電によれば過般來工事に着手したと傳へられる滇緬(昆明ビラマ間)川滇(四川省敘州、雲南省昆明間)兩鐵道の開工式は來る廿五日前後に昆明に於て舉行される筈である

佛印の對蔣輸送活況

河内【三三】 佛印經由の對支輸送は英米の對支借款協議の影響と廣西、雲南を直接繋ぐ新公路の完成とにより海防、南寧、昆明海防の一大循環輸送系統により是近頗ほ活況を呈して居る、國民政府が豫て工事を急いで居た廣西省南寧から百色普寧を経て昆明に至る廣西雲南新公路は十一月末完成し現在では寧南雲南鐵道を凌ぐ有力新輸送幹線となつて居る模様で在佛印の支那側各輸送機關は海防に約六十名の支那人運轉手を常備し彼らは海防埠頭に山積するトラックを運轉してランソンドンを経て廣西省龍州に至り更に南寧から前記新公路を經由、昆明に達し此處から雲南鐵道により海防に歸來するもので、彼等は一往復に六、七十元の報酬を得てゐる、然し此の一往復には少くも一週間を要するので現在の人員では一日平均十臺内外しか輸送出來ぬので、支那側は補助的に安南人運轉手を一往復十ピヤートルで海防、ドンダンの輸送に當らせてゐるが、ドンダンは支那人輸送隊が出張してこれを引續ぐこととなつてゐる、斯くて支那側では總ゆる便法を講じて依然佛印からの輸送を繼續してゐるが、この間秘かに武器其他がトラックにより輸送されてゐる形跡も多分にある

西康省開省準備成る

河内【三三】 當地の確實なる筋への情報によれば國民政府が豫て建省を急いでゐた西康省は曲りなりにも此の程漸く大體の準備を終へ明年一月一日より正式に開省するに決したが第一年度豫算六百二十餘萬元、保安三大隊特務一大隊を常備し金險は従来の西康省銀行の外新たに川康、四川、康西農民、重慶和成等各銀行本支店を省都康定に開設、中國銀行も支店開設準備中である、然し同省は從來雲南省の影響強く現在でも銅洋幣の流通感んで補助貨幣の混亂は急速には收拾し難いものあり現在中央では二十萬元の中央系補助貨幣を撒布して居るが近く更に十萬元を輸入、放散する豫定である、尙蔣政府首腦は劉主席を始め何れも開省式の爲廿日頃前後して康定に赴いたが中央よりも開省官憲の爲め張伯常が特派された模様である

ビルマ雲南間武器ルート進捗

ボンベイ【三三】 華國の對支借款が漸次具體化すると共にビルマ、雲南を結ぶ武器輸送路の重要性が各方面の注目を集めてゐるが卅一日ラングーンからボンベイに達した情報によれば對支武器輸送の迅速を確保するため雲南省境に近いビル

マのラジオでは目下各種の準備が着手しつゝあり、既にビルマ鐵道長官ローランド、技師長トラリーの兩氏は支那西南運輸會社ラジオ支店支配人と共にラジオに到着、連絡促進策につき協議を重ねてゐると言はれる、かくてビルマ雲南間の鐵道連絡が考慮され國境のキロンガでマンダレー、ラジオ鐵道と結ぶこととなる模様だがマンダレー、ラジオ鐵道はまだラジオからキロンガに向け二哩しか延長されてない實情である、尤もその終點には既に西南に向ふべき武器が積み集積され待機の状態を採つてゐると傳へられる

☆抗日戰備

張學良前線出動説

上海【三三】 麗に西南、西北二行營の設置を發表、全國を二大戰區に分つて全面的反攻を誘示すると共に最近では廣東省政府の改組強化を行ひ、且つ廣東軍還の空宣傳に全力を傾けてゐる支那側では更に張學良を起用して廣東奪還の重大任務を課し湖南省西北部の要衝沅陵に配置したとの極めてセンセーショナルのニュースを發表した、張學良は西安事變以來全く動靜の消息を断ち今日に至つたものであるが今回の事が眞實であるとしてもその効果は何等期待されるべきもなく、支那側の前線再編成のためにする宣傳と見られてゐる、同時に支那側では湖南省政府の改組も傳へ、現主席張治中へ代つて蔣岳を新主席に任命すべき意圖を洩してゐるが敗戦に沈滞せる民心刷新のため新しい刺戟を注入することに汲々たるの感を興へてゐる

各戰區長官入れ替へ

香港【三三】 重慶來電によれば蔣介石は同地に於ける軍事會議の決定に係る四川を建設し西南を強固にし西北を保障するの原則に則つて行政機構の全面的刷新を企て全國に亘る各戰區の新規劃定に伴ひ各戰區司令長官の入替を盛んに行ひつゝあり第九戰區司令長官陳誠の後任は薛岳に、西北行營主任には程潛を決定せる外湖北、湖南、河南三省政府の改組も行ふ事になつて居る

南支新編軍團司令に張發奎

上海【三三】 武漢陷落後の抗戰第二期の形勢に處する爲に支那側軍事當局では西北、西南を始め各地方に亘り指揮官の更迭、軍隊の改編移動を頻々として行つてゐるが、支那側情報に依れば西南方面の配備強化の爲め現在の第四路軍所屬の各師及び廣東軍の新編各師と合併改編し第十二軍團となし、張發奎を其の司令余漢謀、葉雄を副司令に任命したと云はれる

抗戰各軍を整理改編

南京【三三】 確實なる筋へ達した情報によれば重慶政府軍事委員會は今後二ヶ年間に軍事上の必要と破綻の危険に瀕した國民政府の財政を緊縮編纂する爲め各軍を整理改編する事に決定した、即ち第四抗戰期に入り國民政府各軍の抗戰態度は内訌の爲め消極的となり軍人等は自己の勢力保存に躍起となつて居る實情に鑑み軍事委員會では編遣委員會を任命し各軍の現存勢力武器等を調査、損害甚大なるものは之を改編する方針を決定すると共に編遣委員會を各軍の集結地に派遣し監視指導する事となつた、現在他の軍隊に改編に決したものは各戰區を通じ約三十

個師に上つて居る、改編の報に接した各軍は損害の大なるものは編遣委員の派遣に先立つて地方民衆、土匪を編入しつゝあるが懸念されるもの多く隨所に反抗氣運が漲つて居る、又自軍の損耗を誇大に報告して補充を得んとしたものは改編を免れんとするに汲々たる有様で編遣命令に接しても指定された集結地點に集合せぬものが多く隨所に妨害行為が行はれてゐると言はれる、斯る情勢に對し蔣介石は各軍の微妙なる動向に注意しつゝ編遣方針を進める一方最近漸く暗闘の表面化せんとしてゐる廣東、廣西對立、西南派の行動に疑念を懷き湖南、廣西兩方面の保衛を中央直系軍で固めんとして居る張發奎の後任に陳誠股肱の部下たる羅卓英が任命された事實は此の間の消息を示唆するものと解されて居る

汪精衛國民黨離脱

汪精衛重慶脫出河内着

香港【三三】 チャイナ・メール紙の報道によれば國民黨副總裁汪精衛は去る十九日極秘裡に飛行機にて重慶發、昆明經由廿日ハノイに到着した、之より先き汪精衛の密令を受けた腹心は既に數週前より香港に來り汪の爲め準備を進めてゐたが汪精衛のハノイ飛來と共に彼もハノイに急行し目下同地で汪精衛と種々打合せ中であると同紙は傳へてゐる、汪精衛の突然の國外旅行の報は當地外人支那人間に大衝動を興へ何れも今後の行動を重視されてゐるが當地では汪は次いで香港に來るものと見る向きが多い

▲大公報確認 香港【三三】 支那側有力紙大公報の重慶廿二日發至急報に依れば汪精衛は重慶より飛行機で確かに河内に到着したが其後の行方は尙不明であると傳へてゐる

▲中央通信確認 香港【三三】 中央通信員昆明電は汪精衛の國外脱出の事實を認め左の如く報じてゐる

汪精衛は雲南省政府主席龍雲との約束により去る十八日重慶より昆明に飛んだが途中飛行時間が長かつたので宿病を再發し過々佛印河内に昵懇の醫者が居たので友人の勧めに従ひ廿一日治療の爲め河内に赴いたものである、然し健康が恢復すれば直ちに重慶に歸る筈である

▲消息通の觀測 香港【三三】 汪精衛の河内着が愈々事實とすれば外遊名義の如何に拘らず實質上重慶を脱出せるものと看做され長期戰問題に對する深刻なる國民黨内部の紛糾を如實に暴露したものである、之によつて黨内反共和平派は其領袖を失ひ抗戰派は愈々勢ひを得ることとなるが消息通は此の問題について左の如き觀測を下して居る

陳果夫一派の國民黨最右翼C・C團と提携せる汪精衛は反共和平論者として誤れる焦土抗戰と遊撃戰の攻撃にこれ努めて來たものである、此の汪の策謀に對し中國共產黨側は常に汪を以て親日政敵の巨魁となし漢奸トロツキストとして居たものであるが更に今回國民黨の重慶會議に於ては汪は諸重要政策につき事毎に蔣介石、孫科、于右任等と意見を異にするのみならず殊に最近陳誠一派の抗戰主流と結ぶ中國共產黨の民族革命結成運動に壓倒されて其政治的立場は愈々困難を加へ來つたもので

當然重慶を脱出するの外なき事情にあつた、唯茲に問題となるのは現在の如き抗戰派の中心舞臺に於ける重慶に於て果して汪にかくの如き脱出の機會が與へられたか否かといふことで此點若干疑問なきを得ない

▲汪脱出の原因(U.P.電) ニューヨーク【三三】 汪精衛の行動は米國に於ても多大の注目を蒙つてゐるが廿九日ニューヨークに達したUP上海電報は汪精衛脱出の原因につき次の如く報じてゐる

汪精衛と蔣介石との間に離間を來したのは共產黨の勢力が増大したこと、最近汪精衛派が多數罷免されたに負ふものである、尤も罷免された者には餘り評判のよくない無能の輩が多かつた

▲周佛海も汪と同行か 上海【三三】 汪精衛の外遊説は各方面の注目を惹いてゐるが汪精衛重慶脱出に就きその後當地に達した支那側消息によれば、汪は去る十八日重慶發昆明に飛び同地某學校の閉校式に出席したが翌十九日から病と稱して一切の面會を避けてゐたもので、その間更に飛行機で何れへか出發、その際國府宣傳部長周佛海も行を共にしたと傳へられる、支那側では其行先を大體香港又は上海と推測して居り更に汪の外遊説について直接的動機として最近重慶に開催された某重要會議の席上國府内の反汪空氣が非常に強くなつたばかりか汪の發言に對し國府當局が驕骨な反對を示したことを指摘して居り當地支那新聞は一齊に汪の外遊説を攻撃特に文滙報の如きは社説に於て汪の外遊は強力に遂行されつゝある抗日の時代的推進力の前に脱退し行く軟弱分子の慘めな姿

であると思つてゐる

▲周佛海香港着か 香港【三六】大公報重慶特電に依れば某地に滞在中の中央宣傳部長周佛海は廿五日突如某地を出發廿六日には香港に到着するものと見られる、周佛海は露に國府内に於ける新官原派の巨頭として反蔣氣運の主帥者と見られて居り又去る十三日には昆明に於て汪精衛と全く同一意見の抗戰態度を表明したものである

國府發言人汪の外遊を發表

上海【三五】支那側消息によれば汪精衛の出國説はいよゝ確實となつた模様で廿四日國民政府筋の發言人は支那新聞記者に向つて次の如き談話を試みた

汪精衛は病氣のため激務に堪えずとの理由で中央に對し四ヶ月間の賜暇を求めたもので昆明經由河内に行き同地で治療を受けてゐるが一兩日中に香港に向ひ、香港より外遊の途に就く豫定である、汪の側近者は既に香港に在つて汪の外遊手續をとつてゐるがその行先は何國であるか目下不明である

▲病氣療養説支那紙否定 香港【三三】

汪精衛の離渝に關し相矛盾する諸言の横行で歸一する處を知らなかつた當地支那紙の論調は廿七日の朝夕刊より稍々落附きを示し王寵惠が汪精衛を慰留するに努めたこと、蔣介石が速に重慶歸還を要請した事を重視しこの事實は汪が特別使命を帯びて歐洲乃至香港へ赴くとの説が無稽なることを證明したと斷じてゐる、而して陳公博や周佛海が慰留に行つたと報じてゐる新聞もあるが共產黨系漢字紙立報は

爲病氣療養乃至外遊説は全く破れ近く蔣政權に政治上變動があることは容易に觀取される

▲汪、佛に向はん(大公報) 香港【三三】大公報は廿日汪精衛の行動に就き次の如く報道してゐる

汪精衛は既に河内を出發、香港に向ふ途次あり本日香港に到着するとの説が有力である、汪精衛は香港に到着後或はその病狀及重慶出發の事情等につき説明する所があるのではないかと思はれる、而して數日後香港からフランスに向ひ病氣靜養の旅に出るのではないかと言はれる、蓋し汪精衛の今回の行動は全く個人的理由によるものである事は略々瞭然となつた

反共派、改組派總退却せん

香港【三五】重慶來電によれば汪精衛派の中央黨部總務部長陳謙人及び教育部長長彭學沛は廿日附で辭表を提出した、同派の中央宣傳部長顧孟餘、前實業部長四川黨務指導主任委員陳公博、中央監察委員陳壁君(汪精衛夫人) 褚民誼に並に候補中央執行委員曾仲鳴等も汪と行動を共にする等改組派幹部は重慶政局より總退却の形勢を示してゐる、而して汪精衛の反共和平論は單に自派のみならず政學會系及びCC團の對共產黨關係をも代辯するものであつただけに其影響すると

ころも亦頗る廣範圍に及ぶものである、即ちCC團の領袖陳果夫、陳立夫は固より國府、國民黨内部に於ける穩健派と看做されてゐる何應欽、戴天仇、吳鼎昌、張群、張公權等に至るまで假令失脚せぬまでも非常な窮境に陥るであらう、斯く

て蔣介石、陳誠等の抗戰主流と結ぶ共產黨の抗戰派に對する影響力が益々強化するものと見られる

汪の出國事情

上海【三五】汪精衛出國前後の事情に就いてはその後も引續き種々取沙汰されてゐるが、支那紙の報道によれば汪の出國は一二ヶ月前より既に詳細に計畫されてゐたもので、汪夫人陳壁君及び陳公博曾仲鳴等は汪の出國數日前汪に先行して重慶を出發したと云はれる、蔣介石は汪が河内に着いて始めて出國の事實を知つた様な有様で非常に驚愕し直ちに電報で歸國を勧める一方目下佛印當局と鐵道問題に關し交渉中の外交部長王寵惠に命じて汪に見舞の意を傳へしめ、同時に重慶に歸還して治療する標榜萬一病症が長途旅行を許さぬならば此の儘河内に止り療養に専心し他へ赴くことなき様懇切に勧めたと云はれてゐる

蔣介石大狼狽

上海【三五】蔣介石は昨廿六日國民黨記念週の席上に於て近衛首相の聲明は中國を併呑し太平洋に覇をなさんとする日本帝國の地理的野心を暴露したものであるとし例の如き長廣告を撰つた後、更に今回の汪精衛の出國説に言及し、汪の出國が全く個人事情によりなされたものであると力説し汪出國説が蔣介石に與へた打擊の如何に甚大深刻なものであつたかを如實に暴露したものであつた、即ち

今回汪精衛は雲南への途次痼疾の心臟病が再發したため遂に河内へ赴き治療したもので全く病氣のためであつて決して意見の相違によるものではないことを繰り返し力説、汪の黨に對する忠誠を切々の言辭を運られて稱揚してゐる演説大要左の如し

汪精衛の行動が極めて眞なるものである事は周知の事實であり茲數年來彼が黨國抗戰の爲め粉骨碎心身を以て國事に處して來た事は中央同人の深く認めるところであり、同時に蔣中正自らも深く感じてゐるところである、偶々偶然の事情によつて四川を出た爲め遂に敵陣に謠言撒布の機を與へたものである、日本は今與匪院を設置し盛んに「日滿支不可分の東亞協同體」及び「東亞新秩序の建設」を強調中國併合の意圖を遺憾なく暴露しつゝある時時勢の認識に厚い我が中國人中には一人と雖も日本との妥協和平を望むものなき事を自分は敢へて斷言するものである

汪と中央同人及び汪と自分とは艱難を共にした深き關係にあり我々の間に於ては一度として明言せざる語とはなく又協議せざる事柄とてない、若し意見あらば必ず中央の黨議に附するか或は自分と膝を交へて討議してゐる、然るに斯の如き國家存亡の大事に關して中央黨人並に自分と相談せざることはあり得ざる事である、汪は愛黨愛國の至誠に燃へ國難に赴くの精神は必ずや抗戰の目的を貫徹すべき人物である、故に外間に傳へられる流言に對しては國民は必ず信を置かざる事を信ず斯る流言は實に一笑にも値ひせざるものである

汪精衛行動諸説紛々

香港【三五】汪精衛の行動について本日の香港各支那紙は殆んど記事を掲載せず大公報、工商日報、循環日報、華僑日

報等は何れも何等の報道をも傳へてゐないが只星島日報のみが上海特電として中央委員が上海にあり某種の活動を爲しつゝありと報じ汪精衛の香港到着説と何等かの連關あるものゝ如く取扱つてゐるの外申報が汪精衛の來港説は不確實と報じてゐる、最も注意すべきは共產黨系漢字紙立報が重慶特電として汪精衛今回の重慶脱出は現務を帯びて桂林に赴くと稱し昆明に至り遼かにハノイに向つたもので且汪精衛夫人陳壁君外家族も既に秘密裡に重慶を出發し、その腹心たる陳公博曾仲鳴等も同じく重慶を離れた、これがため種々の疑惑を生んでゐるが、汪の重慶脱出は數ヶ月前から計畫されたもので香港、上海には汪精衛の指令を受けた密使があると云はれてゐる、中央は目下ハノイにある汪精衛に對し重慶に歸還せよと電令した外、周佛海をして汪に説き重慶に歸還せしめんとしてゐると報じてゐるのが頗る興味を惹いてゐる

汪匿名て河内の某華人宅に

河内【三六】重慶脱出後の汪精衛の行動に關しては種々の説が行はれてゐるが廿八日現在汪精衛が河内に在ることとは確實とされてゐる、右の事實に關し當地官憲では何ら聞知してゐないと聲明してゐるが記者が探知したところによると汪精衛は廿一日秘秘裡に夫人同伴飛行機で河内直着ち市内某支那人遊藝宅に入り嗣來極力外部との接觸を避け廿四日夜廣東人俱樂部主催の招宴にも出席しなかつた事實あり全くの微行で總て匿名を用ひ又何等の使命も帯びずと漏らしたと傳へられる當地支那人筋の情報によれば汪精衛の來港は既に十一月末、五中全會

の無延期により昆明經由續々歸來した在外華人の有力者間に、確定的な事實として傳へられてゐた點より見るも汪の重慶逃避は決して突發的行動ではなく、五中全會當時より早くも國府の内部紛糾が外部からも決定的事實として察知出来たものと見られる

要人三名更に重慶を去る

香港【三三三】 廿九日のチャイナ・メー
ル紙重慶特電によれば廿八日夜更に國民政府要人三名が飛行機で突如重慶を出發河内に向つたと言はれる、之等三人の目的に就ては全く不明だが汪精衛と何等かの關係あるものと信ぜられてゐる

陳公博香港到着

香港【三三三】 當地大公報の重慶特電の報ずる所に依ると汪精衛はなほ河内に滞在中であるが汪派の有力者たる陳公博は既に香港に到着したと傳へてゐる

陳公博外字記者に語る

香港【三三三】 廿九日の香港テレグラフ紙は汪精衛の行動に關し汪派の有力者陳公博とのインタビューを試み次ぎの如く報道してゐる

陳公博は廿九日河内よりエアー・フランス機で香港に到着したが、陳公博の談により汪精衛の香港訪問は確實視されるに至つた、汪精衛は既に汽船により河内出發、香港に向ひつゝあり、二三日中に到着する筈である、蔣介石と汪精衛との意見対立説に關しては陳公博は語るを避け「余は去る二日以来、汪精衛と會つて居ない、従つて何も申上げる地位はない」旨を述べ汪精衛に關する種々の風説に關しても陳は語る

事を避けた

彭學沛逮捕、何應欽免職

香港【三三三】 星報(孔祥熙系機關紙)重慶特電によれば前教育部次長で汪精衛派の有力者たる彭學沛は遂に蔣介石のため逮捕、監禁されたと云はれる、彭學沛は汪精衛の重慶脱出に際し飛行機の世話をなしたと判明したと云はれる、又支那側報道によれば何應欽も汪精衛を援けたとの嫌疑により蔣介石のため免職されたと云はれる、汪精衛派の要人(姓名は既に重慶を離れ中央黨部部長周佛西は目下ハノイにあつて活動中だと傳へられる

汪精衛より重大聲明を發す

香港【三三三】 重慶脱出以來その去就に就いて全世界の注目を集めてゐる汪精衛は本卅日午後九時蔣介石並に國民黨、中央政治會議、中央執行委員會、中央監察委員會に死次の如き重大メッセジを發表した、聲明全文左の通り

△去る四月開催された臨時全國代表大會に於て發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた一九三四年塘沽停戰協定締結の後あらゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じてきたのは一つに軍事行動を避け、次の二事業を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ、即ち此二事業とは、第一は北支諸省の安全を保障し第二に東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとしたのである、即ち政治的に我々の要求する最小限の條件は我國に於ける外國權益の不侵害、獨立の保障、領土の保全にあり他方經濟的には我々の指導方針は互惠主義と平等にあつた、然るに一九三七年七月盧溝橋事件の勃發により支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを得ざるに至つた、然るに日本政府は去る十二月廿二日の聲明に於て日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した、右方針に於て強調された第一の點は善隣並に友好の主義である、即ち右聲明は日本は支那に對し領土をも賠償をも要求するものに非ず

と同様な精神に於て締結さるべき旨の極めて卒直なる言明をなした以上斯る

疑念は今や撤回されても可なりである
△國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の際に於て十一月三日日本政府がその聲明に於て十一月十六日の聲明に述べた態度を変更したことを想起せねばならない、従つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば商議への途は開かれるのである、支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保する爲である、既に一年以上に及ぶ現在の戰の過程に於て我國は甚大な打撃を蒙つた、若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持されこゝに武力抵抗の目的は達成されるのである、而して以上の三點は平和の精神と一致するものである、更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしめる爲に之に慎重な考慮を加へなければならぬ、就中特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵にその全部が急速且つあらゆる方面に於いて一齊に行はなければならないことである、更に提案された日支防共協定の存続期間中日本軍の駐屯すべし所謂特定地區に唯内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ、この駐兵に正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが支那は以上の制限が行はれる事によつて始めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである

△日本は支那の主權を尊重するも、然し支那の完全なる獨立を確保する益には日本は日本が明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し且商業を營み得る代價として日本は支那に對して租界を還し且つ支那に於ける治外法權の撤廢に同意せんとしてゐる、日本政府がかかる宣言を駁かに發表せる以上平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず又今次事變の過程に於て失はれたる領土をも恢復し得、かくて支那の領土主權、行政的獨立並に領土保全をなし得るであらう、されば我々は大會の宣言に従ひ北支四省問題の合理的解決を得る爲に我々の態度を決定し何等かの措置に出づべきである、第二の點は防共協定である、この問題は過去數ヶ年に亘り日本政府によつて極めて嚴々提起され來つた
△然し我々は日本との斯る防共提携は支那の軍事的並に政治的問題の干渉に迄導く可能性ありとして之に對し疑念の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文

と同様な精神に於て締結さるべき旨の極めて卒直なる言明をなした以上斯る

疑念は今や撤回されても可なりである
△國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の際に於て十一月三日日本政府がその聲明に於て十一月十六日の聲明に述べた態度を変更したことを想起せねばならない、従つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば商議への途は開かれるのである、支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保する爲である、既に一年以上に及ぶ現在の戰の過程に於て我國は甚大な打撃を蒙つた、若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持されこゝに武力抵抗の目的は達成されるのである、而して以上の三點は平和の精神と一致するものである、更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしめる爲に之に慎重な考慮を加へなければならぬ、就中特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵にその全部が急速且つあらゆる方面に於いて一齊に行はなければならないことである、更に提案された日支防共協定の存続期間中日本軍の駐屯すべし所謂特定地區に唯内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ、この駐兵に正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが支那は以上の制限が行はれる事によつて始めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである

△然し我々は日本との斯る防共提携は支那の軍事的並に政治的問題の干渉に迄導く可能性ありとして之に對し疑念の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文

と同様な精神に於て締結さるべき旨の極めて卒直なる言明をなした以上斯る

疑念は今や撤回されても可なりである
△國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の際に於て十一月三日日本政府がその聲明に於て十一月十六日の聲明に述べた態度を変更したことを想起せねばならない、従つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば商議への途は開かれるのである、支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保する爲である、既に一年以上に及ぶ現在の戰の過程に於て我國は甚大な打撃を蒙つた、若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持されこゝに武力抵抗の目的は達成されるのである、而して以上の三點は平和の精神と一致するものである、更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしめる爲に之に慎重な考慮を加へなければならぬ、就中特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵にその全部が急速且つあらゆる方面に於いて一齊に行はなければならないことである、更に提案された日支防共協定の存続期間中日本軍の駐屯すべし所謂特定地區に唯内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ、この駐兵に正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが支那は以上の制限が行はれる事によつて始めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである

△然し我々は日本との斯る防共提携は支那の軍事的並に政治的問題の干渉に迄導く可能性ありとして之に對し疑念の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文

なことであり且必要なことである。正當な状態から逸脱してゐる現状は徹底的に再検討を加へる必要があり日支兩國双方共に右に對する相互の責任を究明すべきである。日支兩國間の恒久的平和の礎石を築く爲めには支那はその教育政策を主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方日本の側に於ても亦支那に對する傳統的蔑視の態度並びに征服思想を放棄しその代りに親支的教育政策を樹立すべきである。之こそ東亞の福祉の爲に我等が努むべき所である。同時に太平洋に於てのみならず廣く全世界に於ける平和と安全とを確保する爲に我々は國際親善並に相互の利益増進の共通な大義の爲めにあらゆる關係各國とも協力すべきである。余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなす且つ之等の提案が容れられることを衷心希望するものである

一九三八年十二月廿九日

顧孟餘、汪派を去る

香港【三三】 支那側確報に據れば汪精衛が和平聲明を發表するに先立ち汪精衛派内部にも議論沸騰し、顧孟餘は林伯生と激論の末遂に汪精衛一派と袂を別つに至つたと云はれる

汪精衛の重大影響

香港【三三】 武漢、廣東の陥落前から既に擡頭しつゝあつた和平論は四圍の情勢に制せられて容易に展開せず、僅かに汪精衛の外人記者に對する台理約和平解決の要請並に焦土抗戰反對乃至反共論として外間よりその動向を察知するに過ぎざるものであつた。然るに早軍による武漢、廣東の攻略は支那側の長期抗戰に對

し新段階を劃することとなり、事態の進展は和平問題を繞る内部的對立を退つ引ならぬものたるし汪が今回突如重慶脱出をなすに至つたものである。而して日支變相解決に關する汪今次の重大聲明は各方面に對し電聲の如き一大衝動を興へ、殊に氏の宣言に於て善隣友好、協日防共、經濟提携の三大原則により和平交渉の門は既に開かれ抗戰の目的を達したものであるとの眞摯大膽なる聲明は國民黨は勿論抗戰一年有半慘澹たる戦禍に呻吟する多數國民の立場を代表するものである。然し乍ら他方汪精衛を以て全支那を滅亡せしめんとする各種陰謀の曝露で中國國民は日本軍閥のかゝる陰謀に對して深き認識を持ち益々徹底的抗戰と妥協排辱の決心を固むべきものであると主張する蔣介石の對蹠點にあるものである。これに依つて政治的經濟的に行詰つた民族統一戦線に内部的に重大なる分解作用を起すを免れないと同時に抗戰主流は愈々中國共產黨との合作を強化することによつて尙ほ困難なる長期抗戰の繼續を企圖すべく時局は正に抗戰和平の二大潮流の一大拮抗を出現するものと見られる

國民政府憂色深し

香港【三三】 重慶來電によれば汪精衛の聲明は即時蔣介石の香港駐在代表陳其尤の手によつて重慶に通報された。國民政府當局は明かに此の事あるを察知して居た模様であるが唯その内容の極めて大膽且つ積極的なものに何れも驚愕の體で首腦部は奇々對策協議中だが抗戰主流派は汪の裏切に對して斷乎たる手段に出ん事を主張して居る。尙該聲勢の積極性から

見て汪は當然和平解決の實際運動に乗出ずものと一般に見られて居り武漢、廣東の陥落以來停戰氣分濃厚な資産階級、インテリ層の反戰和平への積極的動きは固より連戰連敗士氣沮喪且つ軍費不渡りにて苦境に沈淪せる傍系部隊や雜軍の一大動搖は免れない形勢で此の點國民政府當局も深憂の色を示して居る

南洋華僑に衝動

シンガポール【三三】 卅日の汪精衛の聲明は南洋華僑間に多大の衝動を興へたシンガポールの漢字紙並に英字紙は汪精衛の行動は單獨のものなりとし中央政府の正式見解發表を待つ必要がある旨力説すると共に國民黨の裂職にある彼の今回の行動は決して妥協なものでないとこれを攻撃してあるが他面彼の對日和外交渉の提案理由はこれを認め又第三國による平和誘致が上策であらうと平和希望をほめかして居る

汪及其一黨香港に集る

香港【三三】 當地各支那紙の報道に依れば問題の人汪精衛は卅日夜秘書會仲鳴外近親兩名を帶同、極秘裡に佛印方面より香港着、九龍の某氏邸に入つたと云はれる。目下香港には陳璧君夫人、陳公博、顧孟餘、褚民誼等改組派要人雲集、今後の對策を考究中と昨卅日夜の聲明をきつかけに日支問題解決のため如何なる行動に出づるか極めて注目される

支那紙論評

▲「汪よ何處へ行く」(立報) 香港【三三】 當地の左派機關紙立報は社説に於て「汪精衛何處へ行く」と題し次の如く述べてゐる

汪精衛は一説によれば病氣だと云ふが重慶から昆明に飛んだ丈で急病再發とは甚だ不可解だが、但し我々は陛下の抗戰局勢から云つて其の眞なることを希望してやまぬ、他の一説によれば汪は歐洲に行き獨伊兩國と連絡すると言はれるが事實ならこれこそ屈辱の甚だしきもので主權を損ふのみならず民主國家の援助と同情を失ふに至るだらう、とも我々等は汪の病氣が事實であることを希望する、でなければ他の説が盛んとなつて流説が事實となる日無きを保し難い、その際に於ては百萬の戦死者の流した尊い血は全く無益となるだらう

▲「汪自重せよ」(大公晚報) 香港【三三】

汪精衛の重慶退出に關し廿八日の當地大公晚報は「汪先生國の爲め自重されん事を希望す」と題する社説を掲げ左の如く論じてゐる

▲汪精衛先生の河内行は風説に風説を生んで對日和議の爲めとか或は汪精衛は北京に赴き臨時政府の領袖となるとかのデマがあるがこれは中國人を侮辱し汪先生を蔑視するの甚しきものである

汪先生は地位を以てして國家の大計に關し主張あらば中央にありて機會はいくらでもあり何も中央を去つて然る後活動する必要はない、而も現在は戦争時代であり一個の文治者が孤立して侵略者と和議を講ずることは不可能である、吾人はこれらの謠説を排除するため汪先生に對し速に重慶に歸還し以つて衆望に副はんことを希望して止まない

▲汪精衛を出すべし(星報) 香港【三三】

汪精衛先生の河内行は風説に風説を生んで對日和議の爲めとか或は汪精衛は北京に赴き臨時政府の領袖となるとかのデマがあるがこれは中國人を侮辱し汪先生を蔑視するの甚しきものである。汪先生は地位を以てして國家の大計に關し主張あらば中央にありて機會はいくらでもあり何も中央を去つて然る後活動する必要はない、而も現在は戦争時代であり一個の文治者が孤立して侵略者と和議を講ずることは不可能である、吾人はこれらの謠説を排除するため汪先生に對し速に重慶に歸還し以つて衆望に副はんことを希望して止まない

元) 廿九日の星報(孔祥熙一派の機關紙)は社説に於て「汪先生聲明を出すべし」と題し左の如く述べた

汪精衛先生が重慶を去つてから既に十日となつた、此の十日間の間に吾々は幾多の謠言を耳にした、然し汪先生自身の口からは何等聞かぬ事がない、吾人は汪先生が一日も早く自分でその行動に關する聲明を發表し態度を明瞭にされん事を望む、汪先生は國民黨の重要責任を負つて居る、民衆は汪先生に對しその行動に關し質問をする權利がある

▲汪精衛の健康(上海外字紙) 上海【三三】

國府の色彩濃厚な英字紙チャイナプレスは廿九日「汪精衛の健康」と題する社説を掲げて左の如く述べてゐる

汪精衛は先年刺客の爲めに銃創を受けて以來健康なること稀で南京在住當時でも治療の爲め屢々上海に赴かねばならなかつた、首都が氣候の悪い重慶に移轉してから汪の健康は益々悪化したに相違ない、汪は屢々國府が主權を毀損せざる範圍に於て日本との和平交渉に關する準備ありとの確信を表明したが此の點は戦争の始めに蔣介石自身も強調したことであり爾來支那民衆の指導精神ともなつてゐる、汪は良心的に戦争の恐怖を敢じ不必要に民衆を苦しめるべきでないとの考から和平を希求するに至つたのであらうが夫だからと云つて民族の生存を脅かす如き和平を望んでゐるのではないことは確實である、汪は黨、政双方の主要指導者であり、彼の意見は極めて影響するところが多いが、他の智將と意見を異にしても其爲に公の義務を怠るやうなことはし

ないであらうことは蔣の述べた如くである、それ故今回の行動は全く個人的な理由からであることは明かでも速かに聲明を發して政府に忠誠を誓へば兎角の噂高い海外の誤解を一掃することも出来ると思ふ。

▲「汪の眞面目」(星島日報) 香港【三】
汪精衛の重大聲明に對し香港星島日報は卅一日朝刊で「汪精衛の眞面目」と題する社説を掲げ左の如く論じてある

汪精衛は去る十八日蔣介石が前線に在つて指揮重慶を離れ河内に飛んだ、この突飛なる行動は各方面の臆測を生み廿二日の近衛聲明に對する廿六日の蔣介石の反駁聲明などにつき世上諸説紛々たるものがあつた、蔣介石は汪精衛の出陣を以て完全に個人の行動なりとなし何等政府の使命を帯びてゐないことを明かにした、吾人は汪精衛が抗戦の新段階に對する毎に和平の談話を發表し必ず日本側の聲明に相呼應することに特に注意して來た、これは吾人が汪精衛の過去に於ける政治的地位に愛惜措く能はざるからである、汪精衛は遊歴戦に反對し焦土抗戦に反對した、然し従來の汪精衛の言論はかゝる傾向を明瞭に示さず、巧にカモフラージュして來た、然し吾人は汪精衛が抗戦に反對し國民政府に反對する日の遠からざるを豫期せしめた、果せるかな十八日汪精衛は重慶を脱出し、今茲に和平聲明を發するに至つた、吾人は汪精衛の聲明を一讀する時これが完全に近衛聲明と軌を一にすることを認め、日本に所謂領土の要求なしとか賠償の要求せずとかは日本の常套的欺瞞

政策であることは三歳の童子と雖も之を知つてゐる、故に汪精衛の通電は全く侵略者に讓歩を認め、我々の屈服を條件としたものである、汪精衛の通電に對して吾人は之を反駁の口なしと斷ずる、蔣介石の聲明こそ之に對する最も痛烈なる論駁であるからだ、和を云ふものは漢奸なりとは蔣介石が國人を戒めた言葉である、汪精衛は現職の官吏でありながらみだりに國都を離れ海外に在つて抗戦建國の方針に反對の通電を發した、これ我々國民の許す能はざるところである、漢奸汪精衛の假面は剥がされ眞面目は茲に暴露するに至つた

▲「汪に感謝する」(立報) 香港【三三】
共產黨系漢字紙立報は本日の上記「吾人は汪精衛に感謝する」と題する社説を掲げ次の如く論じて居る

十數日來大衆の謎となつて居た汪精衛の態度問題は現在汪精衛が和平宣言を爲したので此の問題に關する限り完全に解決を見た、吾々は既に此の問題について頭を悩ます必要もない、吾々は唯讀者諸君がよく汪精衛の宣言を讀んで試みに王克敏、梁鴻志等の最近發表した所の和平通電と比較して見られるがよい、所謂善隣、防共、經濟合作等の漢奸的字句が多いのに驚かれる事であらう、之れ日本の傀儡的動作に非ずして何であらう、斯る行爲には吾々は何等批評の價值を持たぬものだ、日本が中國の主權及び領土の完整を尊重する誠意があるかどうかに關しては蔣介石が最近の近衛聲明に對する反駁の中で完膚なきまでに痛撃して居る、吾々

は汪精衛の此の態度に何等悲觀する事はない、却て無限の喜びを感ずるだけだ、汪精衛一派が漢奸であつた事は之で判然とした、汪精衛が今迄抗戦陣營にあつた事に對して吾々はその大膽さに感心する、一方吾々は汪精衛の十數年來の偽革命黨が今日總決算を受けた事に對し汪精衛に感謝するものである

▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】

▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】

▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】
▲「汪の重要建議」(南華日報) 香港【三三】

ばならない、卅年戦でも百年戦争でも結局和を講じたのである、今日日本が亡びるか、中國が滅亡するかは之は二者共に不可能である、然らば終局に和平となるべきは當然である、我が國の抗戦の原因は元來侵略に反抗し和平を求めざる事にある、而して抗戦の目的は國家民族の生存獨立を求めらるにあり「中國の主權及び行政の獨立完整を尊重」「日支平等の原則に立ち經濟提携の實現を圖る」等に關しては中國人として原則的に賛成しなければならぬ、撤兵問題は特に重要で汪精衛は「日本軍隊は全部中國を撤退し所謂防共協定期間内特定の地點に駐兵を認める、即ち内蒙に限り駐兵を認める」と言つてゐるが、日本も勿論之を實行し中國の主權と領土の完整を尊重するであらう、要するに汪精衛の言はんとする所は國

▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】

▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】
▲「汪は輕率だ」(大公報) 香港【三三】

宛てた電報で内容は日本との講和を建議したものである、近衛首相の最近の聲明に關しては去る廿六日の蔣介石演説の解釋と全く相反して居る、且つ汪精衛の文中には近衛首相の聲明に使用されて居る字句をその儘使用して居る、斯る種類の問題は中央が審議決定以前に公開發表すべきものでない、況んや軍事機の大計に關する問題であるので本紙は中央の許可を得てから汪精衛の建議全文を掲載する事にする

▲上海支那紙論調 上海【三三】 汪精衛の和平聲明に對する當地支那各紙の論調は左の通りである、即ち申報は「汪の奇怪なる主張」と題し、本日の香港電報の傳へる所によれば汪は中央に向つて日本の和平建議を接受すべき談判方針を主張し日本軍を即時中國へ撤退せしめるを條件に中國は日本の所謂友好親善、協同反共、經濟合作の三原則に同意すべしと云つて居る、然し彼れの主張する所

▲上海支那紙論調 上海【三三】 汪精衛の和平聲明に對する當地支那各紙の論調は左の通りである、即ち申報は「汪の奇怪なる主張」と題し、本日の香港電報の傳へる所によれば汪は中央に向つて日本の和平建議を接受すべき談判方針を主張し日本軍を即時中國へ撤退せしめるを條件に中國は日本の所謂友好親善、協同反共、經濟合作の三原則に同意すべしと云つて居る、然し彼れの主張する所

のである、その言ふ所を分析すれば日本

軍隊の中國々境への即時撤退云々は傾聴すべきかの如く見えるが然し斯る要求は

と論じ更に譯報は次の如く述べてある

香港電報は汪の側近者が談話を發表し

を求むる

汪慶明と列國反響

▲米國の反響 ワシントン【三三】汪

▲英國の反響 ロンドン【三三】汪

▲佛國の反響 パリ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

つてゐる、尙ニューヨーク・タイムス紙

▲英國の反響 ロンドン【三三】汪

▲佛國の反響 パリ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

▲ソ聯政府沈黙 モスクワ【三三】汪

事變と列國動向

聯邦乃至は全體主義國家の側に移行す

米 桑港及び日妨碍運動解決

米大使に蔣積極援助要請

米大使に蔣積極援助要請

米大使に蔣積極援助要請

米大使に蔣積極援助要請

米大使に蔣積極援助要請

ば米國及びその領土内に於て證券を賣買するに於ては登録を要し未登録公債を賣却したものは最高五千弗の罰金或は五ヶ年の禁錮に處せられる事になつてゐるので、ケント氏の來布は日布時事社の仲介が右法律にふれるか否かを検討する使命を帯びたもので如何なる決定を見るか、事は在留邦人の愛國心に關聯した事だけに注目されてゐる

ジョンソン米大使昆明談

香港【三三】昆明來電によれば賜暇歸朝の途同地滞在中の米國駐支大使ネルソン・ジョンソン氏は廿一日午前昆明發歸國の途についた、昆明ビルマ公路經由ビルマに出る筈である

米外交委員長及日獨聲明

ワシントン【三三】日支問題の新展開並びにユダヤ人迫害問題を繞つて日獨兩國に對する米國の輿論が漸次硬化しつゝある折柄米國上院外交委員長ピットマン氏は廿二日新聞記者團に對し米國人は日獨兩國政府を好まぬ旨次の如く注目すべき聲明書を發表した

米國民は第一に日獨兩國政府を好まず第二に共產主義であれファッショであれ獨裁主義の政治形態に反對である、而して第三に米國人は米國との間に締結された平和條約に基いて道義と正義とを貫徹せしめる権利があり、又これを貫徹せしめる實力もある、米國民の欲する所も亦ここに在るが米國は徒らに武力を行使せんとするものではなく絕對に必要な起らぬ限り武力に訴へることにはあらず

もので上院外交委員長としての公式の聲明ではないが、この事實を平直に述べておくことは種々利益のあることと思ふ、尤も余は現在の國際情勢の下で特定の事件に促されてこの聲明を行つたのではない、と辯明したが、ピットマン委員長がルーズヴェルト大統領の外交上の代辯者と見られてゐる點に鑑み以上の聲明は米國政府の日獨兩國に對する強硬態度を示唆するものとして注目される

米國內に米債借款反對の聲

ニューヨーク【三三】廿四日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙ワシントン特電によれば共和黨下院議員ロイ・O・ウッドラフ氏は米國の對支借款賦與に反對し左の如く語つた

米國の供與した對支クレヂットは明らかに中立法違反を構成する、それは明らかに交戰國たる支那に對する戰債に外ならないから、この場合支那民衆に對する同情は問題ではない、米國民は如何なる外國の紛争に捲込まれることにも反對な旨幾度もその意向を表明してゐるではないか、借款問題に關するモーゲンソー財務長官の聲明は米國民の知性を侮辱するものだ、クレヂットを賦與するといつても結局これを負擔するのは租稅納入者たる國民であるこの見地からかゝる借款は先づ議會でこれを審議することを主張するものである

米國にも日米親善論

インディアナポリス【三三】米國政府の反日的傾向に對しては國內の一部に於ても有力な反對論が擡頭しつつあるが、

米國陸軍の戰略家として知られるジョージ・モズレー少將は廿九日インディアナポリスに於て開催された共和黨幹部會の席上一場の演説を行ひ對獨作戰の必要上より日本の親善確立を強調し注目を感じた、モズレー少將の演説要旨左の通り

米を動かす支那の策動

パリ【三三】英米兩國の對蔣經濟援助積極化の真相は各方面の注目を惹いてゐるが、廿九日パリに達した支那側情報に依れば米國が過般支那に二千五百萬弗の借款を與へたのは專らモーゲンソー米國財務長官の盡力に因るものと傳へられる即ち本年夏モーゲンソー長官が來佛の際顧維鈞駐佛支那大使が支那の窮狀を訴へて泣きつき、又陳光甫がこれに引續き米國に於て猛運動を行つた結果遂に借款獲得に成功したものと云はれる、なほモーゲンソー長官の對蔣援助は更に借款に止まらず印度支那に於ける支那向け武器通過問題でも支那のためフランスに對し斡旋してゐるといはれる、即ちフランスは日本の報復を恐れて支那の要求を承諾せず、英米がフランスに充分支持を與へない限りフランス單獨で危険を負擔するのを嫌がつてゐるので、支那側はモーゲンソー長官を動かしてその盡力で英米兩國政府を動かして更にフランスをも動かすやう

英下院日支問題應答

ロンドン【三三】廿一日午後英國下院は十九日の日支問題に關する討論に引續き日支問題に關する質疑應答で賑ひ對日報復行動、ビルマ經由輸送問題、京滬鐵道調查問題等に關し各派議員とパトラー外務次官との間に次の應酬が行はれた

對日報復問題

△モーガン・ブライズ議員(勞動黨) 日本が英米の對支貿易に對し差別待遇を加へてゐる現状に鑑み政府は米國と共に對して採るべき對日報復措置につき米國政府と協議する意向はないか

△パトラー外務次官 既にヘンダーソン議員に對しお答して置いた通りである

△ブライズ議員 パトラー次官は現在日本の差別待遇に對し米國內に反日的感情が昂まつてゐることを御承知か、これに於て今こそ對米關係を確立すべき時機ではないか

△パトラー次官 御説御尤もである

△ヘンダーソン議員(勞動黨) 實際上政府は米國政府との間に緊密な關係を維持してゐるのではないか

△パトラー次官 先の御答へはさういふ意味であつた

ビルマ橋梁問題

△クレイヴン・エリス議員(保守黨) 今や支那の重要軍事輸送路となつたビルマ雲南鐵道のビルマ側終點と支那側起點との間に架けられた橋梁は重量十噸のトラックの通過に對し危険のない様に補強を完了してゐるかどうか

△ミニアーヘッド月原ビルマ事變委員ロイター通信によれば支那政府當局は貨物滿載の貨物自動車通過の爲めビルマ雲南鐵道のビルマ橋梁の使用を提議してゐることだが右ビルマ國境の橋梁に關しセツトランド印度ビルマ事務相は全ての橋梁が右貨物の重量運搬に差支へなき旨報告を受けてゐる

更にクレイヴン・エリス議員が支那に對して貨物自動車を買却する爲め輸出クレヂット設定に關し其の詳細なる説明を求めたのに對し

△ハドソン貿易相 支那向け輸出に關聯して何等かの保障を與へようとの或る種の提議がなされ目下考慮中である、然しながら其の詳細に關しては如何分現在交渉中のものであるので答辯の限りではない

京滬鐵道調查問題

次でパトラー次官はモアリング議員(保守黨)の京滬鐵道調查問題に關する質問に應へて

京滬鐵道に關する調査は軍事的理由により英人技師に對しては依然禁止されてゐる

△モアリング議員(保守黨) 政府はこの問題に關して英國の申入れに對する日本の回答に満足してゐるのか

△パトラー次官 モアリング議員が政府と共にこの問題について熱心に考慮せられてゐるのは敬服に堪へない

尙マダリス議員(自由黨)も京滬鐵道問題について質問を行ひ英國議會の全議員はこの問題に重大關心を持つてゐる旨述べた

麻藥問題で英議員毒づく

麻藥問題で英議員毒づく

ロンドン【三三】本年度最終議會の廿二日労働黨フレッチャー議員は支那に於ける麻薬問題につき質問を行ひ日本が支那に於いて頻りに麻薬販賣に従事してゐる旨を語つて次の如く述べた

日本は現在盛んに麻薬を密賣し支那人を墮落させるためにこれを利用せんとしてゐると言はれるがこれでは國際聯盟の麻薬取締り活動を日本が次々に破壊してゐることになるではないかこれに對してハトラー外務次官は次の如く答辯した

支那に於ける麻薬問題については去る六月麻薬阿片諮問委員會が作成したいで八月麻薬によつて罪議された事態につき英國政府は多大の關心を拂つてゐる、日英兩國政府は一九三六年麻薬取引に關する協定を結び、極東駐劄の英國領事と日本領事とが互に緊密な協力を保つて麻薬取引の取締に當ることになつてゐる、ハリファックス外相のもとに集つた情報では日本政府が故意に支那に於ける麻薬取引を増加させ支那民衆を計畫的に情落させやうとしてゐるといふ證據は全く無い

尙議會はフレッチャー議員の質問をもつて本年度議事を打ち切り明年一月卅一日迄休會に入る旨の政府提出の休會動議を採擇して休會に入つた

英下院阿片問題確論全文

ロンドン【三三】クリスマス休暇を控へて掉尾の英下院本會議に於て行はれたフレッチャー議員(労働黨)とハトラー外務次官の間に交された支那及び滿洲に於ける麻薬問題の確論全文左の通り

き日本の勢力下にある支那の一部に於て麻薬の狀況が漸次悪化に向ひつゝある事實につき注意を喚起する旨の決議を採擇したが英國政府はこの決議に從つて麻薬取引禁壓のため如何なる積極的行動に出でるか、現に香港に於ては三千以上の阿片窟があり香港政廳も如何とも手の下しやうがない有様である、香港だけでも一日に消費するヘロイン丸薬の数は三十萬個の多數に達し阿片吸飲者は四萬名に上つてゐる、ラッセル・パンヤの報告によれば日本が直接間接に支配してゐる地域では盛んに麻薬の取引が行はれてゐると言ふが、これでは聯盟の麻薬取締り活動を日本が次々に破壊してゐるやうなものではないか、日本が斯く全世界に亘つて秘密に麻薬取引を促進してゐるのは支那民衆を退歩せしめんとする政策に他ならないと言はれるが、もし以上の非難が事實なら日本を文明國と呼ぶことが出来やうか、余は「國旗の後に貿易進む」との英國のスローガンは餘り感心出来ないが、日本流の「國旗の後に麻薬進む」との日本流スローガンに比べればまだましだらう

出来まいが、我々がかく日本側代表と緊密な連絡を保つてゐることは政府が問題の重要性を充分認識してゐる證とならう、ハリファックス外相の手にある情報によれば阿片取引の増加が日本政府の計畫の結果であるとか支那人を墮落せしめんと計畫的に目ざしたものであるとかいふ證據は上らない、余はこの極めて重大なる事態を最もよく説明する解釋は次の通りであると思ふ、即ち我々の受理する報告は昨年六月の阿片諮問委員會の席上述べられた諸言明を確證するかに見える、一九三七年日本軍が占領する以前北支に於ては國民政府が一九三五年發布せる徹底的な阿片、麻薬條令を強制的に施行するよう試みが行はれて居つた、國民政府の此の試みは或る程度成功して居た様子である、此の地方が日本軍の占領に歸して以來同地方では之等の大規模な彈壓手段は消失し、之等の彈壓手段の消失によつて事態は悪化したやうであつた、一九三八年二月には國民政府令は合計三十件以上も北京臨時政府によつて廢棄せられて居り五月には北京臨時政府財務局は阿片窟三百の營業開始を許可した、臨時政府も亦麻薬取引取締りに關する二三の法令を發布して居るがその法令の効果は未だ測定し難い、英國政府は夫等新法令の効果を看視するであらう、余は議會に對して所持する情報を提出する事を約束しよう、英國政府の目にも國民政府發令の諸法令を廢棄して以來阿片煙膏、吸引付屬具が北京の店頭、市場に堂々と賣りに出され始め、現在では無

数の麻薬の内麻薬を公然と買ひ乃至は吸煙する事の出來ない店は殆んど一軒も無い状態である、滿洲に於てはハリファックス外相は一九三八年の豫算の數字で發表された分以上には明確なる情報を有してゐない、併し乍ら政府は麻薬の實狀に關し報告する様英國の駐在代表者に命じてゐる、中支に於ける狀況は北支ほど悪くは無い、南京維新政府は最近麻薬取引取締りに關する法令を發令したがその結果に關しては明確な報告を申し上げる事は出來ない、ヘロインの増加に關する情報と之等の情報とを綜合すれば極東各所に於て明かに麻薬取引が増加してゐる事が明かとならう、ヘロインは主として天津から出る模様で慶々朝鮮人行商人によつて商ひされてゐるが、ヘロイン取引に對する日本軍當局の態度に關してはハリファックス外相の許には別段情報が入つてゐない、政府は同問題につき個別的行動を採るよりは他の諸國政府と協同して慎重に検討する意向であつたがその後同問題は沙汰済みとなつた

由對支武器輸入に關し次の如く言明した

これまでの所多數の武器がビルマから國府の前線に向けて送られてゐるとの報道は根據なきことであるが現在の狀態が續く限りビルマ經由の武器輸送が相當な量に上るであらうことは豫想し得る所である、併しビルマ政廳は個々の商取引に對して之を取締る義務は持たない、而して適當の機會があれば國府と通商交渉を行ふ準備あり國府も之に同意の旨表明してゐる

英領廣九線も運轉再開

香港【三三】我が南支作戦後一時停止されてゐた廣九鐵路英領線は來る一月一日から深圳までの運轉營業を開始することとなつた

香港、澳門間電話開通

香港【三三】日支事變の影響により露に不通となつてゐた香港、澳門間の電話連絡は事態の安靜と共に明年一月から開通の運びとなつた

佛印經由抗戰資材輸送活潑

佛内【三三】最近支那奥地の物資は極度に缺乏し民心の不安動搖激しく抗戰資材、建設材料共に供給困難ならざる輸送資材も又甚だ不足してゐるので支那側では佛印經由約八千臺のトラックを運輸して奥地輸送策を講ずる計畫であり一方佛印經由の抗戰建設材料物資の大量輸入についても種々畫策して居たが成果思はず奥地向け物資は輸入後も輸送手段の缺如の爲め各地に山積する有様で之が打開は國民政府當局の最緊要問題であつた、此の爲め支那側では從來も再三人を派して佛印當局

と交渉する一方河内、海防を中心在來の中和公司西南運輸、中國旅行社等以外に最近數個の輸送業者を配置之をして必死のトラック輸送工作をなさしめ、各商社は海防、重慶間一噸につき二百元で請負ひ日夜輸送に當つて居りこの數日來殊に活況を見てゐる、彼等により支那内地に送られる自動車は公定數一月百臺以下では決らないと見られてゐる、現在海防埠頭には倉庫内及び露天二ヶ所に約千臺の自動車が出積してゐるがこれが倉庫料だけでも莫大なもので支那側當局の焦慮が想像される。

香港【三二七】 佛印海防から最近香港に歸來した一支那人の談によれば佛印からの對蔣トラック、武器の輸送は最近殊に英米の借款成立後頓に活況を呈し毎日平均約十五臺のトラックが武器を満載して廣西經由奥地へ送られて居る模様である即ち佛印當局は一時武器、軍需品の輸送を一切蔣禁するかの如きチヌチヌアを見せたが事實は一層巧妙なる手段で依然續行され、殊に英米の對蔣援助態度明瞭となるや佛印内の關係者も俄かに強要となり日本軍の爆撃を懸念して兎角消滅的な佛印當局を尻目に最近では武器及び明らかに軍需品と目される貨物を全部人目を避けてトンキン州東北部海岸クアンエンに陸揚げしてこれを廣西國境に近く最近對蔣輸送中繼の一大中心となつた諒山に運び、一方トラックは夜間密かに空軍のまゝ海防を出發して河内を経由せず直接フーランツォンから諒山に出で此處で武器、軍需品を積み換へ龍州(廣西)南寧(廣西)へ出で、或るものは附近の戦地へ、或るものは最近開通した百色經由

直接昆明へ出る公路を經由して昆明へ夫々輸送されて居ると言はれ、右の事實によつて佛印當局の言明が事實は空論文となり現在でも盛んに武器が同所經由支那側の手に送られて居る事が判然とするに至つた

外紙論調

佛印や府武器製造管理新設 河内【三二七】 佛印政府は廿一日附官報で今同政府内に武器製造と工業を統轄する一部を新設する旨公布した、同部は總務長官の直轄下に置かれその經費は政府豫算中より支出されるが之は最近八釜しい佛印の國防自主論と積極的工業化論に應へるもので武器製造と工業化の具體的計畫はまだ不明である

對蔣借款供與を非難(米紙)

ニューヨーク【三二七】 ニューヨーク・ポスト紙は廿一日紙上に「支那は交戦國に非ざるか」と題する社説を掲げ、米國の對支借款は支那事變不介入方針に違反する旨を強調遺憾の意を述べてゐる、要旨左の通り

日支事變程侵略者犠牲者の判然とした戦争は今迄になく人道的見地から米國人の同情が支那側にあること勿論だが二千五百萬弗の對支借款供與に至つては議論の餘地なしとしない、殊に右借款は中立法の精神に反するものに非ずやとの質問に對しモイゲンソー財務長官は「支那は交戦國に非ず」と答辯したのが未だ日支間に正式の戦争宣告のない事實に藉口して日支事變が世界大戰に次ぐ大戦争なる現實を歪曲してゐるものだ、然し政府が中立法を無視しても對支援助をする意向ならば日本と一戦を覚悟して徹底にやるべきだが其の準備と覚悟がなければ日支間に事實上戦争状態の存在する事を率直に認め飽く迄不介入の方針を堅持すべきでこの點より政府の右對支借款は遺憾なことだ

「日本に殘された經濟報復手段」(米紙)

ニューヨーク【三二七】 ウォールストリート・ジャーナル紙は廿二日の紙上に「日本に殘された經濟報復手段」と題する社説を掲げ事變を繞る日支關係につき左の如く述べてゐる

日本は對支借款に對して報復手段をとらんとする氣配を示してゐるが東亞全體を以てその勢力範圍とし支那に對する援助は形式の如何を問はず日本に對する敵對行為と認められてゐる、日本としては決して不思議なことではない、しかし日本はその對支政策の遂行により米國その他に對する經濟報復をなし得べき力を失つてゐる、對支貿易の全機能は日本によつてコントロールされんとしてゐる今日萬一支那が勝利を收めない限り英米は勿論最後には獨伊まで對支貿易から締め出しを食ふことは殆ど確實だ、従つて日本のとり得べき唯一の經濟報復手段はこの對支貿易獨占化を早急に實現することあるのみだ

對日通牒に冷靜(米紙)

ニューヨーク【三二七】 米國政府が廿一日グルー駐日大使を通じて提出した對日通牒に關してハリスト系新聞だけは「對日報復の可能性あり」とセンセシショナル

な見出を以てトップに掲載してゐる他各紙とも一欄見出しで極めて冷靜に取扱つてゐる、而してニューヨーク・タイムズ紙が「強硬な對日通牒、在支米國權益の完全尊重を要求す」との見出しをつけてゐるに對しニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙の見出しは「支那に關し米國は進んで新見解を探る意志を有する」と交渉による和解の道を強調してゐる、但し日本がこの通牒をも無視した場合は恐らく經濟制裁の擧に出るのではないかとハリスト系新聞のみでなくニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙も言及してゐる、尙ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は「國務省が在支權益を擁護すべきあらゆる外交手段はこれで盡されたわけだが次の手段は未だ確定してゐない様だ、然し若しこの通牒が無視され、ば重ねて通牒を發せし何か實際的の方策を探るであらう」と豫想してゐる

對蔣援助論(英紙)

ロンドン【三二七】 支那に於ける皇軍の作戰進歩に伴ひ英國としてはその權益保全に際起となつてゐる模様だが右に關聯してデイリー・テレグラフ紙は廿一日ノース・チャイナ・デイリー・ニュース紙前主筆エドウィン・ハワード氏の長文の論説を重要記事として掲載してゐる、右論説は日本が第三國の權益を無視してゐるとなし對蔣援助を強調したもので、その内容は次の通り

日本は全く泥田に足を踏み入れた感がある、蔣介石は全國民の支持を受け更に降伏の氣配も見せずゲリラ戦に有利な山嶽地帯に立籠つて抗戦を持續してゐる、日本側は占領地域の清掃工作を進める一方經濟的地盤を固めんとして特殊會社を起して各種企業を管轄せしめてゐるが、日滿支經濟ブロック設定計畫は對支戦争が大規模となつたため返つて大なる財政的負擔となるに至つたので今や日本は全支經濟資源の獲得を試みるの必要に迫らるゝに至り、支那征服に乗り出すこととなつた、右のためには第三國權益等はこれを顧慮するの違がなく、軍事上の必要その他の口實の下に支那各地に於て外國貿易に對し差別待遇を行つてゐる、支那側は背水の陣を布いて頑強に抵抗を續け物資輸入に大奮となつてゐるが、ビルマ雲南間に新通商路の開設を見たのは意義深いことで英米兩國が對支信用を設定した心理的影響は重大なるものがあり今事變の決定的要素とするに足りるこれを要するに日本が今後如何に地盤を固めて行くか疑問であるが、日本は今日迄第三國の權益を無視して居るから諸外國としても何等日本の立場を考慮する必要はない、英國としては好意的中立を維持し支那に對して各種の援助を與へ自國の權益の保全を計るべきで、右は日本側のやり方に對する妥當なる報復と言へよう

新支那建設報道(佛紙)

パリ【三二七】 十九日行はれた有田外相の外國新聞記者團との會見は短い東京アヴァス電が多く新聞に掲載された外相の見出しに「九國條約適用不能」とか「外國租界廢止」とか書いてをり共產黨機關マニエ紙が例の調子で毒づいてゐる他論調は未だ現はれてゐない、又日ソ漁業問題にはモスクワ・アヴァス電の簡單な解説

的報道が廿日ワイガロ紙に掲載された他には數日前の東京アヴアス電を二、三の新開が小さく載せただけで殆んど注意を惹いてゐない、一方マタン紙は十六日及び廿日の紙上に同紙上海特派員エルヴ・ジュー氏の上海通信の續きを載せたが右通信は新支那建設事業の進捗振りを次の如く紹介してゐる

日本は既に北支、中支、南支の重要地帯を悉く占領したが占領地域の復興は着々と進行し次第に樹立されて行く新政權も蔣介石を見限つた支那によつて組織されてゐる、この現在の事情は滿洲國成立の際と全く同様で滿洲國を見向きもしなかつた列國は今や次第にこれを承認せんとしてゐるではないか

有田外相聲明評(佛紙)

有田外相は日本は原則として全世界に亘る經濟活動自由の原則を堅持してゐるが東亞に於ては日滿支三國の國防及經濟的諸條件の必要から諸外國の權益に一定の制限を加へざるを得ないと述べ、しかして長い眼から見れば東亞の安定は結局諸外國をも益することゝなるらう、その適例は滿洲國であると主張した、かゝることも可能ではあるが、しかし兎に角以上の理論が從來支那と締結されたすべての條約に記載されてゐる門戸開放の原則適用を著しく限定するものであることは明白である、有田外相は更に九國條約のある部分に東亞の新事態に適用し得ぬと述べたが、か

ゝる條約改正は一方的に行はるべきものではなく、加盟國全部が合意しなければ駄目である、ところで現在の情勢では英米だけを見て兩國が條約改正に懸するものとは思はれぬ、諸條約の精神及び明文に違反せる軍事行動によつてではあるが兎も角日本が支那において特殊の地位を確保したといふ既成事實を認めざるを得なくなる日が何時かは来るかも知れぬが、しかし諸外國としては如何なる場合にもこの特殊地位が列國の條約に基く權益を脅かすに至ることを容認し得ぬであらう

東亞の事態を認識(佛紙)

最近フランス各紙は相變らずイタリヤ問題其の他の歐洲問題に忙殺されてゐるため去る廿二日の近衛首相の談話に對し論評を加へてゐるものは少いが、東亞の事態より見て日本との提携は已むを得ずと論ずるものが多い、主なる論調左の通り

△アクション・フランセーズ紙(ド・レベック氏署名)
この聲明は要するに日本側が平和を提議したもので支那は最早攻撃を取り得ぬが日本も同時まで廣い支那で戦ふことを好まぬからこの平和提議となつたものだらうがその條件は比較的緩かである、又外國の在支權益問題について極東の間では今後どの道支那に於ける白人の優越は永久に失はれること確實なのだから徒らに憤慨ばかりしてをらずにこの事態に適應する方が賢明でこれこそ殘存權益を救ふ唯一の道といふべく今からでも面目を潰さずに退却することが出来ると言つてゐる

△レビュブリーク紙(社説) 隨分高飛車な政策だが日本は結局これを無理押しに通すかも知れず日滿支と汎アジア實現の曉には恐るべき脅威とならう
△レビュブリーク紙(記事) 支那では引續き日本による占領地帯の建設が着々と進行してゐる、支那人の大部分にとつては支配者が誰であらうと秩序さへ實現すればよいので既に全國民の六割五分までは新秩序を承認し日本と協力しようとしてゐる、殊に支那資本家は蔣介石の將來を完く見限つてゐるのであるから、西洋諸國就中フランスが現實とかけ離れた政策を採つてゐるのは不當である
又廿七日の夕刊タン紙でデユ・ボスク氏は「東亞の現實」と題し最近タン紙に掲載された東京及び上海通信を引用して左の如く論じてゐる

日本が占領した支那各地で既に經濟活動が着々と始められてゐる、日支事變が假りに起らなかつたとしても蔣介石の新生活運動が成功したかは疑はしいから日本によつて支那が開發されることは支那人自身にとつても有難いことかも知れぬ、列國としても主義上の問題に拘泥せず徹ふべからざる現實に則し日支合辦會社に投資を行ふこと等々眞面目に問題にすべきではないか

極東問題論調(佛紙)

廿九日のパリ各紙は極東問題に關し蔣介石が近衛首相の聲明に反駁を加へた旨の電報を載せた他目ぼしい論評は殆んどないが、急進社會黨系ウィグル紙上で外報部長タイイ女史は支那軍の抗戰意識は依然旺盛である旨次の如く論じてゐる

日本側の聲明にも拘らず支那軍の抵抗は益々旺んでゐる、廣東陷落の原因はミュンヘン協定による屈辱的平和が支那軍の士氣を沮喪させたためだが最近モーゲンソー米財務長官が法幣維持のために支那との間に通貨協定に應じたことは支那の抵抗を益々強化させる原因の一つとなつた
「日本の平和」(瑞西紙)
ベルン【三三三】パーセルに於ける日刊獨字紙パーズラー・ナハリヒテン紙は廿九日の紙上に「日本の平和」と題する社説を掲載、去る十二月廿二日の近衛首相の聲明に關し日本の東亞新秩序建設の前途には米國初め歐洲列強の妨害が多いことを指摘してゐる、要旨左の通り
近衛首相の去る十二月廿二日の聲明は單に支那のみならず日本の所謂新東亞建設にあづからんとする諸外國を目標としてゐる、聲明は領土割讓、戰費賠償を要求せず又支那の主權を尊重するといつてゐるが支那の領土の一部たる内蒙古を反共特殊地域となして日本の獨占的支配下に置かんとし又支那の要衝に日本軍隊の駐屯を許すが如き事を要求してゐるのは矛盾も甚しきものである、而も日本は依然として西歐列強に對する東亞ブロックの結成を口實として支那を引入れるに忙しい、又日本は支那の外國租界及び治外法權撤廢運動には援助を惜しまぬといふもこれには條件がある、即ち滿洲國の承認、防共協定への参加、支那内部における日本駐屯軍の承認、内蒙古の特殊化、支那の資源開發についての日本の優先權の承認、日本人の支那における居住の自由等これである、然らば所謂新東亞とは何を意味するか、近衛公は日滿支は極東における防共、經濟提携の新秩序建設のため一體となる事であるといつてゐる、然し日本と雖も極東における列強の利權を全く無視するわけには行かない、英米兩國が過激殆ど時を同じうして對支クレディットを爲したことは注意すべき事で日本の要求が限度を越える時が來れば英米のとるべき道も自ら明らかとなる、右の英米の對策が一步を進めて制裁的のものとなる時それこそ日本にとり極めて重要なものとなるであらう、所で問題は英米が最悪の場合果して對日經濟壓迫の決意を有するや否やといふ事である、謂つて日本は九國條約締結國を離間せしめ得ると考へてゐるらしい、即ちイタリヤは問題外として米國は明かに日本と反對的な立場にあるとするもフランスとオランダとはその東洋植民地の危險を考慮して在支利權を放棄すべき可能性があり英國は大なる壓力を以てすれば右條約改訂の要を納得せしめ得ると日本は信じてゐる様である、右の様な見解の下に日本は英國に對して揚子江航行禁止、香港の孤立、天津租界壓迫等を実行してゐる、實情右の如き場合若し日獨伊軍事同盟の實現せらるゝ曉には列強の勢力均衡のため之に對抗して結成せらるべき同盟に米國の参加が缺くべからざるものとなつた、蓋しソ聯の英佛左祖は最早左祖力がないからである、かくて極東の事態は米國の民主主義にとつても極めて重大なる意義を持つものといふべきである

中國新政權

十一月中の全支貿易激減

上海【三三三】海關當局發表による十一月中の全支貿易は左の通りである(單位千元)

純輸入	七四、三九九	一總輸入	三二、四六八	
(前月比較)	三、六四二減	日本	(前月比較)	一一、八四二増
純輸出	六七、〇一一	米	九、〇七九	
(前月比較)	九、一〇三減	獨逸	三、五三七減	
合計	一四一、四一一	英國	三、八一四減	
(前月比較)	二、七四四減	美國	二、〇五六減	
入超	七、三八九	香港	一五、四〇二	
(前月比較)	五、四六一増	日本	九、六四〇減	

出入共對日増加、對英米減少の傾向が窺はれるが佛印或は英領ビルマとの貿易増大傾向は尙明瞭に現はれるには至つてゐない(單位千元)

右の如く輸出入共に前月に比し減少したるが之は廣東漢口の陥落により將政權治下諸港の貿易が激減したため殊に將政權の貿易ルートが佛印に移つた結果廣東に代つて蒙自が將政權治下貿易額の四分の一以上を占め最も重要な役割を演じてゐる、之に對し新政權治下諸港の貿易は何れも引續き増加した、即ち次の通り(單位千元)

一 總輸入	七二、〇一八	獨逸	四、七二二
新政權	(前月比較) 九、二三三増	(同)	五、一〇増
舊政權	四、三八二	第三次聯合委員會延期	
(同)	一一、二六四減	北京【三三三】	中華民國政府聯合委員會第三次會議は廿四日北京に開催される筈であつたが維新政府側代表一行を乗せた飛行機が吹雪の爲め廿二日青島に不時着し一行の赴京が不可能となつたので日程の都合上本年中には開催不可能となり明年一月まで延期されることとなつた、尙

天津租界悉く聯銀券流通
天津【三三三】本年三月の中國聯銀開業以來聯銀券を以てする公租公課、水道、電燈料金等の納入を拒絶してゐた英佛兩國租界工部局のうち英租界工部局は天津金融市場に於ける聯銀の地位擴充と過嚴の天津爲替昂騰に示された租界内に於ける北方券の拂底とにより十二月一日より聯銀券による受入を開始したが終始英國側に追隨的態度を續け最後まで聯銀券の受入を拒絶してゐた佛租界工部局も滔々たる大勢に抗し得ず終に數日前より聯銀券による公租公課、電燈水道料金等の受入を認めるに至つた、斯くて天津に於ける聯銀券の流通に對して一大障礙をなしてゐた外國租界當局が悉く聯銀券を認めるに至つたことは中國聯合準備銀行の輝しき一步前進であり且つ北支金融工作の今後の進展の上に一大影響を與へるものとして注目されてゐる

北京臨時政府

維新政府代表一行は廿三日青島より上海に引返した

には五月より本格的に乗り出し宣撫と民衆自衛の二つの方法を以て管下に於ける蔣介石の殘存勢力の排除に努めてゐる、既に歸順せるものは八千人、歸順申出中の者二、三萬に達してゐる、政府軍隊は現在一萬人あるが新たに一萬人を組織する筈で二萬の正式軍隊を以て剩餘の殘存勢力を破潰するは易々たる事である、目下頗りに新四軍の活動が傳へられてゐるが、これは共產黨が各地に散在する土匪を改編し第八路軍と同様中支に於て遊撃隊に出でんとするもので、未だ計畫の域を脱して居ない新政府管下に於ては彼等の蠢動は斷じて許されぬ、曾ての根據地江西の瑞金地方なら或は成功するかも知れないが、目下根據を上海の租界に置いて浦東方面に盛んに蠢いて居るが早晩終熄するだらう

南京維新政府

五月以來知事新任卅九名
南京【三三三】皇軍の討匪進捗に伴ひ維新政府管下各地の治安は急遽に安定を見つゝあるが内政部では之に照應して逐次各自治會を縣公署に改め夫々縣知事を任命し地方治安の回復に努めつつあり、去る五月以來知事に新任されたものは江蘇省廿一、浙江省十二、安徽省六、合計卅九名の多數に上つて居る

天津爲替低落

北京【三三三】天津爲替は英佛租界内に於ける北方券の缺乏を主因として先頃頗りに昂騰對英十片毫にまで上昇したが最近數日來再び低落して廿三日對英八片十六分の十一、對米十六分八の七と僅に上海爲替を若干上廻る程度になつた、右原因は天津英佛租界工部局が聯銀券により公租公課の納入を認め之が爲め租界内に於けるデフレーションの状態が一先づ解消するに至つた爲で頗る注目されてゐる

維新政府直轄軍二萬を編成

南京【三三三】維新政府治下の治安を擔當する綏靖部任援道部長は本日過去一ヶ年の江南地區の治安狀況を回顧して左の如く語つた
維新政府の軍隊を建設する爲めに軍官學校を創設して新精神を體する幹部の養成に努めてゐる一方地方の安定工作

黃河巡警官維新政府へ逃避

南京【三三三】支那軍の黃河決潰の慘禍は江北の多數民衆を塗炭の苦しみ陥らしめつつあるが國府の黃河被害地巡警官李次現は國府の暴狀にあきれて遂に最近維新政府治下の安徽省政府所在地たる蚌埠に逃避し來つた

帝國議會 第四十七回

旬間大觀

支那事變下第二回目的の通常議會にして東亞新秩序建設の段階に處する豫算並に諸法案を審議すべき重大意義を有する第七十四帝國議會は十二月廿四日を以て召集され、廿六日には聖駕を仰いで開院式を擧げ、茲に長期建設議會に向つて眞摯なるスタートを切つたが、畏くも 天皇陛下には時局を深く御診念遊ばされ、國民の嚮ふところを示させ給ふ明鑑の聖勅を垂れさせ給ふた。聖慮洵に畏き極みである。次で廿七日議會は翌の如く年内議事を終了して一月廿日までの休會に入つたが、今次議會の閉會も見るべき朝野の攻防作戦は早くもめぐらされ幾多の難問題が政界の話題となつてゐる。衆議院各派も夫々議會に對する陣容を確立して氣勢をあげた。黨人果して眞に非常時國民の代議士としての自覺を把握したかどうか、政府の政治的自覺如何と共に注目されよう。東亞新秩序建設の前奏曲として先づ議會建設に絶大の期待がかけられてゐる。

召集・開院式

兩院各派勢力

【三三】第七十四議會召集を前にして廿三日現在の貴衆兩院各派の勢力は左の如くである

- 皇族 一六方
- 研究會 一六一名
- 同成會 二二一名
- 公正會 六九名
- 交友俱樂部 三五名
- 同和會 三一名
- 火曜會 四四名
- 無所屬 三六名
- △衆議院 一七八名
- 民政黨

第七十四議會召集

【三二】事變下二度目の通常議會としてまた東亞新秩序の建設に即應すべき豫算並に諸法律案を審議することに重大意義をもつ第七十四議會は總て詔書を以て仰せ出された通り廿四日を以て召集、貴衆兩院とも所定の手續を経て即日成立を告げその旨政府並に兩院相互間に通告した

開院式仰出さる

【三一】政府は廿四日兩院成立の通過を受けたのでこの旨直ちに上奏した、依つて天皇陛下には廿六日午前十一時貴族院において開院式を擧げさる旨仰出された

開院式行幸仰出さる

【三〇】天皇陛下には来る廿六日帝國議會開院式を行はせられるにつき同日午前十四時十分宮城御出門、貴族院へ行幸あらせられる旨廿四日仰出された

政府委員任命

【二九】第七十四議會に於ける政府委員は廿四日左の如く任命發令された

- | | | |
|------------------------|---------------|-------------------------|
| 内閣書記官長 風見 章 | 大藏省主計局長 谷口 恒二 | 農林省農務局長 小濱 八彌 |
| 法制局長官 船田 中 | 大藏省理財局長 大野 龍太 | 農林省畜産局長 岸 良一 |
| 法制局參事官 樋貝 證三 | 大藏書記官 永井 勻 | 農林省蠶絲局長 吉田 清二 |
| 同 森山 鏡一 | 同 氏家 武 | 農林省米穀局長 周東 英雄 |
| 企業院總裁 瀧 正雄 | 陸軍政務次官 加藤久米四郎 | 農林書記官 重政 誠之 |
| 企業院次長 青木 一男 | 陸軍參事官 比佐 昌平 | 馬政局長官 荷見 安 |
| 對滿事務局次長 原 邦道 | 陸軍主計中將 石川半三郎 | 第七十四帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付 |
| 内閣情報部長 橫溝 光輝 | 陸軍少將 町尻 量基 | 農工政務次官 木暮武太夫 |
| 關東局事務官 柳川 平助 | 陸軍主計大佐 大塚 彪雄 | 商工參事官 佐藤謙之輔 |
| 第七十四帝國議會政府委員被仰付 | 陸軍主計少將 大塚 彪雄 | 商工書記官 波江野 繁 |
| 外務政務次官 松本 忠雄 | 海軍主計少將 山本丑之助 | 第七十四帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付 |
| 外務省參事官 春名 成章 | 海軍參事官 岸田 正記 | 遞信政務次官 田島勝太郎 |
| 外務省東亞局長 栗原 正 | 海軍主計中將 武井 大助 | 遞信參事官 犬養 健 |
| 外務省歐亞局長 井上庚二郎 | 海軍少將 井上 成美 | 遞信省郵務局長 長岡 信捷 |
| 外務省通商局長 松嶋 鹿夫 | 海軍主計少將 山本丑之助 | 遞信省電務局長 田村謙治郎 |
| 外務書記官 石井 康 | 政府委員被仰付 | 遞信省管理局長 山田 良秀 |
| 第七十四帝國議會外務省所管事務政府委員被仰付 | 司法政務次官 久山 知之 | 遞信省工務局長 荒川大太郎 |
| 内務政務次官 勝田 永吉 | 司法參事官 藤田 若水 | 遞信省電氣局長兼電力管理準備局長官 大和田悌二 |
| 内務參事官 木村 正義 | 司法書記官 齋藤 直一 | |
| 内務省神戶局長 兒玉 九一 | 政府委員被仰付 | |
| | 文部政務次官 内ヶ崎作三郎 | |
| | | 文部參事官 池崎 忠孝 |
| | | 文部省專門事務局局長男爵 山川 建 |
| | | 文部省普通學務局長 藤野 惠 |
| | | 文部省實業學務局長 小笠原豐光 |
| | | 文部省社會教育局長 田中 重之 |
| | | 文部省圖書局長 近藤 壽治 |
| | | 文部省宗教局長 松尾 長造 |
| | | 文部書記官 橋本 政實 |
| | | 文部書記官 菊池豐三郎 |
| | | 農林政務次官 高橋 守平 |
| | | 農林參事官 助川啓四郎 |
| | | 農林省農務局長 小濱 八彌 |
| | | 農林省山林局長 村上富士太郎 |
| | | 農林省水産局長 田中 長茂 |
| | | 農林省畜産局長 岸 良一 |
| | | 農林省蠶絲局長 吉田 清二 |
| | | 農林省米穀局長 周東 英雄 |
| | | 農林書記官 重政 誠之 |
| | | 馬政局長官 荷見 安 |
| | | 第七十四帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付 |
| | | 農工政務次官 木暮武太夫 |
| | | 商工參事官 佐藤謙之輔 |
| | | 商工書記官 波江野 繁 |
| | | 第七十四帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付 |
| | | 遞信政務次官 田島勝太郎 |
| | | 遞信參事官 犬養 健 |
| | | 遞信省郵務局長 長岡 信捷 |
| | | 遞信省電務局長 田村謙治郎 |
| | | 遞信省管理局長 山田 良秀 |
| | | 遞信省工務局長 荒川大太郎 |
| | | 遞信省電氣局長兼電力管理準備局長官 大和田悌二 |

逓信省船政局長 伊勢谷次郎
逓信省經理局長 手島 榮
貯金局長 荻原 丈夫
航空局長官 藤原 保明
第七十四回帝國議會逓信省所管事務
政府委員被仰付

鐵道省船政局長 田尻 生五
鐵道省監督局長 金井 正夫
鐵道省運輸局長 鈴木 清秀
鐵道省建設局長 山田新十郎
鐵道省工務局長 堀越 清六
鐵道省經理局長 阿曾沼 均
池井 啓次
第七十四回帝國議會鐵道省所管事務
政府委員被仰付

拓務省船政局長 八角 三郎
拓務省監督局長 伊禮 肇
拓務省管理局長 副島 勝
拓務省殖産局長 植場 鐵三
拓務省拓務局長 安井誠一郎
拓務書記官 本多保太郎

朝鮮總督府政務總監 大野謙一郎
朝鮮總督府財務局長 水田 直昌
臺灣總督府財務局長 森岡 二郎
臺灣總督府殖産局長 嶺田 丘造
臺灣總督府殖産局長 田端幸三郎
樺太廳長官 棟居 俊一
南洋廳長官 北島謙次郎

第七十四回帝國議會拓務省所管事務
政府委員被仰付

厚生省船政局長 工藤 鐵男
厚生省總務局長 山本 芳治
厚生省衛生局長 兒玉 政介
厚生省警防局長 林 信夫
厚生省警防局長 高野 六郎
厚生省社會局長 新居善太郎

厚生省労働局長 成田 一郎
厚生省職業部長 熊谷 憲一
厚生書記官 内藤 寛一
保險院長官 進藤 誠一
傷兵保護院副總裁 岡田 文秀
第七十四回帝國議會厚生省所管事務
政府委員被仰付

第七十四議會開院式

【三六】廿四日を以て召集された第七十四通常議会の開院式は長くも天皇陛下の親臨を仰いで廿六日午前十一時貴族院において厳肅に舉行された

この日天皇陛下には長くも時局に對する深き思召により御異例にも御正裝を御取止め、第二公式肉簿も御中止遊ばされ、御軍裝を召された略式自動車肉簿にて午前十時十分宮城を御出門、百武侍從長御陪乘、松平宮相、宇佐美侍從武官長以下供奉申上げて兩院議員奉迎裡に同四十七分議事堂正門御車寄に着御、松平貴族院議長の御先導にて一旦便殿に入御、御先着の各皇族殿下に御對面、近衛首相以下各閣僚、平沼、原樞府正副議長以下各閣僚、近衛首相に御對面、近衛首相以下各閣僚、正副議長等に拜謁仰付られた、電鈴により兩院議員肅然と整列すれば天皇陛下には諸員最敬禮の裡に正十一時玉座に着御、近衛首相は稻田内閣書記官の捧持せる勅語書を奉じて御前に參進、恭しく上つる、陛下にはこれを御手にとらせられ玉音いとも厳かに優渥なる勅語を賜ひ事變長期戦下に處する國家總力の發揮に大御心をかけさせられ、國民の纏ふところをなさせ給ふ明確の聖勅を垂れさせ給ふ

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト縮盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ
朕カ將兵ハ克ク艱難ヲ排シテ己ニ支那ノ要域ヲ戡定シタリ然レトモ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保センカ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タサルヘカラス
朕ハ舉國民ノ忠誠ニ倚信シ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス
朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十四年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭スルコトヲ期セヨ

松平議長は靜かに御前に進み謹んで勅語書を拜受して退下し茲に意義深き第七十四議會開院式は諸事滞りなく終了、かくて天皇陛下には午前十一時廿五分諸員最敬禮の裡に議事堂を發御、天機麗しく宮中に還幸遊ばされたが聖慮洞に長き極みで應に第七十二臨時議會、第七十三通常議會の各開院式に夫々御異例の優渥なる勅語を下し賜ひ、今次開院式に重ねて異例なる勅語を拜し、貴衆兩院議員一同時局の重大を愈々痛感すると共に有難き聖勅に對し奉り只管恐懼感激してある

ハ克ク艱難ヲ排シテ」と仰せ給ひ陛下が如何に戦線にある將兵に深く大御心を注がせ給ふてゐるかといふことを拜祭し國民の一人として恐懼感激に打たれ形容する言葉もありません、次に國民精神の昂揚と國家總力の發揮の御趣旨に對しましては我々國民はこの聖旨を奉體して東亞の新秩序の建設のため重大な覺悟をなさねばならぬと思ひます、又「朕ハ舉國民ノ忠誠ニ倚信シ所期ノ目的ヲ達成セシムコトヲ期ス」旨を仰せられましたが國民一般はこの聖旨を充分奉體し日本國民として上下心を一にして盡忠報國の實を擧げ以て上、陛下に對し奉り宸標を安じ奉るやう深く期するところがなくてはならないと思ひます、議會に臨むに當りましても勿論この聖旨を奉體し議員としての本分を盡してゆかねばならぬと深く覺悟してゐる次第であります、なほ陛下には豫て御風氣の御模様を拜承し昨日の大正天皇御例祭にも御代拜あらせられた御趣きでありましたが國家重大の時局とは申せ本日の開院式に親しく行幸あらせられ麗はしき龍顏を拜し奉り唯々感激の外ありません

▲小山衆議院議長謹語【三六】本日の開院式に賜はりました御勅語の中に時局に對し臣民の遵守すべき途を御垂示遊ばされましたことは洵に恐懼感激に耐えません、衆議院と致しましては和協一心東亞新秩序の建設と永遠の平和確保のため一路邁進して聖旨に副ひ奉るべきことは申すまでもありません、この重大時局に際して國民諸君も滅私奉公の誠を盡し國家の大目的達成のため全力を傾注すべきは勿論であります

貴族院

貴族院成立

【三三】召集日の貴族院は廿四日午前九時五分振鈴、議員一同本會議場に參集抽籤により部屬を決定、一旦休職し各部に於て部長、理事の互選を行ひ同九時四十分分再會、部長、理事互選の結果を報告、松平議長より「之にて貴族院は成立した、依つてその旨直ちに政府並に衆議院に通告する」旨を宣し同九時四十二分散會した

貴族院各派交渉會

【三四】貴族院では廿四日午前九時十五分院内議長室に各派交渉會を開き先づ瀧古書記官長から議會制度無議會議の水野總裁より近衛首相に答申した議院法改正その他議院諸制度改正案の内容につき説明あり、改めて各派交渉會を開き協議することとし次で

一 陸海軍將兵に對する感謝並に戰病死者に對する哀悼決議の件
一 議會の取締に關する件(時局に鑑み傍聽人の身體検査等を一層嚴重にすること)

奉答書呈呈

【三七】松平、小山貴衆兩院議長は廿七日午前十一時宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ開院式に賜りたる勅語に對する兩院の奉答書を捧呈したるに對し陛下には重ねて優渥なる勅語を賜はつた

勅語

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ヌ
朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ヌ

勅語

を決定、十時五十分散會した
貴族院部長理事

【三〇四】 貴族院各部の部長理事は互選の結果左の如く決定した

△第一部 部長 公 一條 實孝
理事 男 佐藤達次郎

△第二部 部長 伯 酒井 忠正
理事 男 松村 義一

△第三部 部長 公 鷹司 信輔
理事 伯 里木 三三

△第四部 部長 公 大山 柏
理事 男 木場 貞長

△第五部 部長 侯 大久保利武
理事 男 大井 成元

△第六部 部長 侯 淺野 長之
理事 男 土方 寧

△第七部 部長 男 郷 誠之助
理事 男 白根 竹介

△第八部 部長 伯 兒玉 秀雄
理事 男 東久世秀雄

△第九部 部長 公 島津 忠重
理事 男 安保 清種

貴族院無所屬世話人交替

【三〇五】 貴族院無所屬有志會の世話人は小野塚寧平次、樺山資英、田澤義輔、松本蒸治の四氏であつたが一年交替制により廿四日大山柏公、田中館愛橋、吉田

茂、長世吉の四氏が代ることゝなつた
貴族院豫算分科部屬變更

【三〇六】 貴族院の豫算各分科會は厚生省の新設に伴ひ從來の部屬に變更を加ふる必要が生じたので廿四日の各派交渉會で協議の結果左の如く變更することゝなつた

第一分科 大藏
第二分科 外務、司法、拓務
第三分科 内務、文部、厚生
第四分科 陸軍、海軍
第五分科 農林、商工
第六分科 逓信、鐵道

貴族院奉答文起草協議
【三〇七】 貴族院では廿六日開院式終了後午前十一時半より院内議長室に松平、佐々木正副議長各派交渉委員並に各部部長、理事の聯合協議會を開き開院式に賜りたる勅語奉答文起草につき協議を行ひ正午散會した

本會 議

廿七日の貴族院本會議は午前十一時五分振鈴傍禮廳には僅かに數名の傍聴者が點在するのみ、開會に先立ち松平議長

去る九月廿九日皇后陛下御懷妊の御趣御發表あらせられたので佐々木副議長は同日宮中に參内して御祝辭を申し上げました、又去る十月廿七日武漢三鎮の陥落に當つて、佐々木副議長は宮中に參内して御祝ひを言上致しました、旨を報告、次いで同十二分閉會を宣し、議長の手許において作製したる勅語奉答文案を朗讀し全院一致をもつてこれを可

決、松平議長は勅語奉答文採呈のため會中に參内、佐々木副議長代つて議長席につき日程に入り

一 全院委員長の選舉
開票の結果徳川團順公(火曜)多数を以て當選、次いで

一 常任委員の選舉
に移り各部において選舉のため同四十二分休憩、午前十一時廿八分再開、閣僚席には板垣陸相、米内海相瀆席、松平議長起立して

議長は宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ奉答文を捧呈したところ天皇陛下には重ねて優渥なる御勅語を賜はりました

とて全員起立して勅語を捧讀、次いで日程を追加し

一 陸海軍に對する感謝決議案
を上程し提案趣旨説明のため

島津忠重公(火曜)登壇
昨年七月事變勃發以來陸海軍の赫々たる武勳は我等國民の常に感謝措く能はざるところである、今や皇軍の占領地

域は我國面積の二倍に及び事變は新しき段階に入りつゝある、これもとより御稜威の然らしむるところではあるが

皇軍將士が克く困苦缺乏に耐へ、かくの如き戦果を擴張せられたことに對し感謝の外はない、又戦死者並にその遺家族及び傷病兵諸士に對して深く感謝するものである

とて別項の如き決議文を朗讀、採決の結果満場一致を以てこれを可決、これに對し謝辭を述べため

板垣陸相登壇
只今本院に於きまして陸軍將士及び海

兵並びに戦死者に對し御熱篤なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦死者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんとしてある、將兵は益々奮勵して上聖旨に應へ奉り下國民の興望に酬いんとするものである

兵並びに戦死者に對し御熱篤なる決議を頂きましたことは深く感謝に堪へないところである、直ちに前線將士に傳達するとともに戦死者の家族にも貴族院の御厚意を傳へることとする、時局は愈々重大を加へ、我が眞の目的たる新東亞の建設は愈々その緒に就かんとしてある、將兵は益々奮勵して上聖旨に應へ奉り下國民の興望に酬いんとするものである

米内海相
只今滿場一致の院議により我が海軍將兵並に戦死傷者に對し御慈篤なる決議を頂き深く感謝するものである、速に全海軍に傳達するとともに戦死者の遺家族にもこれを傳へることとする、我が海軍は陸軍と協力して空に海に空前の戦果を擧げたことはもとより御稜威の然らしむるところではあるがまた就後國民の熱誠なる御後援の賜である、時局の前途尙遠慮である、海軍は益々勇戦奮闘上聖旨に應へ奉り下國民の御厚意に報ずる覺悟である

と述べて降壇、次いで常任委員選舉の結果を報告したる後
松平議長
本年の議事は本日を以て全部終了致しました、廿八日より明年一月廿日まで特別の事件なき限り休會する旨を宣し同十一時四十九分散會

貴族院勅語奉答文
廿七日貴族院に於て可決したる勅語奉答文左の如し

貴族院議長長臣松平賴壽誠心誠謹謹テ
聖聖文武天皇陛下ニ上奏ス

妾ニ第七十四回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラルレ優渥ナル勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ忠勇ナル皇師ハ克ク艱難ヲ排シテ己ニ支那ノ要域ヲ既定シタリ寔ニ陛下ノ威徳ニ頼ルニ非スムハ焉ソ能ク是ノ如キヲ得ムヤ

陛下更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ依リ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保セムコトヲ示セ給フ

聖慮深遠洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹テ
御旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ以テ皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣賴壽恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

貴族院感謝決議文
廿七日貴族院において議決したる陸海軍に對する感謝決議全文左の如し

△陸海軍に對する感謝決議
支那事變勃發以來帝國陸海軍は勇戦奮闘、到る處に敵の大軍を破り赫々たる戦果を收む、今や南北中支の要衝悉く我が占據する所となり海上控制の權亦我が掌中に歸せり、其の忠勇壯烈烈に景仰に任ふるなし、貴族院は茲に皇軍の偉功を頌し名譽ある死傷病將兵に對し深甚なる感謝の意を表す

貴族院豫算委員
廿七日選舉を行つた貴族院常任委員中豫算委員の顔觸れ左の如し

島津忠重公、鷹司信輔公、島津忠重公、西郷徳徳侯、大隈信常侯、細川護立侯、中御門經泰侯、徳川頼貞侯(以上火曜)溝口直亮伯、黒木三三侯、酒井忠正伯、大久保立子、關屋貞三郎、前田利定子、井上匡四郎子、渡邊千冬子、大河内輝

種子、八條隆正子、西尾忠芳子、岡部長景子、東松友光子、織田信恒子、舟橋精賢子、松、康春子、三井清一郎、勝田主計、山川端夫、大橋八郎、加藤敬三郎、瀧川儀作、森平兵衛、板谷宮吉、松本眞平、磯村豊太郎、平尾喜三郎、氏家清吉(以上研究)、紀俊秀男、菊池武夫男、千季季隆男、岩倉道眞男、渡邊汀男、伊藤文吉男、中村謙一男、矢吹省三男、大森佳一男、稻田正植男、松田正之男、松村義一(以上公正)、芳澤謙吉、内田重成、岡喜七郎、川村竹治、久恒貞雄、吉田羊治郎(以上交友)、松井茂、出淵勝次、三浦新七、赤池濃江口定條(以上同和)、加藤政之助、次田大三郎、小坂順造、山本米三(以上同成)

と述べ、同二分散會した

衆議院部長理事

【三】衆議院各部の部長並理事は廿四日互選の結果左の如く決定した

△第一部長 藏園三四郎(第1) 理事 葉梨新五郎(政)

△第二部長 安達 謙蔵(第1) 理事 永江 一夫(社)

△第三部長 尾崎 行雄(第1) 理事 山崎 劍二(社)

△第四部長 安部 磯雄(社) 理事 伊藤 五郎(民)

△第五部長 木村三三郎(民) 理事 三木 武夫(第1)

△第六部長 庄 普太郎(政) 理事 小泉 純也(民)

△第七部長 村上紋四郎(民) 理事 三田村武夫(東方)

△第八部長 北原阿智之助(民) 理事 西川 貞男(政)

△第九部長 本田彌市郎(民) 理事 南雲 正朔(民)

衆議院各派交渉會

【三】衆議院各派交渉會は廿四日午前十一時半院内に開會左の諸議を決定して正午散會した

一 陸海軍に對する感謝決議、並に戦死者に對する敬弔決議の兩案は廿七日の本會議に上程し前者は民政黨側より後者は政友會側より夫々趣旨説明に當ること

一 三十年勸績議員表彰の件は右決議後引續き上程し議長より表彰決議案を朗讀してこれを諮り満場一致決議をなすこと、尙記念品として肖像畫夫々二面を作製し一面は議院内に保存掲揚し一面は本人に贈呈すること

本會議

廿六日 開院式終了後の衆議院本會議は午前十一時四十分開會、小山議長起立して開院式に賜はりたる勸語奉答文の議事に入るべき旨を宣し十八名の起草委員を議長より指名した後、新議員小田榮氏(沖繩縣選出)を議長に紹介し同四十五分休憩、午後零時十三分再開、勸語奉答文起草委員長濱田國松氏(政友)登壇、起草委員會の經過並に結果を報告し、終つて小山議長起立して委員會起草の奉答文案を議長に諮れば全員起立、満場一致で可決し同十八分散會

廿六日

▲奉答文起草委員 衆議院の勸語奉答文起草委員左の如し

委員長 濱田國松(政友)

委員 八並武治、岡崎久次郎、澤田利吉、中崎俊秀、小野寅吉、本田彌市郎、末松備一郎(以上民政)牧野健男、宮澤清作、植原悦二郎、木本圭一郎、生田和平、伊東岩男(以上政友)熊谷五右衛門、陣軍吉(以上第一)鈴木文治

(社)権尾辨匡(第二) 勸語奉答文 廿六日の衆議院本會議において可決したる勸語奉答文左の如し

恭シク惟ルニ 車駕親臨シテ茲ニ第七十四帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル勸語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス舉國一體東亞安定ノ確立ニ是レ努ム臣等謹ミテ 聖旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ上

陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス 衆議院議長臣小山松壽誠恐謹言ニテ奏ス

年内最終の議事を進める衆議院本會議は廿七日午前十一時四十分開會、小山議長勸語奉答文捧呈のため宮中に参内したので金光副議長代つて議長席につき直に日程に入り

一 全院委員長の選舉例によつて堂々たるの結果投票總數三百三十四票

二票 安部 磯雄(社)

一票 町田 忠治(民政)

一票 松本治一郎(社)

一票 出井 兵吉(政友)

一票 安部 磯雄(社)

一票 町田 忠治(民政)

一票 松本治一郎(社)

一票 出井 兵吉(政友)

一票 安部 磯雄(社)

一票 町田 忠治(民政)

一票 松本治一郎(社)

一票 出井 兵吉(政友)

一票 安部 磯雄(社)

一票 町田 忠治(民政)

一票 松本治一郎(社)

一票 出井 兵吉(政友)

一票 安部 磯雄(社)

後二時六分三度開會 小山議長起立して

本日参内致しまして拜謁を賜り勸語奉答文を捧呈致しました、これに對し重ねて優渥なる御勸語を賜りましたこと全員起立裡に勸語を誦讀し、つゞいて議會閉會中における諸事項を報告し終つて日程に入り

一 決議案 陸海軍に對する感謝の件 (町田忠治氏他八十三名提出)

一 決議案 戦死者に對する敬弔の件 (同七)

を一括上程し、先づ感謝決議案につき提案趣旨説明のため

頼母木桂吉氏(民政)登壇 劃時代的の聖戰が始まつてより既に一年有半、この間陸海軍將士は超人間的勞苦に耐へ蔭政權の重要據點を悉く我が手に收め赫々たる武勳を擲つたことは國民の感謝感激の的である、衆議院は茲に院議を以て陸海軍の將兵に對し

満腔の感謝の意を表さねばならぬと述べて降壇、次いで敬弔決議案につき趣旨説明のため

若宮貞夫氏(政友)登壇 今次聖戰に参加し赫々たる武勳を擧げ尊き職性となつた將兵に對しては國を擧げて敬弔の念切々たるものがある、

今や東亞建設の前途は尙多難なるものあり犧牲になられた將兵は實にこの光明を身を以て點せられたのであつて聖戰の將士であると共に平和の戰士である、衆議院は茲に東亞平和の人柱となられた名譽の戰士に對し謹んで敬弔の意を述べねばならぬ

と述べば満場より拍手起る、かくて兩決

議院成立

【三】召集日の衆議院は午前十時廿六分一同本會議場に參集、小山議長起立して

第七十四回議會は本日召集せられた旨を宣し、次いで新議員則元卯太郎氏(長崎縣第一區選出)を議長に紹介した後抽籤に依り議員の部属を決定し、議長より各部に於て部長理事の互選を行はれたい旨を告げ同廿八分一旦休憩、午前十一時再開、部長、理事互選の結果を書記官より報告、終つて

小山議長 これにて衆議院は成立致しました、この旨直ちに政府並に貴族院に通告いたします

衆議院各派交渉會は廿四日午前十一時半院内に開會左の諸議を決定して正午散會した

議案の採擧を順次に行ひ、何れも全員起立、萬雷の如き拍手裡に満場一致兩決議案を可決、このとき

職死者の英靈に對し敬弔の旨を表するため黙禱を捧げる、全員の御起立を乞ふ

と述べれば、全員起立し一分間の黙禱を捧げ、次いで兩決議案に對し謝辭を述べため

板垣陸相登壇 衆議院の懇篤なる決議に對し全陸軍を代表して謝意を表する、決議の趣旨は直ちに前線將兵に傳達するとともに戦死者の英靈に奉告する

米内海相 満場一致の院議を以て同情ある決議を賜り感謝に耐へない、御決議は直ちに全海軍將兵に傳達し英靈に奉告する時局はなほ多端なるも海軍は奮勵努力國民の興望に副ふ覺悟である

とそれ〴〵挨拶を述べ、終つて小山議長より 一 小泉又次郎(民政)三土忠造(政友)兩氏に對する永年在職議員表彰の件を議場に諮り満場一致可決、よつて議長は豫て手許において起草せる表彰文案を朗讀すればこれ亦満場一致を以て可決、これに應へて

小泉又次郎(民政)登壇 議員在職半年餘に達し本日院議を以て表彰を受けることは感謝に耐へない、卅年餘の在職期間中何等の功績もないことを愧づる、今後は使命を嚴守政治發達のために捧げ奉公の誠を致したい 三土忠造氏(政友)

過去卅年間、大過なく在職し得たのは先賢同僚及び選舉民諸君の御援助指導によるものである、今後益々勉勵努力して君の御期待に副ふべしである

と天々謝辭を述べ、かくて議長より 休會明けの開會期につきなるべく速かに開會するやう政府に申出たが事務の都合上一月廿日迄は開會不可能とのことにつき例年通り一月廿日まで休會する

と述べ、諸般の報告あつて年内の議事全部を終了し同二時四十一分散會

衆議院感謝、敬弔兩決議案 廿七日午後の衆議院本會議において可決した陸海軍に對する感謝決議並に戦死者に對する敬弔決議の全文左の如し

△陸海軍に對する感謝決議 支那事變發生してより茲に一年有半、我が陸海軍將兵諸士は備に辛苦を嘗め萬難を排し北伐南征空前の戦果を収め大いに國威を中外に發揚す、是れ御稜威の下忠勇なる諸士の勇戦力闘に依るものにしてその赫々たる武功は全國民の齊しき感激措かざる所なり、今や東亞の新體漸漸具現せむとす、諸士今後の任務は倍々重くその勞苦彌々大なるべし、衆議院は院議を以て感謝の至誠を披瀝し併せて將兵諸士の勇健を祈る

右決議す △戦死者に對する敬弔決議 衆議院は今大支那事變に於て一死有國に報する忠勇なる幾多將士の英靈に對し深厚なる敬弔の意を表す 右決議す

衆議院豫算委員 委員長 土屋清三郎(民)

櫻井兵五郎、眞鍋儀十、山本厚三、中山福藏、松田喜三郎、野田文一郎、西村金三郎、瀧野徹太郎、中島彌次郎、豊田豊吉、多田満長、宮澤胤男、堤康次郎、加藤一、北聆吉、牧山耕藏、川崎克、小山谷藏、小川郷太郎、矢野庄太郎、篠原陸朗、前田房之助、松田竹千代、鶴見祐輔(以上民政)

川島正次郎、紅野昭、三善信房、安藤正純、河野一郎、佐藤洋之助、西方利馬、東武、星、猪野毛利榮、武田徳三郎、大野伴睦、小笠原三九郎、板野友造、世耕弘一、中井一夫、小谷節夫、森田福市、大本貞太郎、田中亮一、永田良吉、松村光三、大口喜六、若宮貞夫(以上政友)

豊田收、野田徹也、笠井重治、津崎尙武、曾木重貴、小池四郎(以上第一) 龜井貞一郎、水谷長三郎、川村保太郎、山崎鏡一、永江一夫(以上社大) 今井新造、田中耕(以上第一) 由谷義治、渡邊泰邦(以上東方)

衆議院常任委員長理事 委員長 櫻井兵五郎(民) 理事 眞鍋 儀十(民) 中山 福藏(民) 西村金三郎(民) 川島正次郎(政) 紅野 昭(政) 三善 信房(政) 豊田 收(第一) 龜井貞一郎(社)

△懲算委員 委員長 櫻井兵五郎(民) 理事 眞鍋 儀十(民) 中山 福藏(民) 西村金三郎(民) 川島正次郎(政) 紅野 昭(政) 三善 信房(政) 豊田 收(第一) 龜井貞一郎(社)

△懲算委員 委員長 櫻井兵五郎(民) 理事 眞鍋 儀十(民) 中山 福藏(民) 西村金三郎(民) 川島正次郎(政) 紅野 昭(政) 三善 信房(政) 豊田 收(第一) 龜井貞一郎(社)

委員長 土屋清三郎(民)

△懲罰委員 委員長 佐保 畢雄(政) 理事 坂東幸太郎(民) 愛野時一郎(民) 川崎巳之太郎(政) 伊藤 岩男(政) 陣 軍吉(第一) 松永 義雄(社)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

委員長 一松 定吉(民) 理事 原 玉重(民) 立川 一平(政) 筒牛 凡夫(第一) 青山 憲三(政) 釘本 衛雄(民) 田中源三郎(政) 永山 忠則(第一)

國雄氏より各派交渉會の經過報告の後議事に入り、院内總務は慣例により選舉を省略して總務指名一任に決定、仍つて町田總務より主任總務俵孫一氏以下別項の如く指名發表あり、これに對し俵氏新役員を代表して挨拶をなし續いて全院委員長、常任委員長、常任委員各候補並に院内幹事は院内總務一任に決し終つて小泉又次郎氏の發聲により兩陸下萬歳木槍新會長の幹聲により民政黨萬歳を三唱して同四時閉會引續き同四時半より九の内中央亭本店に於て議員懇談會を開き勢揃ひを終つた

▲民政幹事長挨拶【三三三】日支事變勃發以來我等は終始聖旨を奉體し内に舉國一體國民總力發動の體制を遂へ外に聖戰目的達成のため御稜威の下皇軍の威武愈々揚り戦果益々大ならんことを冀ひ今日に至つた、而も聖戰の目的達成するに至らず事變勃發以來一年有半特別非常議會の召集せらるること今期議會に及んで前後四回、所謂長期建設の時代となつて内治に外交に時局は益々重大となり今期議會の重要性は實に國運の隆替にも關するものあると信する、議會に臨む我黨の態度は明春開會の黨大會に於て親く總裁の指示を受けて決する所であるが我黨が依然國民の興望を擔ひ第一黨として議會に臨むに當り眞に滅私奉公立憲の大義を信條として牢固たる決意を以て國民の總意を代表し我等の重大なる責任を完せんことを期したいと思ふ

▲民政院内總務等決定【三三三】民政黨の院内總務並に議員總會正副會長は廿三日町田總務より左の如く指名發表された ▲院内總務 主任 俵 孫 一

各派動向

☆民政黨

民政黨議員總會

【三三三】民政黨は第七十四議會に臨むに當り廿三日午後一時より本部に議員總會を開き町田總務を始め所屬兩院議員二百餘名出席、國歌合唱の後清水留三郎氏會長席に着き勝幹事長の挨拶ありて議員總會正副會長の改選を行ひ、次いで森下

添田敬一郎

平川松太郎

岡本實太郎

池田秀雄

小山倉之助

青木亮貫

武知勇記

中井川浩

内藤正剛

木村三四郎

信太儀右衛門

中野邦一

山耕藏、野田文一郎、鶴見祐輔、松田

喜三郎、篠原陸郎

△決算委員

中村梅吉、飯田助夫、古島義英、木村

淺七、山田六郎、森田重次郎、松浦周

太郎、遠山房吉、土屋寛、塚本三、山

田順策、福田關次郎、西田都平、古田

喜三太、小林三郎、村瀬武男、土屋清

三郎、宇賀四郎

△懲罰委員

原玉重、松尾三藏、長井源、伊藤五郎

南雲正朝、服部英明、木原七郎、田村

秀吉、仲井開宗一、一松定吉

△請願委員

長野高一、池田清秋、北原阿智之助、

林平馬、中川重春、中西三郎、坂東幸

太郎、片岡恒一、渡邊玉三郎、津倉龜

作、伊東東一郎、池本甚四郎、川添隆

慶野時一郎、清賀、卯尾田毅太郎、福

田梯夫、長野長廣

△政友會

△政友會議員總會

【三三】政友會では廿四日召集の第七

十四議會に備へて陣容整備のため廿三日

午後二時より黨本部に議員總會、引續き

代議士會を開會した、即ち當日午後零時

半より總務會、一時より幹部會、一時半

迎へる第四次議會であります、事變は今や長期建設の新段階に突入し東亞の再建といふ帝國に課せられた非常重大使命が當面の課題となつて來た今日召集される意味に於て實に我が憲政始つて以來の重大議會であると確信するものであります、駁々乎として進んで備まぬ帝國の巨歩は今や世界の現狀維持國にとつて一大脅威と化し政治經濟の各部面に重大なる際際を誘致するやの狀勢にあります、即ちこれを檢しするに英米佛三國は共同の歩調を以て事毎に帝國に壓迫を加へんとし又ソ聯は帝國の既得權益を蹂躪し、挑戰にも等しい暴狀を繰返して居り、その狀勢は遠東遼東時代にも匹敵する四國干涉時代を現出せんとしてある有様であります、この重大時機に於て政府の施政にして誤りあらんか、帝國の興廢存亡岐れる所となるのであります、この意味に於て近衛内閣を擁護支援して國政運用に誤りならしめることは今次議會に課せられたる重大使命なりと信するのみならず、又蹇々匪躬の節を效す所なりと信じます、爰に我黨はこの使命達成のため政黨民政黨と緊密なる提携を保ち大政翼賛の責を遂行するにつき特に諸君の協心戮力を希望して止まぬ次第であります

この趣旨の挨拶を行ひ續いて島田代行委員より別項の如き挨拶あり、兩陛下の萬歳、立憲政友會の萬歳を三唱して總會を閉ぢ、次に代議士會に移り宮崎幹事より各派交渉會の経過その他につき報告あつて議事に入り別項の如く院内總務を互選院内幹事を指名したる後

一 全院委員長候補者豫選の件
一 常任委員候補者豫選の件
一 勅語奉答文起草委員豫選の件
一 島田代行委員挨拶【三三】廿三日の政友會議員總會に於ける島田代行委員の挨拶は左の如くである
今次事變の進展は既に武漢三鎮、廣東等の攻略により支那に於ける殆んど總ての要衝は皇軍の府卷するところとなり、蔣政權も事實に於て一地方政權に轉落し去つたのであります
是れ備へに上 御稜威の下に殉國の至誠に燃ゆる皇軍武威の然らしむるところでありまして、深く我等國民の感激措く能はざるところであります
然れども今次聖戰の目標は新支那の建設にあることは勿論でありまして此が段階に到達せる今日こそ國民は更に一段の覺悟を要するの秋なりと信じます
思ふに寸善尺慶の諺の如く前途は多事多難でありませう、先般の事變一週年に際し賜はりたる御勸語に於て長くも官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ凝ケテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

事に觸れ、折に臨んで遺憾なく顯現しつゝあることは邦家のため誠に欣快に堪へませぬ
この時に於て國民を指導し此に方向を與ふる政府當局の責任の重且つ大なることは申すまでもありません、故に政府は再思三省當に思を茲に致し聖戰目的達成のため内外外交の各部門に互り常に檢討を怠てはなりません
而して我等國政に參與しまする者も同時に深く自戒自肅の要ありと存じます
即ち議政翼賛の重任を帯ぶる我々と致しましては殊に國家休戚の爲に是なりと信するところは怠憚なく議を盡し以て政府當局をして誤りならしむることこそ聖職下奉公の所以なりと信じます
此の意味に於て今議會は誠に重大なる意義を有するのであります、若し夫れ時局に處すべき諸政策に至りましては今茲に之を省略致しますが、我等多年の主張たる大陸政策の根幹が今日の時局に於て寸毫の變更を要せず愈々益々此が積極的遂行を必要とするに至りましたことは我黨の心密に國家のため欣快に存する所であります
△政友院内役員【三三】政友會の院内役員は廿三日の代議士會に於て左の如く決定した
△院内總務
今井健彦、宮崎一(關東)木下成太郎、志賀和多利(東北)加藤知正(北信)深澤豐太郎(東海)服部岩吉(近畿)若宮貞夫(關西)中野(中國)西岡竹次郎、寺田市正(九州)
△院内幹事

△政友會
【三三】政友會では廿四日召集の第七十四議會に備へて陣容整備のため廿三日午後二時より黨本部に議員總會、引續き代議士會を開會した、即ち當日午後零時半より總務會、一時より幹部會、一時半より常議員會を開いて諸般の準備を完了午後二時より議員總會に入り、鳩山、前田、中島、島田各代行、小久保、川村、宮田、濱田以下各顧問、總務、幹事長、幹事、貴族院議員等百八十餘名出席、先づ堀切善兵衛氏を會長に推したる後砂田幹事長は起つて
第七十四議會はいよいよ明日を以て召集されます、今期議會は日支聖戰下に

迎へる第四次議會であります、事變は今や長期建設の新段階に突入し東亞の再建といふ帝國に課せられた非常重大使命が當面の課題となつて來た今日召集される意味に於て實に我が憲政始つて以來の重大議會であると確信するものであります、駁々乎として進んで備まぬ帝國の巨歩は今や世界の現狀維持國にとつて一大脅威と化し政治經濟の各部面に重大なる際際を誘致するやの狀勢にあります、即ちこれを檢しするに英米佛三國は共同の歩調を以て事毎に帝國に壓迫を加へんとし又ソ聯は帝國の既得權益を蹂躪し、挑戰にも等しい暴狀を繰返して居り、その狀勢は遠東遼東時代にも匹敵する四國干涉時代を現出せんとしてある有様であります、この重大時機に於て政府の施政にして誤りあらんか、帝國の興廢存亡岐れる所となるのであります、この意味に於て近衛内閣を擁護支援して國政運用に誤りならしめることは今次議會に課せられたる重大使命なりと信するのみならず、又蹇々匪躬の節を效す所なりと信じます、爰に我黨はこの使命達成のため政黨民政黨と緊密なる提携を保ち大政翼賛の責を遂行するにつき特に諸君の協心戮力を希望して止まぬ次第であります

この趣旨の挨拶を行ひ續いて島田代行委員より別項の如き挨拶あり、兩陛下の萬歳、立憲政友會の萬歳を三唱して總會を閉ぢ、次に代議士會に移り宮崎幹事より各派交渉會の経過その他につき報告あつて議事に入り別項の如く院内總務を互選院内幹事を指名したる後

一 全院委員長候補者豫選の件
一 常任委員候補者豫選の件
一 勅語奉答文起草委員豫選の件
一 島田代行委員挨拶【三三】廿三日の政友會議員總會に於ける島田代行委員の挨拶は左の如くである
今次事變の進展は既に武漢三鎮、廣東等の攻略により支那に於ける殆んど總ての要衝は皇軍の府卷するところとなり、蔣政權も事實に於て一地方政權に轉落し去つたのであります
是れ備へに上 御稜威の下に殉國の至誠に燃ゆる皇軍武威の然らしむるところでありまして、深く我等國民の感激措く能はざるところであります
然れども今次聖戰の目標は新支那の建設にあることは勿論でありまして此が段階に到達せる今日こそ國民は更に一段の覺悟を要するの秋なりと信じます
思ふに寸善尺慶の諺の如く前途は多事多難でありませう、先般の事變一週年に際し賜はりたる御勸語に於て長くも官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ凝ケテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

小串清一、江原三郎、小笠原八十美、庄司一郎、池田七郎兵衛、馬岡次郎、森繁義、山川頼三郎、松浦伊平、淺井茂猪、藤生安太郎、増永元也

政友院内役員事務分擔

【三三】政友會の院内役員事務分擔は左の如く決定した

△議事係

總務 堀切、高橋、岡田、西岡、深澤
幹事 篠原、立川(平)、藤生、増永、高橋(圓)

△委員係

總務 志賀、西村、上田、原口
幹事 東條、羽田、松浦、池田

△政務調査係

總務 大口、若宮、松村、加藤(知)、鈴木、服部

△各派交渉係

總務 今井、寺田、宮澤(松)、土倉、宮崎

△庶務係

總務 木下(成)、松野、宮脇

△議場内交渉係

幹事 庄司、鹽川、森、山川、太田

政友議會報告書起草委員

【三三】政友會の第七十四議會報告書起草委員は廿六日左の如く決定した

政友會常任委員

【三三】政友會選出の常任委員は左の如く決定した

△豫算委員

理事 川島正次郎、同 紅霞昭、同 三善信房

△決算委員

理事 松尾孝之、同 稻田直道

△請願委員

委員長 佐保華雄、理事 川崎巳之太

△建設委員

委員長 青山憲三、理事 田中源三郎

△大代議士會

【三三】社會大衆黨では議會對策協議のため廿三日午前十時より本部に代議士

△勸告委員

一 勸告委員 鈴木文治

△各派交渉

一 各派交渉 鈴木文治

△河合義一

河合義一 鈴木文治

△中村高一

中村高一、米澤滿亮

△阿部茂夫

阿部茂夫

△近藤内閣

近藤内閣

△時難克服の熱

時難克服の熱

△革新政策の斷行

革新政策の斷行

△國内の改革

國内の改革

△黨は勿論近藤内閣

黨は勿論近藤内閣

△我が黨はこの目的のためにも

我が黨はこの目的のためにも

△自ら長期建設をなすべきである

自ら長期建設をなすべきである

△最も急務なることは國內の改革

最も急務なることは國內の改革

△國内革新の第一歩は事變處理のためにする

第一である、思ふに今次事變の前途は尙遠く東亞の天地に新しい協同體の出現を見らるまで事變の完成は斷じてなく、東亞協同體建設の途上に於ては第三國との關係極めて微妙であり常に危機を胎むものと信するが故に、國民の一人々々に至るまでよく時局の重大性を理解し喜んで國難突破に協力するの覺悟を有つべきである。然しながら長期建設をなすに當つては、自ら長期建設をなすべき方策があるのであつて、最も急務なることは國內の改革である、國內革新の第一歩は事變處理のためにする國內の政治的統一的勢力の結果である、我が黨はこの目的のためにも自ら長期建設をなすべきことを誓つたのである、我が黨は勿論近藤内閣を積極的に支援して、革新政策の斷行を期するのであるが、このためには内閣自體も自らを強化し、進んで時難克服の熱情を披瀝すべきである、我々は近藤内閣に更に積極的態度を要望して止まぬ。この意味に於て將に開かんとする第七十四議會は眞の國策議會なりと云ふことが出来る、議會の前途に就ては頃來兎角の意見もあるも、下意上達の眞の國策機關は議會の他にない、從つて議會が充分にその機能を發揮し得るや否やは我が國政治の將來にとつても至大なる關係を有つ、それ故我が黨としては來るべき議會が戰時議會たるに適はしき活動をし得るや否既にその方針を定めそれが具體化を講じつゝある。

☆國民同盟

國民同盟

△安通總裁演說

安通總裁演說

△米國は縣政權に對し二千五百萬ドルの借款を許與しました

米國は縣政權に對し二千五百萬ドルの借款を許與しました、英國もまた目下同國下院で討議せられつゝある輸出保證擴張案が通過すれば右政權に對し一千萬ポンドの信用を與ふる方針であることが明白となりました、右兩國の國民政府に許與する信用なるものはその金額に於ては大なるものではありませぬ(邦貨に換算すれば僅に二億六千三百萬圓に過ぎず)然し乍ら其の用途は往時の棉麥借款などは全然その趣を異にし、鐵道資材、トラック等の對支輸出用であります、これ等の物資は近世の戰爭に於ては純然たる軍需品でありまして、もし宣戰が布告せられて居れば現時禁制品のうちに入るものであります、現在在支の英國民及び米國民が勉へて居る種々の不便なるものは一日支間の戰國の繼續に由るのであります、今英米が將を援助するといふ事はこの日支の戰爭を永くさせる有力な原因であります、今後戦國が永く寧に由りて生ずる不便と損害は實に英米兩國自身の責任に由来するのであります、兩國の當局は特に此のことを覺悟すべきであります、我國の外交方針は常に正義と公平を念と致して居ります、現地機關に於ても、亦、寸毫もこの精神に於て相違はありません、然し

☆社大黨

乍ら軍事行動の現行に行はれつゝある邦土に於て、公平なる第三國と敵國を援助しつゝある第三國との間には自ら取扱上の差別を生ずることあるは、是れ亦止むを得ないのであります。斯る事態の生ずる場合に於ても我方には責任はないのであります。

露國が漁業協定取極めを拒みつゝあるは全然理由のない事であり、彼が斯の如き態度に出で始めたのは、一昨年秋彼が日獨防共協定を覺知して以來のことであり、近時リトヴィノフ委員の主張する各種の抗辯は殊更に考案出せられたるものに他ならず、北洋漁業權はポーツマス條約に明記せられ、大正十四年の日露基本條約に確認せられたる所であり、先方がこの權利行使方法の協定に應ぜざるときは自由且無制限に根本的權利を行使すべきであります。

日本國民は帝國政府のこの決心には一致して支援を與へるのであります。新東亞建設のために必要なことは全國民の一致協力であり、このためには國民の精神的、經濟的、政治的結合を益々鞏固にしその活動を能率的ならしめることは肝要であります。しかし、只今政府の計畫しつゝある國民再組織なるものが此の目的を達するに適當なる考案なりや否やは大なる疑問であります。

東亞建設は長期建設の時期に入りました。所謂統制經濟は好むと好まざるにと拘らず今後なほ長期に亘りこれを施行するを必要とします。統制の運用の當りては當局に廣範圍の裁量權が委ねられ

るのであります。自由裁量の存するところは、情實の忍び込まんとするところであり、百中の一の不執行あるときは遂に全部を疑はしむるに至ります。こゝに疑問と怨嗟が生じては長期建設の重大支障となります。

☆ 東方會

東方會代議士會

【三二】東方會では廿一日午後一時より溜池の本部に代議士會を開き中野會長由谷幹事長外所屬代議士參集對議會策に關して協議を行つた結果左の諸事項を決定して同三時半散會した。

- 一 院內總務會議會策部長には大石大氏が當ること
- 一 院內役員は廿二日午後本部に全體會議を開き大石大氏より之を指名すること
- 一 東方會の對議會態度並に時局對策案は之を聲明とし廿二日全體會議終了後直ちに公表すること
- 一 東方會で成以來最初の全國大會は明年一月の議會休會明け直前全國黨員代表一千名を參加せしめ東京に開くこと

東方會全體會議

【三三】東方會では廿二日午後一時より溜池の本部に全體會議を開き、中野會長外現向代議士全國支部代表者百名出席大石大氏を議長に推し由谷幹事長よりの黨勢報告後、大石議長より院內役員並に議會常任委員を左の如く指名、休會明け

直前東京に全國大會開催の件を決定し中野會長より同志激勵の演説あり別項聲明を發表、聖壽萬歳を三唱して四時半散會した。

- △院內役員
 - 一 院內總務 大石、三津、杉浦、田中
 - 一 院內交渉係 木村、三田村、馬場
- △常任委員
 - 一 豫算委員 由谷、渡邊
 - 一 決算委員 小野
 - 一 建議委員 三田村
 - 一 請願委員 青木
 - 一 懲罰委員 馬場
- △聲明
 - 一 日支事變絶大の殊勳者は肉彈である、肉彈は全日本の民間に磅礴たる最も粗野な大和魂の表現である、我が政治と外交との要諦は此力を基礎として、日本大衆眞實の姿を内外に顯彰するにある
 - 一 東方會は非常時日本の唯一純野黨である我等は常に獨自の見解によりて國民の動向を指導し、或は媚態外交の再登場を排撃して大臣を通過せしめ或は思ひあがりたる官僚獨善の「國民再組織」を糾明して反動政治の攻撃を嚆矢せしめたが、是れ實に日本國民の本能と自覺とに信賴し、之を恢弘して、君民一致の大業に貢獻せんとせるものに外ならない、東方會は第七十四議會を迎ふるに際し、次の數語を基調として、施政萬般に亘り嚴密なる審査を進め、以て積極的に非常時國策の推進に寄與せんとするものである
 - 一 眞つ直ぐに往け
 - 一 對英米媚態外交の再々登場を警戒せよ
 - 一 蘇聯脅威の過大宣傳に迷ひて現前の取北主義に墮すること勿れ

第二次戰の準備は第一次戰の徹底より對蘇漁業權益の實力確保を敢行せよ英米の對蔣援助に對し軍需供給の通路を遮断せよ在支外國租界撤廢の日支國民運動を捲き起せ官債統制經濟の是正民間能力總動員の實施革新の假面を被る反動強權政治を警戒せよ國民は總てを擧げよ、血と力と生活の最大犧牲を天皇陛下萬歳日本帝國萬歳

第一議員俱樂部議會陣容

【三三】第一議員俱樂部の對議會策討議並に各常任委員銓衡に關する理事會は廿三日午後一時より丸の内國民同盟本部に開會青木(舊昭和會)小池(舊第一控室)伊豆(國同)の各氏參集午後五時より丸の内會館の總會に付議すべき聲明を左の如く決定、終つて議會に際しての各常任委員を夫々決定して四時散會した

△常任委員

- 一 豫算委員 豊田收、津崎尙武、野中徹也、小池四郎、笠井重治、安部寛
- 一 決算委員 玉野知義、鈴木正吾、朴春琴、坂本宗太郎、長谷長治
- 一 請願委員 陣軍吉、北勝太郎、安藤孝三、山崎常吉、曾木重貴
- 一 懲罰委員 藏國三四郎、江藤源九郎、岡牛凡夫
- 一 建議委員 永山忠則、熊谷五右衛門
- 一 中野實吉、藤原敏捷、井阪豊光
- 一 勸諭奉答書記草委員 藤谷五右衛門、陣軍吉

尙は全院委員長の候補者は立てない方針に決定した

△聲明

支那事變は露國の宏謀を相述して東亞建設の聖業を達成するに在るは、聖詔の數次昭示し給ふ所なり、顧みるに昨夏以來一年有半、皇帥の向ふ所敵なく廣東、漢口相次いで潰え皇威既に中原一帯を蔽ふに至りたりといへども、蔣政權は依然として執拗なる抗爭を繼續し、しかも背後の支援は近時漸く増大し來れるの觀あり、戰は眞に今後に在りといはざるべからず此の時に際し第七十四議會は召集せられたり、我等同志は今期議會に臨むに當り左記に依り議員各自の任務を遂行すると共に、自肅自戒、その實踐に努め、併せて政府及各會派の協力を衷心より切望し、仍て以て、君民一體億兆一心の實を擧げ、支那事變終局の目的を達成し、東洋永遠の平和確立に資せんことを期す

記

一、政府は議會に於て我が國力の實態と國際關係の實狀とを率直に説明し、事變の新段階に對する飛躍的國策の根幹を官民協力下に樹立すること但しその爲に必要なならば、隨時秘密會を開催すべきこと

二、帝國議會はひとり政府施設の批判、監督を爲すに止まらず、政府と協力して、日滿支を一體とする新東亞經濟建設、並に國內に於ける政治産業經濟教育に關する體制的整備を計ること

三、議會の論議は以上を以て第一義とし輕浮なる世論に迎合するが如きは嚴に之を戒むること

政 治 ・ 外 交

旬 間 大 觀

滿目注視の對支國交調整方針が近衛首相談の形式を以て宣明された。世界史に類なき我が毅然たる態度は猶太の帝國主義にとつて一大痛棒たるを失はない。既に英米佛ソの反擊、抵抗も露骨な動きを見せてゐる。

かくて長期戦が愈々本格的となり戰時經濟強化の必要から總動員法關係重要六動令案が決定し、近く公布されることとなつたが、一方精神總動員機關改組の國民再組織は内務省中心の官僚色が過して又々立往生となり、更に議會制度審議會も貴族院改革さへ結論に達せず、多難な選挙法改正答申を以て一段落となる始末。之等を如何にするか、第七十四議會開會と共に緊切の問題となり、内閣再組織が先決問題として政界にも慌しい帥走氣分が展開された。

北洋漁業問題はソ聯の不誠意から交渉不調の儘越年となつたが、無條約といつても日ソ基本條約は廢存し、權益は炳乎として我物。いざといへば自由出漁の前例もあり、粘るに不足なし。こゝにも一つの總力戰がある。

樞 密 院

定例本會議

【三三】 廿一日の定例本會議は議案なきため平沼、原正副議長を始め各顧問官は午前十時官中控室に參集一同打揃ふて天機を奉伺して退下した

【三二】 廿八日は樞密院の定例本會議日であるが議案なきため平沼、原正副議長外各顧問官は官中控室に參集の上午前十時天皇陛下に拜謁仰せ付けられ天機を奉伺して御前を退下後再び控室に參集、本年は格別の議案もなきため本日をして納會することゝし年末の挨拶を交して退下した

政 治

東亞新秩序建設方針宣明

【三三】 政府は屢に願議決定せる日支國交調整に關する根本方針に基き東亞新秩序建設方針を中外に闡明することに決し廿二日首相、外相、陸相、海相の四相協議の結果同日午後九時廿五分近衛首相談の形式を以て左の如く發表した

△近衛内閣總理大臣談

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同愛具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである、今や支那各地に於ては更

生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し以て帝國の眞實徹底を期するものである、日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に隣隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである、之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一掃することが必要である、即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを卒直に要するものである、次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである、而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである、日支經濟關係に就ては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し之れに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とを以て實效ありしめんことを期するものである、即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的

利益を促進し、且つ日支間の歴史的、經濟的關係に鑑み、特に北支及内蒙地域に於てはその資源の開発利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである、日本の支那に求むるものゝ大綱は以上の如きものである、日本が敢て大軍を動かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土にあらず、又戰費の賠償に非ざることは自ら明かである、日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである、日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである

▲金融產業界意向 【三三】 今次の近衛内閣總理大臣談に關し金融產業界一般の意向を綜合するに聲明がその冒頭に於て支那各地に於ても東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとする氣運の熱しつゝあることを感知せしめ且つこの際帝國と更生新支那の關係を調整すべき根本方針を内外に闡明したことは眞に時宜を得たものにして、澎湃たる新支那の建設氣運を助長するは勿論從來我が國の眞意に對する認識を缺かせる海外諸國の曲解を對する上にも於ても極めて有効であるとしてゐる、而して聲明内容が從來の政府聲明に數歩を進めてより具體的なことは財界としても最も重大視してゐるが先づ日滿支が喜隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げるために滿洲國との修交を卒直に要望し日支防共協定の締結を日支新國

交調整上喫緊の要件として指摘してゐることは極めて當然であるとしてゐる、次で日支經濟關係に關しても我國が支那を經濟的に獨占せんとする企圖を有せざることを、並に東亞の新事態を理解する善意の第三國の利益の制限を要求するものに非ざることを端的に述べてゐることは今日に至つて尙落將政權に對し財政的軍事的援助を與へんとする英米、佛に對しては正に頂門の一針とも稱し得べく、また聲明が日支平等の原則を建て特に日支間の歴史的經濟的關係に立脚し北支及内蒙地域の特殊性のみを要求してゐることは列國も遲疑なく容認し得べき最少限の要求であるとしてゐる、然し乍ら今次の聲明は未だ單に事變解決の方向が頗に具體化しつゝある事を示すに止まり擧る長期建設の困難は今後に關し、從つて軍需並に建設資材に對する物資需要の増大、之が圓滑なる供給を確保すべき輸入力、生産力の増強した長年月に亘つて累積すべき公積の消化等財界、金融界の負擔と責任また愈々重大となることを覺悟すべきであるとして一層國策に協力せんとする決意を表明してゐる

▲内閣再組織氣運動

▲首相藏相要談 【三三】 池田藏相は廿三日午後四時近衛院首席部會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政問題につき要談同五時辭去した

▲首相官邸に近衛首相を訪問種々要談した
【三三】 池田藏相は廿四日午前九時半首相官邸に近衛首相を訪問種々要談した
▲内相、首相に報告 【三三】 末次内相は廿六日正午首相官邸に近衛首相を訪問、今期議會に内務省より提出すべき都制案その他につき立案經過を報告し午後

一時廿分辭去した

▲内府、樞府議長要談 【三二六】 平沼樞密院議長は廿八日午前十時各密閣顧問官と打揃つて天機奉伺後内大臣府において湯淺内府と會見要談した

▲首相、内府要談 【三二七】 近衛首相は廿八日午前十分宮中に参内一般政務を奏上、同十一時四十分御前を退下して後内大臣府において湯淺内府と會見要談を遂げ午後零時半退出した

▲河原田氏内府訪問 【三二八】 河原田稼吉氏は廿八日午後四時四十五分湯淺内府を私邸に訪ね要談四十分にして辭去した

▲首相三相と凝議 【三二九】 事變新段階に對應して之が處理方策の強力なる遂行と來るべき議會休會明けに備へて内閣の陣容強化に關し、近衛首相は過般來種々考慮を繰らして居たが、廿九日有田外相は午前九時卅分狹窪の私邸に近衛首相を訪問、事變處理と國際情勢につき種々要談を遂げ更に坂垣陸相は午後六時廿分同樞密院に首相を訪問、陸軍部内の要望を傳へて此際一段と鞏固なる決意を以て事變處理に邁進すべき旨を進言、約四時間に亘つて重要意見の交換を行ひ同十時辭去した、此の間首相は木戸厚相、池田藏商相の來邸を求めたので木戸厚相は午後七時五十分池田藏相は同八時廿分夫々狹窪を訪問、首相と陸相の會談の終るを待つて兩相共に首相と會見し今後の方策に關して種々意見の交換を遂げた結果あくまで時局處理に邁進することに意見一致を見て同十一時十分辭去した

▲松岡總裁首相訪問 【三三〇】 松岡滿鐵

總裁は廿九日午前九時四十五分近衛首相を訪問要談した

▲平沼男武州金澤へ 【三三一】 平沼樞府議長は太田秘書長廿九日午後二時五十分新橋驛發電車にて武州金澤に赴き東屋旅館に入った、當分滞在休養の豫定

▲首相を繞る往來頻繁 【三三二】 内閣應勢強化を繞つて近衛首相を中心とする動きは廿九日夜の坂垣陸相、池田藏相、木戸厚相の首相訪問に引續いて卅日も相當頻繁なるものがあり近衛首相は午前十時宮中に参内歳末天機奉伺の記帳を爲し同十一時狹窪の私邸に歸つたが之に先立ち

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲松平秘書官長歸京 【三三二】 卅日興津に赴いた内大臣秘書官長松平康昌侯は卅一日水口屋において原田熊雄男と會見一般政務につぎ報告し同日午後四時卅分靜岡驛發同七時四十五分東京驛着歸京した

▲内相歸京 【三三三】 年末休養のため廿九日熱海に赴き伊豆山松尾別荘に滞在中の末次内相は卅一日午後六時四十分東京驛着歸京した

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲松平秘書官長歸京 【三三二】 卅日興津に赴いた内大臣秘書官長松平康昌侯は卅一日水口屋において原田熊雄男と會見一般政務につぎ報告し同日午後四時卅分靜岡驛發同七時四十五分東京驛着歸京した

▲内相歸京 【三三三】 年末休養のため廿九日熱海に赴き伊豆山松尾別荘に滞在中の末次内相は卅一日午後六時四十分東京驛着歸京した

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲松平秘書官長歸京 【三三二】 卅日興津に赴いた内大臣秘書官長松平康昌侯は卅一日水口屋において原田熊雄男と會見一般政務につぎ報告し同日午後四時卅分靜岡驛發同七時四十五分東京驛着歸京した

▲内相歸京 【三三三】 年末休養のため廿九日熱海に赴き伊豆山松尾別荘に滞在中の末次内相は卅一日午後六時四十分東京驛着歸京した

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲原田男園公に報告 【三三三】 興津に帶在中の原田熊雄男は卅一日午前十時坐漁莊に四園寺公を訪問、卅日來興せる内大

▲外相歸京 【三三三】 年末靜養のため廿九日以來湯河原に滞在中の有田外相は卅一日午後五時卅五分東京驛着列車にて歸京した

▲松岡總裁首相訪問 【三三〇】 松岡滿鐵

以下第十八號までの六條項に亘り關係各次官より夫々説明の後、逐條審議に入つたが、劈頭の第十三號貸金制定に關する條項に於て最低貸金の現狀に關する政府側の資料準備の不充分より論議沸騰し遂に問題の重要性に鑑み第十三號以下全部の審議を十五名の特別委員に附託することとして午後四時散會した、特別委員氏名並に午前中の會議に於て可決したる諮問第十號乃至第十二號の三勅令案要綱左の如し

【特別委員】
 ▲貴族院議員 大井成元男、伊澤多喜男、宇佐美勝夫、犬塚勝太郎、西郷從德侯、渡邊千冬子、織田信恒子
 ▲衆議院議員 大口喜六、小川郷太郎、清瀨一郎、川島正次郎、福井甚三、岡崎久次郎、豊田豊吉、淺沼稻次郎

【諮問第十號】
 獸醫師の職業能力申告に關する勅令案要綱(第一條關係)

第一 申告義務者は内地に就業の場所又は住所を有する獸醫師とし陸海軍軍人にして服役中又は戰時若は事變に際し召集中のもの及陸海軍軍屬は之を除くこと

第二 申告事項は左の如く之を定むること

一 氏名
 二 出生の年月日
 三 本籍
 四 住所
 五 兵投關係
 六 獸醫師名鑑登録番號
 七 診療能力
 八 學歴及職歴

九 就業の場所
 十 就業の態樣
 十一 俸給、給料等を受くる者なること
 十二 健康狀況特に總動員業務從事に關する支障の有無
 十三 配偶者の有無及現に扶養する者の數
 十四 總動員業務從事に關する希望
 十五 其の他命令を以て定むる事項

第三 申告は昭和十四年を第一回とし爾後各四年毎に一回八月一日現在に依り同月十五日迄に之を行ふこと

前項の申告を爲すべき年の八月二日以後に於て新に申告を爲すべき義務を生じたる者は次の八月一日現在に依り同月十五日迄に申告を爲すこと

申告後に於て前號の申告事項中一、四、九及十に掲ぐる事項に變更を生じたるときは其の都度其の旨申告を爲すこと

第四 申告は就業地(就業地なきときは住所地)を管轄する地方長官に對してを爲すこと

第五 地方長官は申告義務者の職業能力に關し検査を爲し又は申告に關し報告を徴し得るものとする

第六 昭和十四年に限り経過規定を置き申告時期を四月一日現在に依り同月十五日迄とする

第七 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

【諮問第十一號】
 事業主をして爲さしむべき總動員業務に關する計畫の設定又は演練に關する勅令案要綱(第一條關係)

第一 主務大臣總動員業務たる事業主

(以下事業主と稱す)をして戦時に際し其の者の実施すべき勤務員業務たる事業に關する計畫を設定せしめんとするときは當該事業主に對し其の範圍、程度其の他必要なる事項を通知すべきこと

第二 事業主前號の規定に依り計畫を設定したるときは主務大臣の承認を受くべきこと

第三 主務大臣は事業主に對し其の設定したる計畫の補修又は訂正を命じ得ること

前號の規定は前項の場合に之を準用すること

第四 主務大臣事業主をして其の設定したる計畫に基き必要なる演練を爲さしめんとするときは其の要目を事業主に通知すべきこと

事業主演練を終りたるときは主務大臣に對し其の演練に付必要なる報告を爲すべきこと

第五 主務大臣は計畫の設定又は演練に關し報告を徴し又は當該官吏をして計畫の設定若し演練を命ぜられたる者の工場、事業場又は事務所等に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしめ得ること

第六 主務大臣第一に依り計畫を設定せしめんとするときは豫め内閣總理大臣に協議すること

第七 主務大臣必要あるときは本令の規定に依る職權の一部を所管官廳等をして行はしめ得ること

第八 外地に於ても前號に準じ本制度を實施すること

【諮問第十二號】

試験研究に關する勅令案要綱(第廿五條關係)

第一 主務大臣は總動員物資の生産若し修理を業とする者(以下事業主と稱す)又は試験研究機關の管理者に對し試験研究の項目其の他必要なる事項を定め試験研究を命じ得ること

第二 主務大臣試験研究を命ぜんとするときは豫め内閣總理大臣に協議すること

第三 第一の規定に基き試験研究を命ぜられたる者は試験研究の實施計畫を提出すべきこと

主務大臣必要ありと認むるときは前項の實施計畫の變更を命じ得ること

第四 試験研究を命ぜられたる者其の試験研究を終了したるときは試験研究成績を主務大臣に報告すべきこと

試験研究を命ぜられたる者又は試験研究の擔任者其の試験研究に關し爲したる發明又は考案に付特許出願又は實用新案登録出願を爲したるとき亦前項に同じきこと

第五 主務大臣試験研究成績の報告を受けたるときは内閣總理大臣に報告すること

第六 第四の規定の外主務大臣は試験研究に關し報告を徴することを得ること

主務大臣は試験研究に關し當該官吏をして當該試験研究を爲し又は爲さしむべき場所等に臨檢し試験研究其の他業務の狀況又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしめ得ること

第七 試験研究に關しては損失を補償し又は補助金を交付し得ること

第八 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

を實施すること

▲總動員審議會特別委員會【三三】第四回國家總動員審議會特別委員會は廿四日午前十時より首相官邸に開會、渡邊千冬委員長以下各特別委員、政府側より青木企畫院次長以下各關係官出席、未決定の六勅令案につきこれを一括審議することとなり逐次質疑應答に入つて正午一旦休憩、午後一時半より再開、全般的質疑應答を續行したる後各條項毎に審議に入り先づ

一 諮問第十三號賃金統制に關する勅令案要綱

一 諮問第十四號工場における就業時間制限に關する勅令案要綱

一 諮問第十五號總動員物資の使用又は收用に關する勅令案要綱

一 諮問第十七號 工場及び事業場の使用又は收用に關する勅令案要綱

一 諮問第十八號 土地又は家屋その他工作物の管理使用又は收用に關する勅令案要綱

一 諮問第十六號 會社利配當の制限等に關する勅令案要綱

一 諮問第十七號 會社利配當の制限等に關する勅令案要綱

一 諮問第十八號 土地又は家屋その他工作物の管理使用又は收用に關する勅令案要綱

一 諮問第十九號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十一號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十二號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十三號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十四號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十五號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十六號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十七號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十八號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第二十九號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十一號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十二號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十三號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十四號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十五號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十六號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十七號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

一 諮問第三十八號 賃金以外に飲食物等を與へる場合に賃金統制を監督するの考へ

旨の希望あつて五時廿分散會した、質疑應答の主なるもの左の如し

▲全般的質疑應答

川島正次郎氏 適日來審議しつゝある勅令案以外最近實施を要する勅令案ありや

青木企畫院次長 當分此の程度に止めたこと考へてゐる

清瀬一郎氏 配當制限の條項は内地の會社に適用されるが將來支那人となる會社も相當出来る事と思ふがこれにも適用するか

青木次長 政治的手段で適當に處理したいと考へる、北支開發、中支振興兩會社の如き大陸開發會社の小會社に對しては親會社の監督でやりたい

小川郷太郎氏 今日迄の物資動員計畫は軍需貿易、船舶であつたが今後はどうするか

青木次長 擴充を要するのは重工業のみでなく民需に就ても擴充の必要ありと考へてゐる

△諮問第十三號賃金統制に關する條項及同十四號就業時間に關する條項に對し

聖田豐吉氏 賃金以外に飲食物等を與へる場合は賃金統制を監督するの考へ

廣瀬厚生次官 當時給與は賃金として計算し本條を適用するが臨時特殊の場合には問題外である

聖田氏 平和産業の従業員が軍需工業に轉ずると事變終了の場合平和産業に技術者の缺乏を來しはせぬか

成田勞動局長 平和産業の技術者保護は勞務資源の問題で勞務者個人制限規則の運用で善處したい

宇佐美勝夫氏 各會社で作る事となつて

ある賃金規則は政府で標準賃金でも設けるのか

成田局長 今直ちにはさうしない

淺沼稻次郎氏 熟練工の賃金尺度は何處に求めるか

成田局長 本勅令を施行すれば自ら標準賃金に相當するものが出て來るであらう

淺沼氏 勞資一體産業報國運動を法制化する考へなきや

廣瀬次官 同運動は目下宣傳普及時代である、他日法制化するかも知れないが目下其の準備はない

宇佐美氏 賃金統制の條項に無經驗勞働者の初給賃金は厚生大臣又は地方長官之に定むとなつてゐるがどちらがやるのか

廣瀬次官 原則として地方長官が定める但し數府縣が一ブロックを爲してゐる場合は厚生大臣が之を定む(例へば京濱、阪神等の經濟地帯)

△第十二號總動員物資の收用及同十七號工場事業場の收用並同十八號土地家屋工作物等の管理に關する各條項に對する質疑應答

福井甚三氏 土地の收用は本勅令に依る收用をなす場合主務大臣が内務大臣と協議の上内務大臣は更に總理大臣と協議する事となつてゐるが、被收用地は多く農耕地であるから農林大臣とも協議されたいと思ふが如何

淺尾道路課長 内務大臣と總理大臣と協議する事となつてゐる故必要な場合總理大臣は農林大臣とも協議するであらう

福井氏 收用土地の利用を終つた後廢棄

有者が拂下げを受ける規定となつてゐるがその代償如何

灘尾諫長 土地は初め買つた時の値段により家屋その他の工作物は時價による川島氏 政府が土地買上げの際の價格は時價でなく専所有者が代地換地を取得する爲めに要する價格とされた

上月陸軍整備局長 本勅令が出来ても直ちにその通りやる譯ではなく、民間側と任意協議の上處理したい
清瀬氏 實際上工場を造らうとすれば土地の取得だけでは出来ず多くの場合水利權の獲得が必要である、又漁業權の問題も關聯して来る、之等について政府は別に勅令案の用意ありや

灘尾諫長 水利權については折角立案中である、漁業權については農林省と協議してやつて行きた

△諮問第十六號會社利益配當の制限に關する條項
岡崎久次郎氏 本勅令の規程配當率は昭和十三年十二月卅一日以前の一年以内の配當率を採用してゐるが昭和十一年、十二年頃に一割配當の會社が本年のみ五分又は六分配當となつた時はどうするか

石渡大藏次官 五分又は六分の低率配當を基準とするの外ない、但し會社の内容が極めて堅實なる場合は考慮される餘地はある
犬塚氏 本勅令案は現在の事態を基準として立案されてゐるか、將來情勢の變化により變更されるか
石渡次官 情勢の變化によつて變更される事勿論である
清瀬氏 會社の出資額廿萬圓以上のもの

に本勅令を適用すると言ふが、出資金額十五萬圓位の合資會社で社員一人より別途十萬圓の借入金となし合計廿五萬圓で營業する場合本勅令は適用されるか
石渡次官 適用されない
清瀬氏 利益配當を制限した結果、社内に留保される金銭は資産の消却と積立に限るか
石渡次官 しかり、その他の事、例へば公債の買入れや、生産物價格の値下げ等については本勅令案は考案してゐない

清瀬氏 興銀が増資又は債券發行限度の擴大が豫想されてゐる様だが、その金額は既に豫定されてゐるのか
石渡次官 産業資金供給の爲め左様な事は實行されるが、その限度は未だ決つてゐない
小川氏 本勅令では配當率を一割とおさへてゐるが會社の内容が堅實ならば一割一分乃至二分と言ふが如く、之れを許すもよいではないか
石渡次官 本勅令の精神としては一割とおさへる事が適當と思ふ
小川氏 産業の種類により配當制限の限度を異にしては如何
石渡次官 それも考へて一應は研究したが、一律に一割が適當と考へてさう決定した

岡崎氏 本勅令によれば既に資本の消却を終つた會社は積立をなすの外方法がない事となるが積立金には高率の課税をうける故事業に面白味を失ひ、生産擴充の目的に背馳する事となると思ふが如何

石渡次官 積立金に關してはその用途等を研究して免稅する事によつて生産擴充の目的を達したいと考へ目下研究中で、今議會に之れを提案する事となるかも知れない
小川氏 原價消却の率について改正されたは如何
石渡次官 その事は昨年申行した、たゞ一般に徹底してゐない様だ、更に時局産業として必要なものについては今後その率を變更したいと考へてゐる

▲土地家屋管理令案說明要旨【三・三】
廿四日の總動員審議會特別委員會に於ける土地、家屋、工作物の管理、使用取用に關する勅令案(第十三條による)に關する内務當局の說明要旨左の如し
本令は政府に於て國家總動員業務第十三條第三項の規定に依り總動員業務に必要な土地又は家屋其他の工作物を管理、使用又は取用する場合に於ける手續を定めたるものなり、抑々總動員業務遂行の爲土地又は家屋其他の工作物を管理、使用又は取用するの必要を生ずる場合は必ずしも少からざるものと思料せらる、然るに土地收用法第二條に於ては「國防其の他軍事に關する事業」及「公用の目的を以て國に於て施設する事業」は何れも土地を收用するが故に、少くとも土地に關しては同法に依り概ね其の目的を達成し得るのみならず「軍事上臨時急延を要する場合」の爲土地を使用せんとする場合に於ては所轄市町村長を通じ其の土地の區域を土地所有者及占有者に通知することに依りて、直に其の使用權を取

得するの便法もなきに非ざるなり(第七條二)
然れども土地收用法に於ては、内務大臣專業認定を爲したるときは起業者及專業の種類並に起業地を公告するものなるが故に、こは機密の保持上考慮を要する所なるのみならず取用に關する諸般の手續は、土地所有者及關係者の保護上、幾多の段階を経て丁寧慎重に進行せらるゝものなるが故に、其の效果發生迄には自ら相當の日子を要するを通例とす、而も當事者間の協議調はらずして取用審議會の裁決を申請したる場合に於ては、取用の效果は起業者の側に於ける補償金の拂渡又は供託、土地所有者及關係人の側に於ける土地物件の引渡又は移轉を完了して始めて發生するものなるが故に、迅速機密に事業を遂行するの必要ある場合に於ては必ずしも支障を生ずることなきを保し難し、これ現在、土地收用法に於て概ね其の目的を達成することを得るにも拘らず、國家總動員業務第十三條に、工場、事業場其の他の施設の管理、使用又は取用の規定と併せ、特に土地の管理、使用又は取用に關する特別規定を設けたる所以なり

▲六勅令案要綱可決【三六】 第五回國家總動員審議會は廿八日午前九時四十五分首相官邸に開會、瀧副總裁以下各委員青木幹事長外各幹事その他關係官出席、廿四日の特別委員會で可決を見た賃金統制に關する勅令案要綱以下六勅令案要綱を上程し渡邊特別委員長より特別委員における審議經過に結果に於て報告あり之に對して岡崎久次郎氏より「總動員法

第十一條が發動されると會社の負擔が過重となるが政府は減稅等について考慮せらるや」との質問あり、大野大藏管理財局長より「考慮中である」旨を答へ逐條審議の結果特別委員會決定通り原案を可決し同二十時廿分散會した、よつて政府は十二月二日の第四回審議會に於て可決されたる總動員法第廿一條獸醫師の職業能力申告、同第廿四條總動員業務の計畫、設計及び演練、同廿五條試驗研究命令等に關する各勅令案要綱と共に明春早々の閣議に附議法制局に於て案文整理の上速かに公布施行する方針である、廿八日の總動員審議會に於て可決された勅令案要綱左の如し

【諮問第十三條】
賃金統制に關する勅令案要綱
第一 賃金統制を適用すべき事業は左の如く之を定むること
一 工場法の適用を受くる工場にして厚生大臣の指定する事業を營むもの
二 鑛業法の適用を受くる事業
三 其の他厚生大臣の指定する事業
第二 當時五十人以上の労働者を使用する工場又は事業場の事業主は賃金規則を作成し地方長官に届出づべきことを變更したるとき亦同じきこと
賃金規則に定むべき事項は命令を以て之を定むること
地方長官不適當と認むるときは賃金規則の變更を命じ得ること
第三 厚生大臣又は地方長官は未經験労働者の初給賃金を定め得ること
事業主未經験労働者を雇入れたるときは一定期間前項の初給賃金に異ならざる賃金を支拂ふべきこと、但し命令に

之に對して岡崎久次郎氏より「總動員法

別段の定まる場合は此の限に在らざる
こと

第四 地方長官労働者に支拂はれたる賃
金又は其の支給法著しく不適當と認む
るときは事業主に對し將來に向つて變
更すべきことを命じ得ること

第五 第二及第四の規定に依る處分、第
三の規定に依り定むる初給賃金その他
重要事項に付厚生大臣又は地方長官の
諮問に應ぜしむる爲賃金委員會を置く
こと

第六 厚生大臣又は地方長官は賃金の統
制に關し事業主に付報告を徴し又は當
該官吏をして工場、事業場、事務所其
他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せ
しめ得ること

第七 外地に於ても前各號に準じ本制度
を實施すること

〔諮問第十四號〕
工場に於ける就業時間制限に關する
勅令案要綱

第一 工場法の適用を受くる工場にして
厚生大臣の指定する事業を営むものに
付就業時間の制限を爲すこと

第二 工場主は十六歳以上の男子職工を
して一日に付十二時間を超えて就業せ
しむることを得ざることを

第三 工場主は十六歳以上の男子職工に
對し毎月少くとも二回の休日を取つて一
日の就業時間が六時間を超ゆるときは
少くとも卅分、十時間を超ゆるときは
少くとも一時間を就業時間中に於て設
くべきこと

第四 職工を二組以上に分ち交替に就業
せしむる爲又は業務の性質上特に必要
ある場合に於ては工業主は豫め地方長

官に届出で第二の就業時間を延長し得
ること

第五 已むを得ざる事由に因り臨時必要
ある場合に於ては工業主は地方長官の
許可を受け期間を限り就業時間を延長
し又は休日を取つ得ること但し命令を
以て定むる場合に於ては地方長官の許
可を受くることを要せざることを

第六 厚生大臣又は地方長官は就業時間
の制限に關し工業主に付報告を徴し又
は當該官吏をして工場、事務所其の他
の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せしめ
得ること

第七 外地に於ても前各號に準じ本制度
を實施すること

〔諮問第十五號〕
總動員物資の使用又は收用に關する
勅令案要綱

第一 主務大臣は軍用に供する物資、其
の生産若しは修理に要する物資又は命令
を以て定むる總動員物資を使用又は收
用し得ること

主務大臣前項の物資を使用又は收用せ
んとするときは内閣總理大臣に協議す
ること

第二 主務大臣總動員物資を使用又は收
用せんとするときは當該物資の所有者
〔已むを得ざる場合に於ては管理者〕に
對し使用令書又は收用令書を送達する
こと

管理者の令書の送達を受けたるときは
遲滞なく其の旨を所有者に通知すべき
こと

前二項に依り所有者送達又は通知を受
けたるときは遲滞なく當該物資に付權
利を有する者に其の旨を通知すべき
こと

第三 前號第一項の場合に於ては主務大
臣は當該物資に付知れたる權利者に對
し其の旨を通知し且つ之を公告すべき
こと

使用又は收用せられたる總動員物資に
付權利を有する者は前項の公告ありた
る日より一月以内に命令を以て定むる
事項を主務大臣に届出づべきこと

第四 總動員物資の引渡を受けたるとき
は其の所有者又は管理者に證書を交付
すること

第五 總動員物資を使用するときはその
權利は當該物資の引渡ありたる時期に
於て政府之を取得し其の權利は使
用を妨げざるものを除き使用の期間其
の行使を停止せらるること

總動員物資を收用するときはその物資
の引渡ありたる時期に於て政府其の所
有權を取得し其の他の權利は消滅す
ること

第六 補償すべき損失は使用又は收用に
因る通常生ずべき損失とする

第七 使用又は收用したる物資にして先
取特權、質權又は財團抵當の目的たる
場合に於ては政府は交付すべき補償金
を供託すること、先取特權者、質權者
又は財團抵當權者は前項の供託金に關
しても其の權利を行ひ得ること

第八 行政官廳は使用又は收用すべき總
動員物資に關し報告を徴し又は當該官
吏をして總動員物資の所在の場所其の

他必要な場所に臨檢し當該物資、帳
簿書類其の他の物件を檢査せしめ得る
こと

第九 本要綱中主務大臣とあるは軍機保
護上其の他軍事上特に必要ある物資の
使用又は收用に付ては陸軍大臣又は海
軍大臣とすること

第十 外地に於ても前各號に準じ本制度
を實施すること

〔諮問第十六號〕
會社利益配當の制限等に關する勅令
案要綱

第一 資本金〔出資總額、株金總額、出
資總額及株金總額の合計額又は基金總
額を謂ふ以下同じ〕廿萬圓以上の會社
は主務大臣の許可を受くるに非ざれば
毎事業年度の利益配當〔基金利息又は
基金配當を含む以下同じ〕に關し基準
配當率を超ゆる配當率を定むるを得ざ
ること但し左の各號の一に該當する場
合は此の限に在らざることを

一 配當率年百分の十に達する迄基準
配當率に比し年百分の一〔一年を一
事業年度とするもの〕に在りては年百
分の二を超えざる割合を増加する
ものなること

二 配當率年百分の六以下なること

第二 第一の基準配當率は左の各號の規
定に依り定めらるる割合とする

一 昭和十三年十一月卅日以前一年内
に配當率を決定したることなき會社
又は本令施行後設立せられたる會社
〔何れも合併に因り設立せられたる
會社を除く〕に在りては別號に該當
する場合を除き年百分の六の割合

三 本令施行前の合併に因り設立せら
れたる會社又は本令施行前の合併後
存續する會社にして合併後昭和十三
年十一月卅日以前一年内に配當率を
決定したることなきものに在りては
會社の申請に依り主務大臣が合併前
の各會社の利益配當の實情に基き認
定したる割合

四 本令施行後會社合併を爲し當該合
併に因り設立せられたる會社又は當
該合併後存續する會社に在りては會
社の申請に依り主務大臣が合併した
る各會社の利益配當の實情に基き認
定したる割合

五 資本金廿萬圓未滿たりし會社〔資
本金廿萬圓以上の會社本令施行後資
本減少に依り資本金廿萬圓未滿とな
りたるものを含む〕にして本令施行
後の資本増加に依り資本金廿萬圓以
上となるに至りたるものに在りては
會社の申請に依り主務大臣が従前の
利益配當の實情に基き認定したる割
合

前項第一號の規定に依り基準配當率を
定めらるる會社にして昭和十三年十一
月卅日以前一年内に最終に決定せる配
當率が記念配當、特別配當其の他臨時
配當に依り當該事業年度限りの増率せ
られたるものなるときは會社は前項第

一 昭和十三年十一月卅日以前一年内
に配當率を決定したることなき會社
又は本令施行後設立せられたる會社
〔何れも合併に因り設立せられたる
會社を除く〕に在りては別號に該當
する場合を除き年百分の六の割合

一號但書の除却部分の認定を主務大臣に申請すべきこと

第三 會社が第一の規定に基き第二の基準配當率を超えて決定したる配當率が年百分の十以下なるときは爾後其の配當率を以て其の會社の基準配當率とすること但し主務大臣が第一の規定に依り許可を爲すに際し基準配當率に算入せざる旨の留保を附したる部分を除くこと

第四 第一の但書第一號の規定は基準配當率が第二の第二號の規定に依り定めらるる會社の本令施行後最初の利益配當に關しては之を適用せざること

主務大臣は第二の第三號乃至第五號の規定に際し認定後に於ける當該會社の最初の利益配當に關し第一の但書第一號の規定を適用せざる旨を定め得ること

第五 主務大臣は直前事業年度に於て年百分の十以上の配當率に依り利益配當を爲したる會社が資本増加を爲し現在の資本金の倍額を超える資本金の會社と爲る場合に於て必要ありと認むるときは其の資本増加後の配當率に對し必要なる命令を爲し得ること

第六 第一、第二及第五の規定に依る許可、認定又は命令にして事業の重要なものにては會社配當審査委員會(假稱)の議を経べきこと

第七 會社は其の經營の堅實を圖る爲經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべきこと

一 經費支出を適正ならしむること
二 利益配當に關する制限等に依り會社の經理上生ずべき餘給は之を必要

なる資産の償却又は積立金の積立に充つること

主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し前項各號の事項に關し報告を發し又は會社配當審査委員會の議を経る必要なる命令を爲し得ること

第八 主務大臣は會社の資産、負債、損益の内容、利益金の處分其の他經理に關し報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第九 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

第十 大藏大臣生産力擴充資金其の他時局に緊要なる産業資金の供給を圓滑ならしむる爲必要ありと認むるときは日本興業銀行をして大藏大臣の定むる所に依り資金の融通(有價證券の懸募、引受及買入を含む以下同じ)を爲さしめ得ること

大藏大臣前項の融通を爲さしむるに付ては日本興業銀行融資審査會(假稱)の議を経るを要すること

第十一 政府は第十の第一項の融通に關する命令に因り日本興業銀行が損失を受けたるときは同行に對し通常生ずべき損失を補償すること

前項の損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要なる事項は大藏大臣之を定むること

交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定むること

「諮問第十七號」
工場事業場の使用又は收用に關する勅令案要綱

第一 主務大臣は軍用に供する物資の生産若は修理を爲す事業に關する工場若は事業場之に轉用することを得る施設又は命令を以て定むる總動員物資の生産若は修理を爲す事業に關する工場若は事業場又は之に轉用することを得る施設(以下工場事業場と稱す)を使用又は收用し得ること

主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは内閣總理大臣に協議すること

第二 主務大臣工場事業場を使用又は收用せんとするときは當該工場事業場の所有者に對し使用令書又は收用令書を發送すること

前項の場合に於て所有者事業主に非ざるときは主務大臣は事業主に對し其の旨を通知すること

第一項の場合に於ては主務大臣は當該工場事業場に付知れたる権利者に對し其の旨を權利者に通知し且之を公告すること

るものを除き使用の期間其の行使を停止せらるること

工場事業場を收用するときは令書に定むる時期に於て所有權は政府之を取得し其の他の權利は消滅すること

第六 主務大臣工場事業場を使用又は收用する場合に於て其の従業者を供用せしめんとするときは當該工場事業場の事業主に對し供用令書を發送すること

第七 國家總動員法第十三條第二項の規定に依り特許發明又は登録實用新案の實施權を取得したるときは主務大臣は其の旨及實施權の範圍を特許權者又は實用新案權者に通知すること

第八 前號の實施權は其の登録なき場合と雖も其の特許權又は實用新案權を爾後取得したる者及其の特許權又は實用新案權を目的とする實權を有する者に對しても其の效力を有すること

第九 補償すべき損失は工場事業場の使用者若は收用、従業者の供用又は特許發明若は登録實用新案の實施に因る通常生ずべき損失とする

第十 工場事業場の一部を收用に因りて殘部を従來用ひたる目的に供すること能はざるときは其の全部の收用を請求し得ること收用せられたる工場事業場に附屬する他の設備が工場事業場の收用に因り従來用ひたる目的に供すること能はざるとき亦同じきこと

的たる場合に於ては政府は交付すべき補償金を供託すること

先取特權者、質權者又は抵當權者は前項の供託金に對しても其の權利を行ひ得ること

第十三 收用したる工場事業場が不用に歸したる場合に於て拂下ぐるときは舊所有者又は其の一般承継人に其の旨を通知すること、但し之を確知すること能はざるときは公示すること

前項の通知を受けたる日より二月内又は公告の日より六月内に舊所有者又は其の一般承継人が買受の申出を爲さざるときは其の權利を失ふこと

第十四 主務大臣は使用又は收用すべき工場事業場に關し報告を徴し又は當該官吏をして使用又は收用すべき工場事業場其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ること

第十五 本要綱中主務大臣とあるは軍機保護上其の他軍事上特に必要ある工場事業場に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とすること

第十六 外地に於ても前各號に準じ本制度を實施すること

「諮問第十八號」

土地又は家屋其の他の工作物の管理使用又は收用に關する勅令案要綱

第一 主務大臣土地又は家屋其の他の工作物(以下工作物と稱す)を管理、使用又は收用せんとするときは内務大臣に協議し内務大臣は内閣總理大臣に協議すること

第二 主務大臣土地又は工作物を管理、使用又は收用せんとするときは當該土

地又は工作者の所有者（已むを得ざる場合に於ては占有者）に管理令書、使用令書又は取用令書を送達すること
 主務大臣令書の送達を爲したるときは土地又は工作者に付知れたる権利者に對し其の旨を通知して且公告を爲すこと
 第三 占有者令書の送達を受けたるときは遅滞なく其の旨を所有者に通知すべきこと
 第四 管理、使用又は取用すべき土地に在る工作者其の他の物件に付必要あるときは所有者をして之を移轉せしめ得ること
 第五 管理、使用又は取用したる土地又は工作者の引渡を受けたるときは其の所有者に證書を交付すること
 第六 土地又は工作者を管理又は使用するときは令書に定むる時期に於て其の權利は政府之を取得し其の他の權利は管理又は使用を妨げざるものを除き管理又は使用の期間其の行使を停止せらるること
 第七 補償すべき損失は土地又は工作者の管理、使用又は取用に因る通常生ずべき損失とすること
 第八 管理、使用又は使用したる土地に在る工作者其の他の物件の移轉に對しては移轉料を補償すること

第九 土地又は工作者の一部を取用せられたるため残部を従來用たる目的に供すること能はざるに至りたるときは其の全部の取用を請求し得ること
 第十 土地若し工作者の管理若し使用が三年以上に亘るとき又は管理若し使用に因り其の形質を變更し若し此の效用を著しく毀損するときは其の取用を請求し得ること
 第十一 工作者其の他の物件を移轉するに因りて従來用ひたる目的に供すること能はざるときは其の取用を請求し得ること
 第十二 管理、使用若し取用したる土地若し工作者又は其の土地にある工作者に對して先取特權、質權又は抵當權の目的たる場合は政府は交付すべき補償金を供託すること
 第十三 取用したる土地又は工作者不用に歸したる場合に於て拂下ぐるときは舊所有者又は其の一般承繼人に其の旨を通知すること、但し之を確知すること能はざるときは公告すること
 第十四 主務大臣は土地若し工作者の管理、使用者は取用に關し報告を徴し又は當該官吏をして土地若し工作者其の他の場所に臨檢し必要なる検査を爲さしめ得ること
 第十五 外地に於ても前各號に準じ本制

度を実施すること
 議會制度審議會總會
 ▲貴族院制度部會【三三】 貴族院制度に關する議會制度審議會總會は廿一日午後二時より首相官邸に開會、水野總裁、兒玉部長以下各委員、政府側より末次内相以下各關係官出席、兒玉部長提出の部會審議經過報告に基き審議を行ひ野村嘉六委員より議員定數減少反對の意見開陳あり、又渡邊千冬委員よりも同様意見及び職能議員制創設並に華族議員に比し助任議員の増加反對につき總々意見を述べ貴院改革については部會に於ても結論に到達せず又各方面に反對意見も多いため早急に答申案を決定せず慎重審議を盡くしては如何
 本問題取扱に關する見解を披瀝したことは貴院方面の反對意向を代表するものとして注目される
 【三三】 貴族院制度に關する議會制度審議會總會は廿三日午後二時より首相官邸に開會、水野總裁、兒玉部長以下各委員及び末次内相、八田拓相以下關係官出席先づ高橋清吾委員より貴院改革について總々意見開陳あり
 最小限度の貴院改革は實行されたいと述べ、清瀨一郎委員も之に賛成したるに對し伊澤多喜男、黒田長和男兩委員より

貴院改革は現在その時期でないから總會の決定も急ぐ必要はないと思ふと反對意見を開陳、容易に意見の一致を見ないので一旦論議を打切つて懇談に入つた結果水野總裁より
 兒玉部長の部會報告をその儘政府に送付することに決しては如何
 至九人（特殊の少數を除く）の大選舉區制を採用すること
 (ロ) 各道府縣に對する議員數の配置については左の趣旨によること
 (一) 人口激増の地方に對しては議員數を適當に増配すること
 (二) 議員數の減少する地方をなるべく少からしむること
 ▲議員定數
 (イ) 議員總數は現在通りとすること
 以上につき多數を以て可決、尙ほ未決定の諸項目については廿八日午前十時より農相官邸に於て總會を開き決定することとなつた、而して廿六日の總會では選舉制度改正中の中心眼目であり政黨側に於ても強硬に反對を唱へた大選舉區制が大多數の賛成で可決されたので殘された問題はこの答申案に基き政府がこれを如何に議會に提出するかの點に至つたわけである、尙ほ大選舉區制に關し總會に於て論議されたるところは左の如きものである
 ▲反對意見
 一 大選舉區制になつても必しも有能の新人物が出ない
 二 選舉區の新陳代謝のみによつては選舉界を一新せしむることはできぬ
 三 投票分配法の巧拙により結果に及ばず影響甚大である
 四 徒らに費用を増大するのみ
 ▲賛成意見
 一 選舉區の改正により新人物の出現を見る
 二 少數派代表の出馬を容易ならしめる
 三 選舉人の意志を擴充しうる
 ▲政府は大選舉區制に賛成【三三】 廿

貴院改革は現在その時期でないから總會の決定も急ぐ必要はないと思ふと反對意見を開陳、容易に意見の一致を見ないので一旦論議を打切つて懇談に入つた結果水野總裁より
 兒玉部長の部會報告をその儘政府に送付することに決しては如何

至九人（特殊の少數を除く）の大選舉區制を採用すること
 (ロ) 各道府縣に對する議員數の配置については左の趣旨によること
 (一) 人口激増の地方に對しては議員數を適當に増配すること
 (二) 議員數の減少する地方をなるべく少からしむること
 ▲議員定數
 (イ) 議員總數は現在通りとすること
 以上につき多數を以て可決、尙ほ未決定の諸項目については廿八日午前十時より農相官邸に於て總會を開き決定することとなつた、而して廿六日の總會では選舉制度改正中の中心眼目であり政黨側に於ても強硬に反對を唱へた大選舉區制が大多數の賛成で可決されたので殘された問題はこの答申案に基き政府がこれを如何に議會に提出するかの點に至つたわけである、尙ほ大選舉區制に關し總會に於て論議されたるところは左の如きものである
 ▲反對意見
 一 大選舉區制になつても必しも有能の新人物が出ない
 二 選舉區の新陳代謝のみによつては選舉界を一新せしむることはできぬ
 三 投票分配法の巧拙により結果に及ばず影響甚大である
 四 徒らに費用を増大するのみ
 ▲賛成意見
 一 選舉區の改正により新人物の出現を見る
 二 少數派代表の出馬を容易ならしめる
 三 選舉人の意志を擴充しうる
 ▲政府は大選舉區制に賛成【三三】 廿

六日の選挙制度改正に關する議會制度審議會總會に於ける問題の大選挙區制に關する論議に際し野村嘉六、長岡隆一郎、塚本清治、牧野賤男、今井健彦、名川侃、小泉又次郎氏より選挙制度部長としてでなく個人として

大選挙區制の採用は期待するが如く大人物出でず、選挙費用も減少せず、且つ現行選挙區制に於ても選挙區の固定を來さず、本改正案を議會に提出するも政民兩黨が反對であるから結局否決されるであらう

との理由を以て部會決定案に反對し末次内相に對して

過剰投票の移譲を認めずして大選挙區制を採用するや
と訊したるに對し末次内相より
或る候補者に非常に多くの投票が集積する場合之を移譲する適當な方法があれば更に結構と考へるが、然らざる場合も大選挙區制の採用に賛成である

旨を答へたことは選挙制度改正に關する政府側の意向を表明したものとて注目されるが、主なる意見は左の如くである

一 選挙權及び被選挙權に關して

齋藤隆天、澤伊多喜男氏 本答申案には選挙權の擴張がない、又選挙運動の自由が認められてない、選挙違反の場合に於ても情状によつて公民權の停止をなさざることを言ひ渡し得るの規定を削除したことは不當である、市町村會議員は衆議院議員と相兼ねることを得ずとしたことも不當である

山道襄一氏 候補者厳選の方法の考へられてゐないこと並に第三者運動については齋藤、伊澤兩氏と反對に同運動の擴張は共に不可である

一 選挙區の問題に關して野村嘉六、長岡隆一郎、塚本清治、牧野賤男、今井健彦、名川侃、齋藤隆天諸氏は別項の如く夫々反對意見を述べたが、之に對して小泉又次郎氏より選挙制度部長としてでなく個人として

自分は比例代表を伴ふ大選挙區が理想と考へるがこれを伴はざる大選挙區制の採用にも賛成である、その理由は、選挙區が大となれば大黨派に屈せぬ單獨候補でも當選の機会がある、又選挙人の側よりみても選挙區が小さければその區内に於て自分の好む候補者のない場合が生じ従つて棄權率が多い、選挙區が大となればかかる状況少なくなる、但し答申には比例代表を伴はざるも政府獨自案として比例代表を伴はざるものを議會に提案せば最善である

旨の賛成意見を述べた

▲選挙制度改正答申案可決【三三三】

▲選挙制度に關する議會制度審議會は廿八日午前十時から農相官邸で最後の總會を開き、殘餘の選挙手續、選挙運動及費用、選挙罰則を議題として審議を行つたが午前中決定に至らず午後再開引續き審議を續行することとして午後零時五十分一旦休憩、午後一時再開、午前に引續き部會に部で可決された改正要綱に就て逐次審議を進め第四選挙運動及其費用に關する事項の中所謂第三者運動に關し由谷委員より

一、第三者の推薦運動は文書頒布の方法に依り爲す事を得ずとすること
藤田委員より

一、第三者の運動は候補者の承諾を要す

一、第三者の運動は候補者の承諾を要す

一、第三者の運動は候補者の承諾を要す

一、第三者の運動は候補者の承諾を要す

一、第三者の運動は候補者の承諾を要す

ること
の二動議が提出されたが何れも採擇の結果少數否決され原案通り可決し、次いで選挙罰則に關する事項の中連坐規定原書を削除すべしとの意見開陳あつたが之亦原案通り可決結局左の希望決議を附して原案を可決同三時廿分散會した

△希望決議

一 構内に選挙法を施行する件(部會提出)

二 地方議會等の選挙に關する法規を整備せられたきこと(同上)

三 選挙を理想的ならしむる爲め政治教育、社會教育其他國民の政治道徳の向上に付き政府は宜しく十分考慮せられたし(伊澤多喜男氏提出)

△選挙制度改正要綱(答申)

第一 選挙權及被選挙權に關する事項

(イ) 治安維持法違反の罪を法第六條第六號の特殊犯罪中に加ふる

(ロ) 法第六條第七號の犯罪者に付被選挙權の缺格期間を適當に延長すること

(ハ) 選挙犯罪に基く選挙權及被選挙權の制限に付裁判所の宣告に依り之を緩和し得る規定(法第百卅七條第三項)を削除すること

(ニ) 應召軍人に對しては其の召集解除後選挙權の行使に支障なからしむる方法を講ずること

(ホ) 衆議院議員と相兼ねることを得る官吏の範圍を適當に擴張すること

(ヘ) 市町村會議員は衆議院議員と相兼ねることを得ざらしむること

第二 選挙區及議員定數に關する事項

(一) 現行中選挙區制を改め定數五人乃至九人(特殊の小縣を例外とす)の大選挙區制を採用すること

(ロ) 各道府縣に對する議員數の配當に付ては左の趣旨に依ること

(一) 人口數激増の地方に對しては議員數を適當に増配すること

(二) 議員數の減少する地方を成るべく少からしむること

(イ) 議員總數は現在の通とすること

第三 選挙手續に關する事項

(一) 議員候補者及當選人

(イ) 立候補届出の爲に必要な供託金を一千元に減額し、同時に其の没收點を適當に引上ぐる

(ロ) 當選人は原則として當選承諾の届出を爲さざるも議員たり得る様故むること

(一) 開票手續

(イ) 所謂混同開票の制度を採用し投票を開票區毎に混同して點檢すること

(二) 開票の補充

(イ) 次點者繰上制度を改め、現行の當選承諾届出期限に相當する期間内に限り一般次點者の繰上を認むること

(ロ) 投票所の増設を圖る爲小學校教員其他待遇官吏も亦投票管理者たらしめ得る様改むること

第四 選挙運動及其費用に關する事項

(一) 選挙運動全般に關する事項

(イ) 選挙運動取締規定を可及的に簡易化する

(二) 選挙期間

(イ) 選挙期間(法第十八條に規定する卅日)を四十日に延長すること

(二) 立候補届出前の行為

(イ) 立候補準備行為は立候補届出前之を爲し得ることを法文上明からしむること

(ロ) 候補者競衡の爲にする集會は一定の制限の下に開催し得ることを明文を以て規定すること

(四) 選挙事務所

(イ) 選挙事務所は原則として一箇所とするも交通其他地方の實情に應じ相當數迄之を増設し得べき選挙區を認むること

(五) 選挙委員及勞務者

(イ) 選挙事務長の外選挙委員も亦選挙事務長の承諾を得て勞務者を選任し得ることとする

(ロ) 選挙委員に對し一定額以内の日當を供與し得ることとする

(ハ) 選挙運動の一部の仕事を專断的にあらず單に請負契約に付するとき該請負者は勞務者に非ざるものなることを明かにすること

(六) 所謂第三者運動

(イ) 第三者運動の制限を或程度(推薦狀の依頼、應援辯士の依頼、幹事、派遣の如き)緩和すること

(ロ) 可及的に投票所の増設を圖ること尚工場等に付ても成るべく投票の便宜を圖らしむる方法を講ずること

(一) 投票所の増設

(イ) 可及的に投票所の増設を圖ること尚工場等に付ても成るべく投票の便宜を圖らしむる方法を講ずること

(二) 投票區

(一) 投票區

(二) 投票區

(三) 投票區

(四) 投票區

(五) 投票區

(六) 投票區

(七) 投票區

(イ) 現行中選挙區制を改め定數五人乃至九人(特殊の小縣を例外とす)の大選挙區制を採用すること

(ロ) 各道府縣に對する議員數の配當に付ては左の趣旨に依ること

(一) 人口數激増の地方に對しては議員數を適當に増配すること

(二) 議員數の減少する地方を成るべく少からしむること

(イ) 議員總數は現在の通とすること

第三 選挙手續に關する事項

(一) 議員候補者及當選人

(イ) 立候補届出の爲に必要な供託金を一千元に減額し、同時に其の没收點を適當に引上ぐる

(ロ) 當選人は原則として當選承諾の届出を爲さざるも議員たり得る様故むること

(一) 開票手續

(イ) 所謂混同開票の制度を採用し投票を開票區毎に混同して點檢すること

(二) 開票の補充

(イ) 次點者繰上制度を改め、現行の當選承諾届出期限に相當する期間内に限り一般次點者の繰上を認むること

(ロ) 選挙委員に對し一定額以内の日當を供與し得ることとする

(ハ) 選挙運動の一部の仕事を專断的にあらず單に請負契約に付するとき該請負者は勞務者に非ざるものなることを明かにすること

(六) 所謂第三者運動

(イ) 第三者運動の制限を或程度(推薦狀の依頼、應援辯士の依頼、幹事、派遣の如き)緩和すること

(ロ) 可及的に投票所の増設を圖ること尚工場等に付ても成るべく投票の便宜を圖らしむる方法を講ずること

(一) 投票所の増設

(イ) 可及的に投票所の増設を圖ること尚工場等に付ても成るべく投票の便宜を圖らしむる方法を講ずること

(二) 投票區

(一) 投票區

(二) 投票區

(三) 投票區

(四) 投票區

(五) 投票區

(六) 投票區

(七) 投票區

(六) 第三者が演説及推薦状に依る選挙運動を爲す場合之と同居する親族家族及常備の使用人は其の選挙運動の爲務務を提供し得ることとする

(七) 個々面接行爲の禁止に關する規定(法第九十八條第二項)に付單に社交儀禮の範圍に屬する談話又は特に選挙運動として爲すに非ずして候補者の身分、經歷等を語るに過ぎざる行爲は法の關與する所に非ざる趣旨を徹底せしむること

(八) 選挙公報發行區域に於ける文書の頒布
(イ) 選挙公報發行區域に關する文書頒布の制限(法第九十八條の二)に付選挙運動の事務の爲にする文書(特定少數人に對し推薦狀の發送又は演説會の開催を依頼する文書を含む)は之を差出すも支障なき様適當に改正を加ふること

(九) 演説會
(イ) 辯士に對し日當を供與し得ることとする
(ロ) 演説會告知の爲使用する張札の數は各議員候補者に付一選挙期間を通じて三千枚を超ゆることを得ざることをすること
尙第三者の開催する演説會に付ては一の演説會に付卅枚を超ゆることを得ざることをすること

(ハ) 選挙演説會は選挙の當日は之を開催することを得ざることをすること
(ニ) 共同演説會の開催を容易ならしむること

(十) 地方議會議員の選挙運動
(イ) 地方議會議員と衆議院議員の選挙運動とを切離すやう考究すること

(十一) 立看板及ポスター
(イ) 立看板は之を廢止し、相當數のポスターの掲出を認むること

(十二) 選挙運動費用
(イ) 選挙事務長又は其の職務を行ふ者が費用超過支出の罪に依り刑に處せられたるときは當然に當該當選人の當選を無効とする趣旨を以て必要なる改正を加ふること

(十三) 選挙公報
(イ) 選挙公報に第三者の推薦文の掲載を許すこと
(ロ) 推薦候補者が選挙公報に政見の掲載を爲さざる場合候補者の文書に依る承諾を得て推薦届出代表者の名を以て選挙公報に推薦理由を掲載し得ることを認むること

(ハ) 選挙公報の内容を運用上成るべく改善すること
(ニ) 無料郵便は之を廢止すること
(ホ) 努めて候補者の政見放送にラヂオの利用を認むること

の實費を供與したる場合の處罰に付法第百卅四條に準ずる規定を設くること

(一) 所謂連坐制
(イ) 連坐規定(法第百卅六條)中法定の選挙事務長に付ては但書を削除すること

第一回與亞院首腦會議
【三三三】與亞院設置に伴ふ第一回與亞院首腦會議は廿三日午後三時より首相官邸に開會、與亞院總裁近衛首相、同副總裁有田外相、池田藏相、板垣陸相、米内海相の外柳川總務長官も出席し、廿二日首相談の形式を以て闡明したる帝國政府の日支國交調整の根本方針に對する反響その他當面の諸問題につき種々協議を遂げ

た
地方長官異動評
【三三三】政府は廿三日の閣議で文部次官の更迭に伴ふ北海道長官以下重要地方の地方長官異動を決定即日發令したが文部次官に榮轉した石黒北海道長官の後を襲つて北海道長官となつた前神奈川縣知事半井清氏は昭和十一年三月社會局長官より神奈川縣知事となり在職二年九月月に及び現内務次官館智三氏と同期の三年出で古參知事として地方長官級の最高たる北海道長官に拔擢されたもの、單に年代順を追つた平凡な異動たるを免れない、長野縣知事から神奈川縣知事に榮進した大村清一氏は末次内相就任最初の人事として惡評を買つた首腦部更迭の際警保局長から二度の勅めである、長野野縣知事に轉出を餘儀なくされ今日に及んでゐたが内相もその人物、手腕を買つて今回の拔擢をみたものである、又羽生前次官の

更迭に際し羽生氏に殉じ警保局長の椅子を捨て浪人してゐた前警保局長富田健治氏は十年出の若手で末次内相もその英才を惜しみ復活の機會を待つてゐるが今回長野縣知事に返り咲きして今後の活躍を期待されてゐる、要するに今回の異動は末次内相、荒木文相のコンビで石黒氏を文部次官に轉出させるための單なる事務的なトコロテン式人事に過ぎなく何等の新味をも持つてゐない(人事)参照

☆閣議

定例閣議
【三三三】廿三日の定例閣議は午前十時十分より首相官邸に開會、近衛首相以下各閣僚出席(鹽野法相、永井邊相缺席)まづ八田首相より度量衡制度の統一につき、また荒木文相より電氣用語の整理につきそれぞれ意見の開陳あり近衛首相より去る十一月卅日の御前會議に於て決定せる日支國交調整に關する帝國政府の根本方針發表については最の閣議に於てその時期、方法を一任されてゐたが昨日(廿二日)陸海外三相と協議の結果同日これを首相談の形式を以て發表することに決定した

旨を列告各閣僚の諒解を求めた、これに對し各閣僚よりあらゆる點に亘り質問あり午後零時廿分散會した
【三三三】本年納めの閣議は廿七日午前十時より首相官邸に開會、近衛首相以下各閣僚出席(鹽野法相缺席)廿六日企業審議會において決定したる生産力擴充三ヶ年計畫に關し瀧企畫院總裁から詳細に亘つて説明報告をなし正午散會した

首相内相會議
【三三三】廿二日の近衛首相と末次内相の定例會議は都合に依り取止めとなつた

☆内閣參議

定例參議會
【三三三】廿二日の定例參議會は午前十時より首相官邸に開會、町田參議外各參議出席(大谷參議缺席)政府側より近衛首相、有田外相、米内海相も出席、支那事變を纏る最近の國際情勢につき有田外相より説明あり、これを中心に種々意見の交換を行ひ正午散會した

閣僚參議懇談
【三三三】廿七日の閣議、參議懇談會は正午より首相官邸に開かれ近衛首相以下各閣僚、町田參議外全參議出席、午餐を共にした後青木企畫院次長より廿六日の企業審議會で決定を見た生産力擴充計畫案の内容につき詳細に説明これを中心に種々意見の交換を遂げて同一時半散會した
【三三三】時局問題に關する近衛首相と政黨出身閣僚參議との懇談會は廿七日午後六時十分より首相官邸に開會、近衛首相の外永井邊相、中島藏相、町田、前田、秋田各參議出席、支那事變處理方策を始め當面の諸問題につき難談的に意見の交換を行ひ同十時散會したが支那問題に關しては近衛首相より過嚴の政府聲明を中心にして近衛首相より過嚴の政府聲明を中心にして最近の支那の政情、外國權益との摩擦、經濟開發等の諸問題につき種々説明をなしたは國民總動員組織問題、明年度生産力擴充計畫、選挙法其他議會制度改正問題等に關しても意見の交換を行ひ國民總動員組織については政黨側より國民

民總動員組織については政黨側より國民

精神總動員運動の改組強化の程度のもので、豫算も多額を要しないものならば強いて反對ではない旨を述べて首相の諒解に資した

☆閣員参内

▲近衛首相参内【三二六】近衛首相は廿八日午前十時十分宮中に参内 天皇陛下に拜謁仰せ付けられ歳末の一般政務に關し委曲奏上種々御下問に奉答して退下した

▲首相祝詞言上【三二〇】近衛首相は廿九日午前十時十七分宮中に参内東車寄に於て歳末の御祝詞言上の記帳をなし同廿三分退出した

▲陸相参内【三二二】板垣陸相は廿九日午後四時卅分宮中に参内 天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上、種々御下問に奉答して退下した

☆往 來

▲國策研究会農相と懇談【三三三】國策研究会では廿一日正午有馬農相を大阪ビル内の同會に招き會員廿餘名出席、同相より國民再組織運動について説明を聴取し農相を中心に隔意なき懇談を添けて同三時散會した

▲農相、海相要談【三三二】有馬農相は廿二日午後五時海軍省に米内海相を訪問日ノ漁業問題の措置其他に關し要談を添けた

▲東京府、市會議長以下首相訪問【三三三】東京市自治擁護聯盟は内務省が強硬に官選都長を骨子とする東京都制案を今讀會に提案する方針であるため廿三日午前十時卅分大橋府會議長、松永市會議長、倉持理事長以下聯盟首腦部四十五名は首相官邸に近衛首相を訪問し内務省案に反對の陳情を行ひ明治神宮に参拜した

▲芳澤元外相京城發【三三三】渡滿中の元外相芳澤謙吉氏は廿一日午前九時四十分京城驛着列車で入城直に朝鮮ホテルに入り午後六時兩總督招待の晩餐會に出席同夜一泊廿二日午後三時發列車で歸京の途についた

☆法令公布

△廿一日(勅令)

一 攝政院官制中改正の件

一 臺灣總督府法院職員令中改正の件

△廿三日(同)

一 農林計畫委員會官制

△廿三日(皇室令)

一 帝室林野局官制中改正の件

一 昭和六年皇室令第二號廢止の件

△廿四日(勅令)

一 臺北帝國大學官制中改正の件

一 臺北帝國大學講座令中改正の件

一 陸軍給與令中改正の件

一 第一國民兵役に在りて海軍に召集せられたる者の任用等に關する件

一 昭和八年勅令第二百八十三號米穀統制法第九條の規定に依り米穀その他の輸入税増加の件改正の件

一 農業保險法施行令

△廿七日(同)

一 關東州船員令

△廿八日(同)

一 神武天皇聖蹟調查委員會官制

△廿八日(同)

一 商工部内臨時職員設置制中改正の件

一 鐵道省官制中改正の件

一 國際觀光局官制中改正の件

一 朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正の件

一 臺灣總督府交通局官制中改正の件

一 臺灣總督府專賣局官制中改正の件

一 關東局官制中改正の件

一 關東局部内臨時職員設置制中改正の件

一 關東州思想犯保護觀察令

一 關東保護觀察所官制

一 關東保護觀察審查會官制

一 高等官官等俸給令中改正の件

一 在滿學校組合待遇職員令中改正の件

一 勤勉手当給與令中改正の件

内 務

映畫法案要綱

【三二六】内務省では多年懸案の映畫法の制定に關し、豫て文部當局とも合議の結果今回漸く成案を得たので廿六日午後一時より内相官邸に於て日本映畫協會の理事會並に評議員會を開き會長山本達雄男副會長後藤文夫氏以下幹部十數名を招致し大要左の如き映畫法案案を提示し協力を求むると共に直ちに立法化に着手し明春休會明け讀會頭頭に提案すること、なつた、即ち近年映畫は異常なる發達を占むると共に教育、記録、報道等の面に於て顯著なる機能を發揮し、更に進んで、國民藝術としての新たな分野を拓かんとしてゐるので、國家に於ても事業の重大性に鑑み積極的に映畫事業を指導し、或は保護助成を加へて事業の改善向上と適正なる發達を圖るため映畫法を制定すること、なつたもので、立法化に際しては現實の情勢に立脚すると共に之を以て今後の映畫國策の具現を期し新しき國民文化の創造に貢献せんと力を入れたいと云ふこと、

△映畫法案要綱

一 映畫製作業及映畫配給業の濫立を防止し其の健全なる發達を圖るが爲之を許可事業たらしむること

二 映畫事業の健全なる發達を圖る爲許可を受けたる映畫製作業者又は映畫配給業者にして法令又は許可條件に違反する等の場合は其の業務を停止し制限し又は許可の取消を行ふこと

三 映畫の製作の業務に従事する者の素質の向上を圖り映畫の質的發展を期せんが爲監督俳優等の登録制度を採るとともに不適當なる者に對し必要なる監督規定を設くること

四 本法施行の際現に映畫の製作又は配給の業を經營するもの及映畫の製作の業に従事する者にして一定期間内に届出を爲したる者は之を本法に依り許可及は登録せられたるものと看做すこと

五 優良なる映畫の製作を奨励し日本映畫の質的發展を促さんが爲國民文化の向上に寄與するものありと認めらるる優秀なる映畫に對して表彰を爲すこと

六 映畫を通じ國民教化の目的を達する爲所謂文化映畫の指定上映を行ふこと

七 映畫を通じ啓蒙宣傳の目的を達する爲特殊の映畫を指定し、特定の映畫興業者に對し其の上映を命ずるを得ること

九 映畫の檢閲の際に於ける不測の損害を防止すると共に惡質なる映畫の出現を防止する爲豫め其の撮影開始前撮影本の届出を命ずること

十 國內に於ける多衆觀覽の用に供する映畫及輸出映畫に付ては従來通り檢閲を行ふこととし且檢閲に合格せざる部分は之を沒收するを得ること

十一 公安、風俗、衛生、教育其の他公益上の必要に基き興行時間、映寫方法、年少者の觀覽等映畫の上映に關し適當の制限を爲すを得ること

十二 外國映畫の國民道義並に我國映畫事業に及ぼす影響に鑑み其の國內配給總數並に映畫興業場に於ける上映數量に就き制限を爲すこと

十三 映畫の製作に關し危害豫防及衛生上の見地より映畫の製作の現業に従事する女子及年少者の深夜業の禁止其の他の制限を爲すこと

十四 映畫製作業者、映畫配給業者又は映畫興行者にして映畫の健全なる發達を害し國民文化の向上を妨ぐる虞ある場合には映畫の製作又は配給の制限、設備の改善、不正競争の防止等に付必要なる命令を爲すを得ること

十五 映畫に關する重要事項を調査審議せしむる爲映畫委員會を置くこと

十六 右各號の違反に對する處罰規定、監督上の必要に基く行政規定等を別に設くること

☆東京府市

東京市會

【三三三】東京市會は二十三日午後二時五十分開會、小橋市長より歳末に際し貧

困者救済、救療につき 天皇皇后兩陛下より東京府を通じて御下賜金ありたる旨を報告し一旦休憩、七時四十五分再開、復興助成會社契約改訂の件、軍需工業勞務員寄宿寮建設の件、東京市特別稅條令改正の件、東京市都市計畫事業で飛行場建設費更生の件等三十餘議案を可決し同八時散會した

地方議會大部分閉幕

【三三】明年度地方豫算案を審議すべき地方議會は國會に赴して十一月十二日開會の滋賀縣會を皮切りに順次全國一齊に開會され十二月廿四日に閉會豫定の大坂福島、沖繩の各府縣會を殿りとして現在の所會期延長の虞ある佐賀縣會を除き全國各府縣會とも會期中に全部當局提出の豫算案を原案通り可決して未曾有の好成績裡に閉幕されることとなり無事閉會せる各府縣地方長官は目下續々上京して未次内相に地方議會の経過並に結果を報告してゐる、即ち内務省に報告された職時下の地方議會の實情は内務大臣の原案執行權を行使する地方は皆無で全國各府縣會とも全部原案通り豫算案の通過を見しかも法定期間卅日間を繰上げて會期を短縮し短期日の間に豫算案の可決をみた地方が十八府縣に達すると云ふ未曾有の現象を示したことは特に注目すべきで、會期を短縮せる地方を列舉すれば(括弧内は短縮期間)

- 山形(二日間)、茨城(四日間)、東京(四日間)、神奈川(十日間)、富山(四日間)、石川(二日間)、福井(二日間)、滋賀(二日間)、京都(二日間)、鳥取(八日間)、島根(二日間)、廣島(一日)

間)、山口(二日間)、高知(二日間)、福岡(二日間)、長崎(四日間)、大分(三日間)、宮崎(一日間)

の十八府縣で、神奈川縣會の如きは地方政黨解消の影響を受けたものとみられ十日間も會期を短縮すると云ふ奇現象を呈して居り、かく地方議會が好成績裡に閉幕となつた特殊理由として内務省は左の如き見解を有してゐる

一 戦時下の時局に處し地方政黨が自肅自戒して官民擧國一致の實を地方議會に反映せしめ無意義の相剋摩擦を極力避けたること

一 時局の影響を受け政黨勢力の凋落の傾向にあること

一 中央の指令に基き緊縮豫算を編成し開會の種となつてゐた新規事業を極力手控へたること

一 國民の關心が支那事變に集中され地方議會に對する國民の興味が薄らいでゐること

文 部

教育審議會特別委員會

【三三】教育審議會第廿九回特別委員會は廿一日午後一時五十分より文相官邸に開催、原總裁、田所委員長外廿委員出席、中等教育に關する審議を續行、田尻、松浦、徳川の諸委員より意見の開陳あつて午後四時卅分散會した、主なる意見左の通り

一 中等教育は事實に於て上級學校の準備教育となり基礎的學習に於ても人物練成に於ても欠くること多し、宜しく完成教育の建前を教育をなし殊に行

の教育を中心として人物の養成、體位向上に努むべし

一 従來の學制改革論中、所謂學校年限短縮の問題は中學校の修業年限は五年を必要とすること及び大學豫科はこれを廢止するといふ二點を目標としたものである、從て中學校の修業年限を四年とし或は高等學校を廢止して大學豫科となすが如きは大學に於ける専門教育とその基礎となるべき教育を混淆して舊制度たる大學豫科に還元せしめんとする論で慎重考究を必要とすると思ふ

【三三】文部省では廿三日午前十時半より文相官邸に教育審議會第卅回特別委員會を開催、前日に引續き中等教育に關する審議を續行、野村、後藤、香坂、松浦下村、佐藤、田尻諸委員より意見の開陳があり、これを以て中等教育に關する特別委員會の論議を終り左記十一名の整理委員を選任し成案の審理を附託して午後四時十分散會、直ちに第一回整理委員會を開會、林博太郎委員を委員長に推し明年一月十三日文相官邸に於て委員會を開くこととし同四時卅分散會した、整理委員左の通り

- 後藤文夫、西田博太郎、松浦鎮次郎、田尻常雄、下村壽一、田中稔積、橋田邦彦、森岡常藏、林博太郎、佐藤寛次、西村房太郎

官立實業專門學校生徒募集要項

【三三】昭和十四年度官立實業專門學校に入學せしむべき生徒募集の要項は廿三日付官報を以て發表されたが、明年度は例年に比し各高等工業學校とも機械、電気、應用化學、採鑛冶金の四學科に限り

約卅名宛増募、又京都高等工業學校に精密機械科、人造纖維科、名古屋高等工業學校に航空工學科、熊本、仙臺の兩高等工業學校に工業化學科、米澤、濱松の兩高等工業學校に通信工學科、廣島高等工業學校に工作機械科、長岡高等工業學校に精密機械科を新設し約卅五名宛募集、尙別科として横濱を除き各高等工業學校に修業年限二ヶ年の夜間機械技術員養成科を設け約四十名宛募集の豫定で又工業教員養成所に於ては新に一月月額廿圓の學費を補給する筈である、盛岡、東京、宮崎の三高等農林學校に於ては今年に引續き獸醫學科を通じて約七〇名増募する外鹿兒島、鳥取の兩高等農林學校に獸醫學科を新設し約三〇名宛募集し、東京高等農林學校に於ては拓殖學科を新設し約四〇名、鳥取、岐阜の兩高等農林學校に於ては農村工業實科を新設し約三〇名募集の見込である、又山口、彦根の兩高等商業學校に於ては本科の特別學級支那科を新設し約五〇名宛募集の見込である、東京、神戸の兩高等商船學校に於ては從來航海科、機關科と約三〇名宛募集の處明年より四〇名宛募集することとなつた

文部次官更迭事情

【三三】辭任した伊東文部次官は文部畑にあつても學生部長、思想局長等の經歷を持つ通り思想問題に造詣が深く、殊に日本精神の熱心な遵奉者である點を安井元文相に買はれてその就任と同時に河原前次官の後を承けて専門學務局長から次官に抜かれたが、その事務的手腕は信念と實行とが必ずしも相伴はぬ傾きがあり教育制度刷新、大學問題の處理等に當つ

ても省内外からとかくの評を受け、木戸文相から荒木文相に代る際際當を渡したこともあるが文相の慰留に依り一旦は留任した、然し最近教育制度改革、大學問題も一應目鼻がつくに至つたので、之を機會に更迭が實現したものとされ、次官の後任としては省内から求めれば菊池教

學局長官が當然の所であるが、省内の空氣の刷新を圖る文相の意圖から内務畑にその人を求めたものと見られる、石黒新次官は明治四十三年の帝大出身、現地方長官中の最古參で大正五年出の伊東前次官に比べれば大先輩であるが、その官界の振出しは文部畑であり其後内務畑に入つて更に朝鮮臺灣の植民地を廻り臺灣では文政局長、内務局長を歴任し昭和六年再び内務畑に戻つて奈良縣知事から岩手縣知事に任じ、十二年六月北海道長官に轉じたもので文政畑にも縁故があり、又岩手縣知事時代には有名な六原道場の建設、東北振興事業等に持前の熱情を示し地方長官會議等でも教育問題に非常に関心である點を文相に認められて就任を懇請されたものと見られ、熱情的な精神家として知られて居るので事務的實行力が伴へば荒木文相の女房役として文政刷新に相當の成績を示すであらうと限符され

兒童就學獎勵金災災地に増加交付

【三三】文部省では先般關東地方を襲つた第二回目の大暴風雨並に十月中旬鹿兒島縣下に發生した颱風の被害甚大なるに鑑みその災害最も甚しき群馬、栃木、埼玉の三縣及鹿兒島縣に對して兒童就學獎勵規程中非常災害に依る増加交付金を交付することに決定、廿三日右四縣知事宛

て省内外からとかくの評を受け、木戸文相から荒木文相に代る際際當を渡したこともあるが文相の慰留に依り一旦は留任した、然し最近教育制度改革、大學問題も一應目鼻がつくに至つたので、之を機會に更迭が實現したものとされ、次官の後任としては省内から求めれば菊池教

その旨通牒を發した、各縣別交付金額は...

大隅地方震災町村に國庫負擔金

【三三三】文部省では本年七月より九月に...

鹿兒島縣肝屬郡高山町

始良村 金四〇〇圓 内之浦町 金四〇〇圓...

兒童就學獎勵制當額決定

【三三三】文部省では學齡兒童就學獎勵規程による...

農林計畫委員會設置

【三三三】農林省では遂に農産生産物の計画的生産維持増進をはかる...

農林計畫委員會官制

【三三三】農林計畫委員會は農林大臣の監督に屬する...

農林計畫委員會官制

【三三三】農林計畫委員會は農林大臣の監督に屬する...

農林計畫委員會官制

重要農林水産物の生産の維持増進に關する総合計畫、農林水産物の經營に必要なる物資の配給及勞力の需給の調整...

【三三三】農林計畫委員會は農林大臣の監督に屬する...

- 會長 農林大臣 伯爵 有馬 賴寧
委員 企畫院産業部長 植村甲午郎
企畫院調査官 三浦 一雄
内務省地方局長 坂 千秋
大藏省主計局長 谷口 恒二
大藏省爲替局長 中村孝次郎
預金部資金局長 廣瀨 豐作
專賣局長官 荒井誠一郎
陸軍省軍務局長 町尻 量基
海軍省軍務局長 井上 成美
農林政務次官 高橋 守平
農林次官 小平 權一
農林參事官 助川啓四郎
農林省農務局長 小濱 八彌
農林省山林局長 村上富士太郎
農林省水産局長 田中 長茂
農林省畜産局長 岸 良一
農林省蠶絲同長 吉田 清二
農林省米穀同長 周東 英雄
農林省林務局長 馬政局長官 荷見 安
臨時物資調整局總務部長 東 榮二
拓務省殖産局長 植揚 鐵三
厚生省社會局長 新居善太郎
貴族院議員 後藤 文夫
帝國農會會長 伯爵 酒井 忠正
帝國馬四協會副會額 子爵 西尾 忠方
貴族院議員 松村眞一郎
全國山林會聯合會々頭男爵東久世秀雄

帝國水産會々長 子爵 野村 益三
 産業組合中央金庫理事長 石黒 忠篤
 貴族院議員 小林 嘉平治
 産業組合中央會々頭 月田藤三郎
 衆議院議員 岡本實太郎
 全國養蠶組合聯合會々長 男爵 稻田 昌植

衆議院議員 横川 重次
 中央畜産會常務理事 河野 一郎
 衆議院議員 森 繁
 同 沖島 謙三
 同 村上 國吉
 同 三宅 正一
 同 千石興太郎
 △幹 事 農林書記官 石黒 武重
 同 井出 正孝
 同 重政 誠之
 同 梶原 茂嘉
 同 西村 彰一
 同 伊藤 佐
 同 片柳 眞吉

競馬研究委員會初總會

【二三】今秋樹立された内地馬政計畫に依れば競馬法に依る競馬は馬の改良に必要なる種馬の能力を検定し種馬取得を容易ならしむるやうに實施方法に改善を加へることゝなつてゐるので農林省では今回廿二名の委員を以て競馬研究委員會を設置し會長に有馬農相、副會長に荷見馬政局局長を推しこの第一回總會を廿一日午前十時農相官邸に開催「競馬の施行方法に付改善を加ふべき事項如何」を諮問種々質疑應答あつたが結局左記十一名の特別委員會において答申案を研究作成することゝなり正午散會した(特別委員)

吉田馬政局次長、伊藤總務課長、倉上競馬監督課長、佐々田馬産課長、佐原種馬育成所々長、安田、村上、長森(以上日本競馬會)安井(馬西協會)山本少將(華馬補充部)遊佐少將

馬取引改善協議會第一回總會
 【二三】農林省馬政局では證の馬政調査會第十回總會に於ける馬の價格調整に關する希望決議に基き今回馬の價格の安定取引の改善を圖り以て内地馬政計畫の一端に資すべく農林、陸軍兩省關係官を以て「馬取引改善協議會」を組織することゝなつたがその第一回總會は廿二日午前十時より農相官邸に開催、會長有馬農相以下各委員出席、先づ有馬農相より挨拶あり、次いで

諮問第一號 馬の價格の安定を期し取引の改善を圖る爲適當なる方策如何
 馬の生産者及利用者の經濟の安定を期する爲馬の價格の調整、取引の改善を圖るは最も肝要なりと認む
 仍て右に關し意見を求めんとす

の審議に入り荷見馬政局局長より詳細なる説明の後種々質疑應答を重ねた結果左記六委員を以て特別委員會を設け今後更に具體案の研究を行ふことに決定、正午散會した
 △特別委員長 吉田馬政局次長
 △特別委員 岸農林省畜産局長、高田馬政局參事、松村馬政局參事、中村陸軍省兵務局長、野澤軍馬補充部本部長
 農山漁村調査

【二三】農林省では明年より實施する農業生産の計畫經濟化の前提として農山漁村の各權威者に依頼して全國農山漁村の生産、勞働、生産資材配給、統後施設、

金融、經濟、生活、思想等の各資源につき明年一月中旬迄に徹底的調査を行ふことになつた、右調査に基き一月廿日農相官邸に右調査報告會を開き戦時農村對策の資料を纏る決定であるが調査員並に擔當地區は左の如くである
 △石黒忠篤(三重、福岡)、△小西千比古(茨城、千葉)、△岡部彰(岡山)、△本位田祥男(岐阜、三重)、△長島貞(兵庫)、△蛭川虎三(靜岡、山口)、△石橋湛山(北海道外十二縣)、△高橋龜吉(群馬)、△暁峻義(岐阜)、△伊藤兆司(福岡、佐賀)、△村上國吉(山形、新潟)、△西川貞一(廣島、山口)、△喜多莊一郎(未定)、△岡田喜久治(未定)、△三宅正一(新潟、富山)、△東浦庄治(徳島、高知)、△辻誠(大分、宮崎)、△國枝益二(群馬、愛知)、△小石季一(香川、愛媛)、△片田銀五郎(群馬、山梨、長野)、△鹽田定一(兵庫、山口)、△小林平左衛門(新潟、岡山)、△中澤辨治郎(宮城、福岡)

集を求め農林省よりは田中水産局長、藤田田監督課長出席して先づ田中水産局長より條約改訂交渉の經過に關し詳細に報告説明をなし次で今後の事態に對處しての北洋漁業權行使に關し重要協議を遂げた結果、我が水産團體の總意を以て斷乎ソ聯邦の不信を排し權益の確保にあくまで邁進することに意見の一致を見た、依てこの結果に基き前記六團體では同日直ちに左記の如き共同決議を行ひ廿七日近衛首相以下關係各大臣に對しこの旨陳情することゝなつた

△決議
 今次日ソ漁業條約交渉に於けるソヴェト政府の態度は我北洋漁業權を根底より縮減せんとする實圖極めて明瞭にして今や漁業權行使に關する協定の缺如を來たさんとす
 政府は漁業權の光輝ある歴史と本質に鑑み且權益擁護の澎湃たる輿論に聽き斷乎ソヴェト政府の不信行爲を排して所信に邁進し權益の確保を期すべし

【二三】日ソ漁業條約改訂交渉は東郷、リトヴィノフ第八次會談の結果に概し遂に暫定取極の年内調印も絶望視され我が北洋漁業權は今や極度に脅かされんとするに至つたので農林省では廿六日午後二時赤坂三會堂に
 帝國水産會(高草、高木兩副會長)、大日本水産會(三井會長)、全漁聯(木下、岡兩常務理事)、母船式種漁業水産組合(松崎組長、額間植村中將)、海洋漁業協會(越田理事長)、露領水産組合(田中丸副組長)
 の全國有力水産六團體の首腦部の急遽參

△青森七、一五六△愛媛六、二四二△長崎八、二九七
 【二三】農林省では昭和十三年度に於て左の通奨勵金を交付する旨廿三日の官報を以て發表した(單位圖)

△愛知三三〇△高知六九〇△京都三九〇△和歌山八〇〇△佐賀八、五〇〇△大分二、六〇〇△鹿兒島一六、四〇〇
 【三三】農林省では兵庫縣に對し農産資源開發地方試驗奨勵費として昭和十三年度において千八百五十圓を交付する旨廿六日官報をもつて發表した

△決 議
 今次日ソ漁業條約交渉に於けるソヴェト政府の態度は我北洋漁業權を根底より縮減せんとする實圖極めて明瞭にして今や漁業權行使に關する協定の缺如を來たさんとす
 政府は漁業權の光輝ある歴史と本質に鑑み且權益擁護の澎湃たる輿論に聽き斷乎ソヴェト政府の不信行爲を排して所信に邁進し權益の確保を期すべし

【二三】農林省では東京府に對し獨檢定員養成施設成費として昭和十三年度において八百九十九圓を交付する旨廿六日官報をもつて發表した
 産業奨勵金
 【三三】農林省では小麥増殖奨勵のため要する費用として青森他二縣に對し昭和十三年度に於て左の通り奨勵金を交付する旨廿二日官報を以て發表した(單位圖)

△三重縣 農用公共施設新設改良事業補助要項に依る補助一、〇三五△鳥取縣 暗渠排水、床締及客土事業補助要項に依る補助二、五七三
 【三三】農林省では暗渠排水、床締及客土事業補助要項に依り昭和十三年度に於て左の通り補助金を交付する旨廿三日の官報を以て發表した(單位圖)

△宮城五八、八四〇△山形六、三六六△栃木四、二五〇△千葉四、三二五△東京二、三三二△神奈川二、五七四△新潟三、〇一三△富山四、三二一△岐阜三、九三三△靜岡七、一一三△愛知三、五四四△三重四、三二五△滋賀三、〇一

△三重縣 農用公共施設新設改良事業補助要項に依る補助一、〇三五△鳥取縣 暗渠排水、床締及客土事業補助要項に依る補助二、五七三
 【三三】農林省では三重、鳥取兩縣に對し昭和十三年度に於て左の通り補助金を交付する旨廿二日官報を以て發表した(單位圖)

△青森七、一五六△愛媛六、二四二△長崎八、二九七
 【二三】農林省では昭和十三年度に於て左の通奨勵金を交付する旨廿三日の官報を以て發表した(單位圖)

三△京都二、七二四△大阪三、一八七△和歌山二、二二五△鳥根四、三二二△岡山三、三九四△廣島三、六九三△徳島三、五四四△香川二、八六四△愛媛三、四六一△高知七、二六四△福岡四、三一△佐賀四、三二二△長崎四、〇七五△熊本四、〇七五△大分四、三二二△宮崎四、二二五△鹿兒島三、五六九△沖縄二、一七三

【三・四】農林省では農用公共施設新設改良事業補助要項により昭和十三年度に於て愛媛縣に對し一萬千六百廿圓を交付する旨廿四日官報を以て發表した

【三・五】農林省では種畜場補助金交付規則により昭和十三年度に於て左記の如く交付する旨廿九日官報を以て發表した

(單位圖)

△北海道四〇〇△青森三五〇△栃木二九二△埼玉三〇〇△千葉七三八△東京四〇〇△神奈川四〇〇△新潟四五〇△富山三五〇△石川四〇〇△福井三五〇△山梨二九一△岐阜四〇〇△静岡六四四△三重三五〇△滋賀三五〇△京都三五〇△大阪四〇〇△兵庫四五〇△和歌山三五〇△鳥取三五〇△島根三五〇△岡山七五〇△山口三五〇△愛媛三五〇△佐賀三五〇△長崎三八七△鹿兒島四〇〇

商 工

工業試験所等擴充

【三・七】商工省では生産力擴充に拍車をかくべく工業試験所及び燃料研究所の臨時職員設置制の改正を行ひ廿八日左の

如く公布、明春一月一日より實施することになった、その要旨は左の如くである

一 工業試験所では高壓合成法による重油代用たる膠質燃料製造研究に成功したのでこれが中間工業試験を行ふために必要な技師専任一人、技手専任二人を新たに置くこと

一 燃料研究所では石炭から灰分のない純炭だけを分別し、之を簡單に液體化し代用重油を製造するに成功したので、この中間工業試験及び製品の實用化試験を行ふために必要な技師専任一人、技手専任二人を設置すること

一 また燃料研究所では液體燃料の消費節約及び石炭の有效利用のため炭粉を使用するディーゼル機關の實用化を圖るために必要な技師専任一人、技手専任二人を設けること

商工部内臨時職員設置制中左の通改正す

第五條の四に左の一號を加ふ

四 高壓合成法に依る膠質燃料製造の試験に關する事務に従事する者

技師 専任一人

技手 専任二人

第八條に左の二號を加ふ

八 代用重油製造の試験に關する事務に従事する者

技師 専任一人

技手 専任二人

九 炭粉ディーゼル機關の實用化試験に關する事務に従事する者

技師 専任一人

技手 専任二人

附則

本令は昭和十四年一月一日より之を施行す

遞 信

日支滿電報制度刷新

【三・六】遞信省では事變後の新事態に對處して日支間及び日滿間の電報制度の刷新を圖ることに成り日滿ケーブルの完成とともに先づ相互間の電信回線を増加して速通を講ずることになつたが更に日華電報、日華無線電報の兩規則を制定するとともに日滿電報規則等に廣汎な改正を加へ一月一日から實施することになつた、この規則の制定とともに従來外國電報として取扱つて來た中支方面との電報は今後日華電報として國內制度を骨子とする新制度を採る譯でわが對外通信に一大エポックを劃するものである、改正規則の内容は廿六日の官報で公表されたが上海は卅錢であつたが北京天津と同様卅錢となり歐文の卅錢が廿五錢となる、例へば十五字ならば名宛料二語分を加へて五語となり料金は一圓であり歐文も同様五語で一圓廿五錢となる、又南京漢口は和文、歐文共に一語五十錢であつたが今後は和文一語卅錢歐文卅五錢となり和文十五字ならば名宛料二語を加へて五語となり一圓五十錢となり歐文は一圓七十五錢となる譯である、これと同時に國內電報をはじめ日滿、日華を通じ電報の特殊取扱料金が改正されウナに至急料は從來電報料の二倍であつたがこれを半減して電報料と同額となり又取扱料は從來料金の四分の一を二分の一に引上げた

電話事業組合第一回認可

【三・八】電話事業の統制監督に關して

は既に遞信省において電話規則の改正其他關係法規の整備を了し又民間事業者側に於いてもこれに必要な諸般の準備を完了したので遞信省では愈々公認業者による電話事業組合を設置せしむべく廿九日第一回電話事業認可の通告を行ふことになつたが公認される電話事業者数は東京九三、横濱一一、名古屋一八、大阪七三、京都三二、神戸一七

これらの電話事業者は即日組合を決議所要の手續を経て明年一月十日より組合としての業務を開始する豫定である、而して右各都市に於いてはなほ認可を申請してゐる者が相當あるので遞信省は今後これらにつき調査を進めた上更に第二次第三次の公認を行ふ筈である、又右各都市以外の地方に於いては從前通り電話の賣買が出来るがその弊害甚だしくなるときは遞信省に於いて臨時組合を結成せしむる方針である

拓 務

荻原次官滿洲視察

【三・六】荻原拓務次官は来る卅日飛行機にて立川發約二週間の豫定で滿洲の各移民地を視察の上來年一月十三日歸京の豫定

森岡長官歸任

【三・七】豫て上京中の臺灣總督府總務長官森岡次郎氏は卅日午後九時四十分東京驛發西下歸任した

厚 生

醫藥制度小委員會

【三・六】醫藥制度調査會第二特別委員會第二回小委員會は廿六日午後二時より厚生省に於て開かれ添田委員長以下七委員出席、曩に厚生省當局より提案された開業醫管理制度に對する幹事案につき逐條的に審議し同五時半散會、今年度はこれを以つて打ち切り來春更に幹事案につき審議を續行することになつた



☆ 消 息

▲米天津副領事戸着【三・三】アメリカに於ける極東政策の動向が注目されてゐる折柄、元天津駐在アメリカ副領事ロ・エフ・ストン氏夫妻が今歸朝命令により歸國することとなり廿一日朝神戸入港のうすい丸で來朝、廿三日横濱出帆のプレジデント・クリュージ號で歸國

▲獨、伊兩大使外相訪問【三・三】オット駐日獨大使は廿一日午後五時、アウリツナ駐日伊大使は午後六時、夫々外務省にて有田外相と一時間に亘つて會談を遂げた、右會談に於ては獨伊兩國の支那に於ける經濟的活動分野につき留意なき意見の交換が遂げられたものと解されてゐる

▲大島大使に最高勳章 ベルリン【三・三】ヒトラー總統は今回駐獨日本大使大島浩中將に對し防共機軸に沿つて日獨親善に盡力せる功を賞し外國人に與へられる最高勳章たるドイツ勳一等鷹附大十字章を贈與することになり、廿四日午前十時外務省外相室に於て勳章傳達式が行はれリッペントロップ外相はヒトラー總統の名に於て大島大使に右勳章を手交した

△堀内大使信任状捧呈 ワシントン【三】
 【三】堀内新駐米大使の信任状捧呈式は廿二日午後五時ホワイトハウスの「紫色の間」に於てウェルズ國務長官代理立會の下に舉行されたがその際大統領との間に捧呈の挨拶並に之に對する答辭を文書を以て左の如く交換した

△堀内大使「余は本日までの自己米國觀に基き米國民は寛容なる國民であると信じてゐる、同時に日本國民が常に米國に對して善意を有してゐる點を認められるものと信じて疑はない、余は今後日米關係増進のため全力を盡したいと期してゐる」

△ルーゾヴェルト大統領「前大使齋藤博氏が健康を害されたことは誠に同情に堪へない、速かに快癒を祈るものである、余は日本國民の善意は深く諒としてゐる、貴下は米人間に知己が多い日米關係増進の御使命を果されるに適任者であることを疑はない、最後に陛下下の聖壽無窮を祈るものである」

▲ソ聯領事館市長と會見 【三三】
 日露漁業交渉を繞りその動向を注目されてゐたソ聯領事館市長は廿四日突如齋藤市長に會見を申込み午後一時より市長室に於て會見が行はれた、席上ゲオルギー・バヴリチエツ領事は

日本との國交關係が今のやうな状態になり誠に遺憾ではあるが大使館の命令によつて函館領事館を閉鎖することになりました、然し國交が整調し次第再び閉鎖するだらうと存じますが、それまでは誠に残念ではあるが一時引揚げることにになりました、色々御世話になりました

と閉鎖引揚げの挨拶を爲し會談十分にし辭去した

▲白鳥駐伊大使着任 ローマ【三三】
 白鳥新駐伊大使は廿九日午後九時卅五分ローマに到着した、驛頭には日伊官民多量出迎へ早くも親善風景を點出した、尙同大使の親任狀捧呈は來春早々行はれる筈である

☆ 一般事項

▲日蘇漁業問題
 ▲東郷・ソ第七次會談内容 【三三】
 日ソ漁業暫定協定に關する第七次東郷・リトヴィノフ會談は廿一日午後外務省への公電に依れば右會談は廿一日午後三時半より約三時間に亘つて行はれ、東郷大使は條理をつつとて論議したが何らの結論に達せず相互主張討議のまゝ夫々會談經過を政府に報告する事として會見を終つたが廿三日午前外務省情報部から左の如く第七次會談内容を發表した

△日ソ漁業問題交渉東郷リトヴィノフ廿日會談要領
 廿日午後五時(莫斯科時間)東郷大使はリトヴィノフ外務人民委員を往訪十七日の會談に引續き漁業暫定協定に關する交渉を爲し會談三時間に及んだ、東郷大使は蘇側從來の誠意なき態度に對する我國全體の不满を傳へて彼の反省を促し且つ帝國の現状維持案が如何に條約と慣行に合致し居るかを縷々條理し盡して説明したがリトヴィノフは相も不變(イ)安定漁區を購買に附し(ロ)自己が自由決定した四十の漁區を閉鎖しようとする不合理な自説を固執して譲らざるやむなく各々會談の模様を政府に報告し更に日を改めて會見すべきことを約した、會談の要點は左の通りである

一 蘇側の態度に付暫定協定が妥結を見ることが能はざる場合の責任は短時日の間に無理な註文を押し通さうとする蘇政府の負ふべきもので日本國民は國を擧げて蘇政府の態度に付大なる不滿を有つて居り本件は政治問題として重大化しつゝあるから蘇政府も爲この點を考慮に入れて問題の急速妥結に付最善の努力を拂ふべきである、莫斯科に居る多數外國人も亦日本側の主張の正當なことを諒解してゐる、兩國關係を少くとも之以上惡化せしめないことが在蘇大使としての任務であるが問題は今や一に懸つて蘇側の態度にある

二 安定漁區を購買に附さうとする案に付いては一體廣田・カラハン協定に依つて漁區が安定されたがその代償として蘇側の國營漁區の漁獲制限高が二百萬ブードから五百萬ブードに増額された縛を忘れてはならない、従つて若しソ政府が飽足安定漁區を購買に附さうといふならば蘇側も國營してゐる中から三百萬ブードを吐出すべきものである、安定協定が日ソ間の紛争を除去する上に貢獻したことはソ側も充分認めて居るのである

三 四十漁區を除外する問題に付いてはソ側は軍略上の考慮に基いて日本人經營漁區を除外しようといふが如何なる條約上權根拠があるかソ側には漁區を勝手に除外する權利はない、我方として從來の現状維持の方針を變更することとは出来ぬが此際打開策としてソ大使館私案として實際的見地に立ちソ

の主張をも考慮し四十漁區の一部分の漁區に付いてソ側が同種同價値の漁區を提供するならば之と交換し他のことは今迄の暫定協定を結ぶことを提議しソ側が之に同意するならば右案を政府に上申する旨を説いたのに對しソ側は此實際的解決案にさへ回避的態度に出で從來の不當な主張を繰返へし何等反省の色を示さず話は何の進歩も見せなかつた

▲四重要協議【三三】日ソ漁業條約改訂に關する交渉は十一月初旬以來莫斯科に於て東郷駐ソ大使となり外務人民委員との間に前後七回に亘り行はれ來つたのであるがソ聯側は依然何等の誠意を示す處なく不當に我權益を侵害せんとする措置に出でつゝあるので政府に於ても之が成行きを重視し近衛首相は廿二日の定例參議會散會後午後零時半より板垣陸相、米内海相、有田外相の三相と共に別室に於て重要協議を遂げる處あつた、即ち席上有田外相は今回の交渉経緯に關しソ聯側は本協定成立に就ても誠意を示さざるのみならず暫定協定の締結に關しても協力の權益を不當に侵害乃至壓縮するの提案をなし來り我方の正當なる主張に耳をかさざる態度に出でつゝあることは頗る遺憾と云はざるを得ない、ソ聯が斯の如く不信不誠意の措置に出づる以上我方としても此際相當の決意を以て之が解決に當る必要を生ずるものと思ふ

とて詳細なる説明を行つた後四相は右外相の報告を中心として今後我國としてとるべき對策につき各方面より慎重に検討を續けた

▲年内の成立絶望【三三】年内最終會

談として重大關心を以て待たれてゐた漁業問題に關する第八次東郷、リトヴィノフ會談は廿三日午後零時半(日本時間午後七時半)から約二時間に亘つて行はれたがソ側は別項の如く依然我が漁業權益行上全く容認し能はざるが如き自説を固執して譲らざるやむなく各々會談の模様を政府に報告し更に日を改めて會見すべきことを約した、會談の要點は左の通りである

▲東郷・リ第八次會談内容【三三】日ソ漁業暫定協定に關する廿三日の東郷リトヴィノフ第八次會談要領は左の如くである

一 安定漁區を一ヶ年間延長すること
 二 閉鎖漁區に關しては前回同様ソ側の除外せんとする四十漁區中の一部分につき同種同價値の代漁區をソ側に提供せしめ外は現状維持とするの案

を申し入れた、之に對しリ氏は一 安定漁區を購買に付することは政府の確定方針である、又購買に附する場合借區料を値上げしないことに就ても保證し得ない

二 除外漁區問題に就ては四十漁區中三

案

案

案

案

十漁區を無償で除外し七漁區につき代
漁區を提供し三漁區に就ては除外を撤
回する

旨を答へ依然として従来の主張を譲らぬ
頑迷なる答辯を繰返すので之に對し東
郷大使は

一 安定漁區に關する我方の方針は絕對
に讓歩し得ない

二 閉鎖漁區に關しては特定の漁區につ
いては絶対に容認し得ないが其他の漁
區については同種同格の代漁區をソ聯
が提供して解決するのあれば必ずし
も同意し得ない譯ではない

旨を答へ、かくて交渉は不調のまま終つ
たが其際東郷大使は「交渉が不成立の場
合は其の責任は擧げてソ聯にある」
旨を指摘し更に其結果無條約状態となる
場合のソ側の意向を追及したところり外
務人民委員は「來年も交渉を繼續する意
向がある」

旨の通辭を述べ飽くまで引き延し策に出
る魂膽を暴露した

▲瑞西紙日ソ關係を論ず ジュネーヴ

【二三三】スイス有力紙ジュルナル・ド・
ジュネーヴは廿二日の同紙上にウクライ
ナ問題を中心とする歐洲の情勢が樂觀を
許さない旨警告すると共に日ソ漁業問題
に言及し左の如く述べてゐる

日ソ漁業の問題は日本にとり極めて重
要な問題であつてこれが今日迄遷延し
來つたのはポルシエウイキ獨裁者の惡
意に基くこと明瞭である、現在支那に
力を用ひてゐる日本が果して漁業問題
の爲めソ聯と事を構へるに至るべきや
否や明らかでないとの見方もさる事な
がら、他方現在日獨伊の聯携が益々以

て強固となつてゐると云ふ事實を忘れ
てはならない、ローマに於てはチエニ
ス奪回の猛運動あり極東には漁業問題
がある、この際東歐に事を起さんとせ
ば正に絶好の機會であることに注意す
べきである

外相、英、米大使と會談

【二三三】グルー駐日米國大使は廿六日午
後三時外相官邸に有田外相を訪問、去る
八月の會見について帝國の對支政策に
つき隔意なき意見の交換を遂げると同時
に、去る十一月の桐栢に於ける總理事件
その他十餘件の總理事件に關する米國政
府の抗議書を傳達するところあつた、帝
國政府としては右抗議書に對しては調査
の完了せる範圍に於て年内に回答を發し
帝國の見解を瞭らかにする筈である、尙
クレーギー英國大使もグルー大使につい
て同五時より外相と會談を遂げるとこ
ろあつたが帝國の對支政策につき意見を
交換する傍々兩國大使は在支權益に關す
る具體的解決を要望した模様であるが、
右に關し我が當局では大體左の如き見解
を有してゐる

帝國としては屢次の聲明の如く在支列
國權益は勿論これを尊重するの方針を
堅持してをり、鋭意懸案解決に努力し
てゐる、しかし懸案解決を困難ならし
める根本的原因は現に戰爭行為が進行
されてゐる事實に在るのであつて、從
つて懸案解決の最捷徑は戰爭行為の消
滅、即ち將政權の毀滅或はその政策を
變更して親日防共政府となるにあるこ
とと瞭らからである、然るに英米兩國が
一方で懸案解決を要求しながら他方で
は最近の對支借款等の援將政策を採り

つゝあることは甚しき矛盾であり、殊
に英米の對支借款の如きデウスチエア
が如何に現地を刺戟し、懸案解決を益
々困難に陥れるかといふことに留意す
べきである

米、我が回答に復答提出

▲グルー大使澤田次官訪問【二三三】グ
ルー駐日米國大使は廿一日午前十一時外
務次官澤田に澤田次官を訪問門戸開放
會均等に關する帝國政府の十一月十八日
附對米回答に對する米國政府の見解を披
瀝した公文を手交した、年末夕々の間に
米國政府が右の措置に出でたことは來月
三日より開會される米國議會對策のため
と觀られてゐる

陸軍



陸軍官廳部協議

【二三三】板垣陸相は廿九日午後十時荻窪
の近衛首相邸を辭去、同州分陸相官邸に
入り待ち合せ中の山縣次官、町尻軍務局
長、飯沼人事局長其他關係官に對し首相
との會談の結果を報告し種々重要協議を
遂げた

次官軍務局長を兼任

【二三三】陸軍省發表の如く町尻軍務局長
は重要書類の紛失事件の責任により停職
を仰付けられたがその後任は當分補充さ
れず山縣陸軍次官が兼任し議會に於ける
陸軍省府委員も次官を任命することに
なつた(人事參照)

陸軍士官學校卒業式

【二三三】皇軍の鳳凰神奈川縣座間の陸軍
士官學校では廿二日長き邊りより御差遣
の秩父宮殿下の露儀を仰ぎ、板垣陸相、
西尾教育總監以下多數將星の參列のもと
に第五十一期卒業式を盛大に舉行、殿
下には午前十一時十分相模原演習場御着
雨中事變下にふさはしい第五十一期生徒
の諸兵聯合演習を臺儀、雨中何のおい
とひもなく山室校長の御先導にて同十
時四十分卒業生徒を御開兵遊ばされ、こ
れより新裝だつた士官學校に御着、御休
憩御餐室の上講堂に臨ませられ優等生徒
歩兵第七十七聯隊士官候補生中山平八郎
君の「戰場に於ける指揮官の率先躬行に
就て」と題する御前講演を聞召され、次
いで午後一時十二分大講堂に於ける卒業
證書授與式に臺儀、譽れの優等生歩兵第
七十七聯隊士官候補生中山平八郎以下九
名に恩賜品御下賜の後同一時卅五分同校
御敬御機嫌よく御歸京あらせられた、
光榮の優等生は次の通りである

- 歩兵第七十七聯隊士官候補生、中山平
八郎(栃木)、歩兵第四十六聯隊同山田
積昭(鳥取)、近衛歩兵第三聯隊同田中
登一(岐阜)、歩兵第六十三聯隊同鎮尾
隆(兵庫)、騎兵第十五聯隊同古賀向(佐
賀)、野砲兵第五聯隊同逸見晴雄(東京)
野戰重砲兵第四聯隊同木村武臣(熊本)
工兵第四聯隊同有田常次(兵庫)、輜重
兵第一聯隊同阪初彦(埼玉)

尙陸軍大臣賞、滿洲國治安部大臣賞を授
與された滿洲國學生は左の通りである
△陸軍大臣賞 第六期卒業生徒滿洲國陸
軍將校候補生關操祥(吉林省)、第六期
卒業生徒蒙古陸軍將校候補生畢勒格圖

海軍

掃海艇第十一號進水式

【二三三】横須賀鎮守府公表、浦賀船渠會
社で建造中の掃海艇第十一號は廿八日午
前八時五十分横須賀鎮守府司令長官臨場
の下に進水式を舉行し同艇は午前八時五
十五分無事進水した

貴族院

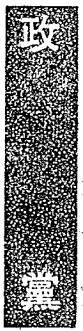
研究會勸選團會合

【二三三】貴族院研究會所屬の勸選議員團
は廿二日正午より華族會館に懇親會を開
き關谷、河原田、若林、三井、伍堂、八
田、松本、内藤、大塚、山岡、大橋、堀
切、今井田、根津、磯村、西野、白根の
諸氏參集午餐を共にしたる後對議會問題
並に時局問題に關し難詰的に意見の交換
を遂げ午後一時半散會したが讓會を控へ
て貴族院自體の問題である改革問題に關
し最近に至り有野互選議員團が之を阻止
せんとする傾向を示せるに反し各會派所
屬の勸選團は政府の立案せる改革案は之
を通過成立せしめんとする意向にあつて
夫々の連絡に努めてゐるのでこの會合は
注目されてゐる

建部氏同成會入り

【二三三】勸選議員となつた建部逯吾
氏は廿三日伊澤多喜男、塚本清治兩氏の
紹介で同成會に入會した





民政政黨

民政、選舉制度態度決定

▲政務調査會臨時總會【三三三】民政黨ではかねて小泉又次郎氏を委員長とする議會制度調査委員會を設置し特に選舉法改正に關して政府の審議會と併行して審議中であつたが漸く結論に到達したので廿二日午後二時より本部に臨時政務調査總會を開き左の如く態度を決定し同五時散會したが主要なる點は左の如くである

- 一 選擇區制については比例代表制を伴ふ場合に限り大選區制を採用すること
- 一 混同開票の制度はこれを採用し投票を開票區毎に混同し點檢のこと
- 一 選舉事務局長又はその職務を行ふものが費用超過の罰により刑に處せられたる時はその當選を無効となす旨に於て必要の改正を行ふことには賛成である
- 一 連坐法の但書削除は、連坐の制度が今日の法制の原則より見て悪法でありために從來幾多の論議があり、寧ろ現行法通り裁判官の裁量の餘地を存し置く方がよいとの意見多数なるを以て結局政府案に反對すること

☆政友會

政友東亞安定政策採擇

【三三三】政友會では第七十四議會開會を目途に控へて廿一日午前十時より芝三條亭に幹部、政調役員、聯合會を開催、東郷政務調査會長より東亞安定國策を中心とする黨の政策政綱(前號参照)を披瀝し

一同異議なくこれを承認、引續き午後二時半より黨本部に於て政務調査會總會を開き鳩山、前田、島田の各代行、東郷政調會長、横川、小林(絹)同副會長以下各部長、特別委員長、理事並に在京代議士八十餘名出席、東郷會長の挨拶ありたる後各部會特別委員會の結論を正式に採擇して同三時半散會した

西方氏復黨

【三三三】今春議會中の政黨本部占據事件に關聯して政友會から除名された山形縣選出代議士西方利馬氏に對しては山形支部並に東北團體が一致して本部に復黨を要請して來たので廿三日の幹部會に於てこれを承認西方氏を復黨せしめることとなつた



内閣辭令

▲廿九日
興亞院部長 日高信六郎
同 鈴木貞一
興亞院書記官 矢野 征記

内閣情報部委員被仰付(各通)

陸軍砲兵中佐 松村 秀逸
陸軍歩兵中佐 福山 寛邦
同 柴野爲之知

内閣情報部情報官被仰付(各通)

▲廿三日
任文部次官 神奈川縣知事 牛井 清
任北海道廳長官 石黒 英彦
任北海道廳長官 長野縣知事 大村 清一

任神奈川縣知事

前警保局長 富田 健治
任長野縣知事 文部次官 伊東 延吉

依願免本官

陸軍少將 渡邊 謙
▲廿八日

遊就館長被仰付

遊就館長 平賀 貞藏
▲廿九日(陸軍省午後十時四十分發表)

依願遊就館長被免

陸軍少將 町尻 量基
陸軍歩兵大佐 宇部 四雄
歩兵少佐 長 次郎吉

停職被仰付(各通)

理由 本年秋某地において重要書類紛失の件あり兵馬休偃の業務繁劇状況難のうちに起りたる事なりと雖も軍軍機を至秘に保持する要切なるを以て當時における監督指導の責任上前掲の如く厳し責任の歸趨を明ならしめられたり

海軍辭令

▲廿六日
海軍少將 遠藤 喜一
補獨國在勤帝國大使館附武官

司法辭令

▲廿六日
補札幌地方所長 柳澤 雅休
補札幌地方所長 松本區判事 白田 潔

補權太地方所長

宇都宮區判事 渡會 園藏
補東京控訴院部長

補東京控訴院部長

(以下略)

文部辭令

▲廿二日
教學局教學官兼文部省督學官 近藤 壽治

任文部省圖書局長(二等)

文部省圖書修官 藤本 萬治
任教學局部長(二等)

任教學局部長(二等)

補指導部長 教學局部長 葛西 千秋
任教學局教學官(二等)

任高岡高等商業學校長(二等)

文部省圖書局長 石井 忠純
任東京外國語學校長(一等)

任東京外國語學校長(一等)

東京外國語學校長 戸澤 正保
依願免本官

文部書記官

岩松 五良
兼任文部大臣秘書官(三等)

大臣官房秘書課長を命ず

▲廿四日
東京帝國大學教授 大内 兵衛
文官分限令第十一條第一項第二號に依り休職被仰付

東京帝國大學助教授

▲廿九日
正三位勳二等 長與 又郎
帝國大學令第十三條に依り勅旨を以て東京帝國大學名譽教授の名稱を授く

商工辭令

▲廿一日
商工省商務局長 新倉 利賢

兼任商工省統制局長(二等)

臨時物資調整局次長 竹内 可吉
臨時物資調整局第五部長 事務取扱を命ず

☆叙位叙勳

▲三三三 異き送りでは今次事變で名譽の戦死を添けた前野四郎、清水喜代美兩少將に對し去る廿三日夫々正五位に叙せられたが廿六日兩少將並に石田金藏少將に對し特旨を以て左の如く叙位の御沙汰があつた

- 故陸軍少將 正五位勳三等 石田 金藏
- 故陸軍少將 正五位勳三等 前野 四郎
- 故陸軍少將 正五位勳四等 清水喜代美
- 定期叙位
- ▲三三三 異き送りでは廿八日鈴木樞密顧問官以下文武官並に華族二千七百五十六名に對し定期叙位の御沙汰があつた、内主なる者左の如し
- 樞密顧問官 從二位勳一等以三級 男爵 鈴木實太郎
- 樞密顧問官 從三位勳一等 男爵 松井慶四郎
- 樞密顧問官 從三位勳一等 男爵 松井慶四郎
- 叙從二位

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

本旬をもつて聖戰第二年の幕は閉ぢられた。顧みてその目醒ましい事態の展開に瞠目するのである。

歴史の必然は、個人や民族の考量計算を遙かに超えて、希望や恐怖によつて歪められた人間の論理を叩き破る。日本は今や、退引ならぬ立場に斷乎として立つに至つた。日本が今日ほど、民族の誇りを自覺し、また自覺する必要に迫られてゐる時は嘗つてなかつた。東亞新秩序の建設——日滿支那を運ぶ東亞協同體の建設といふ聖なる目標は、既に樹立されてゐる。問題は最早や可能であるかないかを論議することではなくして、速に無二これを實現することにある。事態はそこままで立ち至つてゐることを知るべきである。かくて經濟に對する政治の優位が斷乎として打建てられなければならない。

一 般

改訂生産力擴充計畫案成る

【三・三】日滿支三國を一體とする改訂生産力擴充計畫樹立に關しては、かねて企業院を中心に陸、海軍、大藏、商工、その他關係各省の密接な連繫とその調査資料及び智能を總動員して慎重計畫中であつたが、廿三日の企業院參與會議に於いて右成案を得、來る廿六日の企業院會議に附議可決の上、廿七日の定例閣議に附議、正式決定を見る運びとなつた、決定を見た改訂生産力擴充計畫は現在すでに進行中の舊計畫に連續するものであることは勿論であるが、舊計畫よりも更に

その規模大きく、その計畫年度も三ヶ年で急テンポを以つて我が生産力の飛躍的擴充をなさんとするものである、その要點は大體左の如し

一 改訂の生産力擴充三ヶ年計畫は、年内決定を見るべき明年一月以降三月の物資動員計畫及びこれにつゞく明年度新物動計畫（來春決定）に照應するもので、明年度貿易振興方策遂行の成果と共に、新物動計畫の重大なる核心の一つをなすこと

一 而して舊計畫中には含まれてゐなかつた新種目を相當強力で附加しその擴充部門は廣範圍且つ一層計畫化されてゐること

一 而も東亞新體制確立のため精力的に推進される長期建設資材及び戰爭遂行

に要する軍需資材の豊富なる充足を第一目標としてゐるのであるから、素より重工業部門にその力が集中され、重工業日本確立及び日滿支經濟プロックの完成への意圖が充分に觀取されること

生産力擴充計畫要綱案承認

【三・三】生産力擴充計畫案を審議すへき第二回企業院會議總會は廿六日午後二時より農相官邸に於て開催、近衛總裁、瀧副總裁以下委員出席、先づ近衛總裁より挨拶があつた後諮問第一號「生産力擴充計畫に關する件」を付議し青木企業院次長より總括的に、植村同産業部長より補足的に夫々説明があつて審議に入り坂本俊篤男、山川端夫、大藏公毅男、末松借一郎、有賀光聖、池尾芳藏の諸氏より燃料問題、對滿關係並に本計畫の實施による民需への影響等について種々意見を述べ結局原案通り可決して同四時廿分散會した、生産力擴充計畫要綱左の如し

△生産力擴充計畫要綱案

本計畫は現下内外の情勢に鑑み東亞の安定勢力たる我國々力の充實強化を圖り併せて我國運の將來に於ける飛躍的發展に備ふる爲重要な國防産業及基礎産業に付昭和十六年を期し所要の目標に達せしむべき日滿支を通ずる生産力の総合的計畫を確定し萬難を排し之が達成を期するものとす

一 根本方針

(一) 本計畫の範圍は國防力の基礎充實に主眼を置き且國民消費生活上の重要物資の充足に付ても考慮を拂ひ特に統一的計畫の下に急速擴充を要する重要産業に之を限定す

十四 羊毛

十五 電力（水力、火力）

二 實施方針

本計畫は其の立案の本旨に基き官民一體と成り其の牢固たる決意と完全なる協力の下に國の全力を傾注して之が實現を期すべく從て政府は本計畫の實施に當りては萬般の措置を講じ計畫の遂行に陸渾なきを期することを要す

感之政府は從來より實施せられたる産業振興に關する諸般の制度及施設に付極力其の有効適切なる運用に努むると共に本計畫が急速高度なる生産力増大を企圖し居る點に鑑み計畫の實行を一層促進確保する爲各産業の實情に應じ事業の統制及助成技術者及勞務者の供給、資金の融通、必要資材の供與等に付特別の措置を講ずるものとす

右の方策に基き必要ある場合に於ては法令の制定及國家總動員法發動の措置を執るものとす

尙本計畫の實施に際しては物資動員計畫との關係に付充分なる考慮を拂ふものとす

(附)

滿洲國に於ては既に昭和十六年（康德八年）度を目標とする産業開發五ヶ年計畫を樹立し現に其の實施の過程に在り又北支に於ても昭和十四年度より昭和十七年度に至る生産力擴充計畫を企圖し目下鋭意準備中なり

尙之等の計畫は本件計畫確定の上は日滿支を通ずる綜合生産力擴充計畫の見地より尙調整を加へらるゝことあるものとす

滿洲國及北支の生産力擴充計畫中日本と同種の品目を舉ぐれば左の如し

- 一 鐵鋼（鋼材、普通鋼、特殊鋼及鍛鑄鋼、鑄塊、銑鐵、鐵鑽石）
- 二 石灰
- 三 輕金屬（アルミニウム、マグネシウム）
- 四 非鐵金屬（銅、亜鉛、錫、ニッケル）
- 五 石油及其の代用品（航空揮發油、自動車揮發油（天然）、自動車揮發油（人造）、重油（天然）、重油（人造）、航空潤滑油、無水アルコール）
- 六 ソーダ及工業鹽（ソーダ灰、苛性ソーダ、工業鹽）
- 七 硫酸アンモニア
- 八 パルプ（製紙用、人絹用）
- 九 金
- 十 工作機械
- 十一 鐵道車輛（機關車、客車、貨車）
- 十二 船舶
- 十三 自動車

- 一 滿洲國產開採五ヶ年計畫
- (一) 鐵鋼(鋼塊、鋼塊、銑鐵、鐵鑛石)
- (二) 石灰
- (三) 輕金屬(アルミニウム、マグネシウム)
- (四) 非鐵金屬(銅、鉛、亜鉛)
- (五) 液體燃料(揮發油、重油)
- (六) ソーダ及鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽)
- (七) 硫酸アンモニア
- (八) パルプ
- (九) 金
- (十) 工作機械
- (十一) 自動車
- (十二) 羊毛(改良種、在來種)
- (十三) 電力

- 二 北支生産力擴充計畫
- (一) 鐵鋼(鋼材、銑鐵、鐵鑛石)
- (二) 石灰
- (三) 液體燃料(揮發油、重油)
- (四) ソーダ及鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽)
- (五) 羊毛(改良種、在來種)
- (六) 電力

▲閣議決定明春に持越【三三三】日滿支を一體とする生産力の総合的計畫たる生産力擴充計畫案は廿六日の企畫審議會においてその要綱の決定をみたので廿七日の閣議において滿企畫院總裁より詳細なる説明報告を行ったが明春廿日過ぎの閣議に更めて上程し正式決定をなすことになった

商工省轉業對策を計畫化
【三三三】商工省では戦時下の轉業對策を實施するため本年九月轉業對策部を省

内に新設して以來、全國各府縣廳を密接に連絡して萬全を期してゐるが未だ應急措置の域を脱してゐないのに鑑み十四年度よりはその轉業對策を計画的なものとし我が國産業が輕工業より重工業、化學工業に移行しつつある發展方面に沿ふてその救済指導の積極的方策を新たに樹立してこれが強行を期する方針である、即ち商工當局では十四年度物資動員計畫實施期の四、五月頃から現在ストック及び貯蓄により食ひつないでゐる重壓下の中、小商工業者も遂に轉業を決意せざるを得ざるべく、かくて物資の非常管理が中小工業部面に與へた影響が表面的にあらはれて來ることは必至と見、これが對策樹立に關する萬般の準備を進めてゐるが、目下考究されてゐるものは大體左の如くである

- 一 共同施設補助金の増額 十四年度豫算に於ては四百廿萬圓を計上してゐるが到底これでは賄ひ切れず、また補助金の割合も五割程度であるため、これが割合を増進すると共に、豫備金支出によつて積極的に轉業者の共同施設の擴充をなさしめる
- 二 轉業資金補償制度の擴大 現行の補償条件では實際上到底業者をして資金の貸出を容易迅速にうけることは出来ない、銀行が安心して業者に金融し得るやう補償の割合を少くとも八十パーセント位に迄することを要する
- 三 中小工業者の滿洲移民計畫の樹立 この計畫はまだ本格的には取り上げられてゐないが當然農業移民と並行して考慮すべきであるとしてゐる

工業組合の轉業共同設備補助費

【三三三】商工省では犧牲産業事業主の軍需品、代用品及輸出品工業轉換のため本年度四百廿萬圓を以て工業組合の共同設備設置費半額補助を實施して來たが、本年末迄に補助金交付指令の發令済となるものは申請組合五百組中百十四組合、その他補助金總額二百卅八萬三千五百圓に達した、而して當局では本年度末の明年三月迄に引續き残りの三百八十六組合に對し補助金殘額百八十一萬六千五百圓を交付する方針である、尙商工省は明年度一般豫算に於ては右補助費を本年度同様四百廿萬圓計上してゐるが明年の物動計畫に伴ふ轉業の對策強化策として

- 一 從來の組合共同施設半額補助を全額補助に改めること
 - 二 右の補助費増額のためには第二豫備金の支出並に追加豫算の計上をなすと
- 等の方針の下に目下具體案を考究中である
- 産業報國聯盟の活動順調**
【三三三】事變下の勞資整調組織として厚生省の指導の下に去る七月卅日誕生した産業報國聯盟の活動はその後順調な展開を見せ、産業報國聯盟の指導下に勞資一體化を實際的に擔當する聯盟の細胞として全國各地の事業場に設置せられた産業報國會の設立狀況は厚生省調十一月末現在數に依れば

北海道一、青森〇、岩手三、宮城〇、秋田六、山形一、福島二四、茨城三二、栃木三、群馬七八、埼玉九、千葉九、東京六六、神奈川七、新潟〇、富山一、石川一五、福井一、山梨〇、長野四、

岐阜〇、静岡〇、愛知〇、三重〇、滋賀〇、京都一八、大阪〇、兵庫〇、奈良〇、和歌山一七、鳥取四、島根四、岡山七〇、廣島〇、山口一、徳島一九、香川〇、愛媛二四、高知七二、福岡一八、佐賀〇、長崎二六、熊本〇、大分〇、宮崎六、鹿児島〇、沖縄〇

合計五三〇であり、更に人員別に見れば百人未満の事業場に於ては七二、三百五十人未満一九八、五百人未満九二千人未満五五六、五千人未満三三、二萬人未満二、二萬人以上二、不明七五である、右設立狀況の調査には岐阜、静岡、愛知、大阪、兵庫、廣島等の工場、鑛山數の最も多い府縣が報告未了のため皆無として記録されてゐるため無論これにより全國産業報國會の設立狀況の實際の傾向を完全には察知し得ないが大體中小事業場に於て最も好成績を収めてゐる又産業報告會の設立内容について見れば去る八月廿日付厚生省通牒の「勞資關係調整方策要綱」の主旨により勞資一體産業報國の精神は強調されてゐるが、その反面勞資協調を實際的ならしめる從業員の待遇、福利、共済其他各般の問題につき事業主と從業員相互の理解と協力を実現せしめる「懇談委員會」の主旨と構成に關しては、事業主側の反對多く、特に委員の構成については厚生省當局の希望してゐる從業員委員の自主性は無視せられ、殆んど事業主の獨断任命によるものが多し状態であるが、厚生省では産業報國運動はあくまで勞資一體の物心兩方面の運動であるといふ方針を堅持し「懇談委員會」の組織こそを、運動の鍛練場として在來の營利主義的精神の經營主並

に勞資對立のイデオロギーに發足する勞働組合員を寧ろ廣く包容して新しい産業精神の下に再訓練し、勞資協調、産業一體の實效を擧ぐべしとの建前から今後一層積極的に各地に係官を派し、産業報國會を急速に結成するといふよりは寧ろ眞に事變下の勞資協調の精神を體得せる産業報國會運動の正しき指導に乗り出す方針である

【三三三】東京實業組合聯合會では廿一日日本橋實業講堂に重要物産同業組合法改正實現に關する協議會を開催、中野新會長以下關係各組合代表者廿餘名出席、種々意見交換の結果、關係組合有志を以て同業組合法改正期成同盟會を組織し、前議會に於て新議未了となつた同法改正原案の議會通過を期することとし、其の具體的實行方法は實行委員に一任と決定した、東京實業の要望する同法改正主旨は現在の同業組合、商業組合、工業組合及輸出組合等が對立的に併存するがために中小商工業者が蒙つて居る實際上の不利不便を一掃し相互間の有機的聯繫を圖り、その具體的要點は次の通り

- 一 重要物産同業組合を單に「同業組合法」に改める事
- 二 組合加入の義務に關する規定の效力を強化する事
- 三 事業範圍の擴張
- 四 組合の設立は原則として關係當業者の自發的意思に基き而して之が設立に當りては地區内の同業者數三分の二以上、取扱高二分の一以上の同意を要する事

尙行政官廳は必要に應じて強行的に組合の設立を命ずる事

- 五 組合の構成に従業員を加へ特定組合事業に關して従業員の意見を徵する事
- 六 組合の違反處罰權の強化

財政

明年度一般會計豫算綱要

【三三】政府は廿八日貴衆兩院議員其他各關係方面に對して昭和十四年度一般會計豫算綱要を配布したがその内容左の如し

支那事變其の後の推移に鑑みるに昭和十四年度に於ては前年度に引續き國家各級の施設は事變目的遂行を目標として之に集中するの要あるのみならず更に一層之を強化すること緊切なり、依て昭和十四年度歳出豫算に於ては事變關係施設は出來得る限り之が充實を期し其の他の諸經費に至りては眞に緊急差措き難きもの、外計上を見合はすこととし又既定經費の減額に努め依て得たる財源は之を右事變關係施設に振向くることとせり、次に歳入豫算に於ては軍需産業等の股販に基く租稅收入の増加其の他を計上し尙不足する部分は從來の如く公債財源を以て補填することとし大體左記に依り昭和十四年度豫算を編成せり

- 一 統後對策に關し必要なる經費を計上せり
- 二 生産力擴充に關する經費、物資供給調整に關する經費、輸出増進に關する經費、馬政計畫實施に要する經費、滿洲移民に關する經費、民間航空及防空に關する經費等現下の時局に鑑み緊要なる經費を計上せり

三 近時頻發せる水害に鑑み治水に關する經費を増額せり

四 今次事變等に伴ふ豫算超過又は豫算外支出の必要に應ずる爲國庫豫備金を増額せり

五 節減線に依る節約額並に部隊及艦船の出征等に伴ふ經費の減少額等ありし爲既定經費に於て相當の減額を示せり

六 支那事變特別稅法の制定及臨時利得稅法の改正に基く稅收入の増加額並に煙草値上等に依る專賣益金の増加額は前年度通り之を臨時軍事費財源として

なる經費を計上せり

三 近時頻發せる水害に鑑み治水に關する經費を増額せり

四 今次事變等に伴ふ豫算超過又は豫算外支出の必要に應ずる爲國庫豫備金を増額せり

五 節減線に依る節約額並に部隊及艦船の出征等に伴ふ經費の減少額等ありし爲既定經費に於て相當の減額を示せり

六 支那事變特別稅法の制定及臨時利得稅法の改正に基く稅收入の増加額並に煙草値上等に依る專賣益金の増加額は前年度通り之を臨時軍事費財源として

△歳入歳出豫算額及前年度豫算比較表(△印減)

歳入	區分	昭和十四年度豫算額	前年度豫算額	比較増減
經常部	經常部	1,757,000	1,703,761	1,757,000
臨時部	臨時部	1,333,000	1,107,000	1,333,000
普通歳入	普通歳入	2,087,000	2,026,000	2,087,000
公債金	公債金	6,911,000	1,000,000	△1,260,000
前年度剩餘金繰入	前年度剩餘金繰入	8,410,000	8,410,000	8,410,000
合計	合計	23,997,000	22,550,761	1,446,239

△歳入歳出豫算額及前年度豫算比較表(△印減)

歳入	區分	昭和十四年度豫算額	前年度豫算額	比較増減
經常部	經常部	1,757,000	1,703,761	1,757,000
臨時部	臨時部	1,333,000	1,107,000	1,333,000
普通歳入	普通歳入	2,087,000	2,026,000	2,087,000
公債金	公債金	6,911,000	1,000,000	△1,260,000
前年度剩餘金繰入	前年度剩餘金繰入	8,410,000	8,410,000	8,410,000
合計	合計	23,997,000	22,550,761	1,446,239

備考

一 前年度豫算額中本年度豫算額との對照上組替掲記したるものあり

二 前年度豫算額は第七十三回帝國議會に成立したる追加豫算額を含むものなり

歳入	區分	昭和十四年度豫算額	前年度豫算額	比較増減
經常部	經常部	1,757,000	1,703,761	1,757,000
臨時部	臨時部	1,333,000	1,107,000	1,333,000
普通歳入	普通歳入	2,087,000	2,026,000	2,087,000
公債金	公債金	6,911,000	1,000,000	△1,260,000
前年度剩餘金繰入	前年度剩餘金繰入	8,410,000	8,410,000	8,410,000
合計	合計	23,997,000	22,550,761	1,446,239

繰入ることとせり

△昭和十四年度歳入歳出豫算の總額は左の如し(單位千圓以下同)

歳入	經常部	1,757,000	1,703,761
臨時部	臨時部	1,333,000	1,107,000
普通歳入	普通歳入	2,087,000	2,026,000
公債金	公債金	6,911,000	1,000,000
前年度剩餘金繰入	前年度剩餘金繰入	8,410,000	8,410,000
合計	合計	23,997,000	22,550,761

所得稅

所得稅	6,911,000	6,911,000	0
地租	1,757,000	1,757,000	0
營業收益稅	2,087,000	2,087,000	0
資本利子稅	1,333,000	1,333,000	0
法人資本稅	1,107,000	1,107,000	0
相續稅	8,410,000	8,410,000	0
營業稅	1,757,000	1,757,000	0
外貨債特別稅	1,333,000	1,333,000	0
酒稅	1,107,000	1,107,000	0
清涼飲料稅	1,757,000	1,757,000	0
砂糖消費稅	1,333,000	1,333,000	0
織物消費稅	1,107,000	1,107,000	0
揮發油稅	1,757,000	1,757,000	0
取引所稅	1,333,000	1,333,000	0
有價證券移轉稅	1,107,000	1,107,000	0
關稅	1,757,000	1,757,000	0
噸稅	1,333,000	1,333,000	0
印紙收入	1,107,000	1,107,000	0
官業及官有財產收入	1,757,000	1,757,000	0
森林收入	1,333,000	1,333,000	0
專賣局益金	1,107,000	1,107,000	0
配當金收入	1,757,000	1,757,000	0
刑務所收入	1,333,000	1,333,000	0
其他	1,107,000	1,107,000	0
通信事業特別會計納付金	1,757,000	1,757,000	0
日本銀行納付金	1,333,000	1,333,000	0
雜收	1,107,000	1,107,000	0
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	1,757,000	1,757,000	0
經常部合計	17,570,000	17,570,000	0
臨時部	1,333,000	1,333,000	0
官有物拂下代	1,107,000	1,107,000	0
雜收	1,757,000	1,757,000	0
公共團體工事費納付金	1,333,000	1,333,000	0
公共團體工事費分擔金	1,107,000	1,107,000	0
學術研究獎勵金受入	1,757,000	1,757,000	0
特別會計より繰入	1,333,000	1,333,000	0

1,446,239

保險會社納付金	三,五三三	三,〇〇〇	△	五三三
輸出補償收入	一,六五五	一,六八八	△	三三三
輸出資金前貸補償收入	三,七六八	〇	△	三,七六八
臨時利得税	三九,八八五	三九,〇〇〇	△	八八五
利益配當税	三,〇〇〇	三,〇〇〇	△	〇
公債及社債利子税	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
通行税	九,〇〇〇	九,〇〇〇	△	〇
入場税	八,二二四	八,二二四	△	〇
特別入場税	一〇四	一〇四	△	〇
物品税	三,三三一	三,三三一	△	〇
特別會計より一般財源受入	六,〇〇〇	六,〇〇〇	△	〇
滿洲國防費分擔金受入	〇	〇	△	〇
小計	四六,一〇〇	四六,一〇〇	△	〇
公債	六,〇〇〇	六,〇〇〇	△	〇
前年度剩餘金繰入	一,三三〇	一,三三〇	△	〇
臨時部合計	一,三三〇	一,三三〇	△	〇
歳入總計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	△	〇

外務省	三〇,三三三	三〇,三三三	△	〇
内務省	一,八八八	一,八八八	△	〇
大藏省	一,六五五	一,六五五	△	〇
陸軍省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
海軍省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
司法省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
文部省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
農林省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
商工省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
逓信省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
厚生省	一,〇〇〇	一,〇〇〇	△	〇
計	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	△	〇

△生産力擴充に關する經費、物資供給網
 整に關する經費及輸出増進に關する經費
 費の新規増加額並に各省所管別金額を
 示せば左の如し

所管別
 生産力擴充に關する經費
 物資供給網に關する經費
 計

外務省 一,〇〇〇
 内務省 一,〇〇〇
 大藏省 一,〇〇〇
 陸軍省 一,〇〇〇
 海軍省 一,〇〇〇
 司法省 一,〇〇〇

△歳出豫算額及前年度豫算額比較表(△印減)
 昭和十四年度豫算額
 前年度豫算額
 比較増減

皇室費 四,〇〇〇
 内務省 一,〇〇〇
 外務省 一,〇〇〇
 大藏省 一,〇〇〇
 陸軍省 一,〇〇〇
 海軍省 一,〇〇〇
 司法省 一,〇〇〇
 文部省 一,〇〇〇
 農林省 一,〇〇〇
 商工省 一,〇〇〇
 逓信省 一,〇〇〇
 厚生省 一,〇〇〇
 計 三三,〇〇〇

文部省 三、五八〇
 農林省 七、三三三
 商工省 四、八〇〇
 逓信省 一、〇〇〇
 拓務省 一、五八〇
 厚生省 二、〇三三
 計 三三、八四一

△爲替相場の変動に基く經費
 貨幣交換差減 五、五七六
 國債元利拂に要する貨幣交換差減 五、三三〇
 在勤俸其他臨時増給及物件費等の増加 九、五五五
 計 一〇、九〇一

△歳出豫算の財源たるべき公債は八億九百十九萬五千圓にして其の内譯左の如し
 震災善後公債 四、四八六
 道路公債 八、九四四
 歳入補填公債 七、五五三
 計 一〇、九八三

△昭和十二年度の決算上生じたる歳計剩餘金は 三三、三三三圓にして其の内翌年度に繰越したる歳出にして昭和十三年度に於て使用すべきもの、財源に充當したる金額 一三、二五三圓を控除すれば純剩餘金の如し 二〇、〇八〇

昭和一十一年度剩餘金使用殘額 一五、三三三
 昭和一十二年に於て新に生じたる剩餘金 一〇、〇〇〇
 右は昭和十四年度豫算の財源に充當し殘餘なし
 主税局研究中の増税案大綱

【三三三】 明年度における臨時軍事費豫算の財源たるべき臨時増税案に就ては目下大藏省主税局において原案作成中であつて明春一月中旬頃までに原案を決定し之を税制調査會の議に附したる上一月下旬或ひは二月月上旬議院に法律案として提出する見込であるが、右による増税収入は總額二億圓見當を目標とし臨時利得税の擴充を中心として之に新設の新設其他を加味したるものであり、所得税には全然手を觸れない方針を以て臨んである、而して各税種別増収額及税率等に就ては未だ決定するに至らないが、現在主税局において研究中の増税案大綱は左の通りである。

一 臨時利得税 法人及個人を通じ甲種(基準年度昭和四、五、六の三箇年平均)及乙種(基準年度昭和九、十、十一の三箇年平均)を通じて二割乃至三割程度の増徴をなすが附徴率は法人乙種に重くなる筈である

一 物品税 製造課税及小賣課税を通じて税率引上げ及物品の範圍擴張を行ふ主なる目標は左の通りである
 (イ) 物品範圍擴張 茶(番茶を除く) 紅茶、コーヒー、ココア、サイダー、シトロン、高級玩具(高級羽子板の如きもの)、石鹼、齒磨、賣藥(之は其可否につき研究中)

(ロ) 高級織物課税 五十圓以上の帶地に一割程度の課税といふ如く新たに高級織物に對して物品税を課す
 (ハ) 酒税の増徴 物品税として酒税を右當り五圓程度増徴する

一 公社債利子税及利益配當税の増徴
 現在年利率四分を越ゆる國債利率四分

五厘を越ゆる地方債及社債に對して百分の十の利子税、年七分を越ゆる配當に對して同じく百分の十の配當税が課せられてゐるが此兩者に對して輕微の増徴を行ふ
 一 砂糖消費税、主税局としてはは増徴の餘地ありと認めてゐるが相當異論もあり慎重研究中である
 一 骨牌税 現在骨牌税法により一組毎に麻雀に就ては三圓、其他に就ては五十錢の課税となつてゐるが之に對して若干の増税を行ふ
 一 印紙税 百貨店の商品券に對して印紙税による増税を行ふ
 一 入場税 現在劇場其他に對して百分の十の課税が行はれてゐるが之を入場料の多少に應じて税率に區分を設け増徴する

一 遊興税の國稅移管 地方税たる遊興税を國稅に移管し之によつて三、四千萬圓の増収を狙ふ、課税方法は花代に對して一割乃至二割の増税を行ふ
 一 住宅税の新設 一萬圓以上の住宅新築に對して一割程度の増税を行ふ
 一 料理税の新設 三圓或は五圓を越える料理に對して一割程度の増税を行ふ

新規公債七十億突破か
 【三三三】 臨時軍事費特別會計を除く十四年度各特別會計の公債金は總額二億七千二百九十萬圓と決定し、十三年度の一億六千六百五十萬圓に比して一億六百四十萬圓の増加を示したが、之を先に決定したる十四年度一般會計豫算の公債金八億九百十九萬五千圓に計算すれば十四年度の公債金は合計十億八千二百九十五萬圓となる計算であつて、右の外今後決定

さるべき臨時軍事費豫算の公債金を六十億圓程度と見れば十四年度の新規公債總額は恐らく七十億圓を越えるのではないかと見られてゐる、尙各特別會計の公債金内譯左の如し(單位千圓)

鐵道	十四年度	十三年度
鐵道	四、〇〇〇	四、〇〇〇
通信事業	三、五〇〇	一、八五〇
臺灣總督府	六、四〇〇	—
朝鮮總督府	一、〇〇〇	一、〇〇〇

陸軍費院に豫算内示
 【三三三】 明年度陸軍豫算案の貴族院各派交渉委員に對する内示會は廿一日午前十一時より陸相官邸に開催、松平、佐々木正副議長以下各派交渉委員六十餘名、陸軍側より板垣陸相、加藤、山脇兩次官、比佐參與官、町尻軍務、上月整備、石川經理各局長等出席、板垣陸相より明年度豫算案の内容について説明あつて後、町尻軍務局長より戰況その他について説明し午餐を共にして午後二時散會した

臨時軍事費繰入金九千七百萬圓
 【三三三】 鐵道、通信事業其他各特別會計より十四年度臨時軍事費特別會計へ繰入れらるべき金額は合計九千七百五十萬圓と決定を見たが之を本年度の九千卅萬圓と比較すれば七百廿萬圓の増加であつて内譯左の如し(單位千圓)

鐵道	明年度	本年度
鐵道	四、〇〇〇	四、〇〇〇
通信事業	一、八〇〇	一、八〇〇
朝鮮總督府	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
臺灣總督府	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
樺太廳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
關東局	一、五〇〇	一、五〇〇

鐵道、通信豫算内定
 【三三三】 十四年度鐵道特別會計、通信事業特別會計兩豫算は鐵道、逓信兩省と大藏省との折衝を経て卅一日内定を見たが軍事上及生産力擴充の必要に基き鐵道に於ては建設及改良費、逓信に於ては電信電話設備擴張改良及補充の經費を中心として豫算の膨脹を示し之に伴ひ公債金も鐵道は八千萬圓(本年度は四千二百萬圓)、通信事業は二千二百五十萬圓(本年度は千八百五十萬圓)をそれぞれ計上することとなつた、即ち兩豫算の概要左の如し(單位千圓)

△鐵道特別會計
 一 資本勘定 二九六、〇〇〇
 歳入 三〇八、〇〇〇
 歳出 三九一、〇〇〇
 一 用品勘定 三九一、〇〇〇
 歳入 三九一、〇〇〇
 歳出 三九一、〇〇〇

△通信事業特別會計
 一 資本勘定 六七、〇〇〇
 歳入 七八、〇〇〇
 歳出 五八、〇〇〇
 一 用品勘定 五八、〇〇〇
 歳入 五八、〇〇〇
 歳出 五八、〇〇〇

一 業務勘定 四三九、〇〇〇
 歳入 四〇五、〇〇〇
 尙右特別會計は外地その他特別會計と共に六日又は十日の關議に附議される筈である

外地豫算内定

【三三〇】昭和十四年度各特別會計豫算の内朝鮮總督府、臺灣總督府、南洋廳、關東局及樺太廳の外地各特別會計豫算に就ては卅日夜大抵省と折務省との折衝を経て内定を見たが之が概要は左の通りである(單位千圓)(計數整理の結果若干異動を生ずることあるべし)

區分 昭和十四年度豫算額 (△減)

△朝鮮總督府

歳入 四六、〇〇元
經常部 四六、〇〇元
臨時部 三三、〇八元
計 六九、〇八元
歳出 三三、〇八元
經常部 三三、〇八元
臨時部 三三、〇八元
計 六六、一六元

△臺灣總督府

歳入 一七、〇〇元
經常部 一七、〇〇元
臨時部 六、〇〇元
計 二三、〇〇元
歳出 一七、〇〇元
經常部 一七、〇〇元
臨時部 六、〇〇元
計 二三、〇〇元

△樺太廳

歳入 四、〇〇元
經常部 四、〇〇元
臨時部 三、〇〇元
計 七、〇〇元
歳出 四、〇〇元
經常部 四、〇〇元
臨時部 三、〇〇元
計 七、〇〇元

臨時部 三、〇〇元
經常部 三、〇〇元
計 六、〇〇元
臨時部 三、〇〇元
經常部 三、〇〇元
計 六、〇〇元

計

△南洋廳

歳入 一〇、〇〇元
經常部 一〇、〇〇元
臨時部 三、〇〇元
計 一三、〇〇元
歳出 一〇、〇〇元
經常部 一〇、〇〇元
臨時部 三、〇〇元
計 一三、〇〇元

△主要なる新規事業費目(單位千圓)

一 朝鮮總督府
鐵道建設及改良 七〇、〇〇〇
國防道路 五〇、〇〇〇
航空施設 七〇、〇〇〇
氣象觀測充實 五〇、〇〇〇
産金獎勵施設 二、〇〇〇
重要礦物増産 五〇、〇〇〇
人造石油獎勵等 一、〇〇〇
棉及亜麻の増産 五〇、〇〇〇
米の生産擴充 五〇、〇〇〇
甘藷の増産 五〇、〇〇〇
畜産獎勵 五〇、〇〇〇
民有用材林造成 五〇、〇〇〇
國際貸借改善施設 五、〇〇〇
教育に關する經費の増加 二、〇〇〇
京城嶺山専門學校設置 一、〇〇〇
羅津廳新設其の他羅津に關する施設 一、〇〇〇
一 樺太廳
端川港修築 一、〇〇〇
濟州島築港 一、〇〇〇
國民精神總動員運動 一、〇〇〇
軍事後援 一、〇〇〇
招魂社創立 一、〇〇〇
企業部新設 一、〇〇〇
國民登錄實施 一、〇〇〇

臨時部 五、〇〇元
計 一〇、〇〇元
臨時部 五、〇〇元
計 一〇、〇〇元
臨時部 五、〇〇元
計 一〇、〇〇元

職業紹介所設置

一 職業紹介所設置 一〇〇
一 癩癩診所の充實 五〇
一 在外鮮人施設 五〇
一 京城北鮮間通信施設擴充 二、〇〇〇
一 災害復舊費 六、〇〇〇
一 司法機關の充實 一〇〇
一 陸軍兵志願者訓練所充實 三〇〇
一 經濟警察及北鮮警備施設の充實 八〇〇
一 臨時防空及警備費 六〇〇
一 貯金管理所新設 八〇
一 臨時軍事費特別會計へ繰入 三、〇〇〇

一 臺灣總督府

鐵道建設及改良 五、〇〇〇
港灣築造 三、〇〇〇
治水工事 一、〇〇〇
防空及警備 三、〇〇〇
燃料資源開發 一、〇〇〇
バルブ資源開發 一、〇〇〇
輸出振興 五〇〇
物資供給調整 五〇〇
軍事後援 五〇〇
國民登錄 一〇〇
米穀管理に伴ふ經費 二、五〇〇
臨時軍事費特別會計繰入金 一、〇〇〇
外に既定經費の節減、繰延 四、〇〇〇
一 樺太廳
教育、社會事業施設 五〇〇
警察、衛生施設 五〇〇
官行研伐事業の擴張専林業施設 五〇〇
交通、通信施設 五〇〇
軍事後援 五〇〇
惠須取港修築、敷香氣屯間 三、〇〇〇
鐵道建設其他拓殖事業費 三、〇〇〇
國民登錄 五〇〇
臨時軍事費特別會計繰入金 四、〇〇〇

臨時軍事費特別會計繰入金 四、〇〇〇

惠須取支廳設置

一 惠須取支廳設置 一〇〇
一 物資供給及物價調整等 三、〇〇〇
一 既定經費の節減、繰延 三、〇〇〇
一 南洋廳
教育、社會事業施設 一、〇〇〇
警察、衛生施設 一〇〇
物價及物資供給調整 一〇〇
氣象觀測施設 一〇〇
交通、通信施設 一〇〇
勸業施設 一〇〇
南洋開發施設 一〇〇
國民登錄 一〇〇
一般會計繰入 五〇〇
外に節減額 五〇〇
一 關東局特別會計の概要は左の通りである(單位千圓)
總額 三、〇〇〇
主要經費 一、〇〇〇
一 大連第六期水道工事計畫 五、〇〇〇
一 臨時軍事費特別會計繰入金 五、〇〇〇

第二線備金支出

【三三三】政府は廿七日左の如く第二線備金を支出する旨勅裁を経て公示した(單位圓)
一 在支領事館警察充實費 一、八〇〇元
一 在外教育費補助補足 四、〇〇〇元
一 地方費補助 五、〇〇〇元
一 鹿児島縣砂防費補助 五、〇〇〇元
一 災害應急事務費 五、〇〇〇元
一 地方災害旅費 一〇〇、〇〇〇元
一 多摩川上流外三箇川水害復舊費 八、〇〇〇元
一 荒川外二箇川水害復舊費 五、〇〇〇元

臨時軍事費特別會計繰入金 四、〇〇〇

神奈川外卅三縣水害土木費補助

一 神奈川外卅三縣水害土木費補助 四、〇〇〇
一 軍用手票製造費 一、〇〇〇元
一 内閣與行政諸費 一、〇〇〇元
一 下志津陸軍飛行學校補助物其他風水害復舊費 一、〇〇〇元
一 陸軍習志野學校消毒更衣室其他火災復舊費 五、〇〇〇元
一 佐世保留守府管内建造物風水害復舊及新營費 八、〇〇〇元
一 高岡區裁判所水見出張所火災復舊費 一、〇〇〇元
一 臨時刑務費補足 一、〇〇〇元
一 宮城控訴院震災復舊費 一、〇〇〇元
一 宮城刑務所其他震災復舊費 一、〇〇〇元
一 緯度觀測所震災復舊費 一、〇〇〇元
一 東北帝國大學震災復舊費 一、〇〇〇元
一 千葉醫科大學風水害復舊費 一、〇〇〇元
一 國有林風水害復舊費 二、〇〇〇元
一 關東地方其他各地風水害應急施設費 二、〇〇〇元
一 蠶糸試驗場福島支場震災復舊費 五、〇〇〇元
一 國有林臨時木材増産費 五、〇〇〇元
一 臨時物資販賣統制施設費 五、〇〇〇元
一 勞務者統後生活刷新諸費 五、〇〇〇元
一 國境地方被害後援費 五、〇〇〇元
一 鐵道線路其他水害應急費 一、〇〇〇元
一 刑務所廳舍其他水害復舊費 一、〇〇〇元
一 道路河川其他水害應急補助 一、〇〇〇元

臨時軍事費特別會計繰入金 四、〇〇〇

一 水害罹災者救済施設費補助 三三〇、七〇〇

一 旱害罹災者救済施設費補助 四六、三三六

一 鐵道線路其他風水害復舊費 四二〇、〇〇〇

一 道路堤防其他風水害復舊費 一三三、六五九

一 藩地交通路其他風水害復舊費 一〇、〇〇〇

一 道路堤防其他風水害復舊費補助 一〇三、三三五

一 南支那及南洋施設費補足 四〇〇、〇〇〇

一 諸拂戻金 一、四八、〇〇〇

政府貸付金處理委員會

【三三三】 大藏省では廿一日午後二時より蔵相官邸に政府貸付金處理委員會を開催、左記要旨の決議をなし同四時散會した

第一 一般會計の震災關係貸付金にして貸付先が更に轉貸したるもの(東京市及横濱市が轉貸先と爲れるものを除く)に付ては昭和十三年度及十四年度に於ては之が元金の償還を猶豫し且右兩年度中の利息に關しては後日之を決定し得ること

第二 私立學校に對する一般會計の震災關係貸付金にして神奈川縣平塚市外廿五箇町村に於て債務を承継したる神奈川縣元中郡私立育英學校分に付ては昭和十三年度及十四年度に於ては之が元金の償還を猶豫し且右兩年度中の利息に關しては後日之を決定し得ること

第三 天津居留民團に對する一般會計の天津日本專管居留地内埠頭築造資金貸

付金の貸付條件及延滞元利金の支拂方法は左記に依り變更し得ること

一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること

二 現在條件に依る各年度償還年賦金の總額中昭和十年年度首現在延滞元利金に相當する分並に昭和十年年度以降同十三年年度迄の各年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十四年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

三 昭和十年年度以降同十二年度迄の各年度償還年賦金中昭和十年年度首現在償還期未到來元金に相當する分に付ては各償還年度の翌年度以降、昭和十三年年度以降の各年度償還年賦金中昭和十年年度首現在償還期未到來元金に相當する分に付ては昭和十四年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て昭和十四年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

四 各償還期に於て支拂を遅延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遅延利息を徴すること

第四 青島居留民團に對する一般會計貸付金の貸付條件及延滞元利金の支拂方法は左記に依り變更し得ること

一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること

二 昭和十一年度及同十二年度償還年賦金中利子に相當する分に於ては支拂

未済のものに付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十八年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

三 昭和十一年度及同十二年度償還年賦金中元金に相當する分に付ては各償還年度の翌年度以降、昭和十三年年度首現在償還期未到來元金に付ては同年度以降昭和十七年度迄之を無利子とし昭和十八年度以降其の貸付利率を年三分に改め元利均等を以て同年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

四 各償還期に於て支拂を遅延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遅延利息を徴すること

第五 濟南居留民團に對する一般會計の居留民業務復活資金貸付金の貸付條件及延滞元金の支拂方法は左記に依り變更し得ること

一 昭和十二年度首現在延滞元金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得ること

二 昭和十二年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十八年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

三 昭和十二年度首現在延滞元金に付ては同年度以降、昭和十二年度償還年賦金中元金に相當する分及昭和十三年度首現在償還期未到來元金に付ては昭和十三年年度以降昭和十七年度迄之を無利子とし昭和十八年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等

を以て同年度以降十箇年賦に依り之を支拂はしむること

四 各償還期に支拂を遅延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遅延利息を徴すること

第六 一般會計の長江沿岸居留民業務復活資金貸付金中上海居留民團、漢口居留民團(鄭州債務者團に轉貸したる分を除く)及蘇州債務者團に對する分の貸付條件及延滞元利金の支拂方法は左記に依り變更し得る事

一 昭和十二年度首現在延滞元利金並に昭和十二年度及同十三年度償還年賦金の支拂は昭和十三年度に於ては之を猶豫し得る事

二 上海居留民團に對する分の(1) 昭和十二年度首現在延滞元利金中及同年度償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十六年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

(2) 昭和十二年度首現在延滞元利金中及同年度償還年賦金中元金に相當する分に付ては各償還年度の翌年度以降、昭和十三年度首現在償還期未到來元金に付ては同年度以降昭和十五年年度迄之を無利子とし昭和十六年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年度以降七箇年賦に依り之を支拂はしむること

三 漢口居留民團(鄭州債務者團に轉貸したる分を除く)の(1) 昭和十二年度首現在延滞元利金中及同年度償還年賦金中利子に

相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十八年度以降十箇年度間に之を支拂はしむること

(2) 昭和十二年度首現在延滞元利金中及同年度償還年賦金中元金に相當する分に付ては各償還年度の翌年度以降、昭和十三年度首現在償還期未到來元金に付ては同年度以降昭和十七年度迄之を無利子とし昭和十八年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年度以降十箇年賦に依り之を支拂はしむること

四 蘇州債務者團に對する分の(1) 昭和十二年度首現在延滞元利同年年度及償還年賦金中利子に相當する分に付ては之を無利子とし別表に定むる年額を以て昭和十六年度以降七箇年度間に之を支拂はしむること

(2) 昭和十二年度償還年賦金中元金に相當する分及昭和十三年度首現在償還期未到來元金に付ては昭和十三年年度以降同十五年年度迄之を無利子とし昭和十六年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年度以降七箇年賦に依り之を支拂はしむること

五 各償還期に支拂を遅延したるときは該延滞額に付日歩三錢以内の割合を以て遅延利息を徴すること

第七 昭和七年法律第十二號第二項の規定に依る支那在留邦人事業復興資金貸付金の貸付條件は左記に依り變更し得ること

一 北京居留民團、天津居留民團、軍

春債務者團及暹羅朝鮮人債務者團に對する分に付ては

(1) 昭和十三年年度以降三箇年度間之を無利子据置とすること

(2) 昭和十六年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年年度以降十箇年賦に依り之を支拂はしむること

二 濟南居留民團、博山債務者團、上海居留民團、南京債務者團、蘇州債務者團、杭州債務者團、蕪湖債務者團、九江債務者團、廈門債務者團及香港債務者團に對する分に付ては

(1) 昭和十三年年度以降五箇年度間之を無利子据置とすること

(2) 昭和十八年度以降其の貸付利率を年三分とし元利均等を以て同年年度以降十箇年賦に依り之を支拂はしむること

三 漢口居留民團、長沙債務者團、宜昌債務者團、重慶債務者團、温州債務者團、福州債務者團、汕頭債務者團、廣東債務者團及雲南債務者團に對する分に付ては

(1) 昭和十三年年度以降五箇年度間之を無利子据置とすること

(2) 昭和十八年度以降の貸付條件は後日之を決定し得ること

十月末現在國庫現計

【三三三】大藏省發表による十月末現在昭和十三年國庫歳入歳出現計は(單位千圓)

一 歳入	本年十月末	前年同期比較増
經常部	六、五〇、六〇〇	一、五〇、三三三
臨時部	七、七〇、〇〇〇	五、五三、七五五

計 一、四三〇、九〇〇

一 歳出

經常部	七、〇〇、〇〇〇	六、七五〇
臨時部	一、三〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇
計	八、三〇、〇〇〇	八、〇五〇

であつてその内普通歳入の主な内譯は前年同期に比し租稅收入一億五千二百萬圓増、印紙收入六百萬圓増、官業及官有財産收入二百萬圓増、日本銀行納付金百萬圓増、臨時利得稅二千九百萬圓増となつてゐる、なほ租稅收入の内所得稅は股

價證券移轉稅、關稅、噸稅等が減收を示したことは稍注目される、即ち普通歳入の主な内譯左の如し(單位千圓△印は減)

一 租稅	本年十月末	前年同期比較
所得稅	三、〇五、〇〇〇	二、五七、〇〇〇
地 租	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
營業收益稅	四、〇〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇
資本利子稅	三、五〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇
法人資本稅	六、〇〇、〇〇〇	六、三〇、〇〇〇
相續稅	八、〇〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇
礦業稅	一、〇〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇
外貨價特別稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
酒 稅	四、七〇、〇〇〇	四、六〇、〇〇〇
清涼飲料稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
砂糖消費稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
織物消費稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
揮發油稅	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇
取引所稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
有價證券移轉稅	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇
關 稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
噸 稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
營業稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

兌換銀行券發行稅 三三三

計	五、五〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇
一 印紙收入	四、七〇、〇〇〇	四、六〇、〇〇〇
一 官業及官有財産收入	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇
一 日本銀行納付金	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇
一 臨時利得稅	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
一 利益配當稅	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
一 公債及社債利子稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
一 通行稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
一 入場稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
一 特別入場稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
一 物品稅	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇

金融・保險

興銀は四倍増加に變更

【三三三】總動員法第十一條發動に關聯する興銀の増資案に關しては既報の如く興銀の戰時金融機關としての新機能に鑑み増資新株の引受に對し特許を除く國債引受シ國加盟銀行(神戸銀行を含む)信託を參加せしむべく呼びかけ、當初の豫定としてはシ國引受分五千萬圓舊株主への割當分五千萬圓の三倍増資の方針を以て興銀とシ國との間に折衝を進めてゐた、然るに學國的金融機關の實を擧げる爲には出來得る限り多數のシ國メンバーを網羅する必要があるもので此程に至り興銀ではこの當初の豫定を變更しシ國引受分を更に五千萬圓増加して一億圓とすることに新方針を内定、而して興銀の増資實現の曉にはシ國側より代表を同行に入れるべく要望してゐるが現在のところ、それが業務理事の形となるが或は參與理事の形を探るかは未定であるもの、

何れにせよ今回の増資事情に鑑み何らかの形でこの要望は實現されるものと期待される、なほ十一條發動に關聯して興銀内に設けられる特別勘定の運用に關しては大藏省内に特別の貸付審査委員會が設けられる筈である

▲興銀の四倍増資本極り【三三三】日本興業銀行の増資に關しては國債シ國關係市中銀行、信託も資本的參加を行ふ事に内定、豫て興銀と各銀行、信託との間に個別的折衝を重ねて來たが同問題に關する市中大銀行側の綜合的態度を決定する爲め森(安田)、明石(第一)、万代(三井)、加藤(三菱)、關根(第百)、中根(三和)、大平(住友)の東西七大銀行の首腦者は廿八日午後二時から東京手形交換所に參集、種々協議の結果國策的見地より興銀の増資に進んで協力する事に方針を決定、右七大銀行の興銀増資新株引受分は各行一千萬圓純(二十萬株)とすることに大體意見の一致を見たので森廣藏氏は同日夕刻七行を代表して森興銀總裁を訪問之を通達した、仍て興銀では現在資本金五千萬圓(全額拂込式)を一舉二億圓に四倍増資を行ふ事に正式決定、直ちに大藏省に對し内認申請の手續をとつた、而して國債シ國加盟の殘餘の野村、愛知、名古屋、並に神戸の四銀行、三井、三菱、住友、安田の四信託は夫々大體右七大銀行引受分の半額を引受ける旨の諒解が成立して居るので七大銀行引受分を一千萬圓とすれば結局市中銀行、信託の引受總額は一億一千萬圓、之に現在株主引受分五千萬圓を合すれば興銀の新資本金は一億一千萬圓に上るわけであるが、この一千萬圓の豫定超過額は外國人(主としてフランス人)所有無記名株式の新株引受が期待薄なので之を振替え、尚超過分を生ずる場合には今後の個別的折衝により適宜査定を加へて端數を切捨てる方針である、尚同行増資案は明年二月五日の定時總會に附議正式決定の上四月乃至五月拂込徵收を實行する豫定である

▲市中銀行興銀への經營關與を要望 懸案の興銀増資問題は別項の如く廿八日四倍増資に方針を決定したが、右に關聯して市中有力銀行筋では興銀に對し經營關與を主張して居り成行を注目されて居る即ち今次の資本的參加により興銀の新資本金二億圓中有有力銀行信託の持株は一億圓と半數を占めるわけに興銀に對する市中側發言權の増大は當然豫感された處であるが市中側では巨額の資本參加を爲す以上興銀今後の營業方針に對し決して無關心であり得ないとして居る、従つて興銀の經營に關しては人的關與を爲す場合にも從來の參與理事制度の如き單に事情報告を徴するのみでは満足せず、さればといつて興銀に對し常勤の理事を送る事は手續關係その他より至難と見られるので市中側では興銀に對し適當なる代案の考究を要求してゐる、しかも右に關する市中側の態度は相當強硬で、これを増資新株引受に對する交換條件として居り一方右に對し興銀としては高々參與理事の増員を豫定して居るに過ぎず同問題は今後大藏省、興銀、市中銀行、信託間の折衝に残されたわけである

勸業農工貸付金利子最高歩合認可【三三三】大藏省では廿七日付を以て勸業、農工、北海道拓殖各行政の明年上期貸

付金利子認可最高歩合を發表したが右によれば北拓の貸付項目中農、工、漁業者十人以上連帯並に田畑、鹽田等の兩項目の貸付が何れも前期より一厘引下げの六厘と改訂された他は勸銀、農工の貸出率も悉く前期に据置かれた

兌換銀行券整理法改正案來議會に

【三三二】大藏省では本年度末を以つて舊形式兌換銀行券失効期限の到來するのを機會に兌換銀行券整理法の一部改正の件を來るべき議會に提出することに決定した、即ち兌換銀行券整理法(昭和二年四月一日公布、法律第四十六號)によれば同法第二條に列擧の各種舊形式兌換券の強制通用力は本年度末たる昭和十四年三月卅一日を以て失効期限が到來、同日迄に滅失したと認められる當該兌換銀行券推定總額約四千萬圓是同法第四條の規定により日本銀行から一般會計に納付され更に一般會計から國債整理基金特別會計に繰り入れられる事になつてゐるが、今回同條項を改正、滅失兌換券該當金額を一般會計に充てることに變更、特別會計への繰り入を廢止せんとするものである

日本銀行週報

【三三七】日本銀行調査、十二月十八日より廿四日に至る兌換券發行高平均左の如し(單位千圓)

發行高	二、七六、〇〇〇	前週	二、七六、〇〇〇
正貨準備	五、二〇、〇〇〇		五、二〇、〇〇〇
保證準備	一、九〇、〇〇〇		一、九〇、〇〇〇
公債	一、九〇、〇〇〇		一、九〇、〇〇〇
證券	一、九〇、〇〇〇		一、九〇、〇〇〇
手形	一、九〇、〇〇〇		一、九〇、〇〇〇

合計	一、七六、〇〇〇	前週末	一、七六、〇〇〇
限外發行高	一、七六、〇〇〇		一、七六、〇〇〇
十二月廿四日現在日銀營業報告左の如し(單位千圓)			
△負債の部	廿四日現在	前週末	
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
積立金及損益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
發行兌換銀行券	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
政府預金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
政府當座預金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
小額紙幣引換準備預金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
一 股預金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
合計	一、七六、〇〇〇	一、七六、〇〇〇	
△資産の部			
拂込未済資本金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
現金及金地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
金貨及金地	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
外國爲替基金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
割引手形	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
政府一時貸金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
外國爲替貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
公債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
代理店勘定	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
政府勘定特殊現金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
合計	一、七六、〇〇〇	一、七六、〇〇〇	

右記發行兌換銀行券の内詳(備考) 銀及爲替券の支拂準備に充當額

一 兌換券發行高は年末接近と共に急激な膨脹を續け廿五億四千三百萬圓と前週末に比し三億六百萬圓を激増した

一 政府當座は一億九千七百萬圓と前週比一億四千四百萬圓を減少した、即ち週中政府當座の受入關係としては野貯純増加一千五百萬圓、稅收二千萬圓に預金部の貸付金回收、保有證券類の元利金收入一千百萬圓を合して四千六百萬圓に對し、支出關係としては去る廿日の米券借換に際し現金償還一千七百萬圓の他年末關係から政府一般支拂は一億七千萬圓と著しく進捗し期考合計一億八千七百萬圓の巨額に上つた爲結局この差額減を示したものである

一 年末接近と共に補助貸の需要擡頭が目立ち従つて小額紙幣引換準備預金は前週比一千萬圓を續増、八千二百餘萬圓となつた

一 一 股預金は一億三千百萬圓と前週比百餘萬圓を激増したが之は廿日の米券償還によるものである

△資産の部

公債の市中賣却高は歳末關係から著しく鈍化し、従つて日銀の公債保有高は前週比一億二千百萬圓を増加して十九億餘萬圓と遂に十九億圓を乘せた、即ち去る廿日米券一億七千七百萬圓の借換發行に對し年末關係から乘換なく一方利付買却高は市中二千七百萬圓、郵便局の窓口買却三千萬圓を合して五千七百萬圓に過ぎず結局この差額増を示した、一方外爲貸付金は二千九百萬圓と前週比九百萬圓を増増、代理店勘定も亦政府支拂準備に充當する爲め一億七千五百萬圓と前週比三千百萬圓の

増加を示した 東京社員銀行週報

【三三三】東京手形交換所調査、十二月廿四日現在の同所社員銀行請勘定に依れば預金は増勢全く停滞し前週に比較して五百萬圓の微増に止まつたに對し貸出は五千九百萬圓を激増して記録を更新し、有價證券また米券償還により一億五千萬圓を減少した、コールローンまた期末決済資金需要の増大、地方送金の旺盛化に伴つて三千百萬圓を増加し、漸く年末氣配を濃化してゐる、内詳を見るに

一 預金に於いては川末關係から通知より當座へ大量の振替りが行はれたため當座は六千五百萬圓増加、通知は七千四百萬圓を減少、定期は六百萬圓、特當は五千五百萬圓を増加したが特當の増加はボーナス其他個人所得の増加を映すものと見られる、當座、特當、定期は各新記録である

一 貸出に於いては生産力擴充に基く貸出増の外年末貸出も増加して來たため制手は三千萬圓、手貸は二千五百萬圓を増加してともに新記録を示現した、貸出合計の卅八億六千四百萬圓また既往の最高記録である

一 有價證券は米券償還に乘換が殆んど皆無であつたため廿八億二千萬圓と九月三日以來の小額に減少したが短資需の微増に伴ひ右償還資金は相當コール市場で消化を見従つてコール・ローンは二億五千百萬圓と七月廿三日の二億五千九百萬圓に次ぐ多額となつた、現銀有高の千百萬圓増は手許保留の増加によるものである、詳細左の如し

△預金	廿四日現在	前週比較
當座預金	六、〇〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇
特別當座預金	八、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
通知預金	五、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
定期預金	二、九〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
合計	二、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
△貸出金	四、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
割引手形	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
手形貸付	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
證券貸付	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
當座貸越	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
△有價證券	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
△コールローン	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
△現金有高	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

十一月末東京社員銀行勘定

【三三三】東京手形交換所調査、十一月末の同所社員銀行請勘定に依れば政府資金の大量撤布に對し預金の増勢は過剰傾向を示し前月末に比し一億六千百萬圓を増加、四十九億千九百萬圓となつたに止まつたが貸出は生産力擴充資金需要の旺盛と季節的配當資金需要もあつて前月末に比し一億三千五百萬圓を増大して卅八億二百萬圓に通した、従つて有價證券投資は著く不振となり卅二億九千四百萬圓と前月末に比し二千六百萬圓の減少を示した、その直接原因は米券償還後その乘換へ買入が差換へられ貸出に振向けられたためと見られる(單位千圓△印減)

諸預金 四〇,三三〇,五六一△ 〇〇,七六〇
合 計 四九,二四一,三三三△ 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇△
△貸 出

割 手 一,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
 手 貸 二,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
 證 書 貸 三,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
 當 票 貸 四,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
合 計 一〇,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
△有價証券 三〇,〇〇〇,〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇
△コール・ローン

特殊銀行筋の協力による緩和工作として
 の資金放出も進められたため出合は漸く
 閑滞化し餘剰資金を以て日銀保有公債の
 買入れを方向も現はれ豫想通り平穩越
 年を見た、しかし乍ら未だレートの緩和
 を見る迄には至らず、翌日物は引續き七
 厘一本と強調を持続した、尙當日に繰越
 の日銀帳尻によれば兌換券発行高は前
 日より更に五千二百萬圓を増加し、廿八億
 五千八百餘萬圓に達し、従つて限外發行
 高は六億五千七百萬圓を記録した、これ
 を前年末最高發行高(卅日)廿三億九千九
 百萬圓に比すれば四億五千九百萬圓の大
 膨脹を示し又最近數日間を除く既往の最
 高記録たる昭和二年四月金融恐慌當時の
 廿六億五千九百萬圓に比しても二億圓近
 くの膨脹に當つてゐる、預金は二億一千
 六百萬圓と前日比三千八百萬圓を減少、

一 政府支拂未豫定以上に進捗し十二
 月の政府支拂超過額は八億六千萬圓と
 約八千萬圓増進を上廻つたこと
 一 滿洲中央銀行をも含む特殊銀行が日
 銀の短資市場統制に克く協力し、日銀
 返金を差控へてコール放出に努めた事
 以上の二事情に基くもので、この爲日
 銀の年末貸出も一億一千萬圓と年末貸出
 膨脹豫想額より約二千萬圓方を増大した
 に止まつた、尙卅一日の日銀年末貸出回
 收高は五千五百萬圓民間預金増加高は約
 一千万圓で、兌換券發行高は東京、大阪
 で六千萬圓、全國では八千萬圓以上を収
 縮した模様で交換後の日銀に對する公
 債留却豫約は三分半利債三千三百萬圓、
 米券四千萬圓、合計七千三百萬圓に達し
 た

【三三】 政府資金の大量撤布を背景と
 して日銀兌換券發行高は急激な膨脹を續
 け昭和十三年の最高發行高(十二月卅日)
 は廿八億五千八百六十萬八千圓と前年最
 高廿三億九千九百萬七萬八千圓に比し四億
 五千九百五十三萬圓(一四・九%)の激
 増を示したが、銀行券膨脹傾向は鮮銀、
 豪銀券にも顯著に現はれ、鮮銀券は半局
 産金業の殷盛、生産力擴充等により年末
 最高廿六日は三億三千四百廿七萬圓と前
 年最高二億九千九百萬四千圓に比し四
 千九百九十六萬六千圓(一六・七%)の膨脹
 を示した、一方豪銀券は政府支拂
 の進捗により特に顯著な膨脹を見せ年末
 最高(卅日)は一億四千二百五十八萬八千
 圓と前年最高一億一千四百九十四萬二千
 圓に比すれば二千七百六十四萬六千圓増
 となり實に二四%の膨脹率を示した

【三三】 大阪も七厘一本で平穩越年
 年末最終日卅一日の大阪短資市場は朝來
 新現の資金需要は既に見られなかつたも
 のゝなほ移動は繁忙を持続したが交換後
 に至つて需要減退と共に各銀行が一齊に
 手許を開放した、め供給急増し加ふるに
 市内及び手近い地方よりは早くも資金の
 還流が始まつたので一部では逸早くも公
 債、米券の買入れが行はれ、又かなりの
 金額が東送されたにも拘らず市場は忽ち
 緩化した、従つてレート翌日物七厘一
 本となほ前日に保合つたが、無條件は最
 高七厘五毛と五毛高、最低は七厘中心は
 七厘四分の一と各四分の三厘方急軟化し
 た、また月越無條件卅日物の中心並に最
 低も大巾の引緩みを示した、かくて十三
 年末も翌日物は遂に協定率七厘一本を以
 て豫想通りの平穩裡に越年した

【三三】 大晦日卅一日の東京短資市場は
 一般移動材料大體一巡したが、一方銀行
 筋が季末のウィンドウ・ドレッシングの
 關係から手許準備を厚くし或は日銀への
 預金のために市場資金の引上げを行つた
 ので供給減少が目立ち従て交換前は出合
 窮風氣味を呈した、而し交換後に至つて
 政府支拂の進捗、商取引の一段落により出
 手筋の一部手許開放が行はれ、之に加へて
 金需要の激増に對して

【三三】 政府資金の大量撤布を背景と
 して日銀兌換券發行高は急激な膨脹を續
 け昭和十三年の最高發行高(十二月卅日)
 は廿八億五千八百六十萬八千圓と前年最
 高廿三億九千九百萬七萬八千圓に比し四億
 五千九百五十三萬圓(一四・九%)の激
 増を示したが、銀行券膨脹傾向は鮮銀、
 豪銀券にも顯著に現はれ、鮮銀券は半局
 産金業の殷盛、生産力擴充等により年末
 最高廿六日は三億三千四百廿七萬圓と前
 年最高二億九千九百萬四千圓に比し四
 千九百九十六萬六千圓(一六・七%)の膨脹
 を示した、一方豪銀券は政府支拂
 の進捗により特に顯著な膨脹を見せ年末
 最高(卅日)は一億四千二百五十八萬八千
 圓と前年最高一億一千四百九十四萬二千
 圓に比すれば二千七百六十四萬六千圓増
 となり實に二四%の膨脹率を示した

【三三】 大蔵省発表 十二月中の銀行
 異動額に依れば

十二月 中 銀行 異 動 額

(一)伊藤銀行(愛知縣普通銀行資本金
 一億圓)は中禁銀行(同縣同種資本金
 二億五千圓)を買収(二)松山五十二
 銀行(愛媛縣普通銀行資本金五百四十
 七萬五千圓)は三津濱銀行同縣同種、
 資本金百萬圓)を買収、(三)有信銀行
 (山梨縣普通銀行資本金三百五十萬圓)
 は山梨殖産銀行(同縣同種資本金百萬
 圓)を買収

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

普通銀行		貯蓄銀行		計	
十二月末	年初末異動數	十二月末	年初末異動數	十二月末	年初末異動數
三三	一	三三	一	三三	一
消滅増加(新立)		消滅増加(新立)		消滅増加(新立)	

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に緊要
 不可欠な國策的事業會社の新設傾向が既
 に本年は減退したとはこの全般的數字の
 みから斷じ得ない、寧ろ實際の情勢とし
 ては國策的大會社が相當多量に本年を
 の創立を見てゐる、次に増資は前年比一
 億五千百萬圓即ち約九分五厘の増加であ
 り、また社債は同じく前年比四億二千五
 百萬圓即ち實に三十一割餘の激増を示し

【三三】 日銀調査 生産力擴充第二
 たる本年中に於ける計畫資本額(概數)
 は新設、増資並に社債を合せて總計卅九
 億三千九百八十九萬一千圓に達した、そ
 の第一年として急テンポな生産力擴充行
 進の開始により卅六億二千七百萬圓と未
 曾有の巨額を記録した昨年(一三)のそれ
 にも實に三億一千二百餘萬圓即ち更に約
 八分六厘の増加に當る、その種類別内譯
 は左表の如くであるが、本年は全年に亘
 つて資金調整法の適用により平和産業關
 係の計畫資本は完全に近いまでに抑制さ
 れ、専ら時局に緊要なる方面へ計畫資本
 の振向けられたことが特徴として注目さ
 れる、而して内譯に付て見るに新設は昨
 年に比し二億六千四百餘萬圓、即ち約一
 割三分の減少を示し、その勢の既下り
 坂になつたことを数字的には物語つてゐ
 るが、資金調整法の資金抑制に關する側
 面は實際上最も強くこの「會社新設」に働
 きかけてゐることを想へば、時局に

て正に本年の計畫資本額が最高記録を更
新した主因をなしてゐる(單位千圓△印
減)

本年比較 前年比較

△新設	1,061	△	1,061
社數	1,647,916	△	1,647,916
金額	1,747,176	△	1,747,176
△増資	2,233	△	2,233
社數	1,747,176	△	1,747,176
金額	1,747,176	△	1,747,176
△社債	1,747,176	△	1,747,176
社數	1,747,176	△	1,747,176
金額	1,747,176	△	1,747,176
△計	1,747,176	△	1,747,176
社數	1,747,176	△	1,747,176
金額	1,747,176	△	1,747,176

尙十二月中に於ける計畫資本額は左表の
如くで、十一月に引續き増資、新設は共
に前月比減少の傾向を示して居り、生産
力擴充も秋頃を以て本年は一服したことを
物語つてゐる、同月の計畫資本中主な
るものとしては新設に北海道入道石油
(七千萬圓) 東洋アルミ(二千萬圓) 社債
に東北振興電力(一千萬圓)等がある(單
位千圓、△印減)

運輸業	1,100	—	1,100
製鐵業	1,100	—	1,100
電氣、瓦斯業	1,100	—	1,100
製造工業	1,100	—	1,100
三三〇〇	1,100	—	1,100
化學工業	1,100	—	1,100
機械及び器具工業	1,100	—	1,100
六六〇〇	1,100	—	1,100

農林業	1,100	—	1,100
商業	1,100	—	1,100
雜業	1,100	—	1,100
合計	1,100	—	1,100
前月比較	1,100	—	1,100
前年同月比較	1,100	—	1,100
△四、二三	1,100	—	1,100
△七、三〇	1,100	—	1,100
△七、三〇	1,100	—	1,100
△七、三〇	1,100	—	1,100

金關工業 3,300
農林業 1,100
商業 1,100
雜業 1,100
合計 3,300
前月比較 3,300
前年同月比較 3,300
△四、二三 3,300
△七、三〇 3,300
△七、三〇 3,300
△七、三〇 3,300

銀行債 2,700,000
會社債 2,700,000
株式 2,700,000
合計 2,700,000
前年同月比較 2,700,000
前年同月比較 2,700,000
△二、七〇 2,700,000
△二、七〇 2,700,000
△二、七〇 2,700,000
△二、七〇 2,700,000

地方債 1,100,000
國債 1,100,000
本年比較増減 1,100,000
前年比較増減 1,100,000
△二、七〇 1,100,000
△二、七〇 1,100,000
△二、七〇 1,100,000
△二、七〇 1,100,000

【三〇〇】日銀調査、本年中に於ける拂
込金額(概算)は七十二億一千六百萬七
千圓に達し前年に比し三十億三千四百十
萬二千圓、即ち七割二分弱の増進を示し
た、その種類別内訳は左表の如くで事變
の進展に伴ひ國債が前年の三倍弱にのぼ
つたのを筆頭に、政府資金大量撒布によ
る起債界の年初來順調な展開を映して會
社債地方債も前年の二倍近くとなり、銀
行債も亦増加せることをその主因とする
株式のみは前年比一千百萬圓の減少であ
るが、なほ十八億八千五百萬圓の多額に
上つて居り従つて株式拂込の形式による
生産力擴充傾向が昨年より減退したもの
と斷ずるは早計であらう、たゞ本年は資
金調整法の全年に亘つての適用を受けて
平和産業方面のそれが抑制されてゐるの
で、その影は明かに反映してゐるものと
云ふべくこの點に鑑みるときは、時局
關係産業の株式拂込は昨年より更に相當
の増加を示してゐると云へば(單位千
圓、△印減)

【三〇一】東京手形交換所調査 同所に
於ける本年十二月中の交換高は手形枚數
二百九萬四千餘枚金額卅九萬七千七百廿
六萬八千餘圓となつたが之を前月に比
較すれば五十四萬八千餘枚、七億五千四
百餘萬圓を増加し、昨年十二月に比較す
れば十七萬三千餘枚、一億三千四百餘萬
圓を増加した、次に本年中の交換高は手
形枚數千八百卅二萬五千餘枚、金額三百
七十三億八千七百餘萬圓となり、之を昨
十二年に比較すれば手形枚數は百一萬七
千餘枚(五分三厘)、金額は卅二億六千百
餘萬圓(九分六厘)を増加して、枚數は既
往の最多數たる昨年を凌駕し、金額は昭
和元年(大正十五年)の三百九十四億六千
餘萬圓の最多額は尙廿七億七千三百餘萬
圓及ばないが次位の大正十四年の三百七
十三億二千萬圓には僅かではあるが六千

六百萬圓超過した、更に金額を上期、
下期に區別して昨年同様に比較すれば、
上期は百八十三億五千九百餘萬圓で十四
億一千二百餘萬圓(八分三厘)を増加し、
下期は百九十九億二千七百餘萬圓で十八億
四千九百餘萬圓(割八厘)を増加した之
を手形種類別に依つて前年同期比較を見
れば當座小切手は上期八億二千百萬圓の
増加に對し下期(十一月迄)は廿億四千二
百萬圓を激増した、之は云ふ迄もなく時
局關係會社の大口支拂と更に時局新設會
社の株式拂込に伴ふ資金移動等に因るも
のと思はれる一方此種小切手の激増のた
めに株界不振に甚く受渡決済小切手の激
減が相殺されて現はれない事が注目され
る約束手形は上、下期を通じて三億六千
五百萬圓、爲替手形は六千九百萬圓を各
増加し、預金手形は上期七千五百萬圓減
少、下期三千八百萬圓増加、送金小切手
は上、下期を通じて二億五千二百萬圓を
増加した、雜類は上期四億一千四百萬圓
下期三億六千七百萬圓を増加したが之は
公社債利札及配當金額收證の交換金額の
増加もあるが之が主因と思はれるものは
中央郵便局の交換高増加(雜類に含ま
れる)で、一年を通じて四億五千萬圓を
増加してゐる、これは郵便局の公債買却
代金がその後交換經由を以つて決済され
たものと見られる、尙コール手形は上期
一億三千八百萬圓、下期十億三千百萬圓
の顯著な減少を示した點注目を惹く詳細
左の如し(單位千圓△印減)

【三〇二】大藏省發表 總ての經濟活動
が事變目的の達成を目標として體制を整
へるに至つた本年中に於ける大藏省預金
部の活動狀況は次の通りである、即ち預
金部資金局は昭和十三年中に五回に亘り
預金部資金運用委員會を開催し總額十一
億圓を越ゆる巨額なる資金の新規運用を
決定した、この新規運用決定額十一億圓
の内容を極く大掴みに分類して見ると、
其の内最も大きな部分を占めるものは國
債に對する放資であつて其の額は七億五
千萬圓に達する、次に道府縣市町村、各
種組合、其他廣く農村、中小商工業に
融通せられる低利資金が合計して二億四
千萬圓に上る、残りの約一億一千萬圓は
特殊銀行會社等の債券に對する投資等に
依つて占められて居る、右の國債、地方
資金、社債の全部を包括した昭和十三
年中十一億圓の決定額に對し同年中(十二
月廿二日迄)に運用實行済となつた額は
十億三千餘萬圓に達する、此の内には前
年決定額の融通未済で繰越されたもの、
融通實行額をも包含して居るが、大體に
於て決定額に近い金額の融通が實行され

【三〇三】東京手形交換所調査 同所に
於ける本年十二月中の交換高は手形枚數
二百九萬四千餘枚金額卅九萬七千七百廿
六萬八千餘圓となつたが之を前月に比
較すれば五十四萬八千餘枚、七億五千四
百餘萬圓を増加し、昨年十二月に比較す
れば十七萬三千餘枚、一億三千四百餘萬
圓を増加した、次に本年中の交換高は手
形枚數千八百卅二萬五千餘枚、金額三百
七十三億八千七百餘萬圓となり、之を昨
十二年に比較すれば手形枚數は百一萬七
千餘枚(五分三厘)、金額は卅二億六千百
餘萬圓(九分六厘)を増加して、枚數は既
往の最多數たる昨年を凌駕し、金額は昭
和元年(大正十五年)の三百九十四億六千
餘萬圓の最多額は尙廿七億七千三百餘萬
圓及ばないが次位の大正十四年の三百七
十三億二千萬圓には僅かではあるが六千

【三〇四】大藏省發表 總ての經濟活動
が事變目的の達成を目標として體制を整
へるに至つた本年中に於ける大藏省預金
部の活動狀況は次の通りである、即ち預
金部資金局は昭和十三年中に五回に亘り
預金部資金運用委員會を開催し總額十一
億圓を越ゆる巨額なる資金の新規運用を
決定した、この新規運用決定額十一億圓
の内容を極く大掴みに分類して見ると、
其の内最も大きな部分を占めるものは國
債に對する放資であつて其の額は七億五
千萬圓に達する、次に道府縣市町村、各
種組合、其他廣く農村、中小商工業に
融通せられる低利資金が合計して二億四
千萬圓に上る、残りの約一億一千萬圓は
特殊銀行會社等の債券に對する投資等に
依つて占められて居る、右の國債、地方
資金、社債の全部を包括した昭和十三
年中十一億圓の決定額に對し同年中(十二
月廿二日迄)に運用實行済となつた額は
十億三千餘萬圓に達する、此の内には前
年決定額の融通未済で繰越されたもの、
融通實行額をも包含して居るが、大體に
於て決定額に近い金額の融通が實行され

銀行債	2,700,000	△	2,700,000
會社債	2,700,000	△	2,700,000
株式	2,700,000	△	2,700,000
合計	2,700,000	△	2,700,000
前年同月比較	2,700,000	△	2,700,000
前年同月比較	2,700,000	△	2,700,000
△二、七〇	2,700,000	△	2,700,000
△二、七〇	2,700,000	△	2,700,000
△二、七〇	2,700,000	△	2,700,000
△二、七〇	2,700,000	△	2,700,000
地方債	1,100,000	—	1,100,000
國債	1,100,000	—	1,100,000
本年比較増減	1,100,000	—	1,100,000
前年比較増減	1,100,000	—	1,100,000
△二、七〇	1,100,000	—	1,100,000
△二、七〇	1,100,000	—	1,100,000
△二、七〇	1,100,000	—	1,100,000
△二、七〇	1,100,000	—	1,100,000

た
以上は預金部資金運用委員会の決議を経て長期運用の範囲に限られて居たが預金の運用には更に此の外に短期運用の分野がある、昭和十三年に於ては是等短期運用も亦頻りに行はれた結果年中(十二月廿二日迄)の短期資金等の運用額の累計は廿一億圓以上上つた前述の長期運用の運用額十億餘萬圓と併せると預金部は此の一箇年間に實に卅一億圓を超える資金を動かしたことになるのである、来る昭和十四年に於ては引續き巨額の國債の消化を必要とし生産力擴充資金の更に形大なる需要を控へ、尙農村及中小工業方面に於ても長期建設の段階に相應した恒久的の根本方策の樹立を要求せられる状態に在る、此の際に當り預金部資金の充實は愈々緊要なる事項となると共に其の適切な運用に期せられる所は益々重大である

預金部三千萬圓を短期融通
【三三三】年末大節季を旬日後に控へながら短資市場は大量の政府支拂に平穩情勢を保持、廿一日も翌日物六厘五毛中心相場を示してゐるので大蔵省としてはかかる情勢に鑑み年末は特に昨年並に一年の如き年末短操作を行はぬ方針であるが、なほ年末金融に萬全を期すために預金部より興銀に對し同行の手許資金充實の意味から三千萬圓の短期融資をなすことに決定、来る廿六日頃實行することとなつた、同融資の貸出條件は年三分六厘(日分一錢)で来る二月一日拂込の興業債券(卅萬圓)代り金を以て返済する管である

公債證券 三、五、三 六、六〇
四分利付支那債券元利補償證券 一〇、〇元
外國公債證券 五、〇元
地方債證 一、〇元
勸業債券 二、〇元
興業債券 〇、七五元
其他債券 〇、七五元
貸付金 六、七三元
内地預金 三、三三元
在外預金 一、〇元
預金部支出金 二、一三元
合計 六、三、七元 二、六、二元

公債證券 三、五、三 六、六〇
四分利付支那債券元利補償證券 一〇、〇元
外國公債證券 五、〇元
地方債證 一、〇元
勸業債券 二、〇元
興業債券 〇、七五元
其他債券 〇、七五元
貸付金 六、七三元
内地預金 三、三三元
在外預金 一、〇元
預金部支出金 二、一三元
合計 六、三、七元 二、六、二元

【三三七】(總信省發) 經濟戰強調調生活改善週間に去る十五日より廿一日までに於ける郵便貯金状況は左の通りである
右週間に於ける内地郵便貯金の
新規預入申込人員は 廿五萬四千人
郵便局窓口預拂差引増加額は 四百六萬一千元

【三三七】(總信省發) 經濟戰強調調生活改善週間に去る十五日より廿一日までに於ける郵便貯金状況は左の通りである
右週間に於ける内地郵便貯金の
新規預入申込人員は 廿五萬四千人
郵便局窓口預拂差引増加額は 四百六萬一千元

【三三三】鮮内における全銀行、信託會社、東拓、朝鮮金融組合聯合會等の金融各團體では廿七日午後總督府において打合せ會を開催預金金利の調整並に金融の改善に就き協議した結果朝鮮金融團を結成左の如く加配社預金金利協定を締結一月日より全鮮一齊に實行することに決定した

全鮮預金金利協定成る
【三三三】鮮内における全銀行、信託會社、東拓、朝鮮金融組合聯合會等の金融各團體では廿七日午後總督府において打合せ會を開催預金金利の調整並に金融の改善に就き協議した結果朝鮮金融團を結成左の如く加配社預金金利協定を締結一月日より全鮮一齊に實行することに決定した

【三三三】(大蔵省發表) 本年七月以降發行したる國債の標準發行價格を左の通り決定し廿八日の官報で告示する(單位圓)
國債の名稱 發行年 記號 標準發行價格
三分中利 昭和二三 一三 六、〇〇
國庫債券 同 一三一 六、〇〇
支那事變 同 一三一 六、〇〇
國庫債券 同 一三一 六、〇〇
國庫債券 同 一三一 六、〇〇
國庫債券 同 一三一 六、〇〇

【三三三】(大蔵省發表) 政府は減債基金を以て本年七月以降倫敦に於て買入に係る五分半利付英貨公債を明年一月一日銷却することに決定したが之が額面及其の買入代金は左の通りである
一五分半利付英貨公債額面 一、九四、四二〇磅
此買入代金 一、〇三、四〇七圓九六二(純分計算)

【三三三】(大蔵省發表) 政府は減債基金を以て本年七月以降倫敦に於て買入に係る五分半利付英貨公債を明年一月一日銷却することに決定したが之が額面及其の買入代金は左の通りである
一五分半利付英貨公債額面 一、九四、四二〇磅
此買入代金 一、〇三、四〇七圓九六二(純分計算)

【三三三】(大蔵省發表) 政府は減債基金を以て本年七月以降倫敦に於て買入に係る五分半利付英貨公債を明年一月一日銷却することに決定したが之が額面及其の買入代金は左の通りである
一五分半利付英貨公債額面 一、九四、四二〇磅
此買入代金 一、〇三、四〇七圓九六二(純分計算)

☆公社債

十二月中の公社債發行額
【三三三】興銀調査 十二月中公社債發行額は十九億八千四百萬圓で前月比二億七千四百萬圓、前年同月比九千五百餘萬圓の各激増を示した、詳細左の如し(單位千圓△印減)

十二月 前月比 前年同月比
國債 200,000 200,000 2,333
地方債 1,333 1,333 1,333
銀行債 2,333 2,333 2,333
會社債 2,333 2,333 2,333
滿洲國債 10,000 10,000 10,000
合計 18,000 18,000 18,000

【三三三】興銀調査 本年中公社債發行額は六十億八千五百餘萬圓と六十億圓を突破し、前年に比較して卅六億九百餘萬圓の激増を示した、この内譯を見るに國債は事變の進展につれ四十三億四千萬

【三三三】興銀調査 本年中公社債發行額は六十億八千五百餘萬圓と六十億圓を突破し、前年に比較して卅六億九百餘萬圓の激増を示した、この内譯を見るに國債は事變の進展につれ四十三億四千萬

【三三三】興銀調査 本年中公社債發行額は六十億八千五百餘萬圓と六十億圓を突破し、前年に比較して卅六億九百餘萬圓の激増を示した、この内譯を見るに國債は事變の進展につれ四十三億四千萬

【三三三】興銀調査 本年中公社債發行額は六十億八千五百餘萬圓と六十億圓を突破し、前年に比較して卅六億九百餘萬圓の激増を示した、この内譯を見るに國債は事變の進展につれ四十三億四千萬

△貸方之部
預金部積立金 六、三、七元
預金部收入金 二、〇、八元
合計 六、三、七元 二、六、二元

△債方之部
復購貯蓄債券及貯蓄債券收入預金 九、八元
各特別會計其他預金 七、六元
預金部積立金 六、三、七元
預金部收入金 二、〇、八元
合計 六、三、七元 二、六、二元

△銀行定期預金
甲種 年三分六厘以下
乙種 年四分一厘以下
△貯銀特約貯金
年三分八厘以下
△東拓定期預金
年三分六厘以下
△信託會社利益歩合
一年以上 年四分一厘以下
二年以上 年四分三厘以下

△債方之部
復購貯蓄債券及貯蓄債券收入預金 九、八元
各特別會計其他預金 七、六元
預金部積立金 六、三、七元
預金部收入金 二、〇、八元
合計 六、三、七元 二、六、二元

△債方之部
復購貯蓄債券及貯蓄債券收入預金 九、八元
各特別會計其他預金 七、六元
預金部積立金 六、三、七元
預金部收入金 二、〇、八元
合計 六、三、七元 二、六、二元

圓の互額に達し前年比廿八億五千百萬圓を激増したが、その他に於ても銀行債は八億六千百萬圓と同じく二億三千百萬圓會社債も亦六億五千四百萬圓と三億二千六百萬圓を激増、滿洲國關係も内地市場に登場して總額一億一千六百萬圓に上る等起債界の順調な推移を物語つてゐる。詳細左の如し(單位千圓)

本年	前年	比増
國債	4,250,000	2,350,000
地方債	1,310,000	850,000
銀行債	8,600,000	3,300,000
會社債	6,600,000	3,600,000
滿洲國關係債	1,600,000	1,600,000
合計	22,360,000	11,750,000

十三年中の公債消化率

【三三二】年末最終日銀の保有利付公債償却高は三千三百萬圓に上り月初來の消化高は市中賣却二億八百萬圓、官廳向二千萬圓、郵便局窓口賣却高一億八百萬圓に同月に於ける預金部引受一億圓を合して四億三千六百萬圓を示した、而して年初來の公債總發行高は四十三億四千五十萬圓、之に對し總消化高は市中賣却廿一億六千六百萬圓、官廳向賣却三億九千萬圓、郵便局賣却四億六千二百萬圓、預金部引受分六億五千萬圓を合して卅六億六千八百萬圓の互額に上り、發行額に對する消化比率は八四・五%と大體に於て順調な成績を収めた、然し乍ら去る十月事變が長期建設段階に入ると共に生産力擴充資金の需要再擡頭により市中金融機關の公債消化力は爾來稍々鈍化を見せ居るので昭和十四年に於てこの程度の消化率を持續する爲めに相當の努力を要し發行技術上にも新たな考慮を要するも

のと見られて居る

出雲電氣社債五百萬圓發行

【三三三】臨時資金審査委員會は廿六日出雲電氣社債五百萬圓の發行に關し内閣會を興へた、條件左の如し

- 一 發行總額 五百萬圓
- 一 利率 年四分四厘
- 一 發行價格 百圓につき百圓
- 一 期限 十一年
- 一 拂込 二月上旬
- 一 引受 日興證券
- 一 受託 興銀

☆ 保險

風水害保險免許

【三三七】風水害補償に鑑み東京海上火災、東京火災保險、三菱海上火災保險の三社ではかねて商工省保險局に對し風水害保險免許方を申請中であつたが、商工省では廿七日附を以て免許指令を發した風水害保險の概要は左の如くで來年夏頃には開業を見る筈で我國最初の試みとして注目に値する

△風水害保險概要

- 一 各社同一の風水害保險普通保險約款を用ひ原則として颱風、旋風、暴風雨、洪水等の風災又は水災に因りて生じたる損害を填補するも特約に依り風災又は水災の何れか一方のみを引受くることを得
- 二 保險に付する物の範圍は建物、橋梁、其の他の工作物、立木及動産とす
- 三 保險期間は一年を原則とす
- 四 基本保險料率は一ヶ年間保險金額百圓に付二十錢乃至一圓六十錢とし特殊の物に對しては割増を爲し風災又は水

災のみの場合は多少の割引を爲すことあり

個々の實際契約に於ては保險に付せられたる物又は之を容るゝ建物の用方及狀態、豫防設備、過去に於ける被害其の他各種の具體的事務を考量して其の都度妥當なる實際料率を決定す

利益擔保火災保險特約認可

【三三八】火災保險會社では火災保險の特約を以て火災後の休業又は經營支障に基く減收による損害の擔保をなさんとする所謂利益保險の免許方を商工省保險局に認可申請中であつたが商工省は廿七日付を以て左記八社に對し免許指令を發した利益保險は歐米に於ては相當に普及を見てゐるが我が國に於ては最初の試みとして注目に値する、今回認可を受けたる會社名は左の通り

- 東京海上火災保險株式會社、東京火災保險株式會社、横濱火災海上保險株式會社、神戸海上火災保險株式會社、日本共立火災保險株式會社、豐國火災保險株式會社、扶桑海上火災保險株式會社、大正火災保險株式會社
- 九社に信用、硝子、盜賊保險事業免許
- 商工省保險局では廿四日日本火災保險外八社に對し左の如き保險事業營業を免許した(括弧内免許保險種類)
- 日本火災(信用保險)帝國海上火災(硝子保險盜賊保險)大阪海上火災(信用保險、盜賊保險、日本海上(信用保險)日產火災海上(信用保險)豐國火災(信

用保險)帝國火災(信用保險)扶桑海上火災(信用保險)三菱海上火災(硝子保險)

十月中内國卅三生保業績

【三三九】(生保協會調査)十月中に於ける内國卅三生保保險會社の事業成績概況左の如し

一 十月中の新契約は件數廿三萬九千三百九十六件、金額三億六千八百六十一萬一千圓にして純増加は件數十六萬二千九百廿一件、金額二億五千八百八十一萬一千圓となつてゐる、而して月末現在總契約高は件數一千三百七十七萬五千八百八十八件、金額百九十二億一千二百三十三萬圓を示してゐる、之が種類別契約高を掲ぐれば左の如し(單位件數件金額千圓)

種類	件數	金額
△新契約	239,961	3,686,100
△死亡保險	18,200	30,800
△生存保險	17,000	14,300
△年金保險	1	1
△僱兵保險	4,000	3,400
△月末現在	1,377,888	19,212,333
△死亡保險	107,000	1,000,000
△生存保險	1,260,888	18,900,000
△年金保險	3,000	3,000
△僱兵保險	3,000	3,000

一 十月中の收支狀況を見るに收入保險料は六百廿一萬四千圓にして前年に比し九百九十八萬七千圓に増加し、前年に比し二百六十三萬一千圓を夫々増加してゐる、又返戻金合計は百九十九萬圓にして前年に比し四十三萬五千圓の減少となつてゐる、尙内國卅三生保社月末現在契約高に簡易保險、郵便年金、外

國生保會社四社、朝鮮生命等の最近に於ける契約高を加算せる總契約高は件數四千六百九十九萬九千三百九十四件、金額二百四十九億九千九百五十三萬一千圓である

十一月中間郵便年金事業成績

【三三〇】(簡易保險局發表)昭和十三年十一月中に於ける簡易生命保險及郵便年金事業成績左の如し

△簡保事業成績
 月末現在契約高は件數三千五百五十二萬四千五百六十六件にして保險金額五十億四千八百五十七萬九千六百八十八圓六十錢を示した、而して之を前年同月に比すれば件數に於て三百六十七萬九千七百八十二件、保險金額九億四千八百四十九萬九千八百八十九圓卅錢を増加した新契約件數は四十九萬九千四百四十九件にして前年同月に比し廿二萬六千五百廿八件の増加を示した、而して之が平均保險料は一圓十錢五厘、平均保險金額二百七十五圓八十錢である

△郵便年金事業成績

月末現在契約高は件數四十一萬八千六百廿二件にして年金額三千三百六十五萬四千二百卅二圓である、而して之を前年同月に比すれば件數に於て二萬九千九百十四件、年金額百九十九萬六千六百七十九圓を増加した、新契約高は件數二千八百卅五件、掛金額百六萬九千二百五十三圓にして之を年金種類別に示せば即時年金は件數七百十四件、掛金額五十六萬八千七百七十四圓、據置一時掛は件數三千五百五十一件、掛金額四十四萬三千二百五十五圓、據置分掛掛は件數七百七十件、年掛掛金額五萬七千八百廿

八圓である、而して之が總數に對する割合を示せば即時年金二割五分二厘、据置一時拂は四割七分六厘、据置分割拂は二割七分二厘である

産 業

鐵鋼増産促進を協議

【三二六】日滿支を通ずる鐵鋼増産計畫の圓滑なる促進策を協議すべく、過般鐵鋼聯盟内に設置された特別委員會は滿洲國委員たる昭和製鋼小日山社長がこの程上京したのを機とし廿九日工業俱樂部に第一回會合を開き先づ委員長に日本鋼管社長白石元治郎氏を互選、次いで増産計畫促進に關する根本問題につき意見の交換を行つた、尙次回は明春一月十日開催する豫定である

明年度石油試掘地域及深度決定

【三二六】商工省では石油資源開發のため石油資源開發法施行規則第六條第一項の規定に基き昭和十四年度に於ける石油試掘の地域及深度の指定を廿九日付官報を以て左の如く告示することとなつた、之により指定地域の石油資源を指定深度以上に試掘せる者に對し商工省では試掘經費の三分の二を補助する

日本會工組聯合會創立

【三七七】日本電解法曹連工業組合と日本アンモニア曹連工業組合との綜合統制機關として設立すべく準備中であつた日本曹連工業組合聯合會の創立總會は廿七日丸の内會館に開催、定款を可決し、左の役員を選任した

△理事長 石川一郎(日産化學)

△理事 (電解法側)中野友禮(日本曹連)磯部隆一郎(旭電化)櫻並直三郎(旭ベルグ)福澤陶吉(鶴見曹連)アンモニア法側)大野政吉(旭硝子)緒田秋之助(徳山曹連)員永敬甫(東洋曹連)國吉信義(宇部曹連)福留正雄(九州曹連)

△監事 中井四郎(北海曹連)川南聖作(川南工業)

朝鮮電力、内地電聯より獨立

【三三三】内地電力聯盟資本の導入によつて朝鮮の電力開發を行ふべく設立された朝鮮電力會社は最近の朝鮮電力事業の生長に伴つて内地よりの自立を圖ることとなり其の方法として今回電力聯盟側所屬の朝鮮電力會社株式と朝鮮電力會社所屬の傍系會社、即ち三陟開發、三陟鐵道兩社株式とを交換することに決定、朝鮮電力では廿三日工業俱樂部に臨時株主總會を開催し、右に伴ふ傍系事業分離に關し左の通り決定、今後株式交換比率其の他細目點に關し協定を進めた上、明年二月初めまでに一切の手續を完了することとなつた

一 朝鮮電力會社(資本金三千萬圓金額) 拂込済の關係電氣事業と三陟開發(資本金五百萬圓四分の一拂込) 三陟鐵道(資本金五百萬圓半額拂込)兩會社等との傍系事業とは爾今之を全然分離することとし、明年二月初めまでに朝鮮電力の所有する三陟開發、三陟鐵道兩社株式全部と舊電力聯盟側の所有する朝鮮電力株式とを交換する

一 即ち具體的には朝鮮電力所有の三陟開發、三陟鐵道兩社株式は日本電力を主とする五大電力等舊電力聯盟側に移

行し、その代り舊電力聯盟所有の朝鮮電力會社株式は朝鮮電力に移行することとなるが、之は朝鮮電力にとつては自己株式を所有することとなるので、之を避けて同系統の南朝鮮水力電氣に所有せしめることとする

一 右分離の結果として三陟開發、三陟鐵道兩社長は従來通り内藤藤喜氏(日電副社長)引継ぎ就任し、池尾芳蔵氏(日電社長)辭任後役員中の朝鮮電力社長には小倉武之助氏(南鮮合同電氣社長)が新任さる

一 朝鮮電力と三陟開發、三陟鐵道兩社は分離後と雖も依然相互扶助により朝鮮産業界の發展に努力する

一月分人絹二萬圓増産決定

【三三三】明年一月分の人絹並に人織の生産計畫に關し商工省では廿三日左記の如く人絹二萬圓の増産並に人織五萬圓(特織四萬圓減を含む)減産をなすことと人絹人織とも同ブロック向消費の大口制限を行ふことに決定、人絹聯合會、スフ製造工業組合兩團體に對しこの旨指令を發した、尙これは一月分のみの生産計畫で、爾後の生産計畫はバルブ供給の増量が期待されない以上、更に生産制限強化を見るものと豫想される

△人絹

一 人絹糸生産量は十五萬圓とする(現在十三萬圓)

一 内地向及滿洲、關東州、支那向消費割當量は十一萬四千圓とする(現在十五萬圓)輸出は据置とす(糸と織物合計五萬圓、外に交雜關係一萬圓)

一 特織(人絹會社が人絹用バルブを以て生産する人織)の生産は三萬圓とす

る(従來は七萬圓)

一 以上の如く人絹の生産は二萬圓の増産となつたが特織四萬圓の略消により人絹會社の運轉繰數から見れば人絹、特織合せて生産總量は十八萬圓となり従來の廿萬圓に比し二萬圓の減産

△人織

一 人織會社の人織生産は廿四萬圓とする(従來は廿五萬圓)

一 人絹會社の特織生産は三萬圓とする(従來は七萬圓)

一 人織の内地及滿洲、關東州、支那向消費割當量は廿五萬圓とし軍需及輸出向を二萬圓とする(従來は兩者併せて卅二萬圓)

十月中毛、麻、スフ織物産額

【三三三】(商工省發表)昭和十三年十月の本邦毛織物麻織物及ステープルファイバー織物産額概況左の如し(單位千圓、△印減)

一 毛織物

(一)總産額

總産額	本月	前月	比較%
純毛織物	三、五五	三、五三	(一・一)
混紡毛織物	一、四六	一、七三	(一三・三)
其他の毛織物	五、五八	五、三六	(七・〇)
(二)品目別産額(百萬圓以上のもの)			
純毛織物			
混紡毛織物			
羅紗	三、三三	洋服用サージー	二、二五
羅		紗	三、六七
毛		布	二、二五
		(肩掛及胸掛を含む)	

二 麻織物

總産額	本月	前月	比較%
	三、一〇	△三、〇	(二・〇)

純麻織物一、七五 元 (二・三)

廣幅物 一、三三 △△ (五・八)

小幅物 二、二五 (三・七)

特殊物 一、五九 (三・四)

其他の麻織物 三、三三 △△ (八・九)

廣幅物 三、三三 △△ (四・二)

小幅物 〇 △△ (三・三)

特殊物 〇 △△ (一・一)

一 ステープルファイバー織物

(一)總産額

總産額	本月	前月	比較%
(二)品目別産額(百萬圓以上のもの)			
モスリン	七、〇四	小 倉	二、〇三
サージー	六、三三	ポプリン	一、三三

日本海運會社の設立停頓

【三三三】過般の關議で正式決定の日本海國策海運會社設立案に關し渡信省ではその具體化につき準備中であつたが、幹線航路以外の所謂ローカル航路の統制並に出資方法につき朝鮮側との間に意見の相違を生ずるに至り、爲にその準備はやや停頓の形となつたので目下拓務省との間にこれが調整方につき協議を進めてゐる、即ち渡信省當局としては現物出資は單に船舶の出資のみならずその船舶の航路も當然これに含まれるものとの建前から朝鮮を中心とするローカル航路をも現物出資に伴つて國策海運會社の統制下に置かるべきものであると對し朝鮮側ではそのローカル航路を統制外に置くべき旨を主張し、又出資方法についても渡信省では航路價格を參照し公平な評價に基き現物出資とする方針であるに對し朝鮮側では現物出資を避け現金出資を要望してゐるものである、併し乍ら右の

る(従來は七萬圓)

一 以上の如く人絹の生産は二萬圓の増産となつたが特織四萬圓の略消により人絹會社の運轉繰數から見れば人絹、特織合せて生産總量は十八萬圓となり従來の廿萬圓に比し二萬圓の減産

△人織

一 人織會社の人織生産は廿四萬圓とする(従來は廿五萬圓)

一 人絹會社の特織生産は三萬圓とする(従來は七萬圓)

一 人織の内地及滿洲、關東州、支那向消費割當量は廿五萬圓とし軍需及輸出向を二萬圓とする(従來は兩者併せて卅二萬圓)

二點に關する見解の相違も兩者の歩み寄りにより年内にはこれが解決を見るものと選信省當局では前途を樂觀してゐる

商船、南阿沿岸同盟へ加盟

【三三】大阪商船ではかねて南阿沿岸同盟(ロレンソマルケスよりケーブタウシに至る航路を統制す)に唯一の日本船會員として加盟を申込みてゐたが廿日附を以て承認する旨廿一日同社に入電があつた、同社では既に昨年三月東阿沿岸同盟加盟を承認されてゐるため、これより今後はポートサイドよりケーブタウシに至る各港沿岸貨物の集荷が可能となつた譯である

船主協會、船價償却等に付き陳情

【三三】日本船主協會では海運界現下の問題として最も要緊される船價償却年限短縮の件及び船舶全損の場合に於ける損補保險金に對する課税の件に對し廿七日附文書を以て大藏當局に陳情することゝあつたがその要旨左の如きものである

△船價償却に關する件

一 船價の半額は船舶所有者をして毎年一定率に依り廿年間に償却せしめること

二 船價の残りの半額は船舶所有者をして廿年間に任意償却せしめること

三 デイゼル船、油槽船及び捕鯨母船に就いては前二項の期間を十五年とすること

△船舶全損の場合における損補保險金に對する課税の件

一 船舶が不慮の事故に依り喪失した、め船舶の受けたる保險金額が概簿價格を超過したる場合、その超過金額を、

一定期間(最短三年)に代換船舶の建造又は購入を爲す時に限り、利益を認めざることをされたし

一 船舶の素質優秀化のため手持船を賣却したる場合においても前項に準じ取扱はれたし

洋灰設備製統統換協定に統制命令

【三三】セメント製造機械の統制製造轉換及北支移轉に關し内地及朝鮮に於けるセメント製造業者卅三社中淺野セメント外廿三社は去る二日成立のセメント生産制限協定中一部改訂に關する協定に對しアウトサイダー抑制のため重要産業統制法第二條の規定による統制命令の發動方を商工省に申請中であつたが同省では廿三日開催の統制委員會に之を附議可決したので廿七日付を以て右の統制命令を發動することとなつた

昭和十四年産煙草耕作段別増加

【三三】昭和十四年産煙草耕作段別は廿六日の官報に公示される筈であるが、其の公示段別は在來種二〇、九三五町歩、ペーレー種二、〇八一町歩、黄色種二〇、四八六町歩、計四三、五〇二町歩之を前年の公示段別に比すれば在來種に於て一、八五四町歩、ペーレー種に於て一、四八二町歩、黄色種に於て一、三三七町歩、計五、七〇八町歩の増加となる、此の耕作反別増加は從來の輸入葉に代る國産葉の増産を圖ると共に輸出の増進に備へる爲であつて煙草耕作地の選定に付ては他産業殊に蠶蠶業との關係に付て十分注意が拂はれてゐる

☆農 漁 業

農林計畫委員會第一回總會

【三三】事變下における農業生産計畫經濟化の方策を審議すべき農林計畫委員會第一回總會は廿七日午後二時中農林大臣官邸に開催、有馬農相、小平次官、關係各局長、委員(植村、谷口委員缺席)幹事出席有馬農相の挨拶に次いで諮問案三件の審議に入り、先づ小平次官並に小濱農務局長より説明あつた後質疑に移り河野委員より

時局下の重要農林水産物の計畫經濟化に伴ひ價格政策を講ずる必要なきかとの質問あつたに對し小平次官より戰時農業生産力維持に萬全を期するたため計畫的生産と併行して價格政策を採用する旨の注目すべき答辯が行はれた、而して更に「高冷地の農業獎勵」「日滿支農業の綜合調整」「離村状況の調査資料提出」等に關し希望意見の開陳あり、次回は一月中旬開催して諮問案三件を各部會(特別委員會)で分擔検討の上答申案を作成することとして同日時過ぎ散會した、諮問案三件左の如し

△説明
時局下に於ける食糧、軍需及貿易上必要なる重要農林水産物生産の維持擴充を圖るは喫緊の要務なるが支那事變の長期建設の段階に進むに伴ひ努力及奮力の不足並に肥料其の他の生産資材の供給規正等に因り農林水産業經營の諸條件は漸次困難の度を加ふるの情勢に在り政府は事變勃發以來農林水産物生産の維持擴充を圖る爲諸般の施設を講じ來りたるが更に最近の情勢に鑑み米穀其の他重要農産物の生産擴充、肥料の配給統制、農業機械の移動配給調整、漁業用資材の統制、集團的勞力移動に依り勞力補給施設等各般の施設を講じ至急之が實行を圖らんとするに至りたるを以て差當り米穀其の他の重要農産物の生産計畫、農林水産業の經營に必要な物資の配給調整及勞力の需給の調整に關し探るべき具體的方法に付意見を求む、尙農林漁業團體の活動は重要農林水産物生産の維持擴充上極めて緊要なる所なるを以て之等の團體をして克く聯絡調整せしめ充分なる機能を發揮せしむるに必要な整備擴充に關する方策に付意見を求む

△諮問第二號
「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」に關し時局下に於ける經濟情勢に即し検討を必要とする事項に付意見を求む

△説明
「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」は昭和七年十一月農林經濟更生中央委員會に諮問して決定し爾後必要なる追補をなしたるが右方針中には長期建設下に於ける經濟事情の推移其の他諸般の情勢に鑑み相當檢討を要するものありと認めらるるを以て之等に付意見を求む

△諮問第三號
農林漁業の經營及之に従事する者の保持に關する方策に付意見を求む

△説明
時局に伴ひ各種産業の急激なる發達其の他經濟情勢の急激なる變遷に因り動もすれば農山漁村の自然的資源及人的資源等の保持上急激なる變化を惹起し場合に依りては重要農林水産物生産上著しき影響を被むるの虞なしとせざるを以て之等の新事態に對處する爲に必要な施設として農林漁業の經營及之に従事する者の保持に關する方策に關し意見を求む

牧野整備審議會第一回總會

【三三】農林省馬政局では牧野の整備擴大を圖り有能馬の造成に資するは内地馬政計畫遂行上極めて緊要のことなるのみならず最の馬政調査會第十回總會に於いても牧野の改善に關する希望決議等が行はれたに鑑み今同農林、陸軍兩省關係者を以て牧野整備審議會を設けることとなつたが、その第一回總會は廿三日午後二時より農林大臣官邸に開催され、先づ會長有馬農相より一場の挨拶あつて後

△諮問事項第一號 牧野の整備を圖る爲適當なる方策如何

馬の資質向上を圖りその資源の涵養を期する爲速かに牧野を擴充整備するは最も肝要なりと認む仍て右に關し意見を求めんとす

の審議に入り有馬農相局長官より詳細なる説明あり、種々質疑應答を重ねた結果今後更に數次に亘つて審議會を開催し上具體案を練ることとして散會した、牧野整備審議會委員左の如し

△會長有馬農村
△委員

高橋農林政務次官、小平農林次官、助川岡參事、村山岡山林局長、岸岡畜産局長、荷見岡馬政局長、吉田岡馬政局次長、高岡岡馬政局參事、松村岡馬政局參事、中村陸軍省兵務課長、野澤軍馬補充部本部長、南部一郎、西尾忠方、木島駒藏

極東漁業廳明年度漁區競賣不發表

【三二九】在浦鹽七田總領事より外務省への入電に依れば例年十二月廿八日ソ聯極東漁業廳より公告される明年度競賣漁區競賣に關する件は本年は遂に公告されなかつた、而して現行日ソ漁業條約に依れば右競賣は例年二月に行ひその競賣日、場所、競賣漁區番號等は競賣期日の六十日以前に公告されることとなつて居り現行條約實施以來競賣は例年二月廿八日(例年は二月廿九日)に施行され従つてその前年の十二月廿八日(例年十二月廿九日)に右競賣は公告されて居たが漁業條約の改訂交渉の紛糾せる本年、廿八日に遂に競賣公告を見なかつたことはソ聯邦當局の意圖が奈邊にあるか極めて注目されてゐる

物價・賃銀

紡毛式混紡綿糸に最高標準價格

【三二七】紡毛式混紡綿糸(コンデンサー糸)は關係團體によつて去る十月廿四日より省令によらざる自治的標準價格が實施されてゐるがコンデンサー糸にス・フを含有するものゝ最高價格はなき

ため十二月度より配給の紡毛式混紡綿糸は紡績も買手も買値基準値なきため處分難狀處にあつたので商工省では廿七日の綿業専門委員會に於て左の如く最高價格を決定自治的に實施することとなつた

紡毛式混紡綿糸にしてステープルファイバーの含有量重量割合に於て三割以下のものは昭和十三年十月廿四日より實施の紡毛式綿糸(コンデンサー糸)最高標準價格を適用しステープルファイバーの含有量重量割合に於て三割を超えたるものは前記紡毛式綿糸の當該番手の當該銘柄のものより五十圓上げとす

販賣價格取締規則指定品目追加

【三二七】商工省では去る十九日の中央物價委員會で反毛の最高標準販賣價格を決定したが、之に法的根拠を與へるため物品販賣價格取締規則に基き廿八日附告示を以て左の如く品目指定並に販賣價格の基準期日指定を行ふこととなつた

△昭和十三年七月商工省告示第二百八號
中左の通知改正す
第四十八項の次に左の一項を加ふ
四十九 故又は肩の羊毛(撥撥、昭和十三年十二月二十六日裁斷屑類を含む)

棉花、綿糸最高標準價格

【三二七】商工省では二十七日綿業専門委員會を開き棉花、綿糸の最高標準價格を左の如く決定廿八日付官報を以て公布即日施行することとなつた、尙次回の最高價格は一月十四日發表することゝ決定した

一 棉花
四十四番手 六十八圓
入織百百度 六十八圓
米棉十ポイント變動毎に一割に付一圓

十二月渡五三圓二五(四月渡迄同値) 基準 紐青三月限大引八仙四〇
二 綿絲(各番手別に七月渡迄同値)
(イ)單絲
八番手未滿 十二月渡 二九・〇〇
十番手 二七・〇〇
十六番手 二六・〇〇
二十番手 二五・〇〇
三十番手 二四・〇〇
四十番手 二三・〇〇
(ロ)双撚絲
二十番手 二二・〇〇
三十二番手 二一・〇〇
四十二番手 二〇・〇〇
四十四番手 一九・〇〇
六十番手 一八・〇〇
八十番手 一七・〇〇

三 國用綿絲(重量三割以上の人織を混紡したるもの各番手別に四月渡迄同値)
(イ)單絲
十二月渡
十番手 二六・〇〇
十六番手 二五・〇〇
二十番手 二四・〇〇
三十番手 二三・〇〇
四十番手 二二・〇〇

燐肥の公定價格制定

【三二五】農林省では重要肥料業統制法に基き過燐酸燐肥製造業組合に對し燐肥の公定價格制定方を督促し給ふに依つて同組合では去る廿三日來連日總賣を開き種々協議を重ねたが廿五日に至り左の如く決定即日農林商工兩省に認可申請をなし當局も之を認容するの方針である、而して公定價格は大體市價より一割見當割安で政府當局としても今後燐酸肥料配給會社を中心に急速に配給機構の整備に努める方針であるが燐肥の公定價格は確定の前驛渡しなるに對し工場渡しなので運賃掛り等の配給各段階に於ける分擔その他に關し未だ問題が残されてゐる、公定價格左の如し

一 低度(可溶一六%)の一圓九十八錢
(現在現物市價東京二圓三十四錢、大阪二圓十八錢)、高度(可溶一九・七%)一圓六十一錢、大阪二圓三十八錢、一噸(三七・五噸)十貫目建
二 工場渡し
三 全國一本建(運賃は製造會社の共同計算)

つて審議を重ねた結果草案を異議なく承認同七時發會した

△諮問第三號(商工農林兩大臣諮問) 重要肥料業統制法第十八條の規定に基き制定せられたる硫酸アンモニアの輸出入許可制の實施期間を昭和十五年十二月卅一日迄延長せんとす
△諮問第四號(商工農林兩大臣諮問) 重要肥料業統制法第十一條第一項の規定に依り過燐酸石灰製造業組合の届出に係る左記過燐酸石灰の販賣價格の決定を承認せんとす
一 昭和十四年一月乃至七月各月渡販賣價格を左の通とす
(一)包裝物工場渡
三七・五噸入一噸當
可溶性燐酸十六パーセント物金一圓九十八錢也
可溶性燐酸十九・七パーセント物金二圓十七錢也
(二)撤物工場渡は前號販賣價格より三七・五噸に付金二十四圓引の割合とす、但し假荷造の場合は之に要する實費を加算するものとす

二 前項の價格を以て行ふ取引條件
イ 積出限月 單月積
ロ 入目 千分ノ十
ハ 受渡場所 引込線貨車乘、工場
イ 麻袋詰と以詰との値開きは實費を以て基準とし商協決定するものとす
ロ 成分に依る格差に可溶性燐酸一八

一 實施期間
來年一月以降七月迄限月銷なし
【三二六】明年一月以降の過燐酸石灰の公定價格を審査すべき重要肥料委員會は廿六日午後三時半より總理大臣官邸に開催、會長近衛首相缺席の爲め副會長有馬農村副會長先づ小濱農務局長より肥料副當制實施に關する報告あり、次いで左記の諮問案第三號並に第四號を附議、岡本石黒、河野、千石各委員より夫々質疑あり

以上のものに在りては可溶性燐酸一九・七％物撒の成分價格に依り、可溶性燐酸一八％未満のものに在りては可溶性燐酸一六％物撒の成分價格に依り之を定む、可溶性燐酸三％以上のもの、價格は可溶性燐酸一九・七％物及可溶性燐酸一六％物の包裝物の價格より算出したる各一成分價格の平均に依り算定したる價格を以てす

ハ、叭に依る格差に付ては中叭(三七・五入)を基準とし小叭(二八入)は中叭の價格を一、三を以て除したる價格、大叭(五六入)は中叭の價格に一、四七を乗じたる價格とす

四 販賣價格中に包含せられたる割戻手料なし

五 販賣價格中に包含せられたる包裝費及出荷費

イ 包裝費 陶當 金六圓五十錢也

ロ 出荷費 陶當 金三十四錢也

六 賞換期日

商工、農林大臣宛届出の日より一月後の日但し前記の賞換期日以前に承認ありたるときは其の翌日より實施するものとす

七 實施期間

昭和十四年七月卅一日迄とす

アルミニウム販賣價格引下げ

【三・六】 商工省では國産アルミニウムの一月以降販賣價格を左の如く一割程度引下げることに決定した(單位一吨に付)

Table with 2 columns: 純度 (Purity) and 前明比引下げ額 (Previous price reduction amount). Rows include 充ての未滿 (1000), 純度 (100), 充ての未滿 (1000), 純度 (100).

Table with 2 columns: 充ての未滿 (1000) and 工業藥品 (Industrial chemicals). Rows include 肥料 (30.0), 燃料 (29.9), 雜品 (29.9), 總平均 (29.9).

東京、大阪兩市生計費指數

【三・三】 内閣統計局では東京市及大阪市に於ける本年十二月分の生計費指數について廿一日左の如く發表した

一 概況

△東京市生計費指數 昭和十二年七月を一〇とする東京市の本年十二月分労働者生計費指數は一一・八であつて十一月の指數に比較すると四厘昨年十一月の指數に比較すると九分二厘の上昇である、前月に対する騰落を五大費別に見れば飲食料費は九厘、住居費及保健衛生費、修養娛樂費等を含む其の他の諸費は共に一厘の昂騰、光熱費は一厘の低落を示し、被服費は保合つてゐる、給料生活者生計費指數は一一・七であつて、十一月の指數に比較すると労働者指數と同じく四厘、昨年十一月の指數に比較すると八分四厘の上昇である、前月に対する騰落を五大費別に見れば飲食料費は四厘、被服費は一厘の低落、光熱費は四厘、其の他の諸費は五厘の昂騰を示し住居費は保合つてゐる

△大阪市生計費指數 昭和十二年七月を一〇とする大阪市の本年十二月分労働者生計費指數は一一・三であつて十一月の指數に比較すると保合を示し、昨年十二月の指數に比較すると九分三厘の上昇である、前月に対する騰落を五大費別に見れば飲食料費は四厘、被服費は一厘の低落、光熱費は四厘、其の他の諸費は五厘の昂騰を示し住居費は保合つてゐる

【三・三】 戦時食料配給統制の合理化を圖るべくメーカ、指定商、全鋼商、第一シヤリング業者の共同出資により日本鋼材販賣會社を設立することに成り、本鋼材販賣會社を設立することになり、役員等に關しては目下設立委員會の手により具體的打合せを行つてゐるが、この程當初の案が一部變更され新會社より特約店鋼材商業組合會及第二シヤリング業者を除外することになつた即ち新會社の設立趣旨が鋼材配給の大本を一元的に統制せんとする點にあり、従つて小規模の第二シヤリング業者や直接買需家に接する特約店の参加を必要としないといふ事情によるものである、然るに特約店はこれを以て特約店の存立を脅かすものとして新會社の設立に反對する一方自己防衛策として獨自の鋼材共販會社を設立すべく計畫中である、之に對しメーカはかかる特約店の共販會社の設立は無意味であるとしてゐるが他面特約店加盟の全國約二千軒の多きに上る特

配給統制

被服費は一厘の低落、光熱費は六厘、住居費は一厘、其の他の諸費は三厘の昂騰である、給料生活者生計費指數は一一・五であつて十一月の指數に比較すると労働者指數と同じく保合を示し、昨年十二月の指數に比較すると八分九厘の上昇である、前月に対する騰落を五大費別に見れば飲食料費は四厘、被服費は一厘の低落、光熱費は四厘、其の他の諸費は五厘の昂騰を示し住居費は保合つてゐる

【三・三】 戦時食料配給統制の合理化を圖るべくメーカ、指定商、全鋼商、第一シヤリング業者の共同出資により日本鋼材販賣會社を設立することに成り、本鋼材販賣會社を設立することになり、役員等に關しては目下設立委員會の手により具體的打合せを行つてゐるが、この程當初の案が一部變更され新會社より特約店鋼材商業組合會及第二シヤリング業者を除外することになつた即ち新會社の設立趣旨が鋼材配給の大本を一元的に統制せんとする點にあり、従つて小規模の第二シヤリング業者や直接買需家に接する特約店の参加を必要としないといふ事情によるものである、然るに特約店はこれを以て特約店の存立を脅かすものとして新會社の設立に反對する一方自己防衛策として獨自の鋼材共販會社を設立すべく計畫中である、之に對しメーカはかかる特約店の共販會社の設立は無意味であるとしてゐるが他面特約店加盟の全國約二千軒の多きに上る特

約店を現在の儘放置するに忍びないのでメーカとしても之が對策に着手すべく目下等々協議中である

△指定商を全面的に排除【三・三】 日本鋼材販賣會社設立委員會に於ては目下新會社の機構その他に關し細目の打合せが續行されてゐるが、偶々同設立委員會内の小委員會に於て新會社設立後に於ける指定商存続の可否が問題となり、結局新會社は指定商を通じて製品の一貫買取及販賣をなすといふ定款原案の一部條項を削除するに至り、この結果、多年に亘り鐵鋼配給の最高機關として存続し來つた指定商は新會社設立に當つて果然全面的排除を受けることとなつた、即ち戦時統制強化の必然の結果としてコンミツン・マーチャントたる指定商の介在を排除し、新會社は直接全國鋼材商業組合(全鋼商)と結ぶことにより配給系統の合理化を圖らんとするものである、よつて設立委員側ではこのほど共販指定商たる三井、三菱、岩井、安宅、大倉、岸本、日商、日本鋼材、以上八社代表者と會見し右の趣旨を開陳したが指定商側も事情已むなきと認め之を諒承した、かくて従来の指定商は新會社の株主となるのみでその地位は指定問屋に轉落し、結局全鋼商に参加するの餘なきに至る模様である、尙日滿鐵會社でもかねて指定商排除問題の推移を注視してゐたが、愈々來春を期し之亦全面的排除をなす方針である

△鐵鋼配給は原則として配給業者の手に委ねよ【三・三】 戦時鐵鋼配給合理化策として日本鋼材販賣會社の設立については關係者間に諒解成立したが、偶々新會社

設立要綱作成に際し「株式割當はメーカ一側が六割以上」と決定したことに對し最近指定問屋の全國的團體たる全鋼商は之を以て在來の配給業者の營業分野を侵蝕するものとし、新會社が當初の全體主義から逸脱しメーカ一本位に墮し去らんとすることに絶對反對の態度を表明して來た、かくて廿八日全鋼商理事長は新會社創立委員長たる中井日鐵社長と會見全鋼商代表の資格に於て「鐵鋼配給界の新秩序建設を提唱す」と稱する建議文を手交し鐵鋼販賣は原則として配給業者の手に歸すべしと主張するに至つたが之に對しメーカ一側が如何なる態度に出るか成行を注目されてゐる、建議文の内容左の如し

一 新會社の營業範圍は製品の一貫販賣、輸出入となつてゐるが問題の販賣分野については(一)直接軍需(二)諸官廳特定品の年度契約(三)その他一般民需品に分れ新會社がその何れの分野を擔當するか不明確であるから此の點を明示すべきである

一 假に新會社の販賣分野を消極的に直接軍需及諸官廳特定品のみに限定する場合には指定問屋、指定問屋、特約店によつて別に鐵材の卸賣會社を設立し日本鋼材販賣會社より民需向製品を一手に買取り、之を夫々そのクォーターによつて販賣する、その際卸賣會社にメーカ一からも半數の重役を入れるに資かでない

一 萬一新會社の販賣分野に一切の民需品をも含める積極的のものとするならば少くとも配給業者に對してメーカ一と同数の新會社株式を割當て、また同

数の重役を振當てるべきである、然もこの場合新會社の經營主體を配給業者に委せ、メーカ一は別の使命たる生産力の補充、資源開發に専念すべきものと信する

特殊鋼協議會指定販賣人承認

【三二】 商工省では去る廿日の特殊鋼協議會總會に於いて特殊鋼配給の圓滑化並に價格統制を圖る爲同協議會の選定したる販賣人を通じて特殊鋼を販賣することを申合せ左記十二名を第一次指定販賣人として選定その承認方を求めて來たので廿四日附を以て之に正式承認を與へた粟井鋼商店、石原鋼商店、上野半兵衛商店、岡田菊次郎商店、岡田商店特殊鋼部、河合佐兵衛商店、近藤鋼商店、佐橋特殊鋼株式會社、三更商會、ステレンス販賣株式會社(日本ステレンス株式會社不銹鋼のみ取扱ふ)、中川秀太郎商店、ハカマ鋼商店

農機具用鐵鋼の統制要綱決定

【三三】 農林省では今夏來農機具用鐵鋼の配給統制方法に關し商工省と協議を續けて來たが、最近が統制要綱を決定農林商工兩省より廿一日附各地方長官宛通牒を發した、實施期日は明年一月以降で三月を割當一期間とし、將來は全國的農機具工業組合聯合會を組織せしめ自治的割當統制に當らしめる方針である、統制要綱左の如し

一 農林省は道府縣を通じて農機具(部品を含む)の道府縣別需要量及之が製造並修繕に要する鐵鋼の所要量を調査して之を商工省に通知すること

二 商工省は農林省と協議の上(一)に基

き農機具用鐵鋼の總數量を決定すること

三 農林省は(二)の總數量に基き各道府縣に當該道府縣の鐵鋼數量を通知すること

四 道府縣は其の通知を受けた數量の範圍内に於て野鍛冶(鐵鋼消費量一年噸未満極小農機具製造者)に非ざる農機具製造業者の製造する農機具に付ては需要豫定書、野鍛冶の製造する農機具に付ては之に必要な數量表を作成して之を農林省に報告すること

五 農機具の購入は(四)の需要豫定書及數量表に基き之を爲すこと

六 道府縣は購入すべき農機具が當該道府縣の需要豫定書の範圍内なる旨の證明を爲すこと

七 農林省は(四)の需要豫定書及數量表を取纏め商工省に通知すること

八 商工省は(七)の農林省の通知に基き(二)の總數量の範圍内に於て農機具製造業者の統制團體又は各道府縣に對し農機具用鐵鋼の割當を爲すこと

九 農機具製造業者の統制團體は各道府縣の需要豫定書に基き割當したる農機具製造業者に對し(八)の割當を受けたる範圍内に於て農機具用鐵鋼の割當證明書を交付すること

十 統制團體に加入せざる野鍛冶に付ては道府縣に於て割當證明書を交付すること

十一 農機具用鐵鋼の割當證明書の交付を受けたる農機具製造業者は之に依り必ず各道府縣の需要豫定書及數量表の農機具を製造するものとする

十二 農機具製造業者前項に違反したる場合は爾後鐵鋼割當證明書の交付を爲さざることを得ること

十三 鐵鋼の割當證明書の交付を受けたる農機具製造業者は之に依り製造したる農機具の數量及販賣したる農機具の數量を毎月統制團體を通じて又は直接に道府縣に報告すること

鐵鋼使用關係工業組合設立認可

【三三】 鐵鋼配給統制に伴ひ商工省では農に鐵鋼の大口需要先十五部門の關係業者をして夫々工業組合を結成せしむることに方針を決定、既にそのうち日本鐵山用機械工業組合、日本電氣機器工業組合の兩組合は設立を見たが、更に殘餘の左記十三工業組合もこの程設立されるに至つたので、同省では今回これら十三組合に對し一齊に設立認可の指令を發したこの十三工業組合は何れも地區は内地一圓、事務所々々在東東京、その事業計畫は(一)統制、原料の配給(二)營業に關する指導、研究及調査等である(括弧内は政府の指定せる關係業者たる組合員數)

日本自動車製造工業組合(二七)日本軸受製造工業組合(二七)日本蒸氣タービン製造工業組合(四七)日本内燃機關製造工業組合(五五)日本起重機製造工業組合(四七)日本化學機械製造工業組合(十三名)日本工作機械製造工業組合(十三名)日本蒸氣汽鍋製造工業組合(十五名)日本製鐵用機械製造工業組合(十五名)日本鐵塔製造工業組合(六名)日本水壓鐵管製造工業組合(九名)日本鋼索製造工業組合(七名)日本ポンプ及水車製造工業組合(七名)

石炭需給圓滑に推移

【三三】 最近に於ける石炭の需給關係は生産力擴充の強行及び季節的需要最盛期に當面し乍らも左記の本月十日現在全國四大市場及港頭貯炭高が示す如く比較圓滑であり、大體年内はこの儘順調に推移するものと豫想されてゐる(單位千噸、△印減)

十二月十日 前月 前年同
現在貯炭量 末比 月末比

△四大市場 四五 △三 一〇〇
△港頭 二一 一〇〇 一〇〇

一月分スフ配給割當決定

【三四】 商工省では廿四日分室にスフ割當協議會を開催、一月分スフ配給割當を左の如く決定した、前月に比し總計五百卅五萬三千二百四十六噸度の減少であるが右は一月分人綱會社の特織生産が前月よりも四萬噸、人綱會社の人織生産が一萬噸減少するためである

羊毛關係 封版
羊毛工業會 111000000
紡羊系工聯 110000000

△昭和十四年一月度スフ割當量

封版

アワトサイダー 一六、〇〇〇
 紡 織 三、六八、〇〇〇
 絹紡工業會 一三、〇〇〇
 日本ス・フ紡績工組 六、三〇、〇〇〇
 保 留 四、四三、六六六
 計 六、三三、六六六
 内特織 五、〇〇〇、〇〇〇
 差引人織 三、三三、六六六
 (〇〇圓英噸)
 差引人織に對する所得バルブ量 三、三三、六六六

【三三三】 商工省では廿一日綿需給調整
 協議會特別委員會を開催、明年一月分の綿糸混紡糸、スフ糸の需給計畫を左記の如く決定した、之によれば純綿糸の供給量は前月分比し九千卅冊、また混紡糸のそれは千八百五十冊半の各増加となつたが、コンデンサー糸、落綿スフ混紡糸及スフ糸のそれは夫々七百冊、二千五百冊及び一萬八千四百九十九冊の減少となつて居り、結局一月分の供給總量は十二月分比し一萬八千八百十八冊半の減少を示した

△昭和十四年一月度綿糸及ス・フ需給表 (單位欄、△印減)

供給量	純綿糸	混紡糸	コングニ落綿スフ	スフ糸	計
生産量	五、〇〇一、〇〇一	一、〇〇一	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇一
同右前月比較	△一、〇〇一	△一〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇一
在庫引當量	—	—	—	—	—
同右前月比較	△三、三三三	△三、三三三	△八、〇〇〇	△四、〇〇〇	△三、三三三
原綿保留量	一、〇〇一	—	—	—	一、〇〇一
同右前月比較	—	—	—	—	—
計	五、〇〇一	一、〇〇一	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇一
同右前月比較	△九、〇〇〇	△九、〇〇〇	△八、〇〇〇	△九、〇〇〇	△九、〇〇〇
消費割當量	四、三三三	一、〇〇一	—	—	五、三三三
同右前月比較	△五、三三三	△六、六六六	△四、〇〇〇	△四、〇〇〇	△五、三三三
△保留分	三、三三三	一、〇〇一	—	—	四、三三三
同右前月比較	△三、三三三	△一、〇〇一	△三、三三三	△三、三三三	△三、三三三
△計	五、〇〇一	一、〇〇一	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇一
同右前月比較	△九、〇〇〇	△九、〇〇〇	△八、〇〇〇	△九、〇〇〇	△九、〇〇〇

米穀會社案に反對決議
 【三三二】 過般農林省より發表の日本米穀會社案に對しては東北六縣米穀商組聯が絶對反對決議をなしたのをはじめとして全九州米穀商組聯其他關東一府六縣、

會を開き同案に關する態度に付き協議の結果
 一 該案の實施は徒に産業組合と中小商業者の摩擦相剋を醸成せしめ和協一致の物心總動員の下に時弊克服に當るべき戦時下に於て由々しき社會問題化となる恐れあること
 一 しかも該案は戦時下の米穀配給改善なる大目標を遂行するものとしては餘りに内容杜撰極まるものにして國費多端の折柄多大の國帑を費し、摩擦相剋を取へてするまでの犠牲を拂つて急速に實行する價値を認め得ざること
 一 生産者の團體即ち産業組合、縣販聯、全販聯が米穀會社の經營する正米市場のみならず延市場の市場員となり賣行爲のみとするも先物の投機取引を行ひ公然商行為を行ふことは産業組合本来の性質に悖ること
 一 取引所の賠償費として數百萬圓の廢業手當を支出する由なる戦時下物資統制等に依り深刻な失業轉業者を多數出しつゝある際單に取引所のみ賠償を行ふは思想上社會上明白からざる結果を招來する虞れあること
 一 而して取引所の賠償費捻出並に會社の年六分配當繰出のため米穀會社が米穀取引手数料を徴する爲米價の高騰を來し、統後國民消費者大衆の生活安定とならざること

北海道、中國、山陰等の各産地方面米穀商の間に反對氣勢が熾つてゐるが全國米穀卸商業組合聯盟並に全國米穀小賣商業組合聯盟ではかかる情勢に鑑み廿一日午前十時より日比谷松本樓に合同緊急役員

り年内に準備を完了し、明春早々結成すべき旨を申合せるところあつたが、かねて農林省の米穀會社案賛成の態度を示してゐた大阪、名古屋及び神戸の關係業者は同日の緊急役員會に出席しなかつた
 △決議
 今般農林省に於て發表せられたる日本米穀株式會社案の内容を検討するに該案は國費多端の折柄巨額の國帑を費し徒らに産業組合と中小商業者との摩擦相剋を醸成するに過ぎず然も名を戦時米穀政策に藉ると雖も何等配給の改善に資する所を認めず故に吾等は該案に對し絶對に反對す
 而して吾等は遂に發表せる全國米穀商業組合聯合會に依る配給改善案を以て全國民和協一致、物心總動員の下に時弊克服に當るべき現時局下の要求に應ふるに十分なりと確信す仍つて吾等は右目的貫徹に邁進せんことを期す

米二百萬石買入決定
 【三三三】 農林省は去る十七日の米穀統制委員會の決議に基き十三年産米買入數量限度三百廿四萬石のうち、出廻り調節のため先づ二百萬石を買入れることに決定廿一日發表した
 糞酸肥料配給株式會社創立總會
 【三三四】 糞酸肥料の配給統制を行ふべき糞酸肥料配給株式會社(資本金三百萬圓、半額拂込)の創立總會は廿四日丸の内東京會館に開催され定款を承認し、左の役員を選任した、同社事務所は芝區田村町日産第二別館に置かれる等
 △社長 石川 一郎(日産化學)
 △専務 古田中正彦(過磷酸組合)
 △常務 莊野精一郎(過磷酸組合)

△常務 吉田 守(日東糖業)
 △取締役 矢崎 惣治(住友化學)
 △取締役 小西安次郎(特許肥料)
 △取締役 鈴木准之輔(東洋人肥)
 △取締役 宮原 萬壽島人肥)
 △取締役 田淵 敬治(全聯聯)
 △監査役 鈴鹿和三郎(全肥商聯)
 △監査役 伊藤 英夫(昭和産業)
 △監査役 中野 靜夫(帝國人肥)
 △監査役 山田 敏(帝國農會)
 △監査役 小野 義夫(ラサ工業)
 日本ゴム工聯鉛筆の統制も實施
 【三三三】 日本ゴム工聯では從來生ゴムカーボン・ブラック、などの原材料について實施してゐる配給統制を更に近く亜鉛筆に付ても實行することに決定した、統制の様式は現行カーボン・ブラックと同様として日本被覆電線工聯と共同統制をなすものである

明年度雜誌用紙二割制限
 【三三三】 商工省ではバルブ消費節約のため十四年度雜誌用紙に對し二割の消費制限を施行することとなり廿八日竹内物資調整局長の名を以て雜誌協會、製紙會社特約店に對し依命通牒を發した、右に依れば制限率は十三年下期と變りないが基準と施行期間が變つてゐる
 一 十四年一月以降十二月に至る雜誌用紙に對し十二年七月以降十三年六月に至る一ヶ年を基準とし二割の消費制限を行ふ

貿易

本年度出超四千八百餘萬圓

【三六】 大蔵省発表 本年一月一日以降十二月廿五日迄の外國貿易概算左の如し(單位千圓、△印減)

輸出	昭和十三年	前年同期比
内地	三六、三三	△ 五、八六
朝鮮	一六、四三	△ 五、三三
臺灣	五、〇〇	△ 四、〇〇
計	五七、七六	△ 一五、一九
輸入	二、五八、〇五	△ 二、二九、七九
内地	五、〇九、三五	△ 一、〇六、七〇
朝鮮	二六、〇三	△ 六、六六
臺灣	七、四七	△ 二、三三
計	五七、五九	△ 一、一五、〇九
△差引超過(△印入超)		二、二九
内地	一、〇六、七〇	
朝鮮	一、六〇	
臺灣	一、〇〇	
計	二、七六	

右の如く大蔵省発表本年度本邦對外貿易概算によれば本年度に於ける朝鮮、臺灣を含む我が金土貿易は輸出廿八億一千二百萬圓、輸入廿七億六千四百萬圓であつて差引貿易尻は四千八百萬圓の出超となつた、本邦對外貿易の出超を示したのは大正七年以來實に廿一年振りの現象で右の如く出超に轉じたことはまことに異例的なことである、これは我が對外貿易が自由主義的傾向を完全に脱却し強力な貿易統制の下に置かれたことを物語るものであるが、本年の我が對外的な對外貿易の推移は今後に於ける動向を明瞭に示唆したものと見て注目される、即ち本年貿易を前年同期に比すれば輸出は四億四千二百萬圓(一四%)を又輸入は十一億三千九百萬圓(一九%)を何れも激減し就中輸入の減少が目立つてゐる、この結果貿易尻は前年の記録的入超額六億三千五百萬圓より一擧に出超を轉換するに至つたがこれに言ふまでもなく輸入に於て嚴重な制限が加へられたことによるもので貿易が計畫性を帯びるに至つた故である、又輸出の減少は海外市場に於ける不況並に排日貨國內に於ける原料配給の不円滑及び之に伴ふ一般物價高に依る輸出コストの昂騰等に依るものである、尙重要輸出入品中前年同期に比し著減せるものは輸入にあつては棉花の四億二千三百萬圓減を始め羊毛二億二百萬圓、バルブ七千三百萬圓、ゴム四千九百萬圓並に木材三千六百萬圓の各減少が目立ち一方輸出にあつては綿布一億六千七百萬圓、生糸四千四百萬圓、人絹織物三千九百萬圓、人絹糸二千六百萬圓の各減少等纖維工業製品の全面的後退が目立つて居る、これに反し輸出の増加せるものは小麦粉の三千萬圓並に機械類の四千二百萬圓で前者は主として支那向け輸出又後者は滿洲國向け輸出が各激増したためである

植物油	八、五五	△ 三、〇六
綿織糸	三、〇〇	△ 六、〇六
生糸	三、〇〇	△ 四、〇六
人造絹糸	七、〇〇	△ 三、〇六
綿織物	三、〇〇	△ 一、〇六
毛織物	三、〇〇	△ 三、〇六
絹織物	三、〇〇	△ 三、〇六
人造絹織物	三、〇〇	△ 三、〇六
メリヤス製品	三、〇〇	△ 三、〇六
帽子及帽體	三、〇〇	△ 三、〇六
紙類	三、〇〇	△ 三、〇六
陶磁器	三、〇〇	△ 三、〇六
鐵製品	三、〇〇	△ 三、〇六
機械及同部分品	三、〇〇	△ 三、〇六
木材	三、〇〇	△ 三、〇六
器具	三、〇〇	△ 三、〇六
石炭	三、〇〇	△ 三、〇六
其他	三、〇〇	△ 三、〇六
△輸入品	二、五八、〇五	△ 二、二九、七九
總額	二、五八、〇五	△ 二、二九、七九
米及穀	三、〇〇	△ 三、〇六
小麦	三、〇〇	△ 三、〇六
豆類	三、〇〇	△ 三、〇六
採油用原料	三、〇〇	△ 三、〇六
砂糖	三、〇〇	△ 三、〇六
生ゴム	三、〇〇	△ 三、〇六
硝安	三、〇〇	△ 三、〇六
棉花	三、〇〇	△ 三、〇六
麻類	三、〇〇	△ 三、〇六
羊毛	三、〇〇	△ 三、〇六
バルブ	三、〇〇	△ 三、〇六
石炭	三、〇〇	△ 三、〇六
木材	三、〇〇	△ 三、〇六
油槽	三、〇〇	△ 三、〇六
其他	三、〇〇	△ 三、〇六

十二月中旬綿織物輸出高

十二月月中旬	前年同期比
生地	数量 一、〇〇〇 数量 一、〇〇〇
晒	数量 一、〇〇〇 数量 一、〇〇〇
加工	数量 一、〇〇〇 数量 一、〇〇〇
合計	数量 一、〇〇〇 数量 一、〇〇〇

六千圓となつてをり、この純輸出高を前年同期に比較すると數量に於て二・七パーセント、金額に於て三・七パーセントの各著減を示してゐる、本年一月以降十二月中旬までの綿織物純輸出高を品種別に示せば左の如し(單位數量千方碼、金額千圓)

一月以降十二月中旬迄	前年同期比較減
生地	數量 七、〇〇〇 金額 一、〇〇〇
晒	數量 七、〇〇〇 金額 一、〇〇〇
加工	數量 七、〇〇〇 金額 一、〇〇〇
合計	數量 七、〇〇〇 金額 一、〇〇〇

十一月分米穀移動高調査概要

【三七】 農林省では廿七日米穀統制法施行規則第四十二條の規定に基く米穀移動高(十一月分)調査の概要を大要左の通り發表した(單位石、△印減)

移出高	十一月分	前年同期比較増減
移出高	二、〇〇〇	一、〇〇〇
△外地移動		
朝鮮	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臺灣	一、〇〇〇	一、〇〇〇
樺太	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南洋群島	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇
△内地移動(當該道府縣より他道府縣への移出高)	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(一) 輪移出高		
移出高	十一月分	前年同期比較増減
移出高	一、〇〇〇	一、〇〇〇

△外地移動

朝鮮より 一六、三六六 △四、八六六
臺灣より 一、五五七 △一、四九三
樺太より 一、一三二
南洋群島より 〇

計 一、一〇〇 〇
△内地移動(當該道府縣へ他道府縣より
の移入高) 二、〇〇〇 一、五五七

下期の小麥粉輸出量

【三・八】 本年下半年中の本邦小麥粉輸
出數量は十二月分(推定)を合算して約六
百卅五萬袋に上り、本年上期の六百十八
萬三千袋に比し三分増、事變勃發直後た
る昨年下半年の五百六十二萬袋に比し一割
三分の増加を示してゐる、次に之を仕向
地別に概れば次表の如くの一ヶ年半の
間に著しき變化を示して居り、昨年下半年
本年上期共に三百萬袋の積出をみたる
北支向は百萬袋に激減し、逆に關東州
滿洲國向は二百萬袋から急増して五百
萬袋を突破する大量となつてゐる、仕向
地別に譯左の通り(單位千袋)

Table with 2 columns: 國名 (Country) and 數量 (Quantity). Rows include 滿洲國 (Manchuria), 關東州 (Kanto), 中華民國 (Republic of China), and 其他 (Others).

計 六、三〇〇 六、一五〇
而して北支向の激減せるは小麥粉輸入税
の撤廢により外國粉の大量進出をみたこ
とに因るもので、滿、支ブロックに於
ける小麥及小麥粉の自給確立の觀點から
現地營業者間には北支に於ける強固なる
貿易統制施行要望の聲が昂つてゐる

尙滿洲國向が激増せるは康德四年度に於
ける滿洲小麥の不作に原因するもので來
年上期に於ける滿洲國小麥粉需給は一般

には不足を豫想されてゐるが同國に於け
る本年度の雜穀が豐作なりしこと及び少
量作ら上海小麥粉のペーター制による輸
入が行はれて居ること其他同國に於ける
端緒期が恰も内地新小麥の出廻りに當り
本邦小麥との間に年度の喰違ひあること
等の事情は同國の小麥粉不足を緩和する
ものとみられてゐる

特殊リンク一月十五日から實施

【三・三】 商工省では綜合リンクの代案
として特殊リンク案を考究中の所此の程
大藏省の賛成を得たので愈々廿九日付官
報を以て公布、來年一月十日より施行す
ることに決定した、廿九日公布の省令は
憲法第九條に基く「輸出用原材料に關す
る一 輸出用原材料に關する件」と
輸出用品等臨時措置法に基く「輸出用原
材料内地轉用阻止に關する件」の兩省令
である

特殊リンク實施に伴ふ外國爲替管理令の
改正は大藏當局の都合で暫く延期し差し
當り現行外國爲替管理令の運用によつて
之を實施することとなつたが、商工省で
は特殊リンクの運用が主として地方廳を
主體に行はれるため二十七日地方商工課
長會議を開催、打合せを行ふこととなつ
てゐる、尙特殊リンクの第一次適用(輸
出)品目は麥酒等二十四品目で、十二年
の輸出實績を見ると圓ブロックを除いて
四千萬圓で特殊リンクによるその原材料
輸入額は約三割と推定される、憲法第九
條に基く行政命令即ち「輸出用原材料に
關する一 輸出用原材料に關する件」の商工省令要綱左の如し

△輸出用原材料に關する一 一般的
輸出入連繫制度に關する件

輸出用原材料の輸入及國內配給を圓滑な
らしむるは現下の時局に於て最も重要な
るに疑み不取敢次の如き制度を實施せん
とす

一 本制度は滿洲支に對する輸出入商品
及既に商品別リンク制を採用し居れる
商品には之を適用せざる

二 商工大臣の指定したる商品に本制度
實施以後に於て輸出したる場合は當該
商品を製造又は加工するに要する原材
料にして輸入を要するもの、價額に相
當する輸出用原材料の輸入を認め之を
認證する承認書を地方長官に發行せし
むること

三 輸入を認むる輸出用原材料の種類及
割合は豫め商工大臣之を決定し地方長
官に通牒すること

四 承認書の交付を受け得る者は商工大
臣の指定したる商品を出したる者又は
其の輸出したる當該商品を製造若は
加工したる者とする

五 承認書の交付を受けんとする者は申
請書に所定の事項を記載したる書面並
に輸出したる事實を證する書類(輸出
免狀、輸出申告書、B/I及インボイ
ス寫等)を添附し交付申請者の住所地
(又は事務所の所在地)を管轄する地方
長官に提出すること

六 承認書の交付を受けんとする者は輸
出せられたる商品の價額又は數量に相
當する同種類の商品を一定期間内に自
ら輸出し又は他人をして輸出せしむべ
きことを地方長官に誓約すること

七 承認書の交付を受けたる者前號の誓
約を履行したるときは輸出したる事實
を證する書面を地方長官に提出し誓約

の履行を證明すること、承認書の交付
を受けたる者前項の證明を爲さざる場
合は爾後其の者に對し地方長官は承認
書の交付を爲さざる

八 承認書は輸出用原材料を取得する爲
必要ある場合に限り之を他人に讓渡す
ることを得承認書の交付を受けたる者
が當該輸出品の商品を購入する爲必
要ある場合に於ても之を他人に讓渡す
ることを得ること

九 本制度に依る輸出用原材料の輸入は
承認書を所持する者に對し之を認むる
こと

本制度に依る輸出用原材料の輸入爲替
の許可を受けんとする者は爲替許可申
請書に承認書を添附し政府に提出し政
府は之に對し直に爲替許可を爲すこと
而して本制度實施と共に商工大臣の指定
する商品は差當り左記のものとし商品は
準備完了次第漸次追加する方針なり

麥酒、硬化油、硫酸銨、苛性曹達、曹
達灰、炭化石灰、燐寸、鉛丹、亞鉛華、
錳記用インキ、白亜鉛ペイント、寫眞
用印畫紙、セメント、硝子板、寫眞用
乾板、帶鐵、可鍛鐵製鋼管板手、銅
板、黃銅板、蓄電池、セロファン紙、
寫眞用フィルム、過磷酸石灰、青化ソ
ーダ

△特殊リンクの特質【三・三】 特殊リン
クは明年一月十日より施行されるが之が
特質は左の如し

一 物動計畫との關係 特殊リンクは物
動計畫とは切離され輸出用原材料の輸
入爲替資金は日銀の外國爲替基金勘定
の授用によつて本年度の物動計畫如何

を問はず常に確保される、勿論特殊リ
ンク適用品目でも國內向のもの、原材
料は物動計畫によつて民需用爲替資金
の範圍内によつて輸入されることとな
る

二 綜合リンクとの差異 特殊リンクは
綜合リンクの一部であつて圓ブロック
内貿易品、商品別リンク適用品目を除
く點に於てはそれと一致するも次の點
に於て兩者は異なる

1 綜合リンクよりも適用品目が少ない
綜合リンクは國産品の輸出をも包含し
た輸出品目全般に適用されるべきもの
であるに反し特殊リンクは原則として
純國産品には適用しない、勿論セメン
トの如き國産品でも包装材料の紙袋の
如き輸入品はリンクさせるので例外も
あるが建前としては純國産品には適用
されない

2 特殊リンクは綜合リンクの如く輸出
權を日銀を通じてプレミアム付で轉賣
することはなく輸出による原材料輸入
權を、輸入するため輸入時に、加工す
るため工業者に讓渡することを規定せ
るのみである、従つて此の間プレミアム
付賣買は起り得ない、唯輸出商が輸
入權を工業者に讓渡する代價として工
業者の製品を安く提供せしめる場合が
商行爲上起り得るのみである

3 綜合リンクは爲替銀行の輸出取組證
明書を要することとなつてゐたが特殊
リンクは地方長官の輸出承認書交付を
條件とする

4 綜合リンクに於ては輸出に對する輸
入比率は輸出額に對し八割となつてゐ
たが特殊リンクは輸出品によつて輸入

原材料の爲替許可額は一律でない、總體的に見て平均三割となつてゐる

三 商品別リンクとの關係 特殊リンクは商品別リンクを多数一括して選めた如きもので兩者の間に、質的な機能の差異はないが、異なる點は左記諸點である

1 商品別リンク適用品目を除外してゐること

2 商品別リンクに於ては輸入品は直接原料に限られ副原料たる材料を包含してゐないが、特殊リンクは原料の外材料を包含し例へばセメントの輸出に對し原料に非ざる單なる材料たる包装紙をリンクさせるのである

3 商品別リンクは組合及團體が運用の中心となつてゐるに對し特殊リンクは團體及組合は介入せざる純然たる個人リンクであつて、リンク手續も商品別リンクの如く煩雜でなく極めて簡易である

特殊リンクの關係省令公布

▲特殊リンクの適用品目【三二】 商工省では應案の特殊リンク制を來年一月十日より實行することとなり、その第一次適用品目は麥酒、硬化油廿四品目その輸出年額約四千萬圓であるが、第二次適用品目としては次で玩具、陶磁器、自轉車等が指定されて居る、而して更に第三次の適用品目追加も行はれる筈で、これら逐次追加により結局特殊リンクの適用品目總計は百六十品目、その輸出年額總二億六千萬圓に達する予定となつてゐる而して第二次追加品目は玩具等の如く難

られない故である、よつて商工省では別に輸出入品等臨時措置法第二條二に基き輸出用原材料の内地轉用阻止に關する商工省令と同じ廿九日付官報を以つて公布一月十日より施行することとなつた、

同省令の趣旨は左の如くで、之に違反すれば措置法第五條により一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる

第一條 輸出の用に供する目的以外の目的を以て輸出用原材料を販賣し又は使用するを得ず

第二條 輸出承認書の交付を受けた者が當該輸出承認書を添付し大藏省令の規定により輸出用原材料を輸入し又は之を他人に讓渡し又は當該原材料及當該原材料を以て製造せる物品を買受けたる場合は地方長官に對し届出づべし

【三二六】 商工省では廿九日付官報を以て特殊リンク關係省令を公布、明年一月十日より施行することとなつた、右省令は憲法第九條に基き輸出用原材料承認書交付規則と輸出入品等臨時措置法第二條に基き輸出用原材料の轉用阻止に關する件の兩省令である、又同日付を以て

輸出向人絹生産割當

【三二七】 人絹聯合會では廿七日新大阪ホテルに臨時總會を開催、明年一月度人絹糸十五萬函(内地向九萬函、輸出向六萬函)並に特織糸三萬函の生産割當方法に關する理事會原案を附議可決した、その骨子は

▲リンク制實施に伴ふ取扱要綱決定

【三二九】 スフ紡績工業組合では廿九日理事會を開催、スフリンク制實施に伴ふ同工組の事務取扱要綱並にこれに伴ふ定款一部變更の件を決定した、尚リンク實施上糸量の検査その他事務の圓滑を期するため査定委員會を設けることになつた

【三三〇】 一 内地向九萬函並に特織糸三萬函は從來通り本年一―六年度の平均生産實績による一般割當方法を適用する

輸出向六萬函は八月以降實施の各種リンクによる輸出實績に基き割當てる

その場合協定系に付ては十二月十日現在の出荷實績その他に付ては十一月末現在の出荷實績による

部も輸出實績によるべしとの積極的意向を有してゐるが、急激なる生産割當方法の變更による各社の豫察を考慮して輸出向のみに限定したものである、而して人絹織では同日直ちに委員を上京せしめ商工省に右原案の承認を求めることになつた、尚右は一月度のみ適用するもので二月度以降は商工省の人絹生産計畫決定を待つて再考慮することになつてゐるが輸出實績による比率が更に加重することは必至と見られてゐる

皮革リンク案組合割當局に提出

【三三一】 商工省では皮革製品品の輸出振興に關し原皮と製品との商品別リンク制採用を企圖し、豫て日本皮革製品輸出組合に對し、右リンク制の組合案を徴してゐた所、今回組合側では左の如き成案を得たので廿一日商工省に提出した

一 リンクの内容は牛、水牛、馬、羊の各原皮と同輸出製品とを個人リンク制によりリンクせしめリンクによる原皮輸入額は輸出業者に賦與する

一 但し原皮の輸入に際しては日本原皮輸入組合の統制に服するものとする

輸出業者は原皮輸入價格の一四〇%以上の製品を輸出する義務を有しその輸出價格の八〇%に相當する輸入權を與へられる

輸出水産物罐詰製造業に許可制

【三三二】 輸出水産物罐詰は本邦重要輸出品の一にて最近に於ける輸出額は年額七千萬圓に上り斯業の隆昌は我國々際貸借上に多大の影響を及ぼすものなるを以て從來とも其の製造業に關し水産物組合度及輸出検査制度等の運営に依り斯業の統制と品質の齊一向上に努め來つたので

あるが現下の貿易事情其の他内外の情勢に鑑み更に漁業者、製造業者等の機構を調整し各種の規正關係等より生ずべき不當競争と製品の粗悪化を防止して斯業經營の合理化と業者の事業經營の安定を圖りて水産物罐詰輸出の健全なる發達を庶幾せんが爲農林省に於ては今般左の如く輸出水産物罐詰製造業許可規則を制定して主要輸出水産物罐詰製造業に對し全國的に許可制度を實施することとなつた本制度實施の結果農林大臣の許可營業となつた罐詰製造業の製品の種類は蟹の水煮罐詰、鮭鱒の水煮罐詰、鮪類の油漬及水煮罐詰、鰹類のトマト漬、油漬、香辛料漬及水煮罐詰並に貝類の水煮罐詰である、尙右規則は廿九日の官報を以て公布明年一月十六日より施行せらるゝ豫定である

左に掲ぐる魚類を原料として製造したる油漬又は水煮の罐詰を謂ふ
一 ビンナガマグロ、二 キハダマグロ、三 マダゴ、四 メバチ、五 カツヲ(ソウダカツヲ及スチカツヲを含む)六 サバ(マサバを含む)
前條第四號に於て鰹類罐詰と稱するは左に掲ぐる魚類を原料として製造したるトマト漬、油漬、香辛料漬又は水煮の罐詰を謂ふ
一 マイワシ、二 ウルメイワシ
前條第五號に於て貝類罐詰と稱するは左に掲ぐる斧足類又は腹足類を原料として製造したる水煮罐詰を謂ふ
一 あさり、二 はまぐり、三 かき
四 ほたてがひ、五 あかどひ、六 うばがひ、七 あげまき、八 まてがひ、九 あわび、十 さとえ

左に掲ぐる水産動物の學名、方言別名等にして必要なるものは之を告示す
第三條 第一條に掲ぐる水産物罐詰の製造を業とせんとする者は罐詰製造工場毎に農林大臣の許可を受くべし
但し漁業法第五條第一項の規定に依り母船式漁業の許可を受けたる母船に於て之を爲す場合は此の限に在らず
第七條 輸出水産物罐詰製造業の許可の期間は五年以内とす
第八條 左に掲ぐる場合に於ては輸出水産物罐詰製造業者は農林大臣の認可を受くべし
一 許可を受けたる製品の種類を變更せんとするとき
二 第六條第一項各號に掲ぐる設備又は許可若しは認可の際時に指定したる

設備を増設し改設し又は撤去せんとするとき
第十條 輸出水産物罐詰製造業者は毎年二月末日迄に前年の事業報告書を農林大臣に提出すべし
農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命ずることあるべし
第十三條 輸出水産物罐詰製造業者左の各號の一に該当する場合に於ては百圓以下の罰金に處す
一 第八條の規定に違反したるとき
二 許可又は認可の條件に違反したるとき
第十四條 輸出水産物罐詰製造業者本則の規定に依り届出又は報告を爲すべき場合に於て之を怠りたるときは五十圓以下の罰金又は料科に處す

附則
第十五條 本令は昭和十四年一月十六日より之を施行す
第十六條 昭和九年農林省令第七號及鮪類油漬罐詰製造業許可規則は之を廢止す(以下省略)

日本雜貨印度輸統制命令發動
【三六】 商工省では明年三月印度に日印豫備會商が開催されるので之に先立ち豫て對日雜貨統制の完備を期するため對策考究中のところ今回愈々輸出組合法第十八條の統制命令を日本雜貨印度輸出組合聯合會に發動することに決定、來る廿八日官報を以つて公布即日實施することとなつたが同條適用範圍は對日人絹綿糸布を除く金雜貨及び雜品である同聯合會では右に伴ひ當日前十時より東京貿易會館に理事會を開き諸般の打合せをなす管である、尙統制手数料は千分ノ三の豫

定となつてゐる
【三八】 商工省では愈々ゴムを主要原料とする製品に對し貿易組合法第十八條の統制命令を發動することとなり廿八日日本ゴム製品輸出組合への旨内達があつた、明年一月九日官報を以て告示し同十五日より實施することとなる管

會社

十二年末現在會社統計調
【三六】 商工省では會社統計規則に基き十二年十二月末日現在を標準とする全國會社統計を蒐計したが、この程之が調査内容を發表した、右によると十二年末現在に於ける會社總數は八五、〇四二で前年に比し三分を減少したが十年前の昭和二年に比較すると十二割八厘の増加を示した、會社總數に對する會社種類別割合を見るに合名會社は一割九分二厘、合資會社は四割九分八厘、株式會社は三割九厘となつてゐる、次に資本金總額を見ると二百六十九億一千二百萬圓と前年に比し一割二分二厘、昭和二年に比し四割六分四厘を各増加し、積立金總額は四十三億五百萬圓と前年に比し八分、昭和二年に比し五割四分七厘を各増加し、純益金總額は二十億八百萬圓と前年に比し一割九分四厘、昭和二年に比し一割四分四厘を各増加し配當金總額は十二億圓と前年に比し一割九分、純損金は一億一千四百萬圓と前年に比し六分、昭和二年に比し六割六分六厘を各減少し社債總額は四十四億三千三百萬圓と前年に比し一割二分

の増加を示してゐる、次に産業別會社營業成績を前年に比較して見ると純益金の最も増加せるものは運輸業の四八%で次いで農業三〇%、工業二二%、鑛業一六%、商業一二%、水産業四%の順位であり配當金の前年対比増加では農業が四五%で首位を占め次いで運輸業二八%、鑛業二二%、工業一九%、商業一六%、水産業四%、又純損金の前年対比を見ると水産業は六三%、農業一二%の著増を示せるに對し鑛業は二五%、工業九%、運輸業五%、商業三%の各減少を示してゐる

上期事業會社成績調
【三七】 (勸銀調査) 本年上期に於ける工業會社事業成績調に依れば、支那事變の擴大に伴ひ事業界も愈々長期戰體制下に置かれ、従つて一般に諸統制の強化、勞働力の不足、租稅負擔の増大等の壓迫を蒙り殊に平和産業部門は原料難、内外需要の減退等に因り不振を示したが、時局關係産業は生産力擴充の續行により一般に好調を呈したので業界全般としては収益の増加を示し、収益率また前々期には及ばなかつたが前期に比すれば上昇をみた、即ち製造工業及電氣、瓦斯會社三百十三社の當期利益金總額は四億三千萬圓に達しその株主資本總額(拂込資本金積立金及前期繰越金)五十四億四千六百萬圓に對する年率は一割五分八厘と前期の一割五分三厘に比し五厘の増加を示した、之が主要内容について見るに
△事業別収益狀況
製造工業の株主資本に對する利益率は一割七分一厘と前期に比し三厘を増加、電氣瓦斯は一割二分四厘と九厘を増加した

が更に事業別利益率は左の如く金屬精練業の二割八厘を最高として石油精製業の二割三厘に次ぎ、最低は電氣業の一割二分三厘であるが、前期に比較すれば飲食物工業及石油精製業を除き孰れも増加した、尙總収入金の固定資産に對する比率によつて収益状況を見るも製造工業は十八割一分五厘(前期比較三分六厘増)電氣瓦斯は二割六分九厘(一分七厘増)總平均十一割八分(五分三厘増)と上述を示した、

	本年	前年	本年	前年
	上期	下期	上期	下期
製織工業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
化學工業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
機械工業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
金屬精練業	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
石油精製業	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
飲食物工業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
雜工業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
製造工業平均	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
電氣業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
瓦斯業	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
總平均	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

に求められる、事業別左の如し

	本年	前年	本年	前年
	上期	下期	上期	下期
製織工業	七・五	七・五	七・五	七・五
化學工業	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇
機械工業	六・三	六・三	六・三	六・三
金屬精練業	七・五	七・五	七・五	七・五
石油精製業	七・五	七・五	七・五	七・五
飲食物工業	七・五	七・五	七・五	七・五
雜工業	六・七	六・七	六・七	六・七
製造工業平均	六・七	六・七	六・七	六・七
電氣業	五・五	五・五	五・五	五・五
瓦斯業	四・六	四・六	四・六	四・六
總平均	六・六	六・六	六・六	六・六

△利益配當状況
 製造工業の利益金(株主配當、役員賞與金)は三割六厘、社内保留(諸積立金、固定資産銷却、後継繰越金)は六割九分四厘、電氣瓦斯は社外分配四割四分三厘、社内保留五割五分七厘、總平均は社外分配三割三分四厘、社内保留六割六分六厘で社内保留率は前期に比し各増加したが製造工業の増加率は電氣瓦斯に比し遙かに小さく、その原因に時局産業の社外分配抑制が平和産業の収益減に基く社外分配率の増大に相殺されたこと

△利益配當状況
 製造工業の利益金(株主配當、役員賞與金)は三割六厘、社内保留(諸積立金、固定資産銷却、後継繰越金)は六割九分四厘、電氣瓦斯は社外分配四割四分三厘、社内保留五割五分七厘、總平均は社外分配三割三分四厘、社内保留六割六分六厘で社内保留率は前期に比し各増加したが製造工業の増加率は電氣瓦斯に比し遙かに小さく、その原因に時局産業の社外分配抑制が平和産業の収益減に基く社外分配率の増大に相殺されたこと

△利益配當状況
 製造工業の利益金(株主配當、役員賞與金)は三割六厘、社内保留(諸積立金、固定資産銷却、後継繰越金)は六割九分四厘、電氣瓦斯は社外分配四割四分三厘、社内保留五割五分七厘、總平均は社外分配三割三分四厘、社内保留六割六分六厘で社内保留率は前期に比し各増加したが製造工業の増加率は電氣瓦斯に比し遙かに小さく、その原因に時局産業の社外分配抑制が平和産業の収益減に基く社外分配率の増大に相殺されたこと

航空機製造事業許可會社決定
 【二三】政府はさきに航空機工業の國防産業上の重要性に鑑みてこれが急速なる確立振興を期するため前議會の協賛を経て航空機製造事業法を制定、去る八月卅日より施行したが同法によれば既存會社と雖も改めて事業經營の許可を邊信大臣に申請することを要するため續々申請書を提出し邊信省ではこれ等の申請書の許可に關し過般來陸海軍その他關係方面と連絡審議の結果廿六日先づ現存會社のうち相當の規模と基礎堅實と認め左記十四社に對し一括許可を與ふことに決した、この許可には保護助長のため(一)土地收用法の適用、(二)所得税及び營業收益税、地方税の免除、(三)器具機械材料等の輸入税免除、(四)試作獎勵金の交付、(五)資本増加社債募集につき商法の特例を設け株金全額拂込前の増資及び拂込株金額の二倍迄の社債募集を爲し得る資金調達上の便益を與へること

△金融狀況
 製造工業會社の受取手形及賣掛代金は信用取引の膨脹により増大したに對し支拂手形及買掛代金は原料調達難のため減少を示し、また期末に於ける社債及借入金の株主資本に對する割合は數年來の減少傾向を一轉して製造工業二割一分八厘(二分一厘増)電氣瓦斯五割五分二厘(五分六厘増)總平均三割八厘(二分七厘増)と増大した、右は資金調整の強化、株債不振による株主資本の増勢鈍化に對し債界の恢復により社債の借入による資金調達容易となつたためである

- 中島喜代一 發動機の製造事業
- 川崎航空機工業株式會社 飛行機の組立事業
- 會社 專務取締役社長 機體の製造事業
- 總務 正輔 發動機の製造事業
- 愛知時計電機株式會社 飛行機の製造事業
- 取締役社長 青木謙太郎 飛行機の組立事業
- 立川飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 專務取締役 横山虎三郎 機體の製造事業
- 東京瓦斯電氣工業株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 松方 五郎 發動機の製造事業
- 川西航空機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 川西 龍三 發動機の製造事業
- 具機械材料等の輸入税免除、(四)試作獎勵金の交付、(五)資本増加社債募集につき商法の特例を設け株金全額拂込前の増資及び拂込株金額の二倍迄の社債募集を爲し得る資金調達上の便益を與へること
- 日本飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 堀 悌吉 機體の製造事業
- 住友金屬工業株式會社 專務取締役 プローバの製造事業
- 春日 弘 日本樂器製造株式會社 取締役社長 プローバの製造事業
- 川上 嘉市 昭和飛行機工業株式會社 飛行機の組立事業
- 三菱重工株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 三浦 重雄 機體の製造事業
- 斯波波四郎 發動機の製造事業
- 中島飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 機體の製造事業

- 三菱重工株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 三浦 重雄 機體の製造事業
- 斯波波四郎 發動機の製造事業
- 中島飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 機體の製造事業
- 三菱重工株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 三浦 重雄 機體の製造事業
- 斯波波四郎 發動機の製造事業
- 中島飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 機體の製造事業
- 三菱重工株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 三浦 重雄 機體の製造事業
- 斯波波四郎 發動機の製造事業
- 中島飛行機株式會社 飛行機の組立事業
- 取締役社長 機體の製造事業

寺田 甚吉 プロペラの製造事業
株式會社東京石川島造船所

取締役社長 特動機の製造事業
松村 菊勇

九社の電氣製鐵業許可に決定

【三・六】 商工省では去る廿四日の製鐵事業委員會で左記の九會社に對する電氣製鐵事業許可の件を可決せる旨廿六日發表した

- 一 特殊製鋼株式會社、二 株式會社野里工務所、三 東北金屬工業株式會社、四 村上巧兒九州特殊鋼製造所、五 東京シャリング株式會社、六 株式會社池貝鑄造所、七 鈴木耀朗日本特殊製鐵工業所、八 大同製鋼株式會社、九 大阪製業セメント株式會社

資金認許可百十四件
【三・七】 前週中臨時資金調整法による申請處理件数は百十四件で内主なるもの左の如し(單位千圓)

- △新設
芝浦工作機械製造 1,000(半額拂込)
中島鐵業 6,000(半額拂込)
帝國火工品製造 1,500(半額拂込)
帝國コークス 5,000(四分の一拂込)

△増資

- 宇品造船所
現在資本金 1,000(二分一拂込)
惠美須屋鐵工所
現在資本金 1,000(四分一拂込)
密爾電燈
現在資本金 1,000(二分一拂込)
京玉電氣軌道
現在資本金 3,000(四分一拂込)

△拂込

現在資本金 3,000(四分一拂込)

高崎板紙 1,900
川西航空機 2,500

日實人絹パルプ 7,500
東京横濱電氣 1,500

田中機械製作所 1,150
東洋ペーリング製造 3,750

△設備擴張

近海郵船 船隻建造 1,200
大同、日本發送電へ包括出資承認

【三・七】 大同電力では廿七日午前十時海上ビル商會堂で定時株主總會を開催、當期利益金處分案(配當年六分増置)を附議可決、取締役及監査役全員任期満了につき改選の結果何れも再選重任次いで故取締役杉山榮氏遺族へ弔慰金贈呈の件は取締役會一任に決定したる後電力國家管理に伴ふ同社の日本發送電に對する包括出資に關し左の通り決議した

一 日本發送電會社法に基く當社出資設備の評価決定に對する處置一切を取締役會に一任すること

一 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律に依る社債の承継價格並に同法律に依り買収せらるべき當社工場財團に關する殘存設備の買収價格其他の條件の決定に關する一切の處置及代金の決済に關する事項はこれを取締役會に一任すること

一 前二項に依り出資又は買収せらるべき設備を除きたる殘存事業及財産を日本發送電に譲渡すること並に之が譲渡價格其他條件の協定、代金の決済其他の處理一切を取締役會に一任する事

東電總會

【三・六】 東京電燈では廿六日赤坂三會堂に於て定時株主總會を開き當期利益金

處分案(配當年八分増置)を附議可決、次で日本發送電會社に對する發出設備の評価に對し小林社長は別項の如き演説を行ひ、更に株主よりの質問に對し現行配當維持に不安なき旨答辯した

▲小林東電社長演説要旨

當所の出資財産は總額に於いて全國定資産の約二割、即ち本期末に於て約一億五千九百九十九萬圓に當り明年四月一日現在の總額約一億四千九百九十九萬圓となる豫想である、これに對する選信省の評価額は約一億三千六百八十萬圓であり約一千二百廿萬圓の差金を生ずる、云ふまでもなく今回の評價は日本發送電會社法に依り第一號の評価たる(建設費より減價卸金額を控除せる金額)と第二號評價たる(過去十ヶ年間に於ける平均利得に依る収益還元金額)との平均價值に依るものである、その結果第一號評價は約一億四百四十九萬圓とせられ、記帳額との差は實に四千四百五十萬圓に達したのである、その一例を言へば當局は發送電會社の新設火力發電所の建設費を一キロ當り凡そ三百卅圓と見込んで居り、その標準から言へば全國の火力發電所中最も優秀な設備を有してある鶴見火力發電所十萬キロだけでも三千三百萬圓の價值があると考へられ更に千住、王子、舊鶴見火力發電所十四萬五千キロを合せて六千三百萬圓の價值があることは何人も首肯するところと信ずるに拘らず僅かに三千六百六十五萬圓に評價された、送電線路に於ても同様である、當社は選信省の第一號評價の峻烈なることに驚歎してゐる次第である、一方第二號

帝燃 三菱の提携成る

【三・八】 帝國燃料では液體燃料國策の重要性に鑑み、かねてより南樺太内戦に於て液體事業を営みつゝある三菱石炭油化学工業(資本金二千萬圓半額拂込)との間に資本的並に技術的提携を圖り以て液體燃料の積極的増産をなすべく取敢えず三菱礦業所有の油化学工業株廿萬株額面總額一千萬圓(拂込額五百萬圓)を肩替り交渉中のところこのほど譲渡談合成立、廿八日正式受渡し了した、よつて帝燃は油化学工業株の半數を保有することとなつた、而して油化学工業の現年産額は低溫乾溜法に基くガソリン一萬噸であり來年には之を約二萬五千噸にまで増産すべく目下擴張工事を進めてゐるが今回の帝燃との緊密なる提携成立により、將來フィッシャー法乃至直接液化法に基く大規模液體事業に乗出す事とならう

☆人事異動

王子製紙陣容一新

【三・三】 王子製紙では廿四日午前十一時より丸の内工業俱樂部に定時株主總會を開き當期利益金處分案(配當年一割増置)を附議可決、次いで取締役並に監査役全員任期満了改選の結果取締役一柳貞吉、眞島幸次郎の兩氏辭任、他の

十二氏は何れも再選重任、新たに當田次郎右衛門(工務部長)、山田幾馬(樺太關係理事)、小林準一郎(山林第二課長)、加藤藤太郎(總理部長)の諸氏が取締役に選任され又監査役五氏は何れも重任、新たに一柳貞吉氏が監査役に選任された、尙ほ藤原社長は今同社長の椅子を退き取締役會々長となり社長には高島菊太郎氏(副社長)が昇任、また専務には井上憲一、足立正、松本弘造の三氏が當り新たに常務として當田次郎右衛門、山田幾馬、小林準一郎、加藤藤太郎の四氏が選任された

日魯製煉一新

【三・三】 日魯漁業では廿二日午前十時赤坂三會堂に定時株主總會を開催、當期利益金處分案(配當年一割増置)を附議可決した後任期満了の役員全員改選の結果窪田社長、藤田常務はじ取締役窪寺忠監査役井出智、米津喜九郎の諸氏辭任、新役員は左の如く決定(括弧内舊職)

- 相談役 窪田 四郎(社長)
- 社長 平塚常次郎(副社長)
- 副社長 眞藤慎太郎(専務)
- 専務 三宅發士郎(新入社)
- 常務 外山源吾(取締役)、堤清治郎(取締役)、近江政太郎(取締役)
- 取締役に松下高(常務)、金子喜代太(重任)、山下太郎(重任)、大志摩孫四郎(重任)、柳瀬篤二郎(重任)、郷朔雄(監査役)、齋藤力(新入社、東拓理事)

綿工斷新役員

【三・三】 選延を重ねてゐた綿工斷の定

時總會は廿二日正午より上野精養軒に開催、各地方組合代表者百餘名出席、美濃部官選理事議長席につき議長の挨拶、諸般の報告ありたる後議事に入り、定款變更の件並に各種規程變更の件及び昭和十二、三年度各種歳入出豫算案等を附議し、昭和十四年度歳入出豫算案等を附議何れも異議なく可決された、而して今回の定款の改正は長期經濟建設に伴ふ我が産業界一般の統制強化に即應すると共に多年の懸案たる紡織布部門の統制加入盟を中心として爲されたものでその重要點は左の如くである

- 一 構成並に資格の變更
- イ 從來合體されてゐた染色部門を分離し綿工職は織布關係のみの團體としたこと
- ロ 紡織布部門加入盟に伴ふ經過的處置として單獨加入の資格を左の如くしたること
- A 千臺以上の會社の單獨加入は之を認める
- B 千臺以下にして現在地方組合に工場単位で加入してゐるものはそのまゝとする
- C 千臺以下のものと雖も現在地方組合に加盟してゐないものは此際單獨加入を認める、(而して右は一應の經濟的處置であり今後地區的整理を行ふと共に根本的整備を行ふことになつてゐる)

- 二 役員會の構成 統制の強化と共に綿工職をして政府の代行機關たらしむべき意圖並に從來の業者代表の弊害を除去する目的を以つて
- イ 役員會の構成を理事十名、監事三名とし、理事の内一名を理事長、三名を常務理事とし、理事機關は單なる事務執行機關ならしめたこと
- ロ 監事のうち一名は常任とし、會計検査の確實を期したること
- ハ 參與として學識經驗あるもの三名を選任すること、參與には商工省工務局長、工業組合長、纖維工業課長が就任することになつてゐる
- ニ 業者の希望並に意見開陳の機關として評議員會を設け(員數は廿名、紡織、綿工職より各十名宛選出)評議員會の議決を経るに非ざればそれらの希望、意見は總會に附議することを得ずとしたこと
- 三 統制規程の改正 リンク制實施に伴ひ既に實際上市廢止されてゐた生産統制規程を削除したこと(綿工職は今後専ら綿糸消費統制機關として存在することとなる、而して綿糸配給は織機臺數を基準として行ふことに大體決定してゐるが、此件については次會の總會に附議することとなつた)
- 四 不合格品の處理 輸出不合格品については物賣節約の目的を以つて圓プロツク並に内地に供給し得るやうにした

△監事 小泉善一郎(佐野)

市場

低落の一途を辿つた本年の株界

【三二六】廿八日大納會の東株市場は弱弱仕手の取引によつて多少の波瀾を見せる向きも少なくなつたが有力仕手は内外諸情勢の不透明から積極性を缺き一般に新春待に見送りの態度をとつた爲め存外平凡な大納會となり短期新東は百二十五圓九十錢と十錢高に寄付き後六圓四十錢を高値に引際軟化して結局五圓四十錢と大引、その値動きは僅か一圓巾に過ぎず以下の諸株も小浮動保合に終り越年する事となつた、さて本年の株界一ヶ年を回顧すれば支那事變の影響を受けて業界は兎角萎縮沈滞を免れられず多少の波瀾曲折はあつたが大體に株價は低落の一途を辿るに至つた、即ち短期新東に就いて見るに新春の發會は南京陥落相場一巡の揚句として百七十一圓丁度と生れ其の後高物價、抑制、重要物資非常管理等あつて波瀾裡に下値を追ひ七月中旬には百二十三圓臺の安値に陥落した、茲に於て市場對策の意味から又證券投資會社設立說あり反撥氣勢に轉じ百四十圓協門に肉迫したが八月初め滿國境問題動勢し再び三十圓臺を割り込み下値線索を繰り返しつゝあつたがソ滿國境停戰協定の成立や待望の武漢政略で順次恢復に向ひ十一月下旬には蔣介石下野說で一層買氣を強め百六十圓近くに昂騰した、併し蔣の下野說はデマであり事變の見透し難から仕手間係も加味して再度低落に移り百十六圓臺

と云ふ昭和六年以來の安値を示現した、大納會開際に至つて掉尾の一振期待から強氣の買進みもあり百三十圓臺に引返しその後仕手の取引戰で結局二十五圓臺に終幕した、雖株も大體同様の傾向を辿つて來たが之は新東と異り多少採算の基準もある爲め今秋以來は比較的緩慢な下げ足であつた、由來戰爭には必然的に通貨膨脹、インフレ景氣が現れ相當活潑な市況を展開したものであるが今度の支那事變は從來の戰爭と事情を異にし殊に政府がインフレを降戒して當初から戰時統制經濟の強行、物價抑制、貯蓄獎勵の方策をとつたので一時は却つてデフレ傾向さへ示した程であつた、併し一面には皇軍の躍進で戰果は次第に擴大されると共に蔣政權は今や重慶に追込まれ一地方政權に没落今後の抗日戰等も果して何處まで續くか興味をもつて見られてゐる、尤も最近では英米が歩調を合せて援蔣工作を續け對日抗戰を無理に長引かせんとしてゐる、これも四圍の情勢から推して永續性に乏しいものと見られ又強氣的材利としては今年の貿易が豫想外にも出超に終らんとしてゐる事や諸事業家の大陸進出並に生産力擴充方針の續行等數へられ財界の實體は聖戰に一年半を経過せるも尚ほ且つ餘力を殘し其の強韌さから見れば證券界の前途は何等悲觀の要はないとの説が可成り有力に漂つてゐる

十二月初有價證券時價總額

【三三三】東株取引所調査、十二月初現在の本邦有價證券時價總額左の如し(單位百萬元)

株式	二六、九五
債券	二五、六〇
國債	一四、五六
地方債	二、三六
社債	六、〇六
外債	一、〇五
合計	五八、四八

尙尙現在に於ける株式拂込金額及債券未償還額を標準として左記各期との値上り値下り額を推定するに次の如し

昭和三年七月に比し	五、九七値下り
同五年十月	一、三〇價值上り
同六年十一月	一、〇三價值上り
同九年四月	三、七七値下り
同十一年三月	一、〇七價值下り
前月	一、三三値下り

株式與渡高近來の低記録

【三三六】近來増稅壓迫の影響も漸く積極的に現れて來たのと更に配當制限問題以來投資の興味が著しく失はれると共に一層統制強化の影響が東株市場に價格の低下、賣買高減退の形で現れつゝあるが

社會・文化

☆學術・文化

訪獨伊新聞使節團歸朝

【三三三】 假邦ドイツ、イタリヤ兩國を訪問、三國親善の使命を果たした日本新聞使節團東武團長外十二名の一行は廿二日午前八時半長崎入港の榛名丸で歸朝し午後二時四十五分長崎驛發列車で東上した

藤原氏工業大學設立

【三三三】 古稀を迎へた製紙王藤原銀次郎氏は愈々製紙界の第一線から引退することになったが、子のないまゝに四十年間の實業生活に蓄へた數千萬圓の私財をあけて長期建設下に最も必要な技術者教育にあつてゐること、財團法人藤原工業大學、同豫科、同高等工業學校を設立、學長には現慶應義塾長小泉信三博士を迎へ自らは會頭の名稱で老後を同大學の經營に専念することとなり廿四日その計畫を發表した

☆檢察・裁判

實子殺しの徳田上告棄却

【三三三】 飽くまで謀殺を否認して上告した例の實子日大生殺しの元樺太販賣徳田病院長徳田寛(寛)にかゝる殺人、同未遂並に欺詐事件の上告等は大審院刑事三部三宅裁判長係りで審理中廿三日午前十一時半上告棄却の言渡しがあり前審の無期懲役が確定した同共犯者の妻はま(ま)の(二)審懲役十五年(娘榮子(子))の(二)審懲役四年(の)兩名は潔く二審刑に服し目下栃

木刑務所に服役中である

大審院刑部第五部廢止

【三三三】 事變の影響で昨年夏頃から訴訟沙汰は漸次減少の傾向にあつたが去る十月末日現在の司法省調査によると全國裁判所に提起された本年度の民、刑の新しい事件は事變直前の三分の一以下に激減してゐる、これに鑑み大審院では全國裁判所に率先して緊縮方針をとり本年末日を以て刑事五部を廢止することに決定した

少年保護相談所十ヶ所新設

【三三三】 財團法人日本少年保護協會では明春一月中旬から東京、大阪、名古屋に十ヶ所の「少年保護相談所」を開設、保護教育の専門家、社會事業經驗者等を輔導員として保護少年の相談指導に應ずることとなつた、相談所十ヶ所の割當は左の通り
△東京五(神田、澁谷、品川、深川、王子) △大阪三(△名古屋二)

養子縁組に對する新判例

【三三三】 現行民法では養子は相続權を有するものとなつてゐるが現行法施行前の養子には相続養子と單純養子の二種あつて常にお家騒動の種となつてゐたが、今回大審院では血統を重んずるわが國家族制度の精神をくみ種族を排して相続養子にのみ家督相続權があると御家騒動の萌芽を根絶する新判例がこの程古川裁判長から公示された

警視廳管下犯罪激減

【三三三】 長期戦下の統後國民の自肅自戒振りは帝都犯罪の總取柄である東京區檢事局の犯罪統計にも現はれ係官を喜ばしてゐる、即ち昨年十二月廿八日から去る廿八日の御用納まで一ヶ年間に警視廳管下(八王子を除く)から送附された受理總件数は四萬四千三百廿一件でこれを昨年一ヶ年の受理總件數五萬三千三百八十五件と比較すると實に七千六百四十四件の激減でその中には去る七月一日から施行された物資の調整、物價の抑制に關する經濟事件四百八件を含んでゐるので普通事件は一層減少してゐる譯である

【三三三】 黒部峡谷雪崩で死者八十四名

【三三三】 廿七日大雪のため富山縣下新川郡宇奈月温泉奥七里餘りの黒部峡谷仕合谷において大雪崩あり日電第三次工事場佐藤組共同飯場は雪崩の下敷となり午後八時までに判明せる分總人員百卅九名うち生存者四十七名、斃死卅六名、不明四十七名、負傷九名を出した

☆事故・遭難

【三三三】 黒部奥山の大雪崩現場では廿八日以來佐藤工業及び大林組人夫約三百名が咫尺を解せぬ吹雪と丈餘の積雪と聞ひつゝ危険を冒して必死の救援作業を續け、合計重傷傷者十九名を收容し卅七箇の死體を發掘、殘る四十七名の行方は依然全然不明で大部分は雪崩と共に數百尺の谷底深く埋没したものとらしく、現場は絶壁の上の時々大小の雪崩が連續し非常に危険な状態にあり捜査は非常な困難を極めてゐる

☆雑

少年の工場就職希望率

【三三三】 重工業方面の股賑によつて最近青少年少女の就職希望者の大部分が工場方面へ向ひ商店の小僧さん、家庭の女中さんの拂底が甚しいが、厚生省職業部でその状況を數字的に示すものとして集計中だつた本年三月の全國小學校卒業兒童の職業紹介成績が此の程纏り廿八日發表された、それによると少年の就職希望者は男子九〇、六七四人、女子五四、一八四人で合計一四四、八五八人中工業及礦業方面希望者は八六、七三四人で九割以上、而もこれに對し工礦業方面の希望者は一五七、五三三人で(全體の五七%)、求職者數の殆んど倍といふ盛況にあり、少年少女の工場方面への進出欲求は益々強められる傾向にある

年賀郵便着減

【三三三】 十二月十九日を以て締切つた特定三等局以上の全國郵便局取扱ひの年賀郵便の合計數が卅一日逓信省郵務局で發表されたがそれによると昭和十三年末取扱ひは八千四百八十八萬四千通で一昨年の一億四千四百九十九萬四千通に比し四割一分一厘の減少、一昨々年の四億四千四百六十七萬八千通に比し八割九厘の減少になつてゐる

計

▲柗町檢事正【三三三】 名古屋地方裁判所檢事局檢事正柗町丈四郎氏はかねて膽石病のため名古屋市東區長瀬町の官舎で療養中であつたが廿一日午後十時逝去した、享年五十一

▲武富時敏氏【三三三】 貴族院議員、民政黨顧問武富時敏氏は老衰のため一ヶ月程前から澁橋區下落合一の八二の自邸で療養中であつたが廿二日午後五時卅分逝去した、享年八十四

▲神田禮治氏逝去【三三三】 三菱礦業株式會社顧問、興銀囑託神田禮治氏は胃病の爲め廿七日午後六時世田谷區玉川瀨田町一、一七一の自宅で逝去した、享年八十一

▲益田孝氏【三三三】 三井合名顧問、益田農事株込會社社長益田孝氏は加齢見性肺炎のため去る廿一日から小田原町掃雲臺で臥床療養中廿八日午前四時廿分逝去した、享年九十二

▲坂東彦三郎氏【三三三】 廿七日夜日本橋俱樂部に催された雅子舞會に出演後腦溢血を起して倒れた坂東彦三郎氏は廿八日午前十一時廿分逝去した、享年五十三

▲坂本寛平氏【三三三】 生糸市場に於ける開港として多年横濱清算市場に飛躍し來つた釧本市の坂本寛平氏は心臓病で横濱市の別邸で靜臥中であつたが廿一日辨曉心臓麻痺で長逝した、享年五十八

スポーツ

日本學生陸上最高記録發表

【三三三】 日本學生陸上競技聯合では廿五日代表委員會總會に於て本年度日本學生最高記録、全日本學生東西對抗標準記録並に全日本中等學校最高記録、同東西對抗最高記録を左の如く認定發表した

▲日本學生最高記録

砲丸投	三米七	神代 義郎 (東 日大)	一九二六	甲子園
圓盤投	四・八	宮城 榮仁 (西三重高農)	同	同
槍投	三・七	植野 登 (東 早大)	同	同
鐵槌投	四・七	白承 旭 (西 普專)	同	同
走巾跳	七・五	戸上 研之 (西 關大)	同	同
走高跳	一・七	金原 男 (東 文理大)	同	同
低障礙	二・五	田中 弘 (東 早大)	同	同
四百米走	二・八	前田 巖 (西關學大)	同	同
八百米走	三・六	井上 増吉 (東 日大)	同	同
一千五百米走	四・八	田中 弘 (東 早大)	同	同
五千五百米走	一〇・〇	山口、平井 (西 軍)	同	同
一萬米走	一六・〇	山口、平井 (西 軍)	同	同
中障礙	一四・六	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
高障礙	一四・六	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
四百米走	一四・五	金裕 澤 (培材中)	一九二五	甲子園
一千六百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
米繼走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
砲丸投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
圓盤投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
槍投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
鐵槌投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
走巾跳	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
走高跳	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
低障礙	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
四百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
八百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
一千五百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
五千五百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
一萬米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園

▲全日本學生東西對抗陸上競技大會價値記録

砲丸投	三・七	谷口 陸生 (西 關大)	一九二六	甲子園
圓盤投	三・八	同	同	同
槍投	三・八	同	同	同
鐵槌投	三・八	同	同	同
走巾跳	三・八	同	同	同
走高跳	三・八	同	同	同
低障礙	三・八	同	同	同
四百米走	三・八	同	同	同
八百米走	三・八	同	同	同
一千五百米走	三・八	同	同	同
五千五百米走	三・八	同	同	同
一萬米走	三・八	同	同	同
中障礙	三・八	同	同	同
高障礙	三・八	同	同	同
四百米走	三・八	同	同	同
一千六百米走	三・八	同	同	同

▲日本學生陸上競技對抗選手權大會新記録

砲丸投	三米七	神代 義郎 (東 日大)	一九二六	甲子園
圓盤投	四・八	宮城 榮仁 (西三重高農)	同	同
槍投	三・七	植野 登 (東 早大)	同	同
鐵槌投	四・七	白承 旭 (西 普專)	同	同
走巾跳	七・五	戸上 研之 (西 關大)	同	同
走高跳	一・七	金原 男 (東 文理大)	同	同
低障礙	二・五	田中 弘 (東 早大)	同	同
四百米走	二・八	前田 巖 (西關學大)	同	同
八百米走	三・六	井上 増吉 (東 日大)	同	同
一千五百米走	四・八	田中 弘 (東 早大)	同	同
五千五百米走	一〇・〇	山口、平井 (西 軍)	同	同
一萬米走	一六・〇	山口、平井 (西 軍)	同	同
中障礙	一四・六	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
高障礙	一四・六	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
四百米走	一四・五	金裕 澤 (培材中)	一九二五	甲子園
一千六百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
米繼走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
砲丸投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
圓盤投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
槍投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
鐵槌投	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
走巾跳	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
走高跳	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
低障礙	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
四百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
八百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
一千五百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
五千五百米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園
一萬米走	三・三〇	執行 昇 (札幌一中)	一九二五	甲子園

▲全日本中等學校最高記録

砲丸投	三・七	松島 茂善 (鳥取師)	一九二五	同
圓盤投	三・七	人江 卷雄 (同)	一九二五	同
槍投	三・七	安部 榮 (香川師)	一九二五	同
鐵槌投	三・七	仁步 與四 (中京商)	一九二五	同
走巾跳	三・七	井上 増吉 (小野中)	一九二五	同
走高跳	三・七	田中 弘 (興風中)	一九二五	同
低障礙	三・七	島倉 晃 (新潟師)	一九二五	同
四百米走	三・七	宮崎 義家 (石川師)	一九二六	同
八百米走	三・七	同	同	同
一千五百米走	三・七	同	同	同
五千五百米走	三・七	同	同	同
一萬米走	三・七	同	同	同
中障礙	三・七	同	同	同
高障礙	三・七	同	同	同
四百米走	三・七	同	同	同
一千六百米走	三・七	同	同	同

▲全日本中等學校東西對抗陸上競技大會最高記録

砲丸投	三・七	松島 茂善 (鳥取師)	一九二五	同
圓盤投	三・七	人江 卷雄 (同)	一九二五	同
槍投	三・七	安部 榮 (香川師)	一九二五	同
鐵槌投	三・七	仁步 與四 (中京商)	一九二五	同
走巾跳	三・七	井上 増吉 (小野中)	一九二五	同
走高跳	三・七	田中 弘 (興風中)	一九二五	同
低障礙	三・七	島倉 晃 (新潟師)	一九二五	同
四百米走	三・七	宮崎 義家 (石川師)	一九二六	同
八百米走	三・七	同	同	同
一千五百米走	三・七	同	同	同
五千五百米走	三・七	同	同	同
一萬米走	三・七	同	同	同
中障礙	三・七	同	同	同
高障礙	三・七	同	同	同
四百米走	三・七	同	同	同
一千六百米走	三・七	同	同	同

▲全國中等學校對抗選手權大會新記録

砲丸投	三・七	白 崔 (培材中)	一九二六	甲子園
圓盤投	三・七	安永 漢 (同)	同	同
槍投	三・七	井上 秀男 (小野中)	同	同
鐵槌投	三・七	同	同	同
走巾跳	三・七	同	同	同
走高跳	三・七	同	同	同
低障礙	三・七	同	同	同
四百米走	三・七	同	同	同
八百米走	三・七	同	同	同
一千五百米走	三・七	同	同	同
五千五百米走	三・七	同	同	同
一萬米走	三・七	同	同	同
中障礙	三・七	同	同	同
高障礙	三・七	同	同	同
四百米走	三・七	同	同	同
一千六百米走	三・七	同	同	同

重量舉 (日本公認記録並に十三年度新記録) 【三・七】(日本重量舉聯盟發表) 日本公認記録及び今シーズン樹立された日本記録左の如し

▲日本記録(昭和十三年十二月二十六日発表)

▲兩臂による押舉

級名 記録 氏名 所属 年月日 場所 競技會名

(冠絨) 七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△兩臂による牽攀

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△合 計

五一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△昭和十三年度日本記録

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

▲兩臂による牽攀

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△合 計

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△合 計

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△合 計

七一〇 遠藤 瀧軌 警視廳 三、六、五 東基教 第二回東京市民

五一〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第三回全日本

五四〇 崔 恒基 京城青學 三、三、六 國體館 第二回全日本

五七〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六〇〇 南 壽逸 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

六七・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

七五〇 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

八二・五 崔 恒基 京城電氣 三、三、一 國體館 第三回全日本

△合 計

(備考) 六〇冠絨(最輕量)の世界記録

は左の通り

押舉 九六・五冠 リーブシュ(獨)

牽攀 九六・五冠 ワルター(獨)

九三・五年六月十六日

九三・五年十月二十七日

三二・五冠 テラツツオ(米)

一九三六年柏林大會

六〇冠 崔恒基の押舉九七・五冠

牽攀九七・五冠は、いづれも世界新記録で

ある、合計でも三一・五冠で三一・五冠

のオリムピックの最高記録を凌駕する優

秀成績である、なほ今春オリムピック合

宿記録會に於て作成された南壽逸選手の

オリムピック凌駕記録押舉九七冠及び中

量級(七五冠)金尾集選手の押舉世界オリ

ムピック記録一七・五冠は本年度地

方大會、實演會の記録とも公認しない

五千米スピード(女子)に日本新記録

奉天【三三・三】 奉天氷上スピード選手

權大會は廿五日奉天國際リンクで舉行さ

れたが女子五千米競技で湯陽子嬢(朝日

高女)は自己の保持する日本記録十分十

四秒九を七秒五を破る十分七秒四の大記

録を作り同じく江島八重子嬢(浪花高女)

も十分十三秒三を出し日本記録を破つた

今村燦千米スピードに日本新記録

奉天【三三・三】 奉天、撫順兩體育聯盟主

催第六回奉天、撫順對抗氷上競技大會に

卅日午前十時から奉天國際リンクで舉行

女子千米スピード競技に於て今村俊子嬢

(奉天)は一分四七秒八で木谷妙子嬢の保

持する日本記録一分四九秒五を破る日本

新記録を樹立

滿洲國



明年度豫算案等御前會議で決定

新京【三三】滿洲國康徳六年度豫算案その他の重要議案を審議すべき參議府會議は廿一日午後一時より宮内府親民樓に於て皇帝陛下の親臨を仰いで開催され五年度各特別會計追加豫算、六年度總豫算、同各特別會計豫算、豫算外國庫の負擔となるべき契約並に豫て諮詢中の武官令、軍事諮議院令の六件を審議決定し同二時半意義深き御前會議を終つた

飛行場、無電設備を國家管理

新京【三三】滿洲國航空通信部門の明年度事業費豫算は一千八十萬圓餘に上り航空處の設立、飛行場、無電設備の増設擴張等この部門の飛躍的發展が豫想されるが政府は右施設の重要性に鑑み明年度より飛行場及び無電設備を擧げて國家管理とする事に決定した

北支、滿洲國間航空郵便開始

北京【三三】臨時政府郵政總局では日滿支三國間郵便連絡のスピードアップを期し去る十月十一日から北支、日本間に航空郵便を開始したが更に廿五日から北支、滿洲國間にも航空郵便を開始する

國境建設會議開催

新京【三三】滿洲國政府は國境地方に於ける國防中心の各種問題を檢討の爲め廿五日午後一時より日滿會館に於て國境建設會議を開催、關東軍關係者、滿洲國政府側、協和會側、特殊會社側合同の下に今後に於ける具體的建設の大綱方針に就き協議、申合せを行ひ午後四時散會した

右に就き政府は左の如き當局談を發表し

△滿洲國政府當局談

國境建設會議は廿五日午後一時より日滿軍人會館に於て關東軍關係者と星野長官、各部次長、司處官、協和會重要職員、各特殊會社重役等の會同の下に開催され國境方面に於ける各種問題を檢討し特に該方面に於ける國防的建設に關し申合せを爲す所あつた、滿洲國は建國以來國防國家の建設を主要眼目として國富の強化、國力の發展に力を傾注して來たのであるが緊迫せる現下の事態に鑑み日滿共同防衛の見地に基き日滿兵備の充實強化と産業五年計畫の遂行に照應して滿洲國も亦愈々國境方面に於ける國防的建設に關し凡百の施策を集注、徹底化し以て速にその實績を擧げ戰時態勢の強化と綜合國力の擴充とに寄與するの要あるを痛感する次第である

△滿洲靈廟竣工式

奉天【三三】奉天市外北陵に工費十五萬圓を投じて建立された滿洲靈廟の竣工式は廿五日午前十時から舉行された、同廟は日清日露の兩戰役並に滿洲事變に於ける日滿蒙三國の戰歿勇士及び平和の戰士として大陸發展の貴い犠牲となつた滿鐵職員等六千體を合祀したものである

△大王家島燈臺完成

安東【三三】滿洲國政府では安東港出入の船舶及び黃海北部航行船舶の安全維持のため本年八月以來工費十餘萬圓を投じて安東省莊河縣大王家島に光速距離二十六キロの燈臺を建設中であつたがこの工程工明年一月一日から點燈する

△國都建設計畫法改正

新京【三三】國都建設特別市の整備充實に伴ひ政府はこれが計畫法の改正を行ふこととなり國都建設計畫法改正の件及び同計畫法施行令改正の件を去る六十次國務院會議に上程これを通過、參議府會議の諮詢を経て廿八日これを公布明年一月一日より施行する

△安東、新義州兩港の取締統一

安東【三三】安東港は新義州港と同一區域にある關係から本年五月一日滿洲國海港取締法が實施されてからも新義州同條朝鮮海港取締規則が適用され、海運業者、滿洲稅關に甚なからぬ不便を與へてゐるが廿七日滿洲國側岡田安東稅關長、朝鮮側服部平安北道警察部長との間に海港取締に關する協定に調印を終り今後安東港の公務取締は安東稅關が滿洲國の法令に遵ぎ行ふことになつた、これにより從來滿鮮間の國境にからまつてゐた各種の不便も完全に一掃されることとなつたわけである

あつたものが多いので續々歸順を申出てゐる

人事異動

▲開拓總局新設に伴ふ人事異動 新京【三三】産業部外局たる開拓總局の新設に伴ふ人事異動は廿六日の國務院會議に於て決定、來月早々正式發令を見ることとなつた

▲滿江省次長

任 濱江省次長 結城清太郎

任 開拓總局長 (一) 錦州省次長 森田 成之

任 濱江省次長 (一) 奉天市副市長 土肥 顯

任 錦州省次長 (一) 三江市市長 松田 芳助

任 奉天市副市長 (一) 三江市警務長 桂 定次郎

任 三江省次長 (二等) 産業部農務司長 五十子卷三

任 開拓總局總務處長兼招集處長 (二等) 吉林省土木廳長 李 叔平

任 住宅地廳長 産業部理事官 石坂 弘

任 産業部農務司長 任 農務部農務司長 石坂 弘

▲黑龍省長更迭 新京【三三】廿八日の持廻り國務院會議で左の人事を決定、明年一月一日發令の筈である

任 治安部次長 薄田 美朝

任 農務局長 濱田 陽兒

任 黑龍省長 黑龍省長 王子 衡

任 産業部畜産司長 任 産業部畜産司長

任 黑龍省長 王子 衡

任 産業部畜産司長

任 黑龍省長 王子 衡

任 産業部畜産司長

任 黑龍省長 王子 衡

任 産業部畜産司長

任 黑龍省長 王子 衡

任 産業部畜産司長

【三三】滿洲國遺囑使修好經濟使節團廿四名は歐洲各國を歴訪し修好上大なる成果を擧げて歸國の途廿二日午前八時半入港の郵船名丸で再び日本訪問の第一歩を長時に印した

滿州旅券査證問題暫定解決

新京【三三】滿洲國外務當局は領事館壓迫問題を始め國境紛争旅券査證問題等に就きソ聯當局の頑迷なる主張に應酬しつゝその猛省を促すに努め來つた結果一時危機を傳へられた領事館壓迫問題も漸く解決の曙光發見にまで導かれ又半歲に亘つて紛争を重ねた旅券査證問題も此の程暫定的申合せではあるが一時解決するに至つた、よつて入國を禁止されてゐたチチハ在石田副領事は去る廿一日新京發任地に向つた、一方ソ聯側に於てもハルビン領事館、ゴロツク領事以下四名の領事が滿洲里經由一兩日中にモスクワに赴くこととなり領事館壓迫問題に起因して緊迫した情勢にあつた滿ソ外交關係も稍々好轉の徴が看取されるに至つた

北鐵讓渡問題でソ聯に通告

新京【三三】日ソ漁業交渉は遂に明年に持越すこととなつたがソ聯側はこの間漁業問題とは何等關係なき北鐵讓渡金支拂問題等の懸案を提出して交渉成立選延を企圖してゐるので滿洲國外務當局は右の如きソ聯側の態度を遺憾としソ聯側が日本政府に對して抗議がましき態度に出てゐた北鐵讓渡金支拂問題に關する滿洲國政府の立場を闡明する爲廿八日哈爾濱外務局下村特派員をして哈爾濱ソ聯總領事館を通じてソ聯政府に左の如き通告を發した

☆ 外 交

滿洲國遺囑使節團歸る

滿洲國政府は北鐵讓渡協定に基く一切の債權債務關係に於て何等違犯行為をなしたる事實なきことは列國の認めるところであつてソ聯側が日ソ漁業交渉に於て殊更に滿洲國側が北鐵讓渡金を支拂はざる如きを強詞して交渉成立の遲延を企圖してゐるは誠に遺憾である、ソ聯側こそ北鐵協定に於ける北鐵金問題其他の取極めを蹂躪して本問題處理に多大の支障を來さしめてゐる、よつて速かにソ聯側が履行すべき義務を履行し問題の圓滿解決を圖ることを要する

☆ 財政・經濟

特殊會計制度再檢討

新京【三三】 滿洲國明年度借入金總額は一般特別會計を通じて四億二百萬圓の巨額に達しこの内特別會計に屬する事業公債は明年度履行分を合せて總額八億圓餘に達しこれが償還財源は専ら政府出資關係會計の収益如何に懸つてゐるので、今後における各特殊會計經營の成否は滿洲國財政そのものに至大の影響を齎すに至つた、よつて主計局ではこれ等の諸會計に對して合理的經營を行つてゐるか否かにつき極度の監督指針に乗り出すこととなり目下これが具體面に就き研究中である、而して政府首腦中には例へば中銀の如き利益率多き會計はその利益の一部を政府に納付せしむ可きであるとの革論論が擡頭しつゝあり遺かす特殊會計制度並に政府側機構の根本的再檢討が行はれるものと見られる

地方稅法及法人營業稅法改正

新京【三三】 滿洲國政府は明年一月一日より地方稅法及法人營業稅法の一部を改正することとなり、之れに關する改正法は去る第六十次臨時國務院會議を通じて參議府會議の諮詢を経て本日公布された

日より地方稅法及法人營業稅法の一部を改正することとなり、之れに關する改正法は去る第六十次臨時國務院會議を通じて參議府會議の諮詢を経て本日公布された

つた、同法は全文五十四條より成り銀行業の資本金を五十萬圓以上の株式會社たる事助令によつて指定される地域の銀行は資本金百圓以上たる事を要する可を規定し且つ銀行業の營業は凡べて經濟部大臣の許可を要するを規定してゐる

毛皮、皮革統制法公布

新京【三三】 十二月月上旬滿洲國對外貿易は輸出二千三百三十七萬圓輸入三千九百五十二萬圓差引入超千六百十五萬圓これを前年同期に比すれば輸出に於て五百三十一萬圓を減じ輸入に於ては七百十九萬圓を増加し、入超額に於ても千二百五十萬圓を増加してゐる

滿洲國の本年度貿易
新京【三三】 本年度滿洲國對外貿易は餘すところ僅か一週間となつたが、現在の推計では輸出總計約六億九千四百萬圓輸入約十二億五千六百萬圓、差引五億六千二百萬圓の入超で、昨年度の入超二億五千萬圓に比し倍額以上の記録の入超を實現するに至つた、而して右貿易尻尾化は

滿洲國の本年度貿易

新京【三三】 本年度滿洲國對外貿易は餘すところ僅か一週間となつたが、現在の推計では輸出總計約六億九千四百萬圓輸入約十二億五千六百萬圓、差引五億六千二百萬圓の入超で、昨年度の入超二億五千萬圓に比し倍額以上の記録の入超を實現するに至つた、而して右貿易尻尾化は

滿鐵明年年度營業豫算

一 對日輸入が昨年度に比し建設材、消費材を中心に約三億圓を増したること
二 對支輸入に於て葉煙草、棉花等の大量輸入により昨年度に比し三千萬圓程度を増加したこと
三 日支を除く第三國關係に於て輸出が三千萬圓程度著減した上に輸入に於て三千萬圓を増加し結局六千萬圓の支拂増加を來したることなどの結果である

【三三】 昭和十四年度事業費豫算案を携へ廿一日上京した佐々木滿鐵總裁は政府當局並にシ團側と折衝を開始、これが諒解を求めつゝあるが、滿鐵來年度豫算は總額三億六千萬圓で本年度に比し一億二千四百萬圓減額と言ふ未曾有の巨額である、この資金調達の方法としては

銀行法公布

新京【三三】 滿洲國銀行法は去る第六十次國務院會議を通じて廿五日附公布される事とな

【單位千圓】
一 社債發行 一八〇,〇〇〇
一 政府拂込金 四〇,〇〇〇
一 社内保留金 五五,〇〇〇
一 榜系會社株開放 八五,〇〇〇
計 三六〇,〇〇〇

滿鐵營業開竣會社十倍増資

新京【三三】 滿鐵營業開竣會社では廿五日の株主總會に於て資本金五百萬圓を十倍の五千萬圓に増資する件を可決した増資分四千五百萬圓は全額滿洲國政府の引受とし第一回三分の一拂込の千五百萬圓は廿六日納收することになつた

▲滿鐵營業事業計畫 新京【三三】 滿洲國營業開竣會社は左の如く大々的に開發事業の遂行に邁進する事となつた
一 東邊道其他既に探礦及び調査進行中の箇所は東邊道開發、滿洲礦山、滿洲探金、滿炭等と協力更に精密な調査を行ふ

滿鐵、オイルシエール第二次計畫

一 奉天西方に設立の國立金礦精煉所は明年度より同社に引繼がれるが同精煉所は採石能力年額九百萬圓なるも鑛石の手當さへ豊富であれば増産は容易であるから滿洲國の産金を倍額とする目標の下に増産を期する

【三三】 滿鐵の撫順に於けるオイルシエール事業は第一期計畫として昭和十六年度迄に粗油五十萬噸生産の實現を目標に目下その増産計畫が進められてゐるが同社は石油國策の急務なること並に目下計畫中の直接接合法による油精業が未だ完成せず、且つこれにはオイルシエールに比し生産施設に多額の經費を要すること等の諸點を考慮し當面の石油需要を充足するため更に第二次オイルシエール

五十萬噸増産計畫を樹て、第一次計畫と併せて百萬噸の粗油生産實現に乗り出すことに方針を決定し目下上京中の松岡滿鐵總裁より政府當局に對しこれも諒解を求めてゐる、而して右第二次増産計畫は三年間續事業として明年度より着手することとし、その爲めの經費は毎年五千萬圓、合計一億五千萬圓を豫定してゐるがこれが實現のためには資金の捻出方法採式並に生産コスト昂騰の理合せ方法如何が、今後の問題として極めて注目される所である

昭和製鋼、貧鐵處理開始

【三三】 日滿を通する鐵鋼増産計畫に呼應して昭和製鋼所では今回貧鐵資源確保の見地からブラサード法による貧鐵處理の特許權を買収し滿洲國內に多量に埋藏する貧鐵の活用を圖ることになつたが、今後は右の貧鐵處理法の採用により日滿支を通する鐵鋼資源は滿洲國に於て一手に賅ひ得られるものとして注目されてゐる、即ち滿洲國に於ては東邊道並に弓張嶺等に埋藏する富鐵は別として錢鐵石は一般に貧鐵が多く既に昭和製鋼所では卅五パーセント内外の貧鐵は處理してゐるが、今回のブラサード法の採用により更に廿八パーセント見當の貧鐵も處理し得られることとなるものである、而してこの結果約廿五億噸の貧鐵が新たに利用國內に置かれるに至り、これによつて我國の鐵鋼資源は充分確保されることになる譯である

× ×

世界情勢

旬間大觀

チユニス、コルシカを繞つて佛伊關係は十八日イタリヤ國の一九三五年佛伊協定廢止通告によつて愈々尖鋭化し、佛は遂に驅逐艦及び陸兵の一部を派遣するに至つたが、外交均衡は依然沈滞、沈黙待期のうちに戦年の形。新年早々のチユンバレン・ムソリーニ會談に斡旋を頼るものと思はれるが、伊にとつては英伊會談に於ける地中海問題に對する布石とも見られる。

同じく十八日クリーヴランドで行はれたホイックス米國務長官の單獨演説は先般來ユダヤ人問題を繞つて悪化の傾向にある兩國關係を更に刺戟し、正に大戦以來の危機といはれてゐるが、この問題に關する限りにはさして發展性はあるまい。但し米國の全體主義國家に對する反感乃至恐怖は、或は汎米會議の全經過に徴し、或は大西洋艦隊の常設等を通じても窺へる如く、日に日にその傾向を著しつゝあり、この空氣を打診して歸英したイーデンの入閣説なども傳へられ英米今後の動向は正に期して待つべきものがある。

☆ 國際政局展望

歐洲に於ける獨逸台邦及びミニンヘン會談により獨伊防共樞軸外交はその強靱性を誇示したが東洋に於ても獨伊兩國は反共の大艦の下に聖戰を遂行する帝國の使命の重大性を認識すると共に精神的物質的支援を送り日獨伊樞軸の威力を中外に顯示してゐる、而して之に對蹠的勢力をなす佛蘇を中心とする人種戰線樞軸はチユニコの少數民族問題に完全なる無力振りを發揮し蘇聯はミニンヘン會談からも除外せられて歐洲政局に對する發言權を奪はれチユニコは少數民族の離散により完全に歐洲に於ける弱小國の列に墮し去りフランスも亦英國外交に追隨するの絶對的必要性に迫られるや國際的地位に置かれ

るに至つた、然しながら防共樞軸の對抗勢力として新に結ばれた英佛樞軸の強化は非ぶ端に空軍協定の形を執り兩國の急速なる軍備充實により今後の獨伊勢力發展の阻止を計しつゝある、かくてこの二大樞軸の今後の動向こそ歐洲政局展望の鍵を與へるものである、而して現在今後の歐洲政局を左右すべき重大懸案として注目せられてゐるものはウクライナ問題、スペイン内亂の最後の勝敗、コルシカ、チユニスに關する佛伊關係の悪化其他ドイツの植民地返還要求等の諸問題があるがその内最も緊急に迫られるものは佛伊關係であるがこれはスペイン内亂の最後の勝敗と關聯して地中海の制海權問題と化し英佛伊三國の生命線確保の極めて重大深刻なる係争に發展する原因とな

なり得るのである、ミニンヘン會談後の「フランス帝國防禦」のスピーチは大戦以來稀に見る眞剣味を帯びてフランス國民の關心を喚び起しつゝあるが北アフリカ植民地がフランス國防上の重大な人的素材の供給として國內の軍備充實と共に情勢下の歐洲に於けるフランスの國土防禦上不可欠なものである以上過般のボンネ佛外相の對伊強硬演説も決して單なるデニスチユアのみなりと見ることは出来ない、而してジブラルタル海峡の獨占的地位を失ひスエズ運河防禦にも危懼を感じるに至つたイギリスもこの問題に就いてはフランスに劣らざる重大決心を有するものなるは論を俟たない、ここに二大樞軸衝突の可能性が存在する、然し英佛兩國の軍備擴充計畫未完成の今日その爆發性にはなほ若干の緩和期が含まれてゐると見ることが出来るがチユンバレン現實外交に反對するイーデン前外相を中心とする反全體主義國家、現行條約絕對遵守派勢力の擡頭は過日のイーデン前外相の渡米と米國內の反全體主義國家輿論の昂揚と共に一九三九年の歐洲政局動向を決する一つの契機として注目を要するものである。

國際軍備競爭

ス英外相とデンマーク、フィンランド、ノルウェイ、スウェーデン各駐英公使との間に夫々雙務間の海軍條約に調印を了した、新條約は既に成立した英獨、英ソ兩海軍條約と同様一九三六年の海軍條約に引き違ひの質的制限と、交差を主としたものである、但し北極諸國の特殊事情に鑑み若干質的制限條項に修正を加へてある。

△シニョクスピア次官 ソービー歐洲國防相は六日の下院演説に於て歐洲政廳は一旦有事の場合英國が東半球に於ける英國國の權益を充分防衛するに足る強力な艦隊をシニョクスピア根拠地に配備される事を期待すると言明したがこれは全く正鵠を得た言葉と考へる、尤も未だ再軍備計畫が完了してゐないため過般のチユニコ問題に對して行つた海軍帥員に際しては動員し得る防空艦隊艦隊の數が海軍當局の希望する所に比して非常に少かつたことは已むを得ないことだつた、だが海軍首腦部はこの事可に常に注意を怠らざる問題の艦種の缺陷に對しては出来るだけ急速に新艦を建造したり乃至は巡洋艦、驅逐艦の改装を實行し最高の速度を附與することによつてこれを矯正するに努力してゐるから安心せられた、但しこのために現會計年度に特別豫算を要求する意圖はない。

△フレッチャー議員 英國政府はオーストラリアが主力艦の保有を必要としなだけ強い艦隊を何日までシニョクスピア根拠地に配備出来る豫定か
△シニョクスピア海軍次官 英國海軍今後の配備状況につき事前に公表することは一一般の利益に反すると御承知願ひたい、何れにせよ歐洲海軍の兵力並に構成は全く歐洲政廳自身が決定すべきことでの計畫大綱は去る六日ソービー歐洲國防相が歐洲下院に於て聲明した通りである、英國政府としては歐洲政廳がその海軍を増強しもつて英帝國防衛の共同任務に参加することを歓迎するものである。

△フレッチャー議員 英國海軍當局が近い將來歐洲を防衛するために主力艦が必要であることを諒解した場合英國政府は歐洲のために主力艦を提供すること

英 國

英北歐諸國海軍條約調印
ロンドン【三三】 英國政府は一九三六年の海軍條約の調印に基き過般來スカンデナヴィア諸國と海軍條約締結交渉を進めてゐたが廿一日午前英國外務省に於てハリファック

△フレッチャー議員 英國海軍當局が近い將來歐洲を防衛するために主力艦が必要であることを諒解した場合英國政府は歐洲のために主力艦を提供すること

△フレッチャー議員 英國海軍當局が近い將來歐洲を防衛するために主力艦が必要であることを諒解した場合英國政府は歐洲のために主力艦を提供すること

△フレッチャー議員 英國海軍當局が近い將來歐洲を防衛するために主力艦が必要であることを諒解した場合英國政府は歐洲のために主力艦を提供すること

△フレッチャー議員 英國海軍當局が近い將來歐洲を防衛するために主力艦が必要であることを諒解した場合英國政府は歐洲のために主力艦を提供すること

大規模な英國防計畫

ロンドン【三三】 英國政府は國防政局の緊迫に備へて防空對策に腐心しつゝあるが防空事務管理のアンダーソン國慶尙書は廿一日下院に於て政府が近く上程せんと計畫中の防空法の要旨を説明左の如く述べた

政府は諸般の防空設備に關し廣汎な計畫を擲てゐるが特に近く防空法を上程する意向である、防空法は雇傭者に對する防空設備を使用者の義務として課するものである、目下計畫中の防空計畫は總數二千名に對する防空設備で之に要する經費は二千萬磅、特別額

鐵製難所の構築が本計畫中の主要な部分を占めてゐる

獨逸

海軍の擴張頭目は目覺しいものがあるが目下建造計畫中の航空母艦は極めて優秀な性能を有するものと傳へられ英國海軍當局の恐怖の的となつてゐる、即ち今年度の建造計畫中に豫定されるコルセア型の新航空母艦は六吋砲十六門、四吋高角砲十門、高角機關砲乃至機關銃廿二門を裝備し相當の重装甲を備へながら卅二節の快速を有するものでこれに比較すれば英國海軍が目下建造中のアークロイアル型の航空母艦は砲數、装甲、速力の何れに於ても遙かに劣弱なものである、この航空母艦を以てすれば巡洋艦の如きは到底大刀打ちが出来ず主力艦の救援を求めなければならぬが、かくなれば艦隊の編成に大混亂を來すことゝなるので英國海軍に大脅威を興へてゐるわけである、英國海軍ではこの新鋭航空母艦に對抗するため本年度豫算により新鋭航空母艦の建造計畫を進めてゐるがドイツが果して何隻同型航空母艦の建造計畫を有するか判明せぬので目下頗りにその隻數探知に焦慮してゐる

獨潜水艦對英均等保有通告

ロンドン 【三三三】 英國政府當局は卅日ドイツ政府が去る十九日デイルクセン駐英大使を通じて英國政府に對し一九三五年並に一九三七年の英獨海軍協定に基きドイツ政府は今後潜水艦建造に關し對英均等の権利を行使する意向である旨を通告した旨發表した、英國政府は右ドイツ政府の通告に接し英國海軍々令部參謀カ

ニンガム少將以下英國海軍代表をベルリンに派遣しドイツ海軍當局との間にドイツの潜水艦對英均等保有問題につき協議を行はしめることとなり英國代表は廿九日ベルリンに到着、直ちにドイツ海軍當局との間に意見の交換を開始した、因に英獨海軍協定は潜水艦に關してはドイツはその保有する艦艇の總噸數が英國の三割五分を超えざる限り對英均等の權利を有するも特別の場合を除いては對英四割五分を限度とし、特別の場合が發生し四割五分以上の潜水艦を必要とする時は相互に協議する旨を規定してゐる

▲英獨海軍會議終る ロンドン 【三三三】 ドイツ政府の潜水艦均等保有に關する對英通告に基づく英獨海軍代表の會議は卅日ベルリンに於て開催されたが會議は一日にして終了英國外務省は卅一日會議の結果に關し次のコミュニケを發表した

英獨海軍會議は十二月卅日午前ドイツ海軍省に於て英獨兩國海軍代表の間に開かれた、會議は一九三五年六月並に一九三七年七月の英獨海軍協定に關聯する問題につき協議した、會議は終始友好的雰囲気にて行はれたが兩國代表は相互にその意見を開陳した後、後日文書によつて夫々回答すべく約した

確定するに英國代表はドイツの潜水艦均等要求を緩和する點に關してはドイツの決定を撤回させることが出来なかつた積弊であるが建造期間並にその型の點で若干ドイツの讓歩を得たと云はれる、更にドイツは一九三七年の海軍協定で決定された巡洋艦の制限一萬噸八吋砲を超える

甲級巡洋艦五隻を建造する意圖なる旨をも同時に英國代表に通告した模様である、尙ドイツの斯る積極的な建造計畫は寧ろソヴェト海軍の進出を警戒したものと思はれる

▲獨の對英通牒と佛の見解 パリ 【三三三】 フランス海軍當局ではドイツ政府の通告につき當然預期されたこととして別段驚いてはゐない、即ちフランス海軍當局は豫ねてから一九三八年乃至一九三九年頃にはドイツ海軍は一九三五年英獨海軍協定に規定された潜水艦保有量たる對英四十五パーセントの建造を完了するものと豫想し三八年、九年こそ英獨海軍協定に於て最大の危機であることを見透してゐたものでドイツ政府は右海軍協定第二條D項に於て特別の場合にはドイツ潜水艦保有噸數を對英均等にまで増加すべき旨の留保を行つて居り且つドイツ海軍噸數對英三十五パーセント維持の原則に關してはD項に於て特別の新事態が發生した場合には右比率を變更するため英國と協議を行ふ旨の留保を行つてゐる、従つてドイツ政府は右D項の發動を要求することによつて潜水艦保有量の増加と同時に協定に規定された他の艦艇の噸數を比例的に減少すべしとのD項規定の適用を免れる進路を有してゐる譯でドイツ政府が英獨協定に内包する技術的缺陷に巧みに利用して潜水艦均等保有の要求を提示したことはドイツ海軍の進歩的發展を物語るものとして注目されてゐる

米

米海軍當局は明年一月六日以降從來臨時編成であつた大西洋艦隊を常設

艦隊とする旨廿三日發表した、消息通筋では目下米獨關係が決裂を豫想される緊迫關係にある折柄右決定を頗る重視してゐる、尙大西洋艦隊は去る九月一日チェコ事件で歐洲の風雲急であつた際太平洋にある聯合艦隊の一部を割き之に老朽艦を加へ合計一萬噸級巡洋艦七隻、驅逐艦七隻を以て臨時に大西洋艦隊として新編成したものであつたが今回之が常設艦隊として恒久的となつたものである

▲米大西洋艦隊管轄管轄へ ワシントン 【三三三】 米海軍當局では大西洋艦隊を明年一月六日以降海軍作戰部長の管轄下より直接米國聯合艦隊司令長官の管轄下に移行し行刺せしむることゝなつた旨廿三日發表した、尙ジョンソン提督は現在の大西洋洋司令官として留任する筈である

米民間飛行士養成計畫發表 ワシントン 【三三三】 米國政府は國防強化の一翼として特に空軍の擴充に努力してゐるがルーズヴェルト大統領は廿七日新聞記者團との定例會見に於て明年三月九年度以降毎年民間飛行士二萬人づゝの養成訓練を行ふ計畫である旨次の如く發表した

米國政府は明年三月九年度以降毎年民間飛行家二萬人づゝを養成するに決定したがその結果民間に於ける航空熱を刺激して戰時に於ける熟練航空士の養成の一助ともなり、右に付き全國青年局は既に職業輔導訓練計畫を立案、明年七月一日迄に三百人の飛行士を養成することゝなつたがこれに要する費用は百萬弗に達する豫定である

尙右計畫に關する明年度豫算總額は九百八十萬弗の多額に上ると云はれる

新年の教書で大軍擴張發表 ワシントン 【三三三】 去る十一月三日より開南されるがルーズヴェルト大統領は一月四日新議會に年次一般教書を送り米國政府の内外根本政策を闡明することゝなつた、ルーズヴェルト大統領は右教書中で平時空軍の龐大國防計畫を發表し陸軍航空機一萬臺、四萬五千噸級主力艦二隻の建造を含む軍備の大擴張を要請する意向といはれる、而してルーズヴェルト大統領は右軍備増強の理由として「米國及び近隣國の安全が侵略的な獨裁主義諸國の武力によつて脅威されるに至つた」ことを指摘する豫定と傳へられる、更にルーズヴェルト大統領は一月十一日前後に議會に教書を送り剩餘の國防上の諸計畫を説明する模様である

卅九年度米海軍大演習 サンペドロ 【三三三】 一九三九年度の米海軍大演習は愈々明春早々から大西洋上に於て垂々しく展開されることゝなつたが既にカリフォルニア州南部の諸海軍根拠地に待機中の海軍補給艦、修理艦等は演習参加の爲相次いで出港を開始した、續いて廿八日から一週間にわたる太平洋上に待機中の各主力艦、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦等も夫々根據地を出發してパナマ運河を通過、大西洋岸の某地點で来る一月六日迄に大西洋艦隊と合體する豫定である、三九年度の大演習は一月から六月にかけて約五ヶ月のながきに亘り稀有の大規模の下に行はれるが參加艦艇百五十隻、飛行機六百餘、参加人員は士官三千、兵卒二萬七千の多きに達する、演習の内容詳細は厳秘に附されて

あるが全艦隊はアンドリュース提督指揮下の「黒」艦隊(防禦軍)とカルプフス提督指揮下の「白」艦隊(攻撃軍)との兩軍に分れ、南はパナマ運河、カリビヤ海から北は米國東海岸に至る廣大な大西洋上に於て壯烈なる攻防戦が展開されることとなり、尙演習中の主要作戦は次の如きものと云はれる

- 一 パナマ運河攻防戦
- 一 カリビヤ海に於ける作戦第廿號の實施
- 一 米國東海岸に至る攻防戦

白下院防空豫算通過

ブリュッセル【三三三】ベルギー下院は二十四日總額六億フランに達する歴大な防空特別豫算を可決した。右防空豫算によつて實施されるベルギーの防空計畫は第一段として機員一萬五千名の特別防空隊を編成し之に飛行機、高射砲等を裝備せしめ次に全國に大々的にガス・マスクを配給せんとするにある

英國・英帝國

英首相の演説と英紙

ロンドン【三三三】チェンバレン英首相は十九日下院に於て英獨關係に言及しドイツからの平和的保障を期待すると述べたが右首相の言明に對する廿日の英國各紙の論説左の通り

△タイムズ紙 チェンバレン首相のドイツに對する態度に就いては異論の餘地なく又イタリアに對しても首相の立場は強固である、日支事變に對する政府の眼目は機會を待ち公平且つ合理的條

件の下に紛争終結を援助するに在る、英米は共に對支貸付の用意あり英米の利害及び見解は殆ど同一である

△デーリー・テレグラフ紙(保守系) 英國の輿論は首相と等しくドイツよりの平和的デニスチニアを期待し居るも獨紙の論調はミュンヘン協定の精神に添はざること甚しく從つて首相は國民よりも一層焦慮してゐるに違ひなく、極東中歐、スペイン等に於ける不安は右の如きデニスチニアの示されない結果である、又反對黨の政府攻撃は外國に於ける反感を強め且英國國民の一致を疑はしめ政策成功の機會を奪ふものである

△マンチェスター・ガーディアン紙(自由黨系) 首相の政策は漸く現實に即しつゝあり、拒まれるに決つてゐる友情の手をさし伸べるのを控へドイツよりのデニスチニアを俟つことは國民の感情をよく表明したもので又極東問題に關しても現實政策に出で英國の立場を日本に知らしめることとなつたがイタリアに關しては首相は現實に即せず依然諒解増進或は個人的接觸の古文句を弄してゐる、更に注意すべきは労働黨の政策は日獨伊並にフランコ政權を同時に敵に廻すこととなるとの言であつて若し政府がフランコ政權が防共協定願側に立つことを確信しながらフランコ側の勝利を援助するならばそれは罪惡である

△デーリー・エクスプレス紙(保守系) チェンバレン首相が英國の權益を危殆に瀕せしめるが如き心配はない、又英獨提携は實現可能である
△ニューズ・クロニクル紙(自由系) チ

エンバレン首相が明春のローマ訪問に先立ちムソリーニに對する讓歩の危險を知つて居ることは喜ぶべきことで、又ドイツその他の國との協調によつて戰爭の脅威を去らんとする首相の政策は國民全部の支持する處である

△デーリー・ヘラルド紙(労働黨機關紙) 何人も平和を望んでゐるが戰爭の脅威を受けた場合英國が常に退却するならば英國國は間もなく保全を維持せざるに到るであらう、ミュンヘン會談からチェンバレン首相は國際關係が大いに改善せられたと確信して歸つたが今首相がドイツより何等かの平和的デニスチニアの表示を待つと告白する處を見ると英獨平和宣言は首相にとりデニスチニアでさへない譯である

英内閣明春改造か

ロンドン【三三三】チェンバレン首相は明年一月ローマ訪問後内閣の改造を斷行すると見られるが大法官モーム卿が辭職して現國防調整相トマス・インスキップ氏がその後任に轉じ國防調整相には現内相サミュエル・ホーア氏又は現空相キングスレー・ウッド氏兩氏の呼聲が高い、問題のホーア・ベリシヤ陸相については自由黨が廿一日下院で緊急院內大會を開催しサイモン蔵相を道ビチェンバレン首相に對し絕對にホーア・ベリシヤ氏を支持する旨通過した、内閣改造に當つてはチェンバレン首相は内閣の基礎を擴大して一層強力な墨國一致内閣の實現を企圖すると豫想されるがイーデン氏に國防三相の執れかを提供し入閣を要請するであらうとの觀測が可成り有力化するに至つた

イーデン前外相歸國

ブリュッセル【三三三】英國前外相イーデン氏は本月中旬約一週間に亘り米國を訪問米國朝野各方面と交誼を遂げ白熱的歡迎を受けたが廿一日クイン・メリー號でプリマス港に歸着した、イーデン氏は米國の印象につき言葉少な左の如く語つた

米國民は歐洲政局に甚大な關心を抱いてゐるが極東の事態にもつと注意を惹かれてゐる様だ
イーデン氏外務省に報告
ロンドン【三三三】約一週間に亘る米國訪問より廿一日歸英せるイーデン前外相は廿二日午前外務省を訪問過渡の米國訪問につき公式の報告を行つた、即ちイーデン前外相の渡米は個人の資格によるものであつたが勿論外務省の諒解を得て行はれたものでありその意味で歸國後先づ外務省に報告に赴いたものと見られる、消息通の傳へる所によるとイーデン前外相は右報告に際し米國政府の全體主義國家に對する態度が豫想以上に強硬なものがあつた大に驚かされたと述べ此の事實を英國外交の一參考にすべき事を示唆したと言はれる、又右訪問に際しイーデン前外相の再入閣問題も話題に上つた模様であるが消息通はもしイーデン氏の入閣が實現するとしてもそれはチェンバレン首相のローマ訪問後即ち二月上旬となるであらうと解してゐる、即ちチェンバレン首相が一月十一日のローマ訪問に際しムソリーニ首相の意向を打診した上で英伊間に引續き全般協調政策を繼續する事に決定を見ればイーデン前外相の出馬は著しく遲延されるに至るであらうと見られてゐる

英陸相パリ訪問
パリ【三三三】北佛ストラスブルグでクリスマス休暇を利用し靜養中だつたホーア・ベリシヤ英陸相は廿一日午前パリに到着した、同氏はパリに二日間滞在の豫定である

加、エチオピア併合承認
モントリオール【三三三】カナダ政府は英國政府に迫りイタリアのエチオピア併合を承認することに決定し廿三日の閣議の席上マッケンジー・キング首相より此の旨報告し閣議の承認を求めた
英記録飛行機の機奪
ダーウイン(濠洲)【郵信】去る十一月エデプト濠洲間長距離世界記録を樹立した英空軍の新鋭グウィッカーズ重轟撃機三機は近く英國へ歸還飛行を爲すべく諸般の準備を整へてゐるが内一機は去る十六日ポート・ヘッドランドよりダーウインへの試験飛行中故障を生じダービーを距る百哩のコリヤリ灣頭の山中に不時着山腹に激突して機體を大破した、幸ひ搭乗者は無事であつたので直ちに救援飛行機を飛ばし食料その他を投下し救出に努めてゐる、尙今回の事故は三機が記録飛行で濠洲に到着以來二回目の機事である、一回目はシドニー附近リッチモンドに於ける不時着事件であつた

☆ 經濟
外國貸付再禁止とポンド貨
ロンドン【三三三】昨廿日イギリス政府が對外貸付を再制限する旨發表した事は今朝の外國爲替市場に刺戟を與へ短い間ではあつたが市場は睡眠状態から脱し少し振りに活氣ある取引が見られた、而し

シチー方面では何等か斯くの如き手段が政府によりとられるであらうと豫期して居つたところでこれに對して大して關心を示さず一方歐大陸筋も大してこれを意外とせずしてポンド貨買りを續けて居た尤も英米クロス・レートが四弗六五仙七五の相場に達するとイギリス爲替平衡資金が活潑に市場に干渉しこのため相場は引張り其後亦自力で僅か乍ら昂騰を示し大引相場は四弗六六仙一二と前日より三八ポイント安に止つた

ロンドン・金塊商内旺盛

ロンドン【三三】 今廿一日のロンドン金塊市場に於ては大量の取引が行はれ百萬磅以上の商内が出来たが相場も一四九志三片と五片方昂騰した、これはイギリス政府の外國貸付再禁止とは直接には關係がないがこのため神経過敏となつたポンド貨手持筋の中でポンド貨より金への乗換へを行つたものもあると見られてゐる、地金業者は大量の商内が出来た理由は歐大陸筋より巨額の轉賣物が投げ出された爲としてゐるが買物の中の若干は眞實の退職吐出しで他の若干は先物契約の期限満了による引渡しであつたと

フランドン

佛ソ、佛波關係の現状 (タン紙社説) パリ【三三】 チェコ問題に引續き今度大危機に直面してゐるが廿六日のタン紙社説はフランス外交の現状を論じ特にその友邦たるソヴェートとポーランドとの關係につき左の如く述べてゐる

東歐の暗雲次第に濃くなつて來たがチエコ問題の例に鑑みフランスがソ聯及びポーランドと如何なる關係にあるかは各人の關心を禁じ得ざるころである、ソ聯との約束は主として一九三五年の相互援助條約と附屬議定書に基くものだが當時はロカルノ條約が歐洲平和の基礎をなしてゐた頃で自然東歐にも同様の平和機構を設けんとしたのである、然しこれがドイツの不参加により單なる佛ソ協定に終つた次第は當時の附屬議定書に見るも明瞭だ、而して條約そのものは聯規規約殊に第十五、十六、十七條と關聯せしめこれ等規定の發動する場合に限り援助の義務も亦發動するものであるが其後これ等規定の解決に非常なる論議を見たのは周知の通りである、次にポーランドとの關係は佛波ロカルノ協定及び一九二一年二月のパリ協定に基くもので前者はロカルノ平和機構と不可分の一部をなしてゐること明かなるのみならず聯規規約にその基礎を置いてゐる、然るにベツク波外相は從來ポーランドが規約にもロカルノ機構にも信頼を置かざる旨屢々明言したことあり又一九二一年協定は元來ソ聯に對するもので且その第一條以下の規定にも同盟ではなく協議の義務を約せるに過ぎず而もポーランドは一九三四年一月獨波宣言の際にも亦先該チエコに對して敵對的態度

左岸再武装、ジグフリード線の築造ロカルノ機構の瓦解、集團平和機構の衰退、小國の中立化、ソ聯内閣部々々の出來事等聯規機構の下に生れた各種條約締結當時豫見されなかつた事態に吾人は直面してゐる、而してこれ等條約が如何なる程度に於て今なほ有効と見らるべきや、又如何にこれ等を強化し又は解消せしむべきや、又その結果はどうなるかは問題である、抑々フランスはその植民地の完全なる防衛に當りつゝ他方同時に歐洲大陸に於ける危険なる冒險に引きつり込まれることを許し得るや、即ち一方イタリアの要求を斷乎としてはわづけると同時に他方東歐に於てドイツをしてイタリアの要求を支持せしむるに至る如き政策を取り得るや、國家の眞の利害は何處に有りや、以上の疑問は孰れも判斷の材料を完備してゐる政府のみが答へ得るものである、政府としてはこの際國民に問題の眞相を知らすべきである

佛内閣信任さる

再開以來グラデー内閣の諸政策を中心し審議を續けてゐるが廿二日前信任投票の結果賛成二九一反對二八四票の僅少の差を以て信任された、この信任投票の結果財經再建法その他グラデー内閣の諸法令は議會の承認を得ることとなつた

歳入案危く下院を通過

前信任投票を以て明年度豫算歳入に關する財政第二案を可決した、同案は去る十一月の緊急令で決定した一率二分の所得

税引上、酒、砂糖、コーヒー等に對する消費税引上を當然含んでゐるので左翼方面から猛烈な反對あり白熱的討論が行はれた揚句グラデー首相の提議に基き信任投票により採否を決することになつたもので投票の結果は賛成二百九十一票反對二百八十四票棄權卅四票といふ僅少の差であつた、賛成は右翼派中央派並に急進社會黨大多數で、共產黨、社會黨は全部反對、社會同盟の大部分、急進社會黨卅名も之に参加した、右投票結果はグラデー内閣の弱體性を曝露したものと見て注目されるが續いて午後行はれた特別所得増徴案の投票では賛成三百廿二票反對二百六十五票で稍持直した、尙明年度豫算歳出(六百六十三億二千萬フラン)に關する財政第一案は既に下院を通過してゐる

總豫算案下院通過

パリ【三三】 フランス下院は廿二日終日一九三九年年度豫算案の討論を行つた結果、廿三日拂曉に至り三百六十六票對二百廿九票を以て明年度豫算案を可決、直ちに上院に回附した

重要國務會議

パリ【三三】 フランス政府は廿四日午前エリゼー宮に國務會議を開催、ルブラ大統領出席の下にボンネ外相より對伊關係對獨關係を中心とする國際情勢に關し重要報告を行ひフランス側の對策につき協議を遂げ曾讀は前後二時間半の長きに亘つて漸く終了した、右國務會議に於ける中心議題はイタリアの佛伊協定廢棄通告に對するフランスの對策檢討にあつたがフランス政府は結局イタリアの佛伊協定廢棄通告に對しては別に回答を發し

たり或はフランス政府側より交渉を行ふ等の事は無くグラデー首相のチユニス訪問を豫定通り實行してフランスがチユニス不割讓の決意を斷乎表明する事に決定を見た模様である

社會黨強硬方針維持

パリ【三三】 廿五日以來パリで開會中の社會黨臨時大會は外交政策を繞り二派に分れて論戰を續けてゐるが廿六日夜飽く迄獨裁主義諸國に對抗せよと主張するブルム黨首の提案と獨伊兩國と交渉によつて諒解に達することを主張するポール・フォール幹事長の提案とを表明に附した結果賛成四三三票、反對二、八三七票、棄權一、〇一四票でブルム黨首の提案が採擇された

社會黨大會終る

パリ【三三】 フランス社會黨臨時大會は廿五日開會以來外交問題を繞り白熱的討論を續けて來たが廿七日拂曉に至り決選投票の結果遂にブルム黨首の提案を採擇し閉幕した、今回の大會ではポール・フォール書記長等の極健派とジロムスキー氏等左派並にブルム黨首等の中間派との對立が愈々激化し獨裁主義諸國家と飽く迄抗争すべきか乃至和協するかの問題について兩派の妥協遂に成らず決選投票となつてブルム黨首派が勝利を占めたもので社會黨の内紛表面化は今後のフランス政局上層の重大視されてゐる、今の所直ちに黨内分裂と迄は行かない模様だがフォール書記長の辭職は當然豫想され又ブルム黨首は自己の提案に對し二、八三七票の反對投票を爲した黨内少数派の處理に苦慮するものと思はれる、既にブルム黨首は内政問題に關し「人民戰線を中心

た

たり或はフランス政府側より交渉を行ふ等の事は無くグラデー首相のチユニス訪問を豫定通り實行してフランスがチユニス不割讓の決意を斷乎表明する事に決定を見た模様である

とする擧國一致内閣なる自己の主張を撤回し「眞正共和政府樹立」といふフオール派の提案に譲歩した事實もあり愈々右傾するダラディエ内閣を前にして議會の第一黨たる社會黨の惱みは深刻である

と鋼鐵の価格は百斤に付十フラン方引上げられる様である、なほフランスの鐵鋼価格は一九三七年十一月以來改訂されず今日に至つて居るがこの間生産原價は著しく昂騰して居るので價格引上げが期待されるに至つた譯である

佛伊關係

佛伊協定廢棄を伊通告

パリ【三三】イタリヤの佛領チユニス回復要求を繞つて佛伊關係が緊迫を告げてゐる折柄イタリヤ政府は去る十八日ボンセ駐伊佛大使を通じてフランス政府に對し

一 イタリヤ政府は一九三五年一月七日締結の佛伊協定がその後兩國により批准されてゐない事情に鑑み效力を有せざるものと思维する

一 フランス政府は一九一五年四月ロンドン協定の第十三條に基き一九三五年協定に代るべきフランス側の提案を提示すべし

との通告を發したことが明かになつた、イタリヤ政府は右通告により正式に一九三五年ラヴァール・ムソリーニ協定の廢棄を聲明した譯だがフランス政府として一九三八年四月二十四日イタリヤ政府に通告せる

一九三五年一月の佛伊協定はフランスので之を改廢する意圖は無い、との覺書の趣旨を固執しあく迄右協定の有効性を主張するものと豫想される

英首相伊に警告か
ロンドン【三三】イタリヤ政府は去る

鐵鋼價格引上げ期待
パリ【三三】フランスの鐵鋼市場は最近價格引上げが豫想されるので若干活況を呈して居る、目下傳へられる處による

十八日ボンセ駐伊佛大使を通じ一九三五年佛伊協定無効を通告したが右通告は直ちに翌十九日英國政府へ傳達されてゐる事が明かとなつた、イタリヤ政府の右通告に對し英國政府は來る一月チユンバレン首相がローマを訪問する際佛伊關係が好轉して居る事を期待してゐたわけに不滿の色蔽ひ難いが何等か妥協の道は發見されようと樂觀してゐる模様である、即ちチユンバレン首相はムソリーニ首相に對し

フランスは現在の所何等讓歩を行ふ餘地はない、但しイタリヤ側が對佛友好的ゼスチュアを取れば別である

旨警告を發し局面の打開を圖るのではいかと見られてゐる

佛伊協定廢棄の對策協議
パリ【三三】イタリヤのチユニス回復要求示威に端を發する佛伊關係の悪化は去る十八日イタリヤ政府がフランスに對し一九三五年一月七日締結の佛伊協定は無効であると思惟する旨通告した結果一段と緊張の度を加へてゐるがフランス政府は明廿四日エリゼー宮に國務會議を開催イタリヤ政府の廢棄通告に對するフランス側の對策につき重要協議を遂げることをなつた、フランスとしては一九三八年當初英伊會談に續いて佛伊會談の開始方をイタリヤ側に申入れた事實があり、ムソリーニ協定の成立後ローマに正式大使を任命エチオピア併合承認の擧に出るなど一九三五年佛伊協定の線に沿つて極力對伊關係の調整策を圖つて來てゐるのに反しイタリヤ政府が突然右協定を事實上廢棄するの擧に出たことは當を得ないとして頗る不滿を抱いてゐる模様である

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

ボンネ外相は既に上下兩院に於いてフランスは一時たりともその領土を他國に譲渡しない旨の強硬決意を表明、チユニス、コルシカ等の回復には一切願ひ得ない旨を示唆してをりイタリヤ政府が佛伊協定締結以後に於ける、意圖の變化を理由に飽くとしても何等かの報復手段を講ずるのではないかといはれる、一部ではフランスも情勢の變化を理由としてチユニス在住イタリヤ人の地位を保障した一八九六年のチユニス協定を廢棄するだらうと觀測してゐる

佛は沈黙待期
パリ【三三】フランス政府はイタリヤの佛伊協定廢棄通告を極めて遺憾としてゐるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛伊協定によつてイタリヤに對してあるが一部政界方面ではイタリヤの右通告はフランスに有利であるとなしてゐる

佛の對伊回答決定
パリ【三三】フランス政府は廿四日午前十國務會議に於てイタリヤ政府の佛伊協定廢棄通告に對するフランス政府の回答文を決定、同回答文は廿七日又は廿八日ボンセ駐伊大使を通じてイタリヤ政府に傳達される譯である、回答内容は大體左の如きものと解されてゐる

一九三五年の佛伊協定はイタリヤ、フランス兩國間に凡ゆる懸案を解決して居る事實に鑑みフランス政府はイタリヤ政府の同協定廢棄を以て現状を覆滅せしめるものと認め遺憾とせざるを得ない

尚ボンネ外相は右國務會議に際し對伊回答の他

一 チユンバレン首相の訪伊に關しフィツプス駐佛英國大使と行つた會談内容

一 ルカシエヴィツ駐佛ポーランド大使との會談内容

一 スペイン内亂をクリスマス中休戦状態とすべく交渉せる經過

等に關しても報告を行つたものと言はれる

伊廢棄を英獨にも通告
ローマ【三三】イタリヤ政府は去る十八日フランス政府に對して一九三五年の佛伊協定を廢棄する旨通告したが更に廿四日駐伊パリス英大使、マツケンゼン獨大使を通じて夫々英獨兩國政府に對して同様に佛伊協定の廢棄を通告した

佛の對伊回答手交
ローマ【三三】ボンセ駐伊フランス大使は廿六日午後キチ宮にチアノ外相を訪問去る十八日イタリヤ政府より申し入れたる佛伊協定廢棄通告に對するフランス

佛の對伊回答手交
ローマ【三三】ボンセ駐伊フランス大使は廿六日午後キチ宮にチアノ外相を訪問去る十八日イタリヤ政府より申し入れたる佛伊協定廢棄通告に對するフランス

佛の對伊回答手交
ローマ【三三】ボンセ駐伊フランス大使は廿六日午後キチ宮にチアノ外相を訪問去る十八日イタリヤ政府より申し入れたる佛伊協定廢棄通告に對するフランス

政府の回答を手交した、フランス政府の回答は先づイタリア政府が放棄通告に擧げた廢棄の理由三ヶ條を反駁し佛伊協定が必然有效なる事を主張したものである
 回答要旨 左の通り

イタリア政府は十二月十八日の覺書に於て一九三五年の佛伊協定の廢棄を通告しその理由として次の三項を擧げて居る

一 同協定はまだ批准書の交換が行はれなかつた

二 一九三五年の協定にはチェニスに在りてイタリア人の地位に關する一八九六年の協定に代はるべき協定締結のため佛伊間に交渉を行ふ事が規定してゐるが爾後フランスは一度もかかる交渉を開始しなかつた

三 フランスは對伊制裁を履行して一九三五年の協定の精神を蹂躪したイタリア政府の右主張に對しフランス政府は之を反駁し左の如く主張するものである

一 フランス議會は既に一九三五年の佛伊協定に批准を了して居り批准書が交換されて居なくともこれはフランス政府の責任ではないのである、且つデブチ、アヂスアベバ鐵道線二千五百株は既にイタリア政府に譲渡されイタリア政府もこれを受理してゐるのであるからイタリア政府の主張にも拘らず同協定は既に效力を發してゐる

二 チェニス問題の解決遲延はフランスのみによつて齎されたのではない
 三 エチオピア戰爭中に於けるフランス政府の態度は何等佛伊協定の成文

乃至精神に違反するものではない、何となればフランスは聯盟國の防衛の爲聯盟によつて決定せられた集團的行爲に参加したまでであつてイタリアに對する計畫的敵對行爲は自制したのであつた、フランスは却つて聯盟に對する義務とイタリアに對する友好關係を調和せしむべく努力し來つたのである、又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度により好影響を及ぼしたことを認めてゐる

なほチアノ外相は右會見終了後直ちに目下クリスマス休暇でロマーニヤの別墅に滞在中のムソリーニ首相に同回答の内容を通過した

伊作家代表追放せらる
 パリ【三三三】チェニス問題を繞り佛伊關係悪化の折柄情勢は遂に文化方面にも飛火し廿二日フランス政府當局はイタリア側がフランス作家協會ローマ代表エマヌエル・オーデシオ氏を國外退去處分に附したのに對抗しイタリア作家協會パリ代表フーゴ・ジェルラディ氏を同じく國外退去處分に附した旨發表した

チェニス總督訪佛
 パリ【三三六】イタリアの佛領チユニス要求示威を繞る佛伊關係はイタリア政府のラヴアル・ムソリーニ協定廢棄通告に依つてその成行が憂慮されてゐるがチユニス總督エリク・ラボンヌ氏は廿六日午前チユニスよりパリに到着、直ちに首相官邸にダラディエ首相を訪問、チユニスの現状を報告すると共に明春一月早々行はれる首相のチユニス訪問につき種々要談を遂げた

乃至精神に違反するものではない、何となればフランスは聯盟國の防衛の爲聯盟によつて決定せられた集團的行爲に参加したまでであつてイタリアに對する計畫的敵對行爲は自制したのであつた、フランスは却つて聯盟に對する義務とイタリアに對する友好關係を調和せしむべく努力し來つたのである、又イタリア政府自身もフランスのこの友誼的態度により好影響を及ぼしたことを認めてゐる

佛政府地中海對策協定

パリ【三三六】ダラディエ首相は明春早々イタリアの對佛示威に對抗してチユニス、コルシカを訪問し聯盟保護の強硬決意を表明する予定であるがこれに先立ち廿六日首相官邸にボンネ外相、マンデル植民相、ラボンヌ佛領チユニス總督、海軍々事參議會副議長ターラン中將、陸軍參謀總長ジョルジュ將軍等を招致して右の地中海行脚旅行に關し詳細打合せを遂げた

ダラディエ首相の履訪日程
 パリ【三三七】ダラディエ首相はイタリア側のチユニス回復要求に對抗して明年早々佛領チユニス、コルシカを訪問、佛領植民地不割讓の決意を示威することとなつたがダラディエ首相は廿七日午後陸軍省に於て最終打合せを行つた結果旅行日程を次の如く正式決定した

一 ダラディエ首相一行は明年一月二日乃至三日議會に於て三九年度豫算が可決されるのを待つて直ちにツローン軍港を出發巡洋艦に搭乗して驅逐艦隊の護衛の下にコルシカに向ふ

一 コルシカ島のバスチアに上陸コルシカ出身のカンパンキ海相以下コルシカ各派の歓迎を受ける

一 バスチアに二、三時間滞在の後ピゼルタを訪問續いてチユニスに向ふ

一 チユニス南方の國防施設を視察した後アルゼリアに向ふ

一 アルゼリアには一日間滞在、一月十日議會再開前にパリに歸還する

英首相パリ立寄りか
 パリ【三三三】チエンバレン英首相並にハリファツクス外相は明春一月十一日ロ

ーマを訪問することとなつたが佛伊關係が最近急角度に悪化するに至つたので速に豫定を變更しローマへの途次一月九日頃特にパリに立寄りフランス政府首腦と種々打合せを遂げた後ローマに乘込むこととなつたと傳はれる

▲佛當局英首相の訪佛說否定
 パリ【三三三】佛伊關係の重大化に鑑みチエンバレン英首相、ハリファツクス同外相は明春ローマ訪問の途次一月九日頃パリに立ち寄り英伊會談に關する打合せを行ふだらうと傳はられてゐるが廿七日フランス官邊では「目下のところチエンバレン、ハリファツクス兩氏のパリ訪問は計畫されてゐない」旨言明し右の噂を否定した、又廿七日午後ボンネ外相はフィツプス駐佛英國大使と會見佛伊關係に關するフランス政府の見解を説明したがボンネ外相もフィツプス英國大使も英國政府首腦の

パリ訪問の問題には觸れなかつた模様である、尙右會談に關聯し佛伊關係の進展は注目されてゐるがフランス官邊では「伊領ソマリランドでイタリア兵が移動してゐるがソマリランドでは重大な問題は起るまい」と事懸を樂觀してゐる

▲佛兵デブチへマルセーユ【三三三】右増強軍の一部セネガル兵一個大隊は廿一日午前運送船スフィンクス號、シャンテイリ號の二隻に分乗してマルセーユを出帆、一路目的地へ向つた、埠頭には夥しい見送りの群衆が殺到して歡呼を浴せられた

▲佛兵デブチに懸逐艦派遣
 パリ【三三九】チェニス問題を繞る佛伊關係の悪化はイタリア軍のデブチ占領待機説によつて一層拍車をかけられるに至つたがフランス政府當局は廿九日萬一の場合を考慮してデブチに對し懸逐艦其他を派遣するに決定した旨次の如く發表した

政府はデブチに於ける事態が急悪化した場合に備へて懸逐艦エペルヴィエ(二、五〇〇噸) 護衛艦ディベルヴィエ(一、九六噸) 並にセネガル狙撃兵一個大隊約一千名をデブチに派遣するに決定した、それ以上デブチに對して大兵を派遣したとの風説は全く事實無根である

▲佛兵デブチへマルセーユ【三三三】右増強軍の一部セネガル兵一個大隊は廿一日午前運送船スフィンクス號、シャンテイリ號の二隻に分乗してマルセーユを出帆、一路目的地へ向つた、埠頭には夥しい見送りの群衆が殺到して歡呼を浴せられた

伊はチユニスに干渉の權利あり
 ローマ【三三六】ファシスト黨機關紙「ヨルナレ・デイタリア」は廿八日紙上に「チユニスの統治」と題する主筆ガイダ

へ叩き込むことゝならうと呼稱してゐる、軍用道路は既に伊領エトリリアのアツサプから佛領ソマリランドの國境延設された、更にエチオピアに於ても盛んに土民軍の新配備が行はれつつある模様である、これに對しフランス側では萬一の場合にはデブチ並にアデンの英佛海軍協力の下にデブチを防衛すべく着々準備を進めてゐる

▲佛兵デブチに懸逐艦派遣
 パリ【三三九】チェニス問題を繞る佛伊關係の悪化はイタリア軍のデブチ占領待機説によつて一層拍車をかけられるに至つたがフランス政府當局は廿九日萬一の場合を考慮してデブチに對し懸逐艦其他を派遣するに決定した旨次の如く發表した

政府はデブチに於ける事態が急悪化した場合に備へて懸逐艦エペルヴィエ(二、五〇〇噸) 護衛艦ディベルヴィエ(一、九六噸) 並にセネガル狙撃兵一個大隊約一千名をデブチに派遣するに決定した、それ以上デブチに對して大兵を派遣したとの風説は全く事實無根である

▲佛兵デブチへマルセーユ【三三三】右増強軍の一部セネガル兵一個大隊は廿一日午前運送船スフィンクス號、シャンテイリ號の二隻に分乗してマルセーユを出帆、一路目的地へ向つた、埠頭には夥しい見送りの群衆が殺到して歡呼を浴せられた

伊はチユニスに干渉の權利あり
 ローマ【三三六】ファシスト黨機關紙「ヨルナレ・デイタリア」は廿八日紙上に「チユニスの統治」と題する主筆ガイダ

へ叩き込むことゝならうと呼稱してゐる、軍用道路は既に伊領エトリリアのアツサプから佛領ソマリランドの國境延設された、更にエチオピアに於ても盛んに土民軍の新配備が行はれつつある模様である、これに對しフランス側では萬一の場合にはデブチ並にアデンの英佛海軍協力の下にデブチを防衛すべく着々準備を進めてゐる

▲佛兵デブチに懸逐艦派遣
 パリ【三三九】チェニス問題を繞る佛伊關係の悪化はイタリア軍のデブチ占領待機説によつて一層拍車をかけられるに至つたがフランス政府當局は廿九日萬一の場合を考慮してデブチに對し懸逐艦其他を派遣するに決定した旨次の如く發表した

政府はデブチに於ける事態が急悪化した場合に備へて懸逐艦エペルヴィエ(二、五〇〇噸) 護衛艦ディベルヴィエ(一、九六噸) 並にセネガル狙撃兵一個大隊約一千名をデブチに派遣するに決定した、それ以上デブチに對して大兵を派遣したとの風説は全く事實無根である

氏の署名の社説を掲載、イタリアはチユニス問題に干渉する當然の権利ありと主張してゐるが右はイタリア今後の外交方針を暗示するものとして各方面の注目を惹いてゐる、要旨次の通り

フランス各紙はイタリアは英伊協定により地中海の現状維持を約束してゐるからチユニス問題を持ち出す権利はないと云つてゐるがイタリアの主張する所はチユニスに於けるイタリア人の権利を擁護する以外にはない、斯る権利の擁護については全力を盡して自衛する準備がある、チユニスに於けるフランスの権利はそれが單にフランスの保護國だと云ふに止まる、ハーグの國際司法裁判所は英國の求めにより裁判の結果フランスの眞正の領土権はチユニスに存在せずと判決してゐる、之が事實であるとすれば全ての國家特にイタリアはチユニスの統治問題に關して當然發言權を有する譯だ、イタリア政府はチユニスに於けるフランスの法律や政策に關し抗議する権利を持つてゐる即ち一九二三年十二月廿日後チユニスで生れた外國人は全てフランス國籍を持たねばならぬと云ふ法律等に對しては絶対反對するものだ、イタリアはチユニスがフランスの保護國たることを認めるとしても斯る不當な事態は之を認めることができない、フランスはチユニスを保護國から其の領土となさんとしてゐるが同地と關係の深いイタリアは到底これを承認することは出来なない、これ即ちイタリアが本問題を特に取り上げて問題とする所以である

トイッ

獨逸で日本演劇の展覽會

ミュンヘン【三三】日獨文化協定締結を機としてさきには俳優學校による歌舞伎「忠臣蔵」の上演があつたが今回ミュンヘンの演劇博物館で「日本の劇場」と銘打つた展覽會が賑々しく開かれた、同展覽會には日本演劇の代表的三形態である「能」「歌舞伎」及び「人形浄瑠璃」について種々珍奇な資料が豊富に出品され廿三日の開會日に詰めかけた多數觀衆を満足させた、ドイツ演劇通は極めて周到な計畫の下に準備された本展覽會は一般民衆に對し日本文化特に魅惑的な日本演劇について理解と認識を深めしめる處多大であらうと語つてゐる

イタリア

伊法會談内容

パリ【三三】チアノ伊外相は目下ブダペストでハンガリー當局との間に兩國關係の將來並に當面の諸問題につき政治會談を續けてゐるが右伊法會談につきパリに入つた情報を経合するにチアノ外相は獨逸間の仲介の役割を充分果した模様で會談内容につき大體左の如く觀測されてゐる

一 ハンガリーは今大會談でポーランドとの共同國境設定を完全に諦めルーマニアに對する要求も協同的態度を以て臨む様要請された模様である、一方ユーゴスラヴィア、ハンガリー間に橋をかけ將來獨逸樞軸外廓たるべきユー

ソ聯

ソ聯の労働振肅令

モスクワ【三三】ソヴェト聯邦では最近勞働者の就業規律振肅を目的として猛運動が開始され新たに勞働手帖制度を採用、勞働者移動の實狀を明瞭ならしむるやうにしたが廿八日更にスターリン書記長、モロトフ人民委員會議長、全聯邦勞働組合書記長シウヴェルニクの三名は連署の上労働規律の振肅、國家社會保險適用改善並に同問題處理に關する誤謬訂正につき峻厳なる命令を公布した、同命令は全文廿六條より成り明年一月一日より施行されることとなつてゐるがその内容要旨左の通り

一 各企業及び官廳の管理者は勞業組合機關と共に労働規律の破壊者に對し徹底的に闘争をなすべく労働者に對してこの規律破壊を一ヶ月に三回、二ヶ月に四回犯したる者は解雇に値するものとす
一 企業及び官廳の管理者にして労働法の正當な適用を怠りたる者は裁判に附せらるべし

一 労働者が自己の發意で辭職する際は當該企業又は官廳に對し一ヶ月前に豫告すべし(以下略)

肅清行き過ぎ是正工作

モスクワ【三三】ソヴェト政府はエジプト内務人民委員の肅清行き過ぎを是正するためベリア氏を内務人民委員に新任しゲ・ペ・ウ百五十名を動員し目下收容中の肅清犧牲者の再取調を強行中であるが技術家、労働者で政治運動に關係なしと認められた者は最近續々釋放され而も拘禁中の給與は全額支給されることになつたと言はれる、なほ一部では元イズヴェスチア主筆カール・ラデツク氏、元駐佛大使ラコフスキー氏等の釋放説も傳へられてゐるがこれは事實無根と傳へられてゐる

内務人民委員部長任命

モスクワ【三三】ソ聯内務人民委員部長はフリノフスキー氏の海軍人民委員轉出後缺員となつてゐるが十二月十七日付を以てジョルジア共産黨中央委員會委員クセヴォロド・メルクーロフ氏が後任に任命された、メルクーロフ氏はコーカサス出身で古くよりゲ・ペ・ウとして活躍してゐる有力黨員である

獨ソ通商協定延長

モスクワ【三三】ソヴェト政府は廿二日タス通信社を通じて駐獨ソヴェト通商代表とドイツ經濟省代表が十九日ベルリンに於て獨ソ通商及び支拂暫行協定を一ヶ年延長し一九三九年中有効ならしめる交換公文に調印を了した旨發表した

ソ波通商協定成立

モスクワ【三三】ソ聯、ポーランド兩國政府は豫て新通商協定を締結すべく交渉中であつたが二十六日漸く成立を見た新協定は清算協定を中心としたもので之によつて年額一億四千萬乃至一億六千萬ズロテイの貿易が兩國間に取り行はれる見込みである、一部消息通は本通商協定の成立を目して去る十一月二十六日のソ波不可侵條約の再確認宣言並にそれに引續く左の諸事件と共にソ波接近の一證左とし重視してゐる

ソ聯に於て投獄されてたポーランド系ユダヤ人六名の釋放

一 ソ聯に於て投獄されてたポーランド系ユダヤ人六名の釋放
一 數ヶ月來停止されてたキエフ、ドブルノヴォ間の特急列車の運轉再開
一 ルブゾボフスキー駐蘇ポーランド大使は最近モスクワを出發歸國中で近く歸任するものと見られるが同大使歸任に際しては重要政治案件を齎して來るものと豫想する向もありソ波關係の動向は注目されてゐる

ソ伊兩國總領事館閉鎖

モスクワ【三三】ソヴェト政府は過般來イタリア政府との間に領事館閉鎖につき折衝を行つてゐるが廿五日兩國間に交渉成立しイタリアはオデッサ駐在イタリア總領事館、ソヴェト聯邦はミラノ駐在ソヴェト總領事館を天々閉鎖することに決定した

ミラノ領事館閉鎖理由

▲ミラノ領事館閉鎖理由
モスクワ【三三】ソヴェト政府は去る六日ミラノ領事館を閉鎖したがタス通信社は廿六日閉鎖の理由につき左の如く報じてゐる
ソ聯政府がミラノ領事館を閉鎖するの措置に出た理由は遊にミラノに於て反佛デモが行はれた際フアシスト黨員が

モスクワ【三三】ソ聯、ポーランド兩國政府は豫て新通商協定を締結すべく交渉中であつたが二十六日漸く成立を見た新協定は清算協定を中心としたもので之によつて年額一億四千萬乃至一億六千萬ズロテイの貿易が兩國間に取り行はれる見込みである、一部消息通は本通商協定の成立を目して去る十一月二十六日のソ波不可侵條約の再確認宣言並にそれに引續く左の諸事件と共にソ波接近の一證左とし重視してゐる

歐洲諸國

徒黨を組んで同領事館内に闖入し窓ガラス、扉等を破壊するの狼藉を働いたことによるものである、即ち右事件に關しソ聯政府は直ちに駐伊大使を勅じ抗議を提出すると共に實地調査と犯人の處罰とを要求したのに對しミラノ市長は遺憾の意を表したがイタリヤ政府よりは何ら満足な回答を得なかつた、以上の事實に鑑みソウヰト政府はイタリヤ政府に對し「ミラノ領事館の平常の事務遂行が保障されぬからソウヰト政府はミラノ領事館の閉鎖を決定すると共に相互主義の原則に基きオデッサのイタリヤ領事館の閉鎖方を提議する」旨の申入れをなした

深海測深球建造

レニングラード【三三六】レニングラードのシマンスキー教授は最近彼の新發明にかゝる深海測深用の潜水球を建造してバルチック海に於て深海測定に従事してゐるが此の新潜水球は三人の調査員が入り二千五百米の深海を詳細に探險調査出来るものだと云はれこれが出来れば世界潜水新記録が樹立されると各方面から期待されてゐる

ソ聯のチカロフ記念事業

モスクワ【三三三】ソウヰト最高會議幹部會は去る十五日試験飛行中墜死した米ソ連絡空路の開拓者ヴァレリー・チカロフ氏を記念するため同氏の居住地たるオレンブルグ市及びオレンブルグ地方を夫々チカロフ市、チカロフ地方と改名することに決定し廿六日の旨發表した、これと同時に人民委員會議もチカロフ飛行記念賞三種を授けしチカロフ氏の偉業を傳へると共にソウヰト航空界の發展に資

することゝなつたソ聯に新旗號

モスクワ【三三六】ソウヰト最高會議幹部會は廿七日新たに「社會主義的英雄」といふ新稱號を設け經濟・文化建設に特別功勞のあつた者に賦與し同時にレーニン賞を與へる旨發表した、右のほかに「勇敢なる勞動賞」「優秀なる勞動賞」の二つの勳章を制定した

チエコ共產黨解散

プラハ【三三六】ズデーテン問題解決以後右翼的色彩を濃化しつゝあるチエコ政府は過激派共產黨に對し強硬的態度を以て臨んでゐるがチエコ政府は廿三日の閣議に於て斷乎共產黨に解散命令を下し國內に於ける共產黨組織を禁止するに決した、從つて多年チエコ國內に於て合法的政治團體として存続してゐた共產黨は完全にチエコより放逐され議會内に議員を有することは不可能となるに至つた

チエコ全政黨解散

パリ【三三六】ミュンヘン四國協定後の歐洲新政局に即應して國內統一に邁進しつゝある誕生チエコは右翼的傾向を強化し共產黨に對し斷崖を加へつゝあるが廿四日アヴァス通信社プラハ支局はチエコ政府は廿三日の閣議の決定に基き近く共產黨を始め國內の政黨全部に對し解散を命ぜんと企圖しつゝある旨左の如く報じてゐる

チエコ政府は廿三日閣議の決定により政府に對し國內の政黨全部に對し解散を命令する権限を賦與する大統領令を

發するものと確信する、從つて同時に共產黨も禁止されることゝなり恐らく來週中に解散を命ぜられると見られるが共產黨は既に去る十月以來事實上活動を禁止されてゐる、尙國內の政黨全部に解散を命じた上政府では今後政黨の結成には政府の許可を要することゝすべく企圖してゐる模様である

ポーランド及波放送に抗議

ブラハ【三三三】チエコ駐利ポーランド公使カシミール・パベト博士は廿三日チエコ外務省にチエウアルコフスキー外相を訪問、波・チエ國境シレジア地方に於けるチエコ放送局の反ポーランド放送につき抗議を提出これが即時停止方を要求した

波チエ國境事件發生

ワルシャワ【三三三】チエコ少數民族問題の解決により平靜に歸したかと思はれた波チエ國境に於て卅一日再び不詳事件が發生波チエ兩國の國交に暗影を投じてゐる、即ち波チエ國境に近きオストラヴァに於て卅一日ポーランド人の居住家屋に何者とも知れず手榴彈を投げつけた者あり幸ひ死傷者は出さなかつたが家屋に相當の損害を與へた、ポーランド政府は右事件に對して相當強硬な態度をとつてゐる模様で政府當局は卅一日ポーランド政府は適當な報復手段を考慮中なる旨聲明した

獨伊外相波蘭訪問か

ロンドン【三三三】チエンバレン英首相は明年一月十一日ハリファアックス外相と共にローマを訪問ムソリーニ首相、チアノ外相と會談を添けた後十四日ローマを

出發歸國する決定だがチアノ外相は英國首腦との會談を終へた後十五日ローマを出發ワルシャワ訪問の途に上るのではな

いかと見られる、更にチアノ外相のワルシャワ訪問と前後してリツペントロップ

ソウヰト聯邦への接近が目立つてゐる折柄ロンドン外交界の注目を惹いてゐる

バルカン諸國の大使交換

ブカレスト【郵信】ルーマニア政府は十二月十七日付命令を以て明年一月一日以降ギリシヤ、トルコ、ユーゴ・スラヴィア駐利各公使館を大使館に昇格する旨發表した、右昇格は滿載のバルカン協商國會議の決定に基くものでギリシヤ、トル

コ、ユーゴ・スラヴィアの各國もこれに應じ天々相手國駐利公使館を大使館に昇格する豫定であるが英獨兩國の經濟的進出に伴ひバルカン諸國の動向が注目されてゐる折柄右決定は重視されてゐる

駐佛羅新大使

パリ【郵信】ルーマニア政府は最近駐佛公使館を大使館に昇格、初代駐佛大使としてルーマニア自由黨領袖にして元首相ジョルジュ・タタレスコ氏を任命したがフランス政府のアグレマンを得たので同氏は近くパリに赴任することゝなつた

ルーマニア新外相

ブカレスト【三三三】廿日辭職したルーマニア外相コムネン氏の後任として廿一日元外務次官カトリゴレ・ガフエンク氏が新外相に任命された、ガフエンク氏は外務、鐵道、産業等の次官を歴任、書記官長たりしこともありアルグスを主宰し

國民農民黨の小派指導者である、向コムネン前外相はヴァチカン市駐利大使に任命される模様である

ルーマニアに列車衝突慘事

ブカレスト【三三六】ルーマニアのベッサラビア地方南部の小驛アイカイツェイ驛附近に於て廿五日夜旅客列車の衝突事故があり死者八十五名、負傷者三百廿五名を出す大慘事を惹起した、折柄の悪天候と電話線切斷の爲め慘事現場との連絡は困難を極めて居り衝突原因等不明であるが衝突した旅客列車の機關車及び客車七輛が全壞、丁度クリスマス夜の

ことゝ薄員の乗客から斯る多數の死傷者を出したもので負傷者中には尙その生命を氣遣はれる重傷者も多數ある見込みである

勃首相近くトルコ訪問

ソフィア【郵信】ブルガリア首相キオセイヴァノフ氏は十二月末若くは明年早々トルコ首相アンカラを訪問することゝなつた、右訪問の理由は昨年トルコ首相バヤール氏がブルガリアを訪問したことに對する答禮のためといはれるが同首相はアンカラ滞在中に一九二九年の勃土中立並に仲裁條約（一九三三年に更新され一九三九年末を以て満了）の有効期間を更に五ヶ年間延長すべくトルコ政府との間に交渉を開始するものと見られる

ユーゴ内閣總辭職

ベオグラード【三三三】去る十一日舉行されたユーゴスラヴィア議會の總選舉は政府與黨側の勝利に終つたが廿一日ストヤデイノヴィッチ首相は議會改選の結果果例により閣僚の辭表をパウル攝政の

命令するものと確信する、從つて同時に共產黨も禁止されることゝなり恐らく來週中に解散を命ぜられると見られるが共產黨は既に去る十月以來事實上活動を禁止されてゐる、尙國內の政黨全部に解散を命じた上政府では今後政黨の結成には政府の許可を要することゝすべく企圖してゐる模様である

波チエ國境事件發生

ワルシャワ【三三三】チエコ少數民族問題の解決により平靜に歸したかと思はれた波チエ國境に於て卅一日再び不詳事件が發生波チエ兩國の國交に暗影を投じてゐる、即ち波チエ國境に近きオストラヴァに於て卅一日ポーランド人の居住家屋に何者とも知れず手榴彈を投げつけた者あり幸ひ死傷者は出さなかつたが家屋に相當の損害を與へた、ポーランド政府は右事件に對して相當強硬な態度をとつてゐる模様で政府當局は卅一日ポーランド政府は適當な報復手段を考慮中なる旨聲明した

獨伊外相波蘭訪問か

ロンドン【三三三】チエンバレン英首相は明年一月十一日ハリファアックス外相と共にローマを訪問ムソリーニ首相、チアノ外相と會談を添けた後十四日ローマを

出發歸國する決定だがチアノ外相は英國首腦との會談を終へた後十五日ローマを出發ワルシャワ訪問の途に上るのではな

いかと見られる、更にチアノ外相のワルシャワ訪問と前後してリツペントロップ

ソウヰト聯邦への接近が目立つてゐる折柄ロンドン外交界の注目を惹いてゐる

バルカン諸國の大使交換

ブカレスト【郵信】ルーマニア政府は十二月十七日付命令を以て明年一月一日以降ギリシヤ、トルコ、ユーゴ・スラヴィア駐利各公使館を大使館に昇格する旨發表した、右昇格は滿載のバルカン協商國會議の決定に基くものでギリシヤ、トル

コ、ユーゴ・スラヴィアの各國もこれに應じ天々相手國駐利公使館を大使館に昇格する豫定であるが英獨兩國の經濟的進出に伴ひバルカン諸國の動向が注目されてゐる折柄右決定は重視されてゐる

駐佛羅新大使

パリ【郵信】ルーマニア政府は最近駐佛公使館を大使館に昇格、初代駐佛大使としてルーマニア自由黨領袖にして元首相ジョルジュ・タタレスコ氏を任命したがフランス政府のアグレマンを得たので同氏は近くパリに赴任することゝなつた

下に提出、攝政はこれを一旦受理して直ちに同氏に再組閣を委嘱した、新内閣は若干閣僚の入替を以て廿一日中に成立する見込だが内閣の方針には何等變更がない模様である

ユーゴ新内閣成立

ベオグラード【三三】ユーゴスラヴニア議會改選の結果恒例により總辭職を行ったスタヤデノヴィツチ内閣はパウエル攝政より再組閣の委嘱を受けて廿一日組閣を完了した、新内閣は舊閣僚を中心として若干の入替を行ったものに過ぎず、施政方針にも何ら變更を見ない模様である、新内閣の顔ぶれ左の通り

首相兼外相 ミラン・スタヤデノヴィツチ
交通相 メーウド・スパホ
法相 スタヤコヴィツチ
文相 クユンドジツチ・ボコル
ユバ

内相 ミラン・アチモヴィチ
希臘國王御勅諭
ブリュッセル【三三】ブリュッセルに御滞在中だつたギリシャ國王ゲオルギオス二世は廿一日ブリュッセル發リエージュへ向はれた、同地に於て軍需工場を視察される豫定である

第二インター指導者逝く

ブリュッセル【三三】國際社會主義運動界の耆宿エミール・ヴァンデルヴェル博士は廿七日早朝ブリュッセルに於て逝去した、享年七十三、ヴァンデルヴェ

ル博士は一八六五年ブリュッセルに生れ、ブリュッセル大學卒業後經濟學者として活躍、一八八五年労働黨に入黨、其後下院議員となりベルギーに於ける社會立法の制定其他に努力した、大戰勃發前は第二インターナショナルの幹部として非戰論を唱へたがベルギーの參戰と共に愛國主義者に轉向、一九一四年入閣して食糧相、法相等を歴任、大戰後も外相としてロカルノ會議に出席、最近では一九三六年迄ヴァン・ゼーランド内閣の無任所相、保健相であつた、ベルギー社會黨の長老、又第二インターナショナルの幹部であり、ブリュッセル大學法學部教授として社會主義史に關する著述も多い日本にも二度來朝したことがある

スペイン

フ政權の輸出品差押令

ブルゴス【郵信】スペイン・フランコ政權は人民戰線政府側よりの輸出品はその取扱者の國籍如何に拘はらず抑留或は差押處分に付することに決定し十一月廿日各國駐劄大使に訓令を發し關係國政府に對しこの旨通告せしめた、フランコ政府の訓令内容左の通り

最近スペイン共產黨の一味のため大規模の掠奪を蒙つた地方の農産物及其他の物産が諸外國に輸出されてゐる實情に鑑み本政府は今後本政府軍隊未占領地域より搬出されたと認定される物産は取扱者の如何に拘はらずこれを敵軍援助行為と見做し發見次第抑留或は差押處分に付す事につき關係各方面に通達され度し

フランコ政權英に抗議

ロンドン【三三】駐英フランコ政權外交代表アルバ公は廿二日英國外務省を訪問、最近ジブラルタル海内に於てフランコ汽船からスペイン人民戰線軍艦巡邏ホセ・ルイス・デイエス號に對し多數の軍需品が積み込まれた事實を指摘して右は不干渉の原則に違反する旨抗議を提出した

フランコ軍總攻撃開始

ブルゴス【三三】スペイン戦局は數ヶ月來膠着状態を續けてゐたがカタロニアの開始歩兵部隊は砲兵の掩護射撃の下に四ヶ所に於て人民戰線軍の第一線を突破し引續き進撃を續けてゐる模様である

フランコ軍壓倒的進出 サラマンカ

【三三】カタロニア戦線で久しく膠着状態を續けてゐたフランコ軍は廿三日突如人民戰線軍に對し總攻撃の火蓋を切つたが總攻撃開始以來僅か一日にしてフランコ軍に捕へられた人民戰線軍捕虜は既に二千名を超えるに至つた、一方人民戰線軍は頗る旗色悪く四戰區に於ける前線は完全に突破されフランコ軍歩兵は空軍の有効なる擁護の下に著々前進を續けてゐるが廿四日にはその最前線は十里進出を示し完全に人民戰線軍を壓倒する態勢にある

人民戰線側の発表 バルセロナ

【三三】スペイン人民戰線側では廿三日フランコ軍の總攻撃は撃退された旨左の如く公表した

叛軍はカタロニア全戦線に亘つて進撃を開始したが各方面とも我軍の爲に撃退された、目下激戦が行はれつゝあり

フランコ政府発表 ブルゴス

【三三】フランコ政府は廿三日開始されたフランコ軍の總攻撃は着々戦果を収め人民戰線軍は續々敗退してゐる旨廿四日夜左の如く公表した

廿三日早朝を期してカタロニア戦線全線に亘り總攻撃を開始した我軍は人民戰線軍の抵抗を排除しつゝ進撃を續け廿四日午後九時迄に約十五哩前進した進撃の途中我軍は多くの村落を占領し人民戰線軍兵士を多數捕虜とした、更に我軍は人民戰線軍飛行機廿三架を射落した

フランコ軍着々進撃

サン・ジャン・ド・リニエス(佛西國境)【三三】フランコ軍は久しき沈黙を破り去る廿三日以來カタロニア戦線に於て總攻撃を開始し陣地を死守する人民戰線軍との間に目下激戦を展開中である、フランコ軍は戦車其他機械化部隊及び空軍部隊等空陸相呼應し人民戰線軍の牙城バルセロナを目指し攻撃を續けてゐるが戦局は着々フランコ軍側に有利に展開してゐる

スペイン戦況漸く活潑

ブルゴス【三三】カタロニア戦線に於けるフランコ軍の進撃は日を追ふて着々その戦果を擴大しつゝあるが廿七日にはレリダ市の東南方地區に於て頑強に抵抗する人民戰線軍の固固な防衛線を突破して進出した、一方久しき膠着状態を呈してゐたエプロ河戦線に於ても戦況は活潑となりフランコ軍はエプロ河及びその支流セグレラの左岸に沿つて進撃を開始しナスバ、カボ・デ・シエラ等の諸部落を占領した後廿七日には遂にリベロハに達した

ジブラルタル沖の海戦

ジブラルタル【三三】スペイン人民戰線政府所屬巡邏艦ホセ・ルイス・デイエズ號(一、六五〇噸)は過般ジブラルタル軍港に進入逸早くこれを探知してその脱出を監視する爲ジブラルタル沖に集結したフランコ軍所屬艦隊との間に不氣味な睨み合ひを續けてゐたがデイエズ號は二十九日夜突如フランコ軍艦隊監視の眼をくゞつてジブラルタルを出港何れへか逸走せんとした、監視中のフランコ軍艦隊は直ちにこれを発見、巡洋艦カナリア號(一萬噸)以下各艦は砲門を開いてデイエズ號を砲撃、デイエズ號もこれに應戦して股々たる砲聲はジブラルタルの海面を壓し壯烈なる海戦が展開された、兩軍の損傷程度は未だ不明だがフランコ軍側ではスルーア艦ジビター號(二、〇〇〇噸)が撃沈された模様であり孤軍奮闘したデイエズ號はジブラルタルの東岸に坐礁した、尙同海岸には三十日午前中に死傷七個及び負傷者十一名が漂着海戦の激しかつたことを物語つてゐる

米スペイン市民救済

ワシントン【三三】ウェルズ國務長官代理は廿一日新聞記者團との會見に於てスペインに於ける食糧難を緩和するため多量の小麥を寄贈するに決定した旨次の如く述べた

人民戰線治下のスペインでは打續く内亂に食糧難を來し疫病が蔓延してゐるとの報道が傳へられるので三百萬アツシエルの小麥を今後半年間に亘りスペインに送ることとなつた、これ等小麥の大部分は人民戰線側の市民救済に

當てられる筈である

フランコ政府内相急逝

ウアラドリッド【三三三】フランコ政府内相マルチネス・アドニ將軍は廿四日午前内務部の所在地たるウアラドリッドに於て急逝した、原因は不明だが何等かの陰謀行爲の犠牲となつたのではないかといはれる



米獨關係緊迫化

イツクス長官の反獨演説

クリウランド【三三三】イツクス内務長官は去る十八日クリウランドのシオニスト協會に於て反獨演説を行ひドイツのユダヤ人排撃政策を痛烈に非難したがその内容要旨左の通り

米國人の中には獨裁者から敍割されたものがあるが彼等はそれによつて自動的にアメリカに於ける出生權を拋棄したものである、リンドバーク大佐やヘンリー・フォード氏は數千の人間の財貨を奪ひこれを苦惱に陥し入れてゐる殘忍な人間から唾棄すべき勳功の表徴を受け取つたのである

イツクス長官の演説に獨抗議

ワシントン【三三三】トムゼン駐米ドイツ代理大使は廿二日午前國務省にウエルズ國務長官代理を訪問、過嚴クリウランドで行はれたイツクス内相の反獨演説はドイツを侮辱するものである旨嚴重抗議を提出したがウエルズ次官はかゝる抗議を受ける理由はないと之を一蹴した

米獨關係大戦以來の危機

ワシントン【三三三】ウエルズ國務長官代理は廿二日イツクス内務長官の反獨演説に對するトムゼン獨代理大使の正式陳謝要求につき極めて強硬な言辭を以て之を一蹴したがこの事件はこゝ一年來米國外交の最大ニュースと見られ非常なセンセーションを起してゐる、一部にはこれを機會に米獨外交關係の斷絶乃至は報復的手段としての最悪國條約の廢棄にまで發展しようとの説さへ行はれてゐるが果して國交斷絶に至るかどうかは尙多分に疑問の餘地がある、何れにせよ既に悪化してゐる對獨感情が右事件を契機に一層悪化することは必定で米獨關係は大戦以來最悪の關係にあるといつても過言ではない、しかして右が今後益々米國の對南米政策に現はれドイツの進出牽制に向ふことは明らかに看取される

米獨折衝の経緯

ワシントン【三三三】ドイツ國內に於ける反ユダヤ人運動を繞つて米獨兩國の關係が悪化を告げてゐる折柄イツクス内務長官は去る十八日クリウランドに於いて反獨演説を行ひ

ドイツ國內に於けるユダヤ人の取扱ひ振りはドイツが無智文盲にして動物的生活を營んでゐた暗黒時代に逆轉したことを物語るものだ

と述べたがこれに憤慨したドイツ政府は廿二日駐米トムゼン代理大使を通じウエルズ國務長官代理に對してイツクス内務長官の反獨演説に對し正式陳謝を要求する旨の強硬抗議を提出した、ウエルズ國務長官代理は右抗議を全面的に拒否しトムゼン代理大使に對して次の如く強硬な反駁を行つた

米國政府はイツクス内務長官の演説に關するドイツ政府の陳謝要求を承認することは出来ないがその理由とする所は次の通りである

- 一 言論を統制してをりながらウィルソン元大統領を初め米國現關係に對する攻撃を默認してゐる政府が米國內の反獨言論に對し陳謝を要求することは失當である
- 一 イツクス長官の演説は反ユダヤ人運動に對する米國民の大多數の感情を率直に吐露したものに過ぎない
- 一 ドイツ國內に於いて米國官吏に對する攻撃が行はれてゐる以上ドイツ政府は米國內の反獨言論の中止を要求する權利は無い
- 一 イツクス長官がリンドバーク夫人ヘンリー・フォード氏がドイツから勳章を贈與されたことを批判したのは全く國家的問題である
- 一 何れにせよ一國內に於て他國に對する誹謗が公然行はれることは兩國の友好關係を促進する所以ではない
- 一 以上ウエルズ國務長官代理の反駁は米國政府が友好國に對し從來かつて使用したことのない強硬且非妥協的な措辭を用ひたものと解されるがトムゼン代理大使がこれに對し
- 一 ドイツ新聞の米國に對する批判を米國關係の反獨言論と比較することは當らない
- 一 追及したのに對しウエルズ長官代理はそれでドイツ政府關係が最近ウィルソン元大統領を誹謗したことを憚存知

米獨問題に國務省冷聲

ワシントン【三三三】ドイツのユダヤ人壓迫を攻撃したイツクス内務長官の反獨演説を繞り米獨關係は俄然惡化の傾向を見せてゐるがワシントン外交團方面では米獨關係は結局國交斷絶に至るものと豫想してゐる、然し國務省當局では廿三日「米獨國交斷絶を云々するのは未だ時期尙早で國務省としてはドイツ側から強要されぬ限りこれ以上の措置を講ぜぬ方針である」と言明し極めて慎重な態度を示してゐる

獨紙イツクス長官を痛撃

ベルリン【三三三】イツクス米國內務長官の反獨演説に對しベルリン輿論は憤激の色を示してゐるがイツクス内務長官はツェッペリン飛行船使用のヘリウム瓦斯の輸出禁止、米國郵便物のドイツ汽船積載禁止等の反獨政策により豫てドイツ朝野の反感を買つてゐるだけに今回の事件發生以來ドイツ各紙は一齊にイツクス長官攻撃の筆陣を展開し猛烈な批評を浴せてゐる、尤も廿二日ドイツ政府がトムゼン駐米代理大使を通じ嚴重抗議を申入れたのに對しウエルズ國務長官代理が拒否回答を行つた點についてはドイツ各紙は何等觸れずD.N.B通信社も去る廿一日ルーズヴェルト大統領とイツクス長官の協議に關し簡単に報道しただけで事件内容の報道は極度に手控へてゐるようである

米議員の米獨關係論

ワシントン【三三三】ドイツ政府のユダヤ人排撃問題を繞る米獨關係の惡化は過嚴のイツクス内務長官の反獨演説によつてその成行を憂慮されるに至つたが右につき米國議員の一部は關係の輕重を責めて次の如く述べてゐる

- △フイツシユ共和黨下院議員 米國關係が好んで外國政府を非難することは世界平和のために危險である、尤もウエルズ國務長官代理がドイツ政府の陳謝要求を拒否した事は妥當な處置と言へよう
- △マーチン・ケネディ民主黨下院議員 余はルーズヴェルト大統領が駐獨大使ヒュー・ウィルソン氏を召還したのは策を得たものとは思はない、外交關係を斷絶するだけの覺悟がないならば従前に外交的應酬を繰返して重大結果を惹起する様なことは避けねばならない
- △ルイス民主黨上院議員 米國政府はこの際すべからず外國との一切の紛議を

ワシントン【三三三】イツクス内務長官の反獨演説を繞つて米獨關係が惡化の兆を示してゐる折柄米國上院議員キング氏は廿三日國務省宛に書簡を送り最近獨逸兩國間に締結された獨逸バーター制貿易協定に對し米國政府は斷乎反對し得べき旨勸告した、同書簡の内容左の通りドイツは今回の獨逸バーター制貿易協定によりメキシコが米國石油賣社より取用した石油を獲得せんとしてゐる、若しドイツが即ち迄野蠻なユダヤ人排撃を繼續するならばこの經濟問題の干渉こそドイツに對する唯一の報復手段である

獨逸貿易協定に干渉示唆

調整してもつて國防強化の完壁を期せねばならぬ

米商務長官後任決定

ワシントン【三三】ルーズヴェルト大統領は去る十五日辭職した商務長官ダニエル・ローパー氏の後任として事業促進局長長ハリー・ホプキンス氏を商務長官に任命した、ホプキンス氏はニュー・デイル派の閣將でかねてから産業統制に關する聯邦政府の權力擴大を主張ルーズヴェルト大統領の懐刀として知られてゐる

無電會社従業員同情罷業

ニューヨーク【二三】米國プレス・ワイアレス電信會社従業員は去る十一日以來待遇改善を要求して罷業に入つてゐるが廿二日に至りマッケイ、RCA兩無電會社の西部海岸従業員もプレス・ワイアレス會社従業員に對する同情罷業に入り極東向け新聞電報の受付けを拒否してゐる

☆ 經濟

チリ銅會社建設に融資

入銀行は最近支那及び中南米に對して積極的活動を開始してゐるが今度はチリ小獨立銅山の銅鑛精練會社の創立に對し資金貸出を計畫中と言はれる、因みにチリーの銅鑛は現在日本に輸出されてゐるものでその成行は注目されてゐる

商船、山下兩社運賃同盟加入

ワシントン【三三】最近日米海運業者間に南米のコーヒー積取競争が激化して去る十二日には右實情調査のためアメリカ政府海事委員會は大阪商船及び山下汽船の兩社に對し取引關係書類の提出を命ずる等成行懸念されてゐるが廿二日海軍委員會は右日本兩社が太平洋岸・リヴアプレート・ブラジル運賃同盟に加入することに同意し從つて右兩社も今後ブラジル珈琲積取協定運賃たる一袋當り九十セントの運賃を遵守する事となつた旨發表した、尙兩社の同盟加入によつて海軍委員會の帳簿取調べなどは自然消滅するに至るものと見られてゐる

歐羅巴盾鋼カルテル米盾鋼購入

ニューヨーク【三三】アメリカの盾鋼業者は最近ヨーロッパ盾鋼カルテルとの間に販賣交渉を行つてゐるが右商内は今廿二日遂に成立、その條件は第一號ヘヴィ・メルチング總額十萬噸、價格噸當り一五弗と言はれる、なほニューヨークの當業者は近々更に多量の商内が行はれるものと見てゐる

日本米盾鋼買付

ニューヨーク【三三】日本筋は今回十萬噸の盾鋼を買付けたが右價格は一級屑鋼相場噸當り一五弗二五セント乃至一五弗五〇セントであつた

米銀買上値据置

ワシントン【三三】ルーズヴェルト大統領は卅一日米國政府の國內新産銀の買上値を依然一オンスに付六四仙六四に据置く旨次の如く發表した

財務省は米國の國內新産銀を依然一オンスに付六四仙六四で買上げを續行する、但し右の有効期間は一九三九年六月卅日迄となり、何とならば大統領の國內産銀買上値決定權は議會がその權限の延長を認めない限り同日を以て満期となるからである

汎米會議

共同防衛案遂に骨抜き

リマ【三三】第八回汎米會議は中心問題たる米洲共同防衛案を繞つて各國代表の意見が對立し成行は注目されてゐるが廿日夜米國、ブラジル、ペルー、アルゼンチンの四國代表が會合し廿一日午前一時迄折衝を續けた結果遂に妥協案成立した模様である、確固するに同會議では共同防衛案の内容につき米國代表とアルゼンチン代表との間に最後の意見の齟齬が行はれ米國代表は「武力侵略乃至武力侵略の脅威」の前に「米洲外部からの」といふ字句を挿入することを主張したがアルゼンチン代表は頑強に反對して譲らざるに共同防衛案の骨抜きに成功、一般的な侵略反對宣言案として本會議に上程するに意見一致したといはれる、宣言案内容として傳へられる所左の通り

「リマ宣言」成る

汎米會議參加諸國は米洲の如何なる共和國の平和、安全及び領土保全に對する武力侵略乃至その脅威に對しても抵抗する旨を茲に宣言する

「リマ宣言」成る

リマ【三三】第八回汎米會議の中心問題たる米洲共同防衛案は米國對アルゼンチンの意見正面對立し紛糾を重ねてゐるが前後八回に亘る折衝の後廿一日拂曉に至り米國ハル、アルゼンチン・モレノ、ペルー・コンチャ、ブラジル・フランコ四代表の最後の會合で遂に妥協成立し宣言案内容が確定した、アルゼンチン代表は米國代表の主張する米洲外部からの侵略に對する團結といふ字句に強硬反對し

遂にその削除に成功したもので宣言案は共同防衛の神旨が骨抜きとされ一般的に侵略反對宣言に終つてゐる、同宣言は「リマ宣言」と名付けられ各本國政府の照會を仰いだ後多分廿四日の本會議で調印される段取である

リマ宣言案内容

リマ【三三】廿一日拂曉米國、ブラジル、アルゼンチン、ペルーの汎米會議四國代表の會合で米洲共同防衛宣言案の代案として起草された一般的な侵略反對の「リマ宣言」案の内容は左の通りである

一 米洲の一國が侵略の犠牲となつた場合米洲の孰れの一國でも對策考究のため汎米諸國間の商議開始を率先提唱し得る

一 一國或はその國の後援を非公式に受けてゐる分子が、その國の政治組織を米洲の諸共和國のそれに代位する目的を以て——武力の色彩を帯びぬと雖も——米洲諸國の内政に不當なる干渉或は壓迫を加へる場合にも右の汎米連帯の原則は適用されるものとす、但しその際には汎米間の商議開始は脅威を受けた當該國の提唱によつてのみ開始し得るものとす

一 汎米商議は常に汎米連帯の原則適用の目的を以て行はるべきものとす

國防問題に關しては從來同様各國政府が各個別に適當な防衛措置を講ずることになるものと解される、尙宣言案の本文は從來の會議で樹立された汎米諸國間の關係を規定する原則を繰返し述べ更に汎米會議參加諸國が汎米諸國間に普遍的な憲章の確立されることを一致希望してゐる旨を再確認してゐる

米國の意圖失敗

リマ【三三】廿一日の四國代表會談で成立した「リマ宣言」案は結局米國政府の希望する米洲共同防衛の主張が徹らずアルゼンチン側の勝利に終つたものである、外部からの侵略云々の字句が削除された結果抽象的な侵略に對する共同行動を商議するに止まり米國が他の米洲國家を侵略する場合も適用される様な事となつた、宣言案の第二項で武力によらぬ侵略とは宣傳を意味するものだが之に對する商議を發議する權限を當該國のみに與へ第三國には許さないのは之またアルゼンチンの意向に據るものと解され米國が望んだ大事な點は殆んど全部没却された形である

汎米會議決裂の危機

リマ【三三】米洲共同防衛案を繞つて難航を續けてゐた汎米會議は廿一日早朝に到り米國、ブラジル、アルゼンチン、ペルーの四國代表が起草したリマ宣言案により漸く妥協點に到達したと思はれたが四國代表が右宣言案につき夫々本國政府に請訓した處廿一日夜に到りアルゼンチン政府から宣言案を拒絶し代案を提出せよとの訓令が到着し會議の前途は再び暗雲に蔽はれるに至つた、リマ宣言案はアルゼンチン代表モレノ氏の主張を容れ「米洲外からの侵略に對する汎米諸國の連帯」との字句を削除し一般的な侵略反對の態度を表明したがアルゼンチン政府はこれにも満足せず米國の汎米制濶を牽制する見地から飽迄「米大陸内外の孰れの一國よりの侵略にも反對協力する」との條項を挿入した代案を提出せんとするものである、アルゼンチンのリマ宣言案

反對により會議の見送しは全く混沌に陥り今や決裂の危機が憂慮されてゐる

機を逸したと公言してゐる、去る十六日アルゼンチン側は米洲共同防衛宣言案に同意したが米國代表はアルゼンチン側の態度軟化に乘じ更に強硬態度を示したので遂に行惱み状態となり米國側は問題解決の絶好の機会を失したのである

心としてゐるものといはれる
リマ宣言遂に採擇
リマ【三三】 第八回汎米會議は廿二日夜の會議に於て遂に外國の侵略反對に關する宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨次の通り

米洲各國は外國からの一切の干渉乃至反國家的活動に對し連帶防衛すべきことを宣言す

對宣言の形となつたものである、宣言は既に廿二日非公式に成立したがその後ブラジル代表から宣言の字句につき修正の申出があり本會議附託が遅れたもので廿四日ブラジル代表フランコ氏は

非戰闘員空禁禁止決議
リマ【三三】 汎米會議平和委員會は廿一日午後會議に於て戰時に於ける非戰闘員並に非軍用建造物に對する空禁禁止に關する宣言案を採擇、直ちに本會議に同附することゝなつた、尙侵略主義に關する提案は次期會議まで研究の要ありとして事實上委員會で擱り置しとなつた

重要議題續々擱り置し
リマ【三三】 アルゼンチン政府の反對によつて汎米會議の中心議題たるリマ宣言の成立が危まれてゐる折柄汎米會議は廿二日の本會議に於て

リマ宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨次の通り
米洲各國は外國からの一切の干渉乃至反國家的活動に對し連帶防衛すべきことを宣言す

リマ【三三】 汎米會議は去る九月四日開會以來米洲共同防衛案を纏り米國とアルゼンチンの意見對立し紛糾を重ねてゐるが廿四日夜の本會議に於て遂に米洲各國の連帶關係を確認した「リマ宣言」を全會一致可決した、米國側は全體主義諸國家の南米進出に備へる必要を強調し米洲外部からの侵略に對する團結を旨とした宣言案作成を主張したがアルゼンチンの強硬反對で遂に右に關する字句を削除し宣言は一般的な侵略反

對宣言の形となつたものである、宣言は既に廿二日非公式に成立したがその後ブラジル代表から宣言の字句につき修正の申出があり本會議附託が遅れたもので廿四日ブラジル代表フランコ氏は

汎米會議の感惡な進行
リマ【三三】 汎米會議アルゼンチン代表が廿一日本國政府の訓令により本國提案のリマ宣言案を拒否して代案を提出することゝなつたとの報道は汎米會議加諸國に多大の衝撃を與へ各國代表間の往來は依然頻繁の度を加へてゐる、ベル代表コンチャ氏、ブラジル代表フランコ氏は廿一日夜相携へて米國代表部を訪

リマ宣言案を全會一致採擇した、宣言要旨次の通り
米洲各國は外國からの一切の干渉乃至反國家的活動に對し連帶防衛すべきことを宣言す

リマ【三三】 汎米會議は去る九月四日開會以來米洲共同防衛案を纏り米國とアルゼンチンの意見對立し紛糾を重ねてゐるが廿四日夜の本會議に於て遂に米洲各國の連帶關係を確認した「リマ宣言」を全會一致可決した、米國側は全體主義諸國家の南米進出に備へる必要を強調し米洲外部からの侵略に對する團結を旨とした宣言案作成を主張したがアルゼンチンの強硬反對で遂に右に關する字句を削除し宣言は一般的な侵略反

對宣言の形となつたものである、宣言は既に廿二日非公式に成立したがその後ブラジル代表から宣言の字句につき修正の申出があり本會議附託が遅れたもので廿四日ブラジル代表フランコ氏は

對宣言の形となつたものである、宣言は既に廿二日非公式に成立したがその後ブラジル代表から宣言の字句につき修正の申出があり本會議附託が遅れたもので廿四日ブラジル代表フランコ氏は

米洲國際聯盟設置案
一 米洲經濟調查會設置案
一 米洲諸國の民法、商法統一案

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化
ニューヨーク【三三】 汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期待されてゐる矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度行惱み状態になつたが廿二日ニューヨークに通したヘラルド・トリビュン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化
ニューヨーク【三三】 汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期待されてゐる矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度行惱み状態になつたが廿二日ニューヨークに通したヘラルド・トリビュン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化
ニューヨーク【三三】 汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期待されてゐる矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度行惱み状態になつたが廿二日ニューヨークに通したヘラルド・トリビュン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化
ニューヨーク【三三】 汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期待されてゐる矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度行惱み状態になつたが廿二日ニューヨークに通したヘラルド・トリビュン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米代表の態度にア國硬化
ニューヨーク【三三】 汎米會議は米洲共同防衛宣言案により圓滿解決を期待されてゐる矢先アルゼンチン側の態度硬化により再度行惱み状態になつたが廿二日ニューヨークに通したヘラルド・トリビュン紙リマ特電は此の間の事情を左の如く報じてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

米洲各國の民法、商法統一案
の三重要提案を上程審議した結果何れも專門委員會に附託して更に検討せしめ一九四三年の次期汎米會議に再提出せしめる事に決定、かくて會議の眞面目たるべき重要提案は次々に擱り置し運命となつてゐる

の平和、安全、及び領土保全を毀損し
 或は西半球内の民主主義的制度を危殆
 に陥れようとする外部からの諸勢力に
 對抗する汎米共同戦線の成立を示すも
 のである、今回の汎米會議の成りは現
 下の國際危機に對する吾人の憂慮を砂
 からず輕減する、余はリマ宣言の外
 に特に人種的宗教的頑迷及び狹量に反
 對する決議、西半球に於ける外國分子
 の政治的活動反對の決議、及び通商障
 害緩和に關する決議の三決議の意義を
 指摘した、

ランドン代表 米國の汎米諸國に對する

政策は一貫して紛争の平和的解決及び
 安全感の相互的促進に向つての協力を
 基礎にして來た、この政策は米國內で
 如何なる政黨が權力を把握しようとも
 渝らぬものである

ハル代表の努力無駄ならず

リマ【三三三】汎米會議は採みに採んだ
 揚句アルゼンチン案を鷓呑み同様にして
 リマ宣言を通過させた他實質的價值乏し
 き卅六個の決議を可決、明廿六日或は廿
 七日に閉會の段取りとなつたがリマの有
 力消息通は汎米會議の成果につき左の如
 く批評してゐる

一 ラテン・アメリカ廿ヶ國の内中米諸

國全部と南米の北部諸國は米國勢力の
 影響下にあり進んで若くはやむを得ず
 米國案支持の態度に出たことがリマ宣
 言の四章を通じ判然としたが南部へ行
 くほど米國の勢力が弱くなつてゐるこ
 とが判明した

一 アルゼンチンの對米反感は傳統的で
 ある、即ち人口の半分近くがイタリア
 系である、全體主義排撃の名の下に共

同防衛を保持されても容易に動かぬの
 は寧ろ當然であらう、而してアルゼン
 チンがハル案の代案として會議に提出
 した案は會議に先立ち日國で準備され
 た案よりは遙かに汎米協同に首を突込
 んだものと評するからハル米國代表
 の努力は決して無駄ではなかつたと評
 される、今後米國が汎米會議を足場と
 し個別に經濟的接觸或は進出の村運
 を作らんとする形勢にあるのは注目し
 値する

汎米會議閉會

リマ【三三三】第八回汎米會議は米洲共
 同防衛に關するリマ宣言以下數々の收
 束を以て閉會した、會議は同
 日午後六時からペルー外相コンチャ議長
 司會の下に最後の全體會議を開き各國代
 表は夫々總數卅州の多きに達する各決議
 宣言等に署名を了したがこれはいはれ
 も米洲各國の提携促進、共同防衛、連絡
 改善、文化關係の促進を企圖したもので
 ある、會議終了後ペルーのベナウイデス
 大統領は各代表を招待して送別晩餐會を
 開いた、尙米國代表ハル國務長官の一行
 は廿八日正午リマの外港カイヤオ出帆の
 汽船で一路歸國の途に就く等である

▲リマ宣言調歌

代表コンチャ外相は閉會に當り汎米諸國
 の共同防衛を骨子とするリマ宣言の成立
 を謳歌して次の如く述べた
 リマ宣言の採擇により米洲諸國の連帯
 は今や漠然たる願望の域を脱して活
 る勢力となり外國の活動によつて我等
 の死活的權益が脅威を受ける場合には
 何時でも活動を開始することが出来る
 やらになつた、我々が汎米會議の閉會

に當つてこの事實を確言し得ることは
 欣快に堪へない
 軍國主義の脅威を強調
 リマ【三三三】第八回汎米會議は廿七日
 の全體會議を以て同後十五日間に亘る議
 事を終了、閉會したが米國首席代表ハル
 國務長官は閉會當日の送別晩餐會席上軍
 國主義の脅威を強調して次の如く述べた
 米洲諸國は世界を破滅の脅威の前に曝
 してゐる軍國主義の侵略に對して飽く
 迄抵抗するために最善の警戒を怠つて
 はならない、條約や協定が全く無視さ
 れ省みられない今日の世界に於て米洲
 の各共和國は平和、秩序及び平等の基
 礎並に精神を確立し強化する爲に努力
 しなければならぬ

ル大統領汎米會議を謳歌

ワシントン【三三三】ルーズヴェルト大
 統領は廿七日の新聞記者團との會見に於
 て同日閉會した第八回汎米會議の成果に
 言及、會議は正に大成功であつた旨次の
 如く語つた
 リマ會議は非常な成功を収めたものと
 考へてゐる、米國の代表は會議に於て
 達成せんとした處を所期通り達成した
 のだから正にこれは成功と云はなけれ
 ばならぬ

獨紙汎米會議を嘲笑

ベルリン【三三三】去る十二月九日から
 リマに開催中の第八回汎米會議に對しド
 イツは終始至大の關心を拂つてその成行
 を注視してゐたがベルリンの有力紙ナハ
 ト・アウスガubeは汎米會議閉會の廿七
 日一文を掲げリマ會議の結果を嘲笑して
 次の如く述べてゐる

第八回汎米會議は米國にとつては失敗
 であつた、ルーズヴェルト大統領はユ
 ダヤ人の金融家と共に弗の力による南
 米征服の政策を續けて來たがリマ會議
 では無様な黒墨を取つた
 佛紙汎米會議を繼讀
 パリ【三三三】パリ各紙は廿七日を以て
 閉幕した第八回汎米會議の成果を一齊に
 繼讀し會議の結果は正に「民主主義の勝
 利」であるとして大いにこれを歡迎して
 ゐる、就中ジュルネ・アングストリエル
 紙は「新しき國際聯盟、米洲に誕生す」と
 述べてリマ會議の成功を讀へてゐる
 汎米會議は米の失敗
 (獨外務省見解發表)
 ベルリン【三三三】第八回汎米會議の終
 幕に當りドイツ各紙は會議を通じて米洲
 諸國の共同防衛策の確立を期した米國の
 策動は完全に失敗に歸したと斷じてゐる
 がドイツ外務省機關デイプロマティッシ
 ュ・コルネンペンデツも廿九日米洲諸
 國を米國の傘下に集めんとした米國側の
 努力は失敗に終つた旨次の如く論じてゐ
 る



中米無償波長協定成る

ワシントン【三三三】汎米諸國がリマの
 汎米會議に於いて汎米共同防衛案に腐心
 してゐる折柄米國並に中米諸國代表は八
 日グアテマラ首都グアテマラ・シテイに
 集合して無償波長協定に調印を了した旨
 廿七日米國國務省から發表された、右協
 定締結に當り米國はパナマ運河防衛に必
 要な無償施設の保護に關する條項を挿入
 するに成功した
 リオに日本製Xマス玩具
 リオデジャネイロ【三三三】近年日伯親
 善關係が頓に強化されてからヴァルガス
 大統領夫人は従來歐洲に求めてゐた貧民
 施與用のクリスマス玩具を日本に求める
 事となり本年も大阪商船會社リオデジャ
 ネイロ丸で入荷した十五箱の玩具を廿四
 日官邸に集まつた貧民達に施與し貧民兒
 童を喜ばせた、右日本玩具を採んだリオ
 デジャネイロ丸は廿五日を入港豫定日と
 してゐたがそれではクリスマス前夜に間
 に合はないとて大阪商船會社當事者の機
 轉で入港豫定を變更二日早めさせたもの
 であるが本社より右指令を受けたリオデ
 ジャネイロ丸船長はケーブタウソ出帆以
 來全速力で南大西洋を横斷し命令よりも
 更に二日早く廿三日には見事リオ灣頭に臨
 り込みヴァルガス大統領領其他官民の賞讃
 を拍した、尙司法次官夫人も反共聯盟會

なく今後ともその古い傳統によつて自
 から獨立に米洲以外の大體と經濟的、
 文化的關係を促進改善するに努めるだ
 らう

内でリオ同胞婦人團寄贈の玩具を貧民に
贈與した事實もあり本年のクリスマス・
イヴも貧民間には日本玩具一色で盛り
つぶされた観がある

ブラジルで近く獨身税設定

リオデジャネイロ【三三】ブラジル政
府は人口増殖の目的を以て佛伊諸國の現
行法令に倣ひ近く獨身税を設定すると共
に大家族補助法を布告する事となつた、
新獨身税は男子のみに賦課され廿五歳か
ら卅四歳までは廿ミルレエ(約四圓)卅
五歳から四十四歳までは卅ミルレエ(約
六圓)四十五歳から五十四歳までは四十
ミルレエ(約八圓)五十五歳から六十五
歳までは廿ミルレエとなる模様である、
右の他年收六コントス(約千二百圓)以
上の獨身者及び年收九コントス(約千八
百圓)以上の子供無き夫婦には各二パー
セントの賦課をなす、以上の新獨身税に
よる収入は結婚費の低利貸出し、大家族
に對する補助に充てられる筈で大家族は
今後家賃の免除或は低減、子弟教育費の
免除或は低減、公職の輪旋等の特典を興
へられる事とならう

チリ一新内閣觸れ

サンチャゴ【郵信】去る十月末ベルー新
大統領に當選したペドロ・アギレ・セル
ダ氏は十二月十四日チリ議會に於て大
統領に正式就任、次いで十五日新内閣の
觸れを左の如く發表した

- 内相 ペドロ・アルフォンゾ
- 外相 アブラハム・オルテガ
- 蔵相 ロベルト・ワチヨルツ
- 國防相 アルベルト・カペロ
- 法相 パウル・プガ
- 文相 ルデキンド・オルテガ



第百三回聯盟理事會

ジュネヴ【三三】第百三回國際聯盟
理事會はスウェーデン代表サンドラー外
相司會の下に明春一月十六日よりジュネ
ーヴの聯盟會館に於て開催されることに
決定し廿三日議題の内容が發表された、
議題の主なるものは支那代表部が去る五
月の理事會に提出以來蒸し返されてゐる
日支紛争に關する提案とスペイン人民戰
線軍政府所屬の外人義勇軍撤收問題等
である

- 土木相 アルトロ・ピアンチ
- 農相 アルトロ・オラヴアルリア
- 保健相 ミゲル・エチヤバルネ
- 植民相 カルロス・マルテイネザ
- 労働相 アントニオ・ボウビン

電話番號變更

今回同盟通信社電話番號一部變
更に伴ひ本誌關係も左の如く變
更しました

- 同盟旬報編輯關係 銀座(57)六〇七九
- 同盟旬報販賣關係 銀座(57)〇三九七

同盟通信社の
機構と使命

社團法人同盟通信社は、東京、大
阪をはじめ、日本全国各地に亘る
約二百社の有力新聞社、並に、日
本及び朝鮮の兩放送協會の協力に
よつて、組織されてゐる國家公共
の機關である。
その目的とするところは、國の
内外に正確公平なる報道を普及徹
底し、以て、内に公正なる輿論を
作興すると共に、外に、國際的理
解を増進せんとするにある。
日々の全國の新聞や、朝夕のラ
ヂオの放送によつて、「ロンドン」
日發同盟と、「上海」日發同盟一
として發表される海外のニュース
は、いづれも、同盟通信社の手に
よつて蒐集されたものである。
この略稱「同盟」の名を以て、
全世界に知られてゐる同盟通信社
は、九千萬同胞のために、東西兩
半球に跨る五十餘箇國の出來事を
最も正確且つ迅速に報道すべく、
全世界の隅々に迄完全なニュース
網を張り繞らしてゐる。
「同盟」は、單に海外のニュース
のみならず、日本全國津々浦々に
も、綿密な通信網を張り繞らして、
中央から地方へ、地方から中央へ
と、間斷なく流れる國內のニュー
スを蒐集頒布してゐる。
かくて、世界の動きは、「同盟」
を通じて、瞬時に日本全國に報ぜ
られると同時に、日本の聲は、「同
盟」の手を経て、刻々に、全世界
に傳へられつゝあるのである。

「國際通信聯盟」

- 日本 同盟通信社
- 滿洲國 通社
- 英國 羅伊ター社
- 米國 U・P社
- フランス アヴァス社
- ドイツ D・N・B社
- ソヴェト タス社
- イタリヤ ステファアニ社
- ポロランド P・A・T社
- 外二十ヶ國代表の二十社

同盟旬報

(毎月三回發行)
定部 廿五錢 送料寄部
半年分 五圓五十錢 一錢五厘
壹年分 拾圓 約半年以上の
購読は本誌
購読部

編輯發行 大川幸之助
東京市神田區神保町一ノ五六番
印刷所 濱中印刷所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 社團 同盟通信社

同盟通信社發行物に關
する御用はすべて左記宛に
御願ひします。

東京市銀座西八ノ九

【同盟通信社別館】
社團 同盟通信社出版部
振替 貯金口座
東京 八五〇〇番

電話専用
銀座(57) 三九七
銀座(57) 六〇七八
銀座(57) 二二三〇
銀座(57) 六〇七九

內閣印刷局發行圖書 (昭和14年1月現在)

內閣

官	報	1ヶ月部	0.95
		1ヶ月外	0.05
週	報	1ヶ月部	3.00
		1ヶ月部	0.05
週報	合本	半年前	1.20
		1ヶ年前	2.40
寫真週報	合本	昭和十二年上篇(1號—37號)	1.85
		昭和十二年下篇(38號—68號)	1.30
		昭和十三年上篇(64號—89號)	1.30
月刊	法令全書	1部	0.10
		半年前	2.40
官廳刊行圖書	月報	1ヶ年前	4.80
		内地送料	0.80
昭和十四年用職員手帖	職員錄	内地送料	0.14
		送料	0.06
昭和十四年用職員手帖	職員錄	昭和13年7月現在	3.80
		送料	0.30
第七十三回帝國議會議事速記録集	昭和	大禮要録(第十版)	3.00
		昭和十三年列國國勢要覽	0.15
月刊統計時報	昭和十二年	死因統計	2.00
		人口動態統計	1.40
月刊企畫	昭和十二年	死因統計	0.14
		人口動態統計	0.14
列國資源撮要	重要礦物資源資料目錄	第四號	0.45
		送料	0.09
全國公私試驗研究項目要覽	地方財政改善ニ關スル內閣審議會中間報告	第一號	1.00
		送料	0.09
條約彙纂	一般國際條約集	第二卷	8.00
		第八部	
外國爲替管理法及關係命令	英文日本財政經濟年報(1937年)	昭和十一年度分	2.00
		大藏省第六十二回年報	3.50
早稲日本外國貿易年表	昭和十一年度	主稅局第六十三回統計年報書	4.50
		昭和十二年調金融事項參考書	2.00
昭和十三年八月改訂	臨時資金調整法令	昭和十一年度	0.16
		十二年度	0.03
十二年度	國債統計年報	十二年度	2.20
		内地送料	0.10

昭和十二年	第六十二次銀行局年報	3.80
	銀行總覽	2.50
	無盡業關係法令	0.15
	國債法規	12.00
	陸軍省	0.22
	帝國及列國の陸軍(昭和十二年版)	0.30
	中部支那明細圖	0.05
	文部省	0.03
	國體の本義	0.35
	國體の本義解説書	0.20
	我が國體に於ける神道	0.20
	我が國體に於ける儒教	0.20
	孝子本德	0.30
	教學叢書	0.55
	學校體操教授要目	0.15
	日本語學振興委員會	0.85
	研究報告	1.00
	青年學校關係法令追録	0.10
	保存行政關係法規	0.10
	農林省	0.20
	米穀關係法規	0.60
	水產會關係法規	0.80
	輸出水產物取締關係法規	0.90
	輸出水產物ノ生産並ニ輸出統計表	0.06
	中華民國北支中支新政府並滿洲國	0.35
	水產物輸入關稅及同輸入統計表	0.03
	米國ニ於ケルレイヨン關係業取引	0.25
	取締規則ト織物内容表示問題	0.03
	商工省	
	昭和十一年工場統計表	6.50
	輸出入品等ニ關スル臨時措置(第一、二、三回)	0.90
	ニ關スル法律及關係法規集(加除訂正版)	0.06
	厚生省	
	退職積立金及退職手當法關係法令	0.12
	會計検査院	
	會計検査法規	0.70
	昭和十二年刊行帝國決算統計	4.50
	南洋廳	
	南洋廳法令類聚	9.00
	第一回追録	2.00

申込所
 內閣印刷局直賣所
 全國各地官報販賣所
 全國書店(週報、寫真週報は) 驛賣店にもあります

發行所
 東京市麴町區大手町
內閣印刷局
 電話(丸ノ内)(23)351—359
 振替東京19000

昭和十四年出版發賣

同盟通信社調查部編

昭和十四年版

時事年鑑

☆四六倍判八百五十餘頁
☆美麗箱入本製本特製

『時事年鑑』は凡ゆる年鑑と百科辭典を一冊に壓縮した我國唯一の綜合大年鑑であります。その内容は今更申すまでもなく飽く迄も『時事年鑑』二十年の傳統を生かすと共に本社獨特の組織と完備せる通信網と相俟て本社調査部總動員の上取材したその豊富なる資料、正確なる統計數字を以て誇り得る最新のものとして確信致します。『昭和十四年版時事年鑑』は政治、外交、軍事、財政、經濟、交通、労働に更に文藝、美術、スポーツ等に、事變下日本の凡る實相と國際非常時局の情勢を克明に記録しつくしたもので、總ての年鑑中の王座『標準版』の自信を以つて世に贈るものであります。敢へて銀行、會社、工場、學校は勿論御家庭にも是非一部を御備へになる様お奨めする次第であります。

◎ 内容見本進呈

皇	憲	法	室	功	口	象	治	院	會	政	帝	貴	衆	政	行	外	財	租	專	國	陸	海	金	財	郵	商	保	質	產	林	
憲	法	室	功	口	象	治	院	會	政	帝	貴	衆	政	行	外	財	租	專	國	陸	海	金	財	郵	商	保	質	產	林		
地位	人	勳	職	官	展	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
文	文	藝	家	衛	婦	社	警	行	日	裁	出	學	大	高	近	教	社	教	勞	航	通	水	鐵	道	運	工	鑛	水	文	文	
壇	藝	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭
近	美	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知	知
附	支	特	哀	各	國	其	有	ア	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列	列
五	那	事	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種
十	事	變	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
字	變	記	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
索	變	記	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
引	變	記	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會

定 價
金二圓五十錢
送料 地方六十三錢
海外六十二錢

東京市京橋區銀座西七丁目一〇番地 同盟通信社發行
電話 五八〇〇番 五八〇〇番 五八〇〇番 五八〇〇番

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一〇番地

社同人盟通信社

電話代表番號(57)二二二番(5)
振替貯金口座東京八五〇〇〇番